

「新愛知」における

仏骨奉迎の記事について

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行人を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行人らの報告書を読むと失敗であったとか事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

現在、私は当時の仏教界における各宗の事情や意見をながめるため、各宗の機関誌から関連記事を取り出して考察している。

本稿では、地元の名古屋ではどのようにみていたかを地元新聞

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

の「新愛知」からながめてみよう。

「新愛知」は現在の中日新聞の前身で、明治十九年三月に自由民権運動を続けてきた大島宇吉が、同志とともに題号なしの「無題号新聞」を報文社より発行したのが始まりである。官憲の干渉、圧迫が厳しく発行停止処分にあい、翌年七月には廃刊となった。続いて「愛知絵入新聞」を「無題号新聞」と改称し、同二年八月一日に第一号を発刊した。

しかし、翌年四月二十三日の第二二六号で廃刊されたため、「愛知絵入新聞」を陣容一新の上発刊した。これもまた筆禍を浴びて発行停止となり廃刊され、二十一年七月五日に初めて新愛知社より「新愛知」が発行された。これもいく度かの停止処分にあったが、二十二年七月に本社を本町二丁目に移し印刷機械や活字などの工場設備を完備して発行した。

当時の諸新聞が政治思想の向上だけを至上主義としたのに対し、「新愛知」は社会大衆の実益に立脚した産業、教育の指導的地位に立つことも主張した。官憲からは何回も発行停止の処分を受け、代用紙の「名古屋」や「真愛知」を発行して言論で抵抗した。⁽¹⁾

このような「新愛知」には、明治三十三年四月十日発行の「妙心寺の各宗委員会」の記事で、仏骨奉迎について大谷派本願寺に一任したことを述べている。それ以来、三十七年十二月七日発行の日暹寺における成道会法要の記事までをとりあげた。

翻刻にあたり、仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字

に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。また、明らかな誤植は訂正した。

注

- (1) 「新愛知」については『名古屋市史』学芸編(大正五年十二月 名古屋役所)『名古屋印刷史』(昭和十五年十二月 名古屋印刷同業組合)一〇四頁以下、『愛知百科事典』(昭和五十一年十月 中日新聞本社)一七〇、四一四、五〇四頁、『中日新聞創業百年史』(昭和六十二年八月 中日新聞社)五頁以下、『新修名古屋市史』第五卷(平成十二年三月 名古屋市)八四九頁以下などによった。

妙心寺の各宗委員会〔明治33年4月10日〕

再昨七日、京都花園妙心寺龍泉庵に於て開きたる各宗委員会に出席したるは、大谷派和田円什、仏光寺派有馬憲文、天台宗蘭光轍、西山派青井俊法、臨濟宗前田誠節の五氏にて、真言宗土宜法龍氏は欠席せり。会合席は同庵書院にて秘密に議したるを以て詳細は知るに由なきも、要するに次期議会に提出すべき宗教法案に就ての準備に外ならず。其他第二妙心寺會議に議決したる京都に各宗派集議所設置の件、帝國仏教會組織に就て会則編成の件は、来る五月二十五日各宗派管長會議の開設を待て決議する事とし、会場は建仁寺の方丈なるべし。次に仏骨奉迎の事は大谷派本願寺に一任したるが、多分南条博士に托する事となるべし。尚此の件に就ては、大谷派に於て協議し再び各宗派委員へ通牒決定する事に定めて散会せり。

仏骨受取委員〔明治33年4月11日〕

前号記載の如く、各宗委員は去る八日妙心寺に會し、来月建仁寺に於て開會する各宗派管長會議の相談を開きし際、暹羅國皇帝陛下より分与の積尊遺骨受取の事は、大谷派に一任するに決し、其旨同派に通じたるに、同派にては直ちに承諾の上、連枝寶香院大谷勝達師（越中城ヶ端別院住職）を選定し、南条博士外二名随行と定めたるが、右連枝の一行は来る十七八日頃出発の筈なり。

仏骨歡迎に関する各宗の協議〔明治33年4月15日〕

各宗委員会は、既報の如く去る七日洛北妙心寺龍泉庵に於て第一回を開きしも、翌八日より妙心寺に於ては授戒會、大谷派本願寺に於ては大法要の執行あり。旁々開會する運びに至らざりしも、暹羅皇帝より仏骨遺灰及び遺品等分与の件に付き至急協議を要するを以て、一昨日午前十時より龍泉庵に於て第二回委員會を開けり。出席者は二十余名にして、當日の議案は歡迎委員派遣の件、同經費の件、暹羅國皇帝陛下へ献上品の件等なりしが、本件に付ては本派本願寺へも特に照會したれば、同本山より神根善雄師出席し、斯くて午前十一時三十分より午後に涉りて協議會を開き、午後二時四十分より更に本會議を開き、本派委員神根師は本件は近日開くべき各宗派管長會議に提出し慎重に討議せんと述べしも、既に期日切迫せることなれば、管長會議を待ち難しとの事に結局調査委員三名を選び付托することとし、尚ほ本件に付き日蓮、曹洞、浄土の三宗より照會の次第もあれば、委員を東上せしめ右三宗に交渉し、暹羅國皇帝陛下の思召の如く我が仏教各宗派一致して奉迎せんとするに決し調査委員三名を選挙せしに、本派本願寺委員神根善雄、大谷派本願寺委員土屋觀山、臨濟宗建仁寺委員瑞岳惟陶の三師當選し、次に日蓮、浄土、曹洞三宗への交渉委員一名を選挙せしに、仏光寺派委員有馬憲文師當選せり。依つて右調査委員の報告を待ちて、来る十八日午前十時より更に本會を開くこととし、四時過ぎ散会せり。尚ほ仏骨歡迎委員は此程の紙上に、大谷派連枝寶香院大谷勝道師を推薦すべしとのことを記

せしが、聞く処ろに依れば委員会にては、同派新門主大谷光演師を推選せんとの意向なりと。

妙心寺会議〔明治33年4月20日〕

一昨日午後、洛西妙心寺龍泉庵に於て夫の仏骨迎齋の爲め各宗会議を開きたり。前田誠節師を議長に、名和滄海師を副議長に選挙し、夫れより前田師議長席に着き、今回の会議に關して去る十五日委員会にて定め各自に配布せる原案に就て熟議ありたき旨を注意し、尚ほ日蓮、曹洞、浄土の三宗に交渉の爲め曩に上京したる仏光寺有馬憲文師が、三宗委員同伴にて一昨日午後五時頃着京せる筈なれば、之を待つて十九日午前八時より開議する旨を宣告し、次に橋本峨山師の伝語に由り稲垣公使より別に本議に關し三浦、鳥尾両子へ依頼し越せる旨あれば、両子にも協賛を求めて可ならんとの由を述べ、更に匿名の文書仏骨奉迎は結構なるも、之を迎へたる後の処置は如何すべき予じめ定め置くの要ありとの主旨を朗読して会衆に注意し之れにて閉会せり。

仏骨奉迎協議会〔明治33年4月21日〕

各宗派仏骨奉迎協議会は、前日に引続き一昨十九日も午前十時二十分洛西妙心寺龍泉庵に開議したるが、出席者は各宗委員廿九名にして、當日は東京より曹洞、浄土、日蓮三宗よりの出席あり七名出席を増したり。かくて議長（前田）は前日に引続き本日より本議に移るべきを宣言し、先づ仏骨奉迎の議を提出し、満場賛同

を表し奉迎を可決したるが、真言宗の小林榮運氏は独り異議を唱へ、此仏骨といふも或は偽物にて牛の骨か馬の骨なるやも計られず、従つて調査を要すべしと考ふるにつき、奉迎使差遣に先ちて数名の先発者を派遣し調査を為さしめんとするの緊急動議を提出したるが、是に對し仏光寺派の有馬憲文氏は、本件は苟そめにも我邦を代表し暹羅國に駐劄せる全權公使に於て充分の調査ありし事なれば、牛骨や馬骨の氣遣はなく調査の必要なしと駁し、両説とも賛成者あり一時は議論噉々として議場も静かならざりしが、時當に正午にて議長は休憩を命じたるが、其の間に仲裁する者ありて、小林氏は調査説を撤回することとなり、午後一時開会せしが、奉迎使に於て正副を区別するは各宗派の感情を害すべきにつき、原案にある正使一名副使二名とあるを止めて委員とし、各宗派より五名を出ださんと云ひ、員数に付てまた種々の議論出で、協議会又は休憩再度あり午後四時開議したるに、曹洞宗弘津説三氏の説として真言、浄土、曹洞、日蓮、臨濟、本願寺派、大谷派の七宗より各一名の奉迎委員を選出し、而して七委員にて正副使についての協議を托することにせんとの説に對し、議長は採決せしに多数にて之に決し、昨廿日午前九時より引続き開議することを宣告し、散会せしは午後四時四十分なりし。

仏骨奉迎協議会〔明治33年4月22日〕

過日来妙心寺龍泉庵に於て開ける仏骨奉迎各宗協議会は、一昨日も前日に引続き開会せしが、午前は秘密の協議のみにて午後一時

四十分本会議を開き、奉迎議案につき逐条審議をなし、其間二回秘密協議会をなし、二時二十分より再び開議して同協議案の二次会を了り、夫より特別協議案として仏骨塔廟建築及び地所買入の件並びに帝國仏教会設立の件を議して休憩し、更に四時三十分開会し仏骨奉迎協議案の三次会を開き、左記の如く議定し、次に皇太子殿下御慶事奉祝献上品協議案を左の如く議決し、其の委員には議長より稲葉元厚（妙心寺派）小林栄運（真言宗）土屋觀山（大谷派）名和淵海（本願寺派）河野良心の五師を指名し、尚ほ仏骨奉迎事務所を大仏妙法院に設け追て常務員の確定するまで前記五名の委員に事務を依託することとし、午後五時一同議事録に調印し是れにて今回の会議を終了せり。

積尊御遺形奉迎協議案（可決）

第一項 帝國仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し、暹羅國へ派遣せしむる事。但し宗派は真言、臨濟、曹洞、淨土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協議の上之を□む。○第二項 奉迎使は互選を以て正使一員を置くことを得。○第三項 各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、稲垣公使に宛、管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事。○第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。但物品の価格は合て金一千元を程度とし物品の選択は奉迎使の協定に一任すべし。○第五項 各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を選定し、奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但選定委員の姓名住所等は本日より五日以内に通知せ

られたし。○第六項 積尊御遺形仮奉安所及奉迎事務所を設置する事。但京都市下京区妙法院前町妙法院とす。○第七項 奉迎事務所に関する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事。前項の費用は一時借入金を以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし。奉迎使派遣の費用を定むること左の如し。

一金二万円 奉迎使派遣費

内 金千円 奉呈物品購入費

金七千円 奉迎使往復費

金二千円 奉迎使予備費

以上、費用は奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し一時立替べし。

第九項 御遺形仏式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は

奉迎委員に於て之を協定すべき事。

一 上陸会 長崎に於て之を行ふ

一 奉迎会 京都に於て之を行ふ

一 仮安置会 同上

一 拝迎会 沿道各所に於て之を行ふ

一 拝瞻会 仮安置の後期日を定め之を行ふ

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付左記各項の事業計画を為し、宗派會議に提出し決定すべき事。

一 塗□建設の件

一 同上建設地決定の件

一 右費に関する件

第十一項 奉迎使に推薦したる各宗派に対しては當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事。

特別協議案（可決）

一 皇太子殿下御慶事に付各宗派奉祝献品を為し、管長連署總代を以て祝詞を呈し、之れが献納を為す事。但し議長指名を以て各宗派より委員五名を選定し献納物品の選択及之れに関する諸般の事項を委托する事。

特別協議案（可決）

一 積尊御遺形を奉迎し及び之れを奉安し、日本仏教者に於て永遠維持し奉らんが為め帝国仏教会を設立し、同会組織方法等は之れを各宗派管長会に提出し議決を求むべし。

仏骨奉迎につき〔明治33年4月24日〕

既報の如く、仏骨奉迎事務所を大仏妙法院に設置する事となりしを以て、再昨二十一日更らに天台宗蘭光轍、臨濟宗前田誠節の両委員妙法院に至り、門跡村田寂順師に面会し、奉迎事務所借用の件を協議し、同門跡も承諾して及ぶだけ尽力せん事を約したれば、一昨日午前十一時より、奉迎事務委員大谷派土屋観山、本願寺派名和淵海、真言宗小林榮運、臨濟宗稻葉元厚、時宗河野良心の五師妙法院に到り、室内等を検分し午後一時退散したる由にて、昨廿三日午後三時より更らに委員会を開きしと。▲仏骨奉迎使派遣に付、各宗派より暹羅国皇帝陛下及び同国外務大臣並びに稲垣公使へ各管長連署の書面を呈する筈にて、前田誠節師目下起

草中なりと。▲暹羅国宮中其他前年渡米ありたる親王及び各大臣への贈呈品は、何れも日本美術品の内より選択する意見にて、比叡山延曆寺、真言宗総本山教王護国寺、両本願寺、曹洞宗越山能山両本山、浄土宗総本山知恩院、其他有名なる各本山の写真をも合せて贈るよし。▲奉迎使は再昨廿一日より明廿五日まで五日間以内に、両本願寺、真言、浄土、臨濟、日蓮、曹洞の七派より各一名づゝを選定し、奉迎事務所に届出づべき筈にて、予て記せし如く各宗派より大谷派法主大谷光瑩伯正使として出発せられんことを驥望するも、法主は事務法務多事を以て辞したるにつき、更らに同新門主大谷光演師に囑したるに、快よく承諾あり。同門主は旅行準備の為、一昨廿二日午前零時廿七分七条発列車にて、東京浅草別院に帰任することとなり。随行は南条文学博士以下三名なるよし。▲仏骨奉安所は大仏妙法院となりたるが、多分一昨年新築したる（宸殿假般舟院）を以て之を充るなるべしといふ。

仏骨奉迎準備彙報〔明治33年4月26日〕

仏骨奉迎準備に関し尚ほ聞く所に依れば、大仏妙法院内に設けたる奉迎事務所は五名の事務委員日々詰切るの必要なければ、當分一名づゝ午前中に出頭することに定め、必要の際総員集合する筈なりと。▲十二宗三十六派に於て宗派毎に奉迎委員一名を置く筈にて、此委員は去る廿一日より昨廿五日までの間に夫々其管長に於て選定し、奉迎事務所へ届出づることとせしが、一昨日までに届出しは五名のみなりし由。▲各宗派より一名づゝ選任する奉迎

委員（総て四十二名）の定まるを待ち、妙法院に委員会を開き奉迎に関する諸事を議定する由。▲奉迎使選定は七宗派に於て一名宛選定する筈にて、臨濟各派の如きは建仁、南禅、天龍、東福、相国の五山の意向は妙心寺の前田誠節師を推さんとし、大徳寺は妙心寺に選挙を一任したるよし。真言宗は久しく印度にありし釈光然師を推すべく、曹洞宗は弘津説三氏、日蓮宗は田村豊亮師なるべく、本派本願寺は弥よ藤島了隠師に決したる由。▲又選定に困難なるは浄土宗なるべく、之れは総本山（知恩院）派と東京宗務局派とあり、交渉随分六ツかしかるべしと。但し奉迎使選定期日は別に定めあらざる由。▲奉迎委員会の第一に行ふは、十名の奉迎事務員を四十二名中より互選するにあり。此の事務員は定まれると同時に、目下の仮事務員五名の交代する筈なりと。此互選は遅くも来る三十日までに行ふ筈なり。

仏骨奉迎委員会〔明治33年4月29日〕

大仏妙法院に仏骨奉迎事務所を設け去る廿一日より再昨廿五日まで五日間に、各宗派より一人づつ、即ち四十二名の仏骨奉迎委員を選定し、奉迎事務所に届出づべき筈なるが、再昨廿六日までに同事務所へ届書の到達せしは、臨濟宗建仁寺派、東福寺派、真宗高田派、仏光寺派、時宗浄土宗西山派、天台宗等にて、其他は今廿九日までには纏まる見込に付、来る三十日臨時委員会を開く由。

妙法院の委員会〔明治33年5月2日〕

京都妙法院内に仮設したる仏骨奉迎事務所にては、去る三十日午後一時より大谷派土屋觀山、本派名和淵海、真言宗林栄運、時宗河野良心、臨濟派稻葉元厚の各氏集会し、仏骨奉迎事務員の事及び暹羅王への献上品の事等を議したる由。一昨日まで届出でたる各宗奉迎委員は、大谷派土屋觀山、永源寺派伊藤宗富、建仁寺派後藤文震、融通念仏宗黒田寛州、興正寺派三原俊栄、時宗河野良心、東福寺派平住幽谷、西山派青井俊法、天台宗蘭光轍、寺門派河村暹尊、東大寺派平岡宥海、妙心寺派後藤禅提、曹洞宗有沢香庵の数氏にして、更に一昨日まで届け出たる分にして未だ開滅せざるは、法相、臨濟、鎌倉建長寺、日蓮宗派、相国寺派、黄檗派等なりと云ふ。

仏教各派と日蓮宗〔明治33年5月4日〕

東宮御慶事奉祝の献品及び仏骨奉迎に付て、仏教各宗派は悉く一致し、日蓮宗にても賛同を表し居るも、独り顕本法華宗の妙満寺、本隆寺、本門法華宗の勝劣派は、固く彼の四個格言を執りて、各宗と一致の行動を為す能はずとて協同せざる由。

可睡齋主の仏骨奉迎〔明治33年5月4日〕

遠州可睡齋の日置黙仙老師は、今回管長代理として仏骨奉迎の爲め暹羅国へ航行に付、来る六日名古屋支部に一泊、翌七日笹島駅発車にて神戸港へ赴き、各宗奉迎者と共に讃岐丸に乘組み、九日

正午ごろ出帆の筈なり。

仏骨奉迎各宗委員会（明治33年5月9日）

予記の如く一昨日午前十一時より、洛東妙法院内の仮事務所にて開会す。会するもの大谷派土屋観山、本派名和淵海、曹洞宗前田誠節の各氏外二十四氏。先づ過日御慶事奉祝として献納品に付ての報告あり、続いて奉迎に関する常任委員を選挙せしに當選者左の如し。

大谷派土屋観山、妙心寺派後藤禪提、曹洞宗有沢香庵、興正寺派原俊栄、時宗河野良心、西山派青井俊法、天台宗蘭光轍、真言宗小林栄運、本派名和淵海、日蓮宗（欠席に付未定）の十名。

尚、浄土宗鎮西派より仏骨奉迎に付て、各宗派との提携を断つ旨通知あり。委員一名を東上交渉せしむる事となりたるが、要するに大谷派新法主正使に付ての不平なりと云ふ。

仏骨奉迎使の発途場（明治33年5月17日）

釈尊遺骨奉迎使大谷光演師を始め前田誠節、藤島了穩、日置黙仙の四氏は、十五名の随行員と共に愈よ来る二十二日午後一時二十四分七条発汽車にて出発し、同三時五十分三宮に着、諏訪山常盤に一泊し、翌二十三日午前十時税関波止場より小蒸汽船にて博多丸に乗込み、正午同港を解纜することに決定せり。右に付き各宗委員其他重なる檀信徒数百名は神戸まで見送り、又七条三宮両駅

発着の節は、煙火を打揚ぐる由。

奉迎使出発期日（明治33年5月20日）

仏骨奉迎使は、真宗大谷派新門主大谷光演師を正使とし、本派本願寺藤島了穩、臨濟宗前田誠節、曹洞宗日置黙仙の三師副使として、愈々来る廿二日午後一時廿分七条発列車にて一行神戸に到り。常盤ホテルに一泊、廿三日同港出帆の博多丸に搭じ出発することとなりたり。奉迎使帰朝の期限は二ヶ月の予定にて、仏骨を仮安置する場所は妙法院宸殿なりといふ。

各宗派管長会（明治33年5月20日）

客年六月建仁寺に於て各宗派管長会を開きし後は、単に宗派委員会にて宗教法案等のことを処理し居りしが、本年定期会として来る六月二日より妙心寺中龍泉庵に管長会を開くこととなり。会期は二週間にて、宗教制度設定に関する件、仏骨奉迎に関する件、其他を議するよし。

奉迎使送別宴（明治33年5月22日）

仏骨奉迎使大谷派本願寺新門主大谷光演師は、再昨十九日午後二時より奉迎事務総理村田寂順師を始め、前田誠節、藤島了穩、日置黙仙の三副使及び奉迎事務員諸氏を枳穀邸に招待し留別の宴を開き、光瑩法主の挨拶あり。席上村田寂順師は左の詩三首を贈りしと。

送奉迎釈尊遺形各宗諸師渡暹 南台 寂順

奉迎万里渡南洋。靈物東來是吉祥。預祝諸師回錫處。扶桑仏日更生光。

鉄輪截海乱濤開。万里処迎交壯哉。大聖似追東漸約。更分靈骨渡洋來。

暹王頒贈仏遺形。欣喜奉迎双樹靈。大白牛車容彼土。報恩頒布一乘經。

又、光瑩法主より光演新法主に左の詩を与られたり。

西邦皇帝勅宣伝。使事任難爾勉旃。奇瑞時生皆善巧。靈趾今現亦方便。慈恩更治暹羅国。光益重加日域天。休遵海洋航路險。

龍神恭護仏陀船。

愚 邱

仏骨奉迎使の出発〔明治33年5月23日〕

仏骨奉迎使の一行は、弥よ昨廿二日午後一時廿四分京都七条発列車にて神戸に出発したるが、七条停車場まで見送り同停車場に於ては五十発の煙火を打揚げたり、神戸旅館は中常盤にして、本日博多丸に乗込、門司に到り。同所に二日、上海に二日、シンガポールに二日間滞留し、同地より便船に乗替へ暹羅国に到る筈。帰朝は七月下旬か遅くも八月上旬にて、暹羅国滞在は一週間か長くも十日間を過ぎざる予定にて、仏骨の神戸に着する砌りは、各宗管長神戸まで奉迎のよし。又、奉迎使の携帯して暹羅国皇帝其他へ献贈する品物は左の如し。

一金地芝山入花生 一 対

白斜子袋入茶色紐にて結び相僅に納め之を復榿櫃の函に入る。

一平目蒔絵巻煙草函 一 個

白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め之を復榿櫃の函に入る。

一真美大観 甲乙 册

紙本絹表紙上等桐文庫に納め之を又榿櫃の函に入る。

又、同国大臣僧正稻葉公使への贈品は左の如し。

一七宝□模様花生 一 対

一同古代模様花生 一 対

一古銅象眼花立 一 対

一古□□二十五条袈裟 一 肩

右袈裟色は縮緬紅白昼夜仕立函は島桐外箱付

一真美大観並製 五部甲乙 册

仏骨奉迎使出発の詳報〔明治33年5月24日〕

各宗派の仏骨奉迎使一行は、愈々一昨日午後一時廿四分京都七条発の列車にて出発したる由は前号に報せしが、其詳報を記さんに、正使なる大谷派本願寺に於ては役員一同午前八時より事務所に集まり、一同旅装等の用意を為し白書院に於て役員一同に光演師対面あり、正午に近き頃各宗本山の見送人及び各宗学校生徒追々に停車場に集まり、十二時二十分奉迎使前田誠節師、花園より京鉄列車にて来り七条停車場前橋本屋に入れり。本派本願寺奉

迎使藤島了穩師は、木辺派の門跡木辺慈孝師、小田尊順、服部執行等と馬車にて来着。次いで大谷派新法主は、随行长南条文雄師其他を随へ着し、何れも楼上にて休憩。村田妙法院門跡、本派連枝大谷尊重、大谷派総務大谷勝縁、相国寺管長中原東涯の各師、其他管長代理執事以下役員講中門信徒、無慮一万余の見送人あり。同停車場は非常の混雑を極めたり。奉迎使の一行は、午後一時二十四分七条駅組立の列車にて出発せり。各宗総代の本船までの見送人は、奉迎事務所常任委員土屋観山、後藤禪提、石川舜台の諸氏にして、何れも門司港迄見送れり。尚ほ奉迎使より暹羅國王其他への献上の物品は前号に報ぜしが、右は各宗派全体より献上するものにして、別に正使たる大谷光演師より同国皇帝へ左の諸品を献納せらるゝ由。

- 一 刺繍結四曲屏風（宇治平等院春景園） 一 双
- 一 絹織壁掛（蓬の園） 一 枚
- 一 刺繍扇額（林中群雅園） 一 面
- 一 刺繍結扇額（山桜の園） 一 面
- 一 婦人用織物洋服地 一 巻

西川代議士〔明治33年5月24日〕

西川代議士は、東海道鉄道の視察を兼ね、仏骨奉迎使大谷光演師の一行及び前田珍男子氏見送の爲め、一昨廿二日神戸に赴けり。

仏骨奉迎使二行神戸出発〔明治33年5月25日〕

奉迎使の一行は、再昨日午後夫の神戸に達するや信徒並びに遠来の僧俗等は神戸停車場付近に押寄せ、各団体並びに講中の旗を立て歓迎し、正使等は県庁の馬車にて諏訪山中常盤に、其他の一行は各旅館に分宿し、尚ほ京都其他よりの見送僧侶及び有志者は数百名に及びり。此夜諏訪山温泉場の外門あたり迄紅灯を山字形に吊し、庭前にて音楽隊の奏楽あり。斯くて正使□一昨朝九時三十分、中常盤出立の先触にて十□□の馬車にて旅館を出て、三台の貸馬車には副使其他同乗し、水上警察署前にて馬車を駐め、有吉参事官等は一行の水上小蒸気船に同乗し、本船迄見送たりき。此日海岸へ群集せし老幼は数知れず。有志の見送り船は小蒸気数隻を充て、尚ほ同船には国旗を飾り音楽隊をも乗せ、僧侶及び信徒等盛んに歓送し、海岸にては絶えず煙火を打揚げて盛んに見送れたり。

妙心寺会議〔明治33年6月6日〕

各宗派管長会議は、弥いよ昨日午前十時より洛北妙心寺内龍泉庵に開会したる筈なるが、其議案は第一帝國仏教会組織に関する件、第二仏骨奉迎準備に関する件、第三仏骨奉安所及び拝殿に関する件等にして、会期は三日間の予定なりと。

日本大菩提会創立式〔明治33年6月13日〕

各宗派管長会議に於て議決したる日本大菩提会は、一昨日午前十

一時五十分大仏妙法院宸殿に於て創立式を挙行せり。宸殿尊牌段は白の幔幕を以て覆ひ、幕外中央上段に妙法院第廿七代獅子吼院一品堯恕法親王の御染筆なる釈迦文殊普賢三尊の大幅を掲げ、一同着席するや理事長村田寂順師開会の辞を朗読し、次に真宗誠照寺派管長二条秀源師及び仏光寺派管長代理有馬憲文師の祝辞、仏骨奉迎委員総代田村豊亮師の答辞あり。来賓鳥尾得庵居士は一場の演説を為し、古へより山城、大和兩國は仏教各本山の所在地なれども、今日は帝都を東京に移され、時勢自から一変し居れば、仏骨奉安の地は東京を以て適當と考ふる旨を述べ、午後一時式を終り折詰の饗ありて退散せり。

本派と大菩提会〔明治33年6月13日〕

本派本願寺は、各派と協同して仏骨奉迎のため、既に副使として藤島了穂師を暹羅国に派遣したるも、各宗派管長会議に於て日本菩提会規則を議するに當り、同派委員は第一期の事業たる覺王殿建立に同意を表したるも、第二期の教育及び慈善事業を起すことに反対し、激論の末管長代理以下委員一同袂を聯ねて退場し、爾來同會議に列せず。前項の菩提会創立式にも参列せざりしが、同本山にては愈よ各宗派と提携を絶ち、藤島師の仏骨奉迎副使を罷め、同師は来る九月巴里に開く万国宗教大会より招待せられ居るを以て、暹羅国より直ちに仏国に出張を命ずることに顧問会に於て決議したれば、不日法主の裁可を経て発表する由。

覺王殿建設と本派の寄付〔明治33年6月14日〕

本派本願寺は、大菩提会の第二期事業として、教育及び慈善の起業を為すことに反対し、同会組織に同意せざることに決したれども、仏骨奉安のため覺王殿を建設することは勿論賛成なりとて、同殿建設費中に金二万円を寄附する事に決定し、顧問利井明朗、注記名和淵海の二師は、大仏妙法院に仏骨奉迎事務総理村田寂順師を訪ふて其旨を陳述したる由。

仏骨奉迎と汽車賃割引〔明治33年7月17日〕

関西、尾西両鉄道は、仏骨奉迎者の便利を計り、来る十八、十九、廿の三日間各駅より京都市行往復三割引切符を発売する由にて、通用期限は一週間なり。

仏骨奉迎報告演説〔明治33年10月2日〕

暹羅国王陛下より我国仏教徒へ分与せられたる釈尊の遺形奉迎報告演説を、當時奉迎使として渡暹せし前田誠節師等の一行が、来る三、四の両日間當市下茶屋町大谷派別院に於て開會さるゝに付き、其の準備として日本大菩提会本部より理事後藤禪提、三原俊栄の二氏並びに大谷派本願寺より畠山氏等も来名し、去る二十九日県下の各宗派教務取締等と諸事を合議せり。右の結果、同会仮事務所を當市南桑名町大林寺内に置くことゝなれり。尚ほ同一行が各地に於ける報告演説の日割は左の如し。

十月二日 岐阜市▲三日、四日 名古屋市▲五日 大垣町▲六

日、七日 神戸町▲九日、十日 武儀郡中洞▲十一日 上有知町▲十二、十三、十四日 郡上郡八幡

仏骨贈与の議〔明治33年11月1日〕

今春暹羅国皇帝陛下より分与せられし釈迦如来の分骨歓迎の爲め、本邦各宗総代として本願寺連枝が従者二十余名を召連れ態々同国に出張したる事に付ては、心ある僧侶社会中には尙かに響感せしものも多かりしやに聞きしが、鎌倉銭覚寺に安置せる仏牙舍利は、建保年間源実朝卿故ありて彼の国より奉迎したる釈迦如来の歯牙にして、其大き約一寸強にて実に靈現著じるしきものなるに由り、老若男女の帰依浅からず、之れを宝殿国宝の殿宇内（健保年間の造営に係る）に安置し、毎年十月十五日を以て厳かなる仏牙舍利大法会を執行するを常例と爲し居る由なるが、今春同国皇帝陛下より好意を以て仏骨を本邦に分与せられしに付ては、今回は本邦僧侶より前記の仏牙舍利を同皇帝陛下に分贈し、以て仏教国の交情をして益々親厚ならしめんとて、目下稲垣公使を始め貴族院議員児玉淳一郎、法学士鈴木正也、早川千吉郎、法学士大津麟平諸氏等同国の宮中に向つて交渉中なりと云。

日本大菩提会〔明治33年11月1日〕

愛知出張所奉迎使前田誠節氏が去月三日来名して報告演説ありし以来、同会理事後藤禅提出張所水野良俊氏等日々事務所に詰切り百般該務に従事し、一方各宗派取締並びに地方委員、地方用係等

の諸氏尽力ありしに、爾来続々入会申込ありて最早会員一万人以上に達し非常盛大に行ひ、同会の目的は、全国苟くも仏教徒たる者は一人も余さず入会さす計画なりと、左に右大覚世尊遺形奉安覚王殿建築の事なれば然こそあるべけれ。

日置黙仙師〔明治33年12月19日〕

日置黙仙師は去る十三日を以て来名し、十四日は徳川侯爵邸にて同侯及び同夫人等の爲めに暹羅紀行談及び禅理の法話あり。十五、十六両日は信徒の請に依じて親化せられ、十八日は名古屋階行社楼上に於て第三師団將校諸士の爲に法話されたり。

仏骨の遷京〔明治34年1月22日〕

日本大菩提会にては弥来る三月中旬を以て、仏事を東京に遷す事に確定し、上野公園博物館前の広地に祠堂を建築し、之れに安置することに決定したり。又其事務所は芝公園内浄土宗々務所に設置すべしと云ふ。

大菩提会委員会〔明治34年2月20日〕

去る十六日午前より妙法院に於て各宗委員会を開き、仏骨拝瞻會準備に付き協議したるよしなるが、猶昨十九日より全院奥書院に於て各宗管長会議を開きたる上、全会経費其協賛会設置可否等を協議する筈なり。

大菩提会の委員会〔明治34年2月21日〕

大菩提会にては去十六、七両日委員会を開き、来る四月執行する
拝瞻会に係る諸般準備の協議を為したるが、法要、供養、会計、
庶務、協賛の五部は、近日より同会本部なる大仏妙法院の天台所
を借り受け設置する事とし、又拝瞻会及び各部設置に付、要用の
器具購入等の件を決議せし由。

拝瞻会各部事務開始〔明治34年3月2日〕

大菩提会の拝瞻会は、法要、供養、庶務、会計、協賛の五部を置
き委員を各宗派より選出したるに付、昨日は午後一時より各部事
務開始式を行ひし筈にて、各部委員室を一昨日より妙法院内に設
立したり。而して一昨日までに定まりし委員は左の如し。

法要部名和良精（天台）、宮崎旃方（相国寺）、林泰嶺（東福
寺）、小栗憲一（大谷派）、今井明朗（日蓮宗）、○供養部岩瀬
靈雲（西山派）、小泉妙徳（真盛派）、田代宗道（大徳寺派）、
森善応（法相宗）、小川真光（真言律派）、○庶務部大西靈純
（高田派）、井上義洲（南禅寺派）、○会計部小栗憲一（大谷
派）、河野良心（時宗）、黒田覚妙（融通念仏宗派）、後藤禅提
（妙心寺派）、布庵與勝（興正派）、北条周篤（天龍寺派）、有沢
香庵（曹洞宗）、○協賛部眞能義淵（木辺派）、物部長寛（仏光
寺派）、筒井寛聖（華嚴宗）、林梅雪（黄檗宗）、武村誠誓（日
蓮宗）、菅居元賢（天台宗）

尚ほ、供養部委員二名、庶務部三名、協賛部三名は未定なるが、

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

会計委員小栗憲一、北条周篤両師の提議に依り、妙法院内に委員
の職を執るものは、来賓に対するときと雖も一切酒を同院門内に
入れざることに申合せたる由。

覚王殿建設地〔明治34年3月30日〕

調査委員大菩提会の大事業たる覚王殿建設地の未定なるより、東
京、名古屋、奈良等の有志者より土地寄附申出もあり。旁建設地
調査委員評議員中より選出し調査せしむる事と為り、天台宗の菅
居光賢、臨濟宗妙心寺派の後藤、真宗興正派の三原俊栄三師當選
したりと。

拝瞻会の最終法要〔明治34年5月2日〕

月初より妙法院内の大菩提会に於て執行せられたる釈尊御遺形拝
瞻会には、天台真言を始として各宗派の管長輪次出座して毎日法
要を営まれけるが、去る廿八日はその最終日として釈尊御遺形奉迎
正使たりし大谷派の新法主大谷光演師には、和田部長、土屋科長
及び家徒数名を従へて参会せられ、法要参動として上首、定衆、
各等の堂班及び堂衆など五十余名出向し、午後一時半の法鼓鳴り
て奏樂の起ると共に、集会所より儀列を整へて宸殿に入り総礼、
伽陀、観音弥陀経起立散華、伽陀、回向、総礼の厳肅なる法要を
修し退出。衆と共に儀列を正して還座せられたるは、午後二時半
なりき。當日は最終の法会と云ひ、奉迎正使のことに参会勤行せ
らるゝことなれば、この好縁を失ひ何れの日にかまた奉拝するこ

とのあるべきやと、衆庶の参拝するもの甚だ多く、妙法院の山内もたゞ人を以て埋まるほど非常の盛況なりしといふ。

覚王殿建設地と三方ヶ原〔明治34年5月5日〕

仏舍利を奉安する覚王殿は、過般來三府に於て各其建設地たることを競争中なるが、既記の如く西遠地方の有志者は三方ヶ原に同殿を建設せしめんとし、曩に三名の運動委員を派して京都なる大菩提会本部に交渉する処ありしが、恰も各派議員上洛中に話もよく運び多数の賛成を得、不日開会の大会議に提出せらるべき予約をも得帰りしが、去三日同会役員より会議の模様経過よき見込あるに付き、委員出頭ありたき旨來電ありたるを以て、長谷川貞雄氏差支の爲め、中村藤吉、林弥十郎両氏の内にて至急上洛せん筈なるが、若し愈々同地に建設の事と決定せば、大に信徒を募集して決議次第奉迎し得るの準備整ひ居り。又奉迎の上は殿堂敷地十余万坪を寄附する筈にて、既に建築材料は全国より寄附の申込充分あるを以て速かに工を督し、七十年間に竣工せしむる見込にて、其間には既に計画せし天龍川分水工事を完成して、三方ヶ原一面良田園となし、維持費基本財産として其二百余町歩の寄附をも目論見中なりと。尚ほ、同地は東西兩京の運動に対しても其中を得たる位置に居れるを以て、或ひは好結果を得るならんと云ふ。

仏舍利奉安地〔明治34年5月25日〕

三方ヶ原とする件に付、運動着々効を奏したるを以て、長谷川貞雄氏は浜名、引佐兩郡各町村長に通報し、來廿八日正午各町村有志数名宛を浜松俱樂部に會し協議する筈。

大菩提会の前途〔明治34年5月25日〕

大菩提会の前途が岌々乎として累卵の危きに在るは、最早や争ふべからず。今日のまゝに推行かんには自然滅亡の外なき有様なるが、右に付會長村田寂順師（目下會長を辞しつゝあり）の心事なりとて、或人の語る所に依れば元來同会の創立は固仏骨奉迎に起因したるものにして、村田師が仏骨奉迎に賛成したるのみならず自ら推されて會長となり、誠心之が成立に尽したるは師が心中兼て希望せる唯一の目的あるが為めなり。其は他なし仏教各宗の統一なり。現在の仏教は各宗互に相争ひ毫も統一する所なく、其結果往々鬪牆の失態を演ずるのみならず、外教の爲めに乗ぜらるゝ機會を与ふるは実に遺憾の至りなれば、何とかして之を統一和合して日本仏教なる大団体の下に教学布教の擴張を計るべく、統一は本なり、教学布教は末なり、其本立たずして各宗相争はゞ教学布教は到底眞の効果を収め難しとは、是れ村田師が二十年來の宿志なり。其は師が従來の経歴に徴するも明瞭にして何人も異論なき所なるべし。然るに各宗統一とは理論上容易なるも實際上至難の事にして、是れまで屢々試みて屢々失敗したる所なるを以て、従來の徹によらず何事か一種特抜の機會を造るに非ざれば、成功

し難きを思ふ折柄恰もよし。仏骨奉迎の事は、遇々稲垣公使の手より伝へられ、大谷派率先して賛成したるより、村田師は是れぞ予ての宿志たる各宗統一の好機なりと為し、全力を尽して奔走したるが、中途にして事多く心と違ひ爾来菩提会の事一も意の如くならず。其局遂に今日の悲境に沈みたるものにして、師が同会の長としての手腕は不十分なる辺もあるべきが、其心事は実に察すべきものありと云へり。師は目下会長辞任中なるが、此の如く紛擾に紛擾を重ねつゝある同会は、現に鴨東の債務のみにも到底滅亡の外なからんと云ふ。

仏骨奉迎使懇親会〔明治34年7月13日〕

一昨十一日は、渡邊仏骨奉迎使の一行が長崎に上陸せし一週年の記念日なればとて、同午後三時より東本願寺枳穀邸に於て懇親会を開き、和氣藹々の中に航海當時の逸事などを語り合ひて旧交を温め黄昏散会したり。この席に列りたるものは、正使大谷光演師、副使前田誠節、日置黙仙、藤島了穂の三氏及び同寺の重役石川舜台、小林什尊、平野履信、土屋観山の諸氏なりとぞ。

暹羅の軍艦注文〔明治34年8月11日〕

暹羅政府は、我稲垣公使を経由し我海軍省所轄の造船所に於て軍艦新造のことを依頼し来りたるも、同省にては欧米列国の海軍省の如く公私を問はず一般新艦の製造に応ぜざる。成規なれば已むなく謝絶すべき次第を、稲垣公使をして回答せしめたりしも、同

国政府は回航費節約の都合よりして、頻に本邦に於て構造せんことを希望する模様なれば、結局長崎なる三菱造船所か、或は神戸なる川崎造船所に製艦を依託するに至るならんといふ。我国へ軍艦の注文あるは之を嚆矢とすべし。

大菩提会〔明治34年8月22日〕

大菩提会の前田誠節、服部賢成両師は、再昨十九日洛東清水寺に於いて内貴市長と会合し、同会の現況を述べ将来同会の為めに力を仮さんことを乞ひしが、其要旨は同会の債務も着々整理を告げ、売込商人に対しては来る二十五日を以て仕払残金の全額を払渡す都合にて、其他鴨東銀行等に対する負債の総額は五万円許りあれども、目下債権者に向て償却猶予の交渉を為しつゝあり、其償還方法も大体見込立ちたる。一方には近畿地方に於て十万円内外の寄附金申込あり、追々整理の緒に付きたる旨を述べしに、市長は仏教の盛衰は京都の盛衰に關する次第なれば、今後の遣方如何に依ては市の繁栄を謀るが為めに成るべく尽力すべしとの意を洩らし、次に前田師等は覺王殿の建築は来三十六年を以て立柱式を執行したき考なれば、二、三万坪の適當なる地所を撰定せられたき旨を依頼したるに、市長は今日二、三万坪の地所を購入せんには十五万円乃至二十万円を要するに依り、山手に於て適當の官有地を撰び、無料下渡を請願する方得策なるべく且つ三十六年に立柱式を執行せんとするも木材の買入等に時日を要すべければ、先づ第一に敷地を撰定し三十六年を以て地鎮祭を執行し得らるゝ様準

備を為すと同時に寄附金の取纏めに勉むること肝要なりとの旨を注意したる由。

日本大菩提会三重支部発会式〔明治34年9月17日〕

去十四日午後二時より津市栄町四天王寺に於て執行し非常の盛式なりき。▲仏教秋季講習会 葉栗郡各寺院僧侶は、大谷派本願寺学師龍川賢随師を招聘し、去十三日より一周間同郡黒田町善龍寺に於て秋季講習会を開催せり。▲亀崎仏教婦人会 来る廿日午後一時より知多郡亀崎町浄顕寺に於て横田務、萩倉耕造外数氏を招き同会の演説会を開く由。▲施餓鬼と説教 當市布池町護国院に於て来る十八日午後二時より大施餓鬼会を修行し、水野雷懷氏の説教あり。又、西春日井郡西枇杷島町地藏堂に於て来る廿一日午後二時より大施餓鬼会を営み水野氏の法話ありと。

各宗管長会議〔明治34年11月22日〕

各宗管長会議は、弥よ来十二月二日頃より洛北妙心寺中龍泉庵に於て開く予定にて、大菩提会本部にては目下其議案を調査中の由なるが、今回の重なる問題は覚王殿建設地撰定の件なりと。然るに覚王殿建設に就ては本年四月拝瞻会の砌り、静岡県下三方原を建設地に指定せんことを同地方有志者長谷川貞雄氏外三百余名の連署を以て大菩提会へ建議せしが、今回管長会に於て建設地撰定の協議を為すことを聞くや、同地有志者は又々運動を始め、去る十五日付を以て浜松町有志者総代林弥十郎、中村藤吉、中村忠

七、長谷川貞雄の諸氏連署の書面を各宗派管長門跡各本山宗務寺務重役に送り、三方原に建設せんことを懇請したりと云ふ。

各宗派管長会議〔明治34年11月30日〕

各宗派管長会議は、愈よ来月十五日より三日間大仏妙法院に於て開会することに決定したる由にて、大菩提会本部に於ては近日評議員会を開き其提出議案を調査する筈なるが、其重なる議案は左の如しと云ふ。

- 一 積尊遺形奉安地選定の件
- 一 紀念拝瞻会始末報告の件
- 一 大日本菩提会本部及支部会則条項改訂の件

日本大菩提会支部移転〔明治34年12月1日〕

全会は是迄當市南桑名町大林寺内に愛知出張所を置き会務を扱ひ来りしが、十月中旬より長谷川理事外二名出張し、専ら市中寺院の入会を勧誘中なりしに、各寺院の入会も粗ほ結了せしを以て本日より白川町西光院内に移転し、更に愛知支部を設置し専ら会務の拡張に尽力し、追々市中全般の会員募集に着手せし筈なりと。

管長会議の延期〔明治34年12月7日〕

大菩提会に於ては覚王殿建設地撰定の件及び本部支部規定条項更改の件に付、来る十五日より各宗派管長会議を開く筈なりしが、大谷派本願寺に於て同十六日より議制局会議を開き同派管長等出

席し難きを以て来春に延期したり。

各宗派管長会（大菩提会）（明治35年1月24日）

同盟宗派会監会は再昨夜□会の筈なりしが、第一号議案の（仏舎利奉安地選定の件）交渉委員は三方原の撰定については、同地を眼中に置かざりし為め同地方より上京せる有志者の激昂を招き、為に交渉委員の調査を非認する形勢あるより委員中憤然退出するものあり。為に議了に至らず一昨日更に引続き開議のこととなりしも靈群、布施、植村、中村、松田、小松、伊藤、矢野、弘津、橋本、渥美の十一師の不参の為め、午後二時三十分漸く開会せしが、遂に第一号議案は交渉委員の調査を否決し左の如く修正可決したり。

御遺形奉安撰定は、七名の委員を挙げて調査し、其結果を来る四月十三日まで連合宗派会監会議に報告し協賛を求むる事。

而して七名の委員を撰挙するに際し、宗教法案交渉委員渥美契縁師外六名即ち七名の委員に尚二名を増加して九名の委員とし、京都、東京、三方原の三地方につき利害適否の調査を托することとなり。これにて第一号議案の□段落を告げしは午後四時なりき。夫より左の第二号議案を議せしは異議なく原案に可決せり。

第二号議案

第一条 法用期日は、例年四月十三日より十九日迄一七日間とす

第二条 法要修行は、期日中各別に各宗派管長方御親修あるべし

第三条 法要修行出席の宗派順次は、本部に於て之れを定め當該宗派の承諾を請ふべし

第四条 法要修行の経費は、本部より之を支出す

夫より夜に入りて三、四、五、六、七、八の議案を附議したるが、三号、四号は他日に回はし、其他は二、三詭会を省略して議了し午後十時閉会式を行ひたり。議了議案左の如し。

第五号議案 会計法

第六号 日本大菩提会本部決算報告

第七号 日本大菩提会本部会計歳入歳出予算

第八号議案

会 則

第四章第五條一項より四項迄の各項評議員会とあるを「本会の推薦に依る」と改む

同第六條 但隨喜會員には證票のみを交付すと追加

同第九條 第四項の次へ

一 顧問 若干人

顧問は必要の場合に於て各部の事務に協商せしむの一項を追加

同第六條第十條第三項の次へ

一 顧問 繩素を論せず本会外に就き本会事業進行の爲め必要の場合之れを托する一項追加同第十條但書再選を再

任と改む

覚王殿の位置に就て〔明治35年1月25日〕

大日本菩提会に於ける彼の覚王殿建設位置詮定問題に付きては、京都、東京、遠州三方原の三説ありて、三派に分れ甲論乙駁容易に決せざりしが、其後三方原説は其理由とすべき材料に乏しきを以て遂に消滅に帰し、今や京都派と東京派との両説となれるを以て、同会にては此際特に之に対する詮考委員を選定しに東西孰れかに一定せしむることゝなし。其委員は都合九名と定め、内七名は此程妙法院に於ける管長会議の際選定されたる宗教法案の交渉委員、即ち中村勝契（天台）、土岐法龍（真言）、靈群諦全（西山）、前田誠節（妙心寺）、弘津説三（曹洞）、渥美契縁（大谷派）、津田日厚（日蓮）の七師に之を委嘱し、尚ほ二名は近日同会頭の指名を以て之を定め、愈々来る三月中を期して位置協定する見込みなり。目今の傾向に抛れば京都派の説多く実行せらるべき模様なりといへり。

大菩提会成立式〔明治35年2月25日〕

日本大菩提会愛知支部は、会務拡張に付事務取扱上便宜の為め尾張全国を十六区に分画し、第一区取扱所を愛知郡烏森の禅養寺に設置し、第一区組織成立式を兼ね本会拡張の趣旨大演説会を、一昨日廿二日同郡荒子村蓮徳寺に開きたり。午後二時會開会の趣旨に次で、本部理事長谷川觀石師は、日本大菩提会の趣旨たる各宗

管長の論告文を朗読し之を布演し、特派使高木義答師は、各宗協同の事業にして仏教徒としては違背すべからざること論じ、特派使藤井一朗師は、奉迎始末の概況を陳述せられたり。演説に引続き高木義答師及水野万乗師の説教あり。聴衆一層の信念を増進したり。夜に入りて幻灯会を開き、暹国にて仏骨奉迎受授の模様及び同国の風俗等を撮影して本会の趣旨を説明したるが、参集者は昼夜共満堂し、無慮一千人以上と注せられ非常の盛会にてありし由。

大菩提会々務拡張〔明治35年3月20日〕

日本大菩提会は、曩に名古屋市白川町五丁目愛知支部を設置し、爾來着々会務の進捗を図りつゝあるが、今回郡部に向つて大挙会務の拡張を企図し、今二十日一宮町浄念寺に於て会務大演説会を開会する筈にて、當日は特に本部より積尊御遺形奉安事務総理兼日本大菩提会々長妙法院門跡村田大僧正來錫せられ御親示あり。其他大谷派議制会議長小栗憲一師及び本部特派使酒井玄覺、藤井一朗、高木義答、本部理事長谷川觀石の諸師出演せらるゝ由。然して當日は更に県下同会の派出員一同を招集し、会務拡張の方針を示し、尚ほ協議会を開く筈なり。因に今回來錫の村田大僧正は、本年九月暹羅国王太子の渡來準備の用務をも帯びらるゝ事なれば、重ねて再び來名さるべし。

覚王殿新設請願書提出〔明治35年3月21日〕

當地の有志者が覚王殿を名古屋市中に新設せられたしとして奔走中の事は既記の如くなるが、右請願書は百余名の連署にて昨日各宗管長に宛て、提出せり。

大菩提会拡張演説〔明治35年3月25日〕

去る廿日一の宮町常念寺に開会したる日本大菩提会拡張大演説会は、當日同会本部より特に会長妙法院門跡村田大僧正の来錫あり。又、副会長前田誠節師、特派講師小栗憲一師、其他特派使及び理事等の出席顔触れのこととて、来聴者は定刻前より続々詰掛け流石広き大堂も開会前已に立錐の余地なきに至り。参聴者無慮五千人已上と注せられぬ。乃ち定刻午後一時より開会、足立貫円師、登壇開会の趣旨を述べ、次で水野万乗師、地方派出員惣代として国家の宗教、理事長谷川觀石師の大菩提の演題の下に縷述し、次で前田副会長は、奉迎使として渡邉されたる縁故にて御遣形奉迎始末を懇篤に序述せられ、頗ぶる聴衆の感動を惹起したり。次いで伊藤満作氏は、登壇し目下同氏の手にて製図中の覚王殿及び讚仏殿等の原因を開披し、来聴者に示し一々説明し参聴者をして一層の感動を与へたり。次に会長村田大僧正御出仕、諭告文の朗読並びに懇切なる親示あり。酒井玄覚師は、例の輕妙の弁を以て斯業は仏教徒たるもの一致団結して成就すべき事業なることを反覆説き去り説き来り、拍手喝采の内に降壇せり。次に小栗憲一師は、歴朝の意志を継げと題し、御歴代の三宝御崇敬遊はさ

れたることを縷述し来り、仏教盛んなれば国亦榮へ仏教衰ふれば国亦太平ならずと云ふ意味を説き、布教の急務を切言せられたり。斯くて時間切迫の爲めに藤井及び高木特派使は演説を見合せしは遺憾なりしも、非常なる盛況を以て午後五時閉会を告げたりと。

仏骨奉安運動〔明治35年3月27日〕

當市御遺形奉安地選定期成同盟会より此程来京都へ出派したる吉田禄在、長谷川百太郎両氏は、京都本山に就き一応の運動を了るを以て、更に昨廿六日より吉田録在氏は、本願寺妙心寺日本大菩提会等に就き詳細なる意見を具陳し、長谷川百太郎氏は、奈良、江州地方に於ける各本山に向け出發運動に着手せし由。尚、目下滞京中の小栗富治郎氏は、日蓮宗及び曹洞宗、其他鎌倉円覺寺派、建長寺派に対し同盟会の旨趣を開陳して賛同を求め、更に急行西京に向ふ予定なりといふ。

覚王殿建設地予想〔明治35年3月27日〕

前項運動の結果、窺知したる各本山の意向は何れも東西兩京の思惑上、名古屋附近に選定するの公平なるを認めたるが如く、来る四月十三日の管長会議には多分名古屋説多数を占むるならんと予想せられたりといふ。

大菩提会拡張の演説会〔明治35年3月27日〕

去る廿三日午後一時より中島郡起町本誓寺に於て日本大菩提会拡張演説会を開きしが、藤井一朗師、先づ開会の趣旨に因みて奉迎後の所感を演説し、次に酒井玄覚師、菩提会の趣意を、高木義答師は、各宗同盟の時機方に到ると題し各宗同盟事業なることを、小栗憲一師は、歴朝の聖旨に背く勿れと題し各切実なる演説あり。終りに前田副会長は、奉迎當時の実況を縷述し説き去り説き来つて懇々切々大いに聴衆を動かし、午後五時を以て閉会を告げしが、此日の参聴者は凡そ四千人と註せられたり。因みに演説会に引続き、同町尋常小学校内に地方有力家の茶話会を催ほし、席上前田副会長の暹羅宗教目撃談あり。翌廿四日は酒井玄覚師の演説及び高木義答師及び小栗憲一師の説教あり。何れも盛況なりしといふ。

御遺形奉安演説会〔明治35年3月28日〕

中島郡萩原町宝光寺に於て明廿九日午後一時より、覚王殿を名古屋市に建設せんと目的を以て日本大菩提会々務拡張を兼ね、同会特派師酒井玄覚、藤井一郎、軍隊布教師高木義答、地方派出員 寛、稲本、水谷の諸師弁士として大演説会を開く由。

覚王殿建設の位地（乾）〔明治35年3月30日〕

何事にも熱沖し易くして而して又た冷却し易きは我邦人の常弊也、而かも此弊亦た仏教家の中にも之れあるに至ては、我輩の遺

憾とする所也。想起す、一昨三十三年七月、暹羅国より積尊の御遺形を奉迎するに際し、我仏教家は果して如何なる熱心を表したりとするぞ。暹羅国皇帝陛下の好意に感激し、各宗より四名の奉迎使を派遣して、盛んに奉迎し、或は是れを機として各宗派の軋轢を融和せんとしたるにあらざるや。然るに御遺形奉迎の當時こそ、覚王殿建設に就て種々計画する所ありたれ、爾来已に三星霜を経たる今日に至るも、尚ほ仮りに大仏妙法院の一隅に奉安せしまゝにて、未だ何等の決定せしものあるを聞かず。之れ前には熱心にして而して後には冷淡なるものにあらずや苟くも宗教家たるもの、爾かく冷熱の差ありて可ならんや。況んや其事の、積尊御遺形の奉安に関するに於てをや。

説をなす者あり、曰く我仏教家は必ずしも爾く前に熱心にして後に冷淡なるにあらざる也、之れには他に事情のあるありて、事意の如く進捗せざるなりと。夫れ然らん、我輩も亦た然らんことを信ず。而かも其事情なるもの、互に覚王殿建設の位地を争ふにありて、為に一致を見る能ずと云ふに至ては、之れ殊に我仏教家の体面を汚損するものにあらずや。斯くては、我仏教界各宗派の軋轢を融和せん為めの御遺形奉安も、却て軋轢を助長するものたるにあらずや。是れを聞く、本年一月の各宗管長会議に於て、御遺形奉安の位地に就き、東京説と、京都説と、三方ヶ原の三説あり、三者堅く執て譲らず、果ては口角泡を飛ばし、議席を蹴て去る者あるに至り、竟に一定する所なかりし為め、已むなく各宗派より九名の委員を選定して、之れに附托することとなり、同委員

は東京に委員会を開き、覚王殿建設地を京都に仮定したりと。斯くの如くんば、我仏教家は決して冷淡なるにあらず、寧ろ熱心なるの結果、此確執を来たせるに似たりと雖も、之れ果して宗教家の面目なりや。我輩は各宗派の熱心を喜ぶ、然れども如何に熱心なればとて、爾かく相紛争するは我輩の採らざる所。否、之れ人をして其裏面に情実、利欲の埋伏するなきやを疑はしむるものたり。

去れば、委員会の決議なるもの亦、円満に各宗派の認諾する所となるや否や、頗る覚束なしと云ふ可し。此を以て、更らに他の方面に御遺形奉安の位地を選定するの要あり、而して我輩は當市名古屋を以て最も適當の地たるを信ずる也。

覚王殿建設の位地（坤）〔明治35年4月1日〕

我輩が、名古屋市を以て覚王殿建設地となす可しと云ふ所以は、主として各宗派の円満を図らんとするにあり。蓋し覚王殿建設地に関して、已に京都、東京、三方ヶ原の三説あり、孰れも固く執て譲らざるに於ては、タトヒ委員会に於て京都に仮定したりとするも、東京、三方ヶ原の両派が快よく此決議を承認す可しとも思はれず。而して之れ啻に裏面の情実よりして然るのみならず、從來の行懸上又た委員会の決議を認諾する能はざる場合あらん。此時に當り、三者の面目を損せず、感情を害せずして、円満の局を結ぶ方法としては、新たに其位地を選定する外なく、新たに其位地を選定すとせば、名古屋を以て最適當の地たるを信ずる也。洵

に名古屋は東海の中枢たり、三府に次ぐの大都会たり、而して又た古来仏教有縁の地たりと雖も、一宗を統轄するの大本山なく、四方の仏教徒が信念を捧ぐるの巨利、大伽藍なし、之豈に仏教の隆盛を期する途ならんや。因て此所に覚王殿を建設して釈尊の御遺形を奉安す、乃ち位地其宜しきを得て而して且つ京都、東京、三方ヶ原三説の何れにも偏せず、其感情を害せずして、仏教家の軋轢を融和するの趣旨に適ふを得ん。

且つ夫れ、名古屋市よりして之を見る、特に其必要ありと云はざる可からず。市や自ら称して中京と云ひ、仏教有縁の地と云ふと雖も、何等信徒の信念を引く可き殿堂なきは元より、市の面目を飾り、四民の遊樂に供す可き公園だになく、内外人の此地に来る者をして毎に寂寞の感を懐かしむ、是れ豈に市の繁栄を来す所以ならんや。此時に當り、偶爾我仏教界に覚王殿建設に関する争議あり是れ名古屋人士の宜しく奮発一□す可き機会にあらずや。否、當市に於ける有志中、已に之れが運動に着手せるものあり、御遺形奉安地選定期成同盟会を組織し、或は京都に出張し、或は各宗管長に請願書を呈出する等、着々其歩を進めざるにあらずと雖も、一般市民に至ては尚ほ太だ熱心ならざるが如し、我輩は我仏教界の爲め、將た我名古屋市の爲め。信徒並に市民諸氏の奮発一番せられんを望んで己まざるもの也。

是れを聞く、暹羅国皇帝陛下は予て欧州漫遊の計画ありしが、开を中止して本年中に我国に来遊の筈なりと。暹羅国皇帝陛下の来遊は、尚ほ判然せずとするも、同国皇太子が本年九月若くは十月

頃を以て、我国に來遊すべしとは事実なるが如し。若し來遊の際、御遺形にして尚ほ今日の俣飯殿に奉安しあらんか、暹羅国皇太子の心事如何。況んや、其事の各派の軋轢に由來するに於ては、之れ豈に我仏教家の醜体を露呈するものにあらずや。故に我輩は我市民に向て、名古屋をして覺王殿建設地たらしむ可く尽力せんことを勧むると同時に、各宗管長に対して仏教界の融和を図り、御遺形奉安の趣旨を全ふせん為めに、名古屋市を以て覺王殿建設地とせられんことを切望する者也。

大菩提会拡張演説会〔明治35年4月1日〕

日本大菩提会副会長及び特派使の一行は、去る廿四日午後一時より中島郡稻沢町禅源寺に於て日本大菩提会拡張演説会を開きしが、特派使高木義答師は、時機方に到ると題し本会目的たる協同団結を鞏固にし其事業の第一着に於て覺王殿建設を遂行して仏教の光輝を發揚するは正に今日の急務なるを説き、酒井玄覺師は、人心の団結と題して教徒は根本の教義に則り仏恩報謝の実意を以て如何なる事業に向つても粉骨すべき旨を説き、小栗憲一師は、例により歴朝の詔勅に背く勿れとて御歴代天皇の仏教崇敬の上より仏教を以て国民を導き玉ひたる聖旨を体すべきを説き、最後に副会長前田誠節師は、御遺形奉迎の手続きより京都大仏妙法院の飯奉安殿に飯奉安せるまでの始末を縷々陳述する所ありしが、六千人有余の聴衆は凡て感奮の熱情に酔はんばかりの盛況なりき。

覺王殿建設運動彙報〔明治35年4月2日〕

當市有志の覺王殿建設運動に就ては已に逐次記載する所ありしが、尚最近の消息を左に掲げん。

東京方面 予て上京中なりし小栗富次郎氏が、鎌倉に在る各有力寺院を訪問して其意見を叩きたるに、何れも名古屋市に建設の議に賛成したり。又た其後上京せし青山市長、服部市會議長、長谷川百太郎氏等も各宗事務所に出頭して懇請し同意を求めたり。又た右三氏は沖知事（過日来上京中）を訪問して尽力を求めたるに、知事は此程有栖川宮殿下の御宴会に招かれたる際、貴顕の方々より覺王殿建設の議に就て種々の談話あり。鎌倉の建長寺、円覺寺等も名古屋説に賛成すべしと云ひ必ず尽力す可きを誓ひたり。尚ほ青山市長は本件に付外務省に出頭して杉村通商局長に面會し、更に内務省に到りて宗教局長にも具陳する所ありたりと。

京都方面 此程吉田祿在、長谷川百太郎二氏が、京都に到りて運動せしに頗る好望の由は既記せしが、上京中なりし小栗氏は、大谷派新門跡の電報に接せしを以て昨日東京出發、大磯に伊藤侯及加藤高明氏を訪問し本日名古屋に立ち寄りて京都に赴く筈。

期成同盟会の總會 以上の如く當市有力者の運動着々歩を進め来りたるを以て、御遺形奉安地期成同盟会にては不日總會を開きて、當市の伊藤万作氏が日本大菩提会より二千五百余円にて請負へ居る覺王殿の図面を一般市民の縦覧に供することとし、尚ほ運動の模様を報告する由なるが昨今同会に入会を申込もの頗る多しと云へり。

覚王殿建設運動の進行〔明治33年4月6日〕

博覧会設備陳列館敷地借入交渉（上京中の沖知事に対し）に兼て覚王殿建設運動の爲め上京中なりし市長等は、一昨日帰名したれば一両日中に市会議事堂に報告会を開きて、吉田、長谷川氏等が京都方面の運動と共に之れを報告する筈なるが、外務省等にも暹羅国王より釈尊御遺形を我国に寄送せられたるは、一は外交上の関係もあることゆゑ在再日を送りて覚王殿を建設せざるは宜しからずとし、其後も各宗管長に謀る所あり。各管長は来る十三日京都に会合して更に協議する由なるが、當市の運動は既記の如く前途頗る好望なれば、奉安地期成同盟会にては大菩提会中部支部と連合して着々運動の歩を進むる由。但し覚王殿を當市に建設するに就ては二十万円許りの寄附金を要するも、仏教界の円滑を図り且つ當市永遠の繁栄策たる可き事として、其方法如何に依りては右寄附金を募ることも強ち困難にあらざる可しと云ふ。

御遺形奉安地期成会〔明治35年4月12日〕

同会にては小栗富次郎、青山朗、吉田禄在、服部小十郎、長谷川百太郎の諸氏が、去月来各地に出派して運動せし結果、畧ほ大体上の見込立ちしより、其報告を兼ね今後の方針を協議する爲め、本日午後一時より當市会議事堂に於て総会を開く筈。因みに二千余円を費して調製したる覚王殿写真図は普く公衆に縦覧せしむる由。

覚王殿建設運動報告会〔明治35年4月13日〕

夫の當市に於ける覚王殿建設運動に付、昨日午後三時より當市役所市会議事堂に報告会を開きたるが、来会者は五十余名にて、第一に吉田禄在氏京都方面に於ける運動の顛末、第二に長谷川百太郎氏御遺形奉安地期成同盟会と大菩提会愛知支部との関係を報告したり。尤も京都方面に於ける運動の好望なることは既記せし如くなるが、同盟会と愛知支部との関係は同盟会は専ら御遺形奉安地を名古屋附近に選定する事。又愛知支部は主として寄附金募集の事に尽力す可く両者の間に契約せし由にて、殊に覚王殿にして名古屋附近に建設せられざる時は、愛知支部にて募集せし寄附金は、大菩提会本部に寄贈せざる筈なりと云ふ。尚ほ右両氏の報告終つて愛知支部役僧の談話ありたるが、到る所覚王殿にして名古屋に建設せらるれば頗る寄附金多かる可き模様なりと云ふ。因みに當日は伊藤万作氏製作の覚王殿の地図を縦覧に供したり。

釈尊遺形拝瞻会〔明治35年4月15日〕

大日本菩提会にては、一昨日より一周間京都大仏妙法院の仮覚王殿に於て釈尊遺形拝瞻会を執行せり。同院門前町馬町北門より七条まで両側には高張提灯を樹て、覚王殿には五色の幔幕を張り釈尊遺形の輦輿を中央に安置開扉し、其左脇には暹羅国王室より御贈進の経巻の覆ひ並びに同国文部大臣より寄贈の経巻を陳列し精饌生花を供し、午後一時より妙法院門跡村田大僧正大阿闍梨となり式衆廿七名にて法華識法会を営み、大阿闍梨の啓白、供養文、

唱礼、警覺、九万便、五大願、仏讚正念誦、回向、行道等鄭重なる大法要にて三時三十分終了せりと。

覚王殿建設運動に就て〔明治35年4月15日〕

屢次報道せし如く覚王殿建設運動は頗る好望となれる由なるが、尚聞く所によれば村田大菩提会長は飽くまで京都説を主張すれども、各宗委員の意向は當初兎も角一旦京都と決定したるを以て今日は依然京都と定まり居るも、果して京都に建設するの運びに至らば、啻に東西両京間に多少感情上の衝突を惹起すべきのみならず、爾來西京の地たる各宗本山を始め其他巨刹の多くを有する事とて、仮し覚王殿を建設するとせば非常なる大規模を劃せざれば到底是等以上の壯觀を保つ能はず。更に将来維持の上に於ても旁々希望者あるこそ幸ひ、寧ろ名古屋に譲るを得策なりとするの説多数を占むる由なり。尤も来る十八日の管長会議には此問題の提出を見合はせ、拝瞻会の終るまで延期する事となれり。尚日蓮派は未だ何等の意見をも表白せずとなり。因に當市矢場町伊藤万作氏の調整したる図面によれば、其総坪数は十万坪以上を要し建坪は覚王殿三十六坪、讚仏殿五百坪、廊下七十坪、中雀門廿八坪、日歩廊百六十坪、菩提門七十坪、護法会院百五十坪、衆会院百五十坪、東祠堂四十九坪、西祠堂九十九坪、廊下五百五十八坪、瑞垣二百十八間、唐門二坪、発心門三十六坪、涅槃門三十六坪、修行門三十五坪、鼓樓十二坪二合五勺、鐘樓十二坪二合五勺、茶堂百〇五坪、嗽水舎三十五坪、図書館七十五坪、宝庫十四

坪、倉庫三十坪、廻廊三千五百六十坪、公衆便所二十四坪等にして、建坪合計五千八百五十六坪五合なりと。蓋し設計の上に於ては日本第一の大伽藍にして此建築費額は凡そ一千万円なりと云ふ。

覚王殿建設運動〔明治35年4月17日〕

御遺形奉安地期成同盟会は、昨日愈々常務委員三十名を囑托し日々会務の進行を図り、又京都名古屋の連絡を保つ為め且つ十八日京都に開かるべき各宗管長会議を幸ひ、昨十六日十二時三十五分発の列車にて長谷川百太郎氏京都へ出発し、小栗富次郎氏も不日京都に向けて出発することに決定し、本日より同会事務所を名古屋市役所内に開設し事務員を置くべしと。

覚王殿建設運動〔明治35年4月25日〕

仏骨奉安地選定運動に就ては予て本紙に掲載する所ありしが、京都に於ても名古屋説頻りに盛んなるを以て當市にても愈々今二十五日午後一時各宗派取締を市役所に召集し、明廿六日より廿九日迄毎日午後一時より各町の惣代を召集し、青山市長より覚王殿奉安地の件に付談話を為し、右終り次第當市の各寺院及び劇場に於て奉安地選定の大演説会を開くことに決し、目下其の準備中なりと云ふ。

覚王殿位地選定委員会〔明治35年4月25日〕

昨年各宗管長会議にて選任せし覚王殿位地選定委員、本願寺渥美契縁、天台宗中村勝契、浄土宗靈群諦全、時宗河野良心、曹洞宗弘津実全、妙心寺前田誠節、一身田日野法雷の各氏は、本年二月廿日東京に於て右土地選定委員会を開き、京都に仮決議を為したるも、同仮決議の方針未だ其結果を得ざるを以て、今回更に同委員会を名古屋市に開会する筈にて、前田誠節氏は廿五、六日頃高野良心氏も同日頃来名す可しと云ふ。

期成同盟会寄附金〔明治35年5月6日〕

名古屋市仏骨奉安地期成同盟会にては目下着々運動の歩を進めつゝあるが、此程左の諸氏より寄附金の申込をなせり。

三百円小栗富次郎、百円青山朗、五十円吉田禄在、五十円志水直、五十円服部小十郎

各宗取締会〔明治35年5月11日〕

日本大菩提会愛知支部にては、本日午後第一時より各宗派取締十余名を招き会務拡張及び市内会員募集の方法等に付、各宗寺院檀信徒に向つて取締より奨励をなすべき事、其他数件を協議する由。

各宗取締会〔明治35年5月14日〕

日本大菩提会愛知支部にて再昨十一日各宗取締会議を開きしが、

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

青山朗、長谷川百太郎両氏は特に臨席して御遺形奉安地期成同盟会の経歴を説話し、仮令奉安地を名古屋附近に選定するも進んで、全国信徒の協賛を得ざれば容易に成功し難かるべければ、此際全国信徒の意向を統合する為め各宗僧侶の熱心なる勧誘を俟つ旨を述べ、殊に県下の各寺院専ら其衝に當り尽瘁する所あらんことを望みしにより、各宗取締も其旨を快諾し同盟会に賛助加入の上尽力斡旋すべしと誓ひ、引続き菩提会拡張に関する数件を議し午後六時退散せり。

新門跡と菩提会〔明治35年5月21日〕

大谷派新門跡大谷光演師は、美濃国巡化の際小熊別院に於て凍死軍人追吊会を親修し、引続き菩提会々員に対し左の教示をなせり。

一 昨年各宗派より撰ばれて遠く御遺形を暹羅国に奉迎したり。抑も御遺形を奉安するには菩提会を盛大ならしめ覚王殿を建設し、会の目的を達せしむるには自宗を論ぜず他宗を撰はず必ず協同一致、僧俗共に大に力を尽されんことを望む。今や當地会員日々に増加し且健在なりと聞く。幸に諸氏の自愛を祈る。

覚王殿敷地〔明治35年5月25日〕

當市仏骨奉安地期成同盟会にては着々其歩武を進めつゝあれば、此上は県下各宗信徒の熱心なる尽力を待つて成功するまでに運びしが、愛知郡弥富、田代、広路等の各村協議の結果、東部何れの

地にても敷地十萬坪道路敷五萬坪を寄附するに決したる由。

仏骨奉安地期成同盟会〔明治35年5月25日〕

同会にては近々常務委員総会を開き会務拡張策を議し、引続き演説会を開き大に同会の旨趣を發展すべしとなり。尚ほ同会は県下の各郡長に賛同を得たるにより、請願書写趣意書入会申込書等を一括して發送したりとなり。

覚王殿の消息〔明治35年6月13日〕

去る十日大菩提会敷地選定委員長なる滋賀県阪本某寺住職當市に來り。青山朗氏に面談し覚王殿に対する名古屋市の意向を訂したるに、同氏は最初より市民に対し勧誘する所ありし旨、並に其後の状況を語り且つ個人としては責任を以て大菩提会の要求通り二十萬円を募集するに躊躇せざるも、二十萬円を受渡すの暁には一の条件を附するの要あり即ち同殿は一千万円を要する大工事業なれば、同会事務所を當市に移し同会員は一千万円の寄附金を募集する責に任ぜざるべからざる事是なりとの意味を語りしが、委員長も其意を諒し、不日京都に於ける各宗管長會議に提出すべしとの意を洩せりと。尚ほ同候補地につき金沢市に於ても多少運動しつゝある由なるが、大菩提会の意向は當市に重きを置ける模様なれば、愈々二十萬円を支出し得る事とならば多分當市に決定せらるべしとなれば、當地方民も奮発一番大に尽すべき次第なりいふ。

覚王殿敷地の寄附〔明治35年6月13日〕

県下丹羽郡多加森村野村茂助氏は、東春日井郡小幡ヶ原の所有地所入千余坪を覚王殿敷地として寄附せんことを願出たる由にて、當支部員は近々本部に具申し稟議を請ふ都合なりといふ。

覚王殿建設地選定委員会〔明治35年6月19日〕

同会は愈々爰二、三日の内に京都に於て開会さるゝことに決せしより、當市の期成同盟会よりは運動委員として青山朗、長谷川百太郎の両氏昨夜夜行汽車にて同地に向け出發したり。

仏骨奉安地の消息〔明治35年6月21日〕

去る十八日京都に赴きたる青山朗及横井善三郎、長谷川百太郎の三氏は、一昨十九日日本大菩提会本部に到り、会長村田寂順師に面会し名古屋に於ける御遺形奉安地期成同盟会の成行を報告し、是非名古屋市附近に選定せざるを得ざる理由を縷々開陳したるが、其結果昨日午前十時を期し日本大菩提会本部に於て、副会長以下理事評議員等を臨時召集し其詳細演述することに決せし由。

覚王殿建設問題〔明治35年6月25日〕

覚王殿建設と商工品陳列館視察の爲め京坂地方に赴きたる青山朗氏は、昨日午前帰名したるが、同氏の語る所によれば覚王殿建設問題は、大菩提会に交渉の様子は頗る好結果なりしも、独り同会副会長前田誠節氏は頑として動かさず、京都に設置せざれば已まざる

決心にて非常の反対をなしつつあるを以て、理事、敷地選定委員は殆んど名古屋説に傾き居れるに係はらず、前田氏が曩に鴨東銀行の件に就き大菩提会の為め八万円を支出し居る次第もあれば、旁々勢力ありて名古屋説気焰兎角に揚らざれば、若し氏の意志の翻へし得ざる限りは名古屋に設置せん事中心々困難なりと云ふ。

覚王殿建設運動（明治35年6月29日）

仏骨奉安地を名古屋に選定せんとする運動に關し此程西京に出席したる青山朗外二氏は、先づ大菩提本部に到り陳情し、更に大谷派本願寺に渥美契縁師を訪問し縷々陳述する所ありしが、同師も名古屋説に賛成の意を漏し両法主にも其旨を具申すべしといへりと。尚ほ選定委員中村勝契、靈群諦全、河野良心等の諸師を訪れ同様の陳情をなして三氏は一応帰名したりと。

覚王殿敷地選定委員会（明治35年7月11日）

釈尊御遺形奉安地を名古屋に選定せんとは、當地に於ける同期成同盟会及び大菩提会愛知支部一同、其他一般信徒の希望にて、其後着々運動の効を奏し、去る廿二日、廿九日の京都に於ける選定委員会の結果、東西両京委員の交渉として中村勝契、河野良心の両師東上して説く所あり。為めに東京側の委員も大に名古屋説に傾きし由なるが、愈々明十二日午後二時より當商業會議所に於て東西両京及び滋賀、鎌倉、奈良等に於ける選定委員会を開き、何分の決定をなす由なり。尚ほ當市の同盟会員及び大菩提会支部員

も選定委員に会見して、広路、弥富及び小幡村の寄附地の実地調査を求め寄附金申込高を確めて、本月開会の宗派會議に提出の原案を編製すべしとなり。因に河野、中村両師は昨日午前四時三十分來着、栄町山田旅館へ投宿せるが各委員も同旅館に投ずべしとの事なり。

選定委員会（覚王殿敷地）（明治35年7月15日）

去る十二日午後六時より商業會議所に於て開会したる仏骨奉安地選定委員会は、出席者前号所報の諸氏にて、先づ曹洞宗弘津説三師、選定委員惣代として愛知期成同盟会が如何なる實力を有せらるゝかを問ひ、果して奉安地を此地に選定せられたる暁、募集額一千万円の内第一期土木工事諸雜費を見積り、之を負担に堪へ得べき見込あるや否やを確めたるより、吉田禄在氏は斯る大事業を叩りに企望するものに非ずして、熱誠なる各宗派の信徒が各自其本山に対する信念力の厚き実例を以ても推測せらるゝことにして、實力に就ては毫も懸念するに及ばずと明言し、真言宗土宜法龍師は、更に管長會議に於て當県と選定議決せし已上は同盟会し企画は果して如何と訊し、吉田より本部を移し御遺形を御迎へ来る企画なり。然れども本建築成就の上と云はゞ地方人氣を阻喪するの恐れを以て一朝に御即答し難しと答へ、乃ち地所選定に關する妥協に止めて其已上は更に日を更めて協商する事とし、最後に弘津より選定の暁には優に一千万円予算の内五十万圓の寄附金は責任を帯て之を募集し得べしとの点を確め、且つ之が訂約を

なして茲に其れより会議期日外数件を議して別項寄附地巡検を相約して午後八時頃散会したり。

覚王殿敷地検分〔明治35年7月15日〕

一昨十三日午前七時予報の如く奉安地選定期委員は、同盟会員及寄附主総代と同行愛知郡八事山附近、田代、広路、弥富辺の地所を検分せしが、管長会議々決の後は更に充分の調査をなすべしとて午後二時過帰宿したり。

小室派の選挙演説〔明治35年7月22日〕

引続き各地に開会しつゝある小室重弘氏の政見公表演説は、到る処に選挙者の同情を博する由なるが、去十九日は海東郡越治村字百島に於て開会せしに、会衆は同村及び神守百高其他諸村の選挙有権者凡四百余名にて、小室氏の財政外交に関する長演説あり。同村有志は何れも熱心なる賛成者にして部署を定めて各村に遊説することとなれり。又、一昨日は愛知郡笈瀬村字米野の円福寺に於て開会し、会衆三百名計りにて同村及び近傍諸村の有権者は大抵来集せり。當日は本社の荻原民弥氏も出席して議会改革及び新選挙法に付て演説し満場の同意を博し、次に小室重弘氏の東洋政策及び行政刷新に関する演説あり。是亦満場の喝采を博し、薄暮に至り無事散会を告げたり。

大菩提会支部の活動〔明治35年7月27日〕

日本大菩提会愛知支部にては、昨廿六日午後一時より當市会議事堂に於て同支部各宗取締（総委員）顧問、特派使等三十余名の協議会を開き、覚王殿建設に就き八月一日京都に於て開かるべき各宗管長会議には愛知説を可決せしむる様充分運動することに決議し、同時に同議事堂を借受け僧俗連合事務所を開設し、各事務を部署し内務、外務、整理、庶務、会計の五課とし、僧俗数十名は詰切りにて運動に従事し、京都、鎌倉、伊勢、越前各地に遊説員を派遣し大活動を試むる筈にて、昨日同会委員に夫々運動依頼状を発送せり。

覚王殿建設地問題〔明治35年7月29日〕

一昨日午後七時より御遺形奉安地選定期同盟会は其の活動の第一着として、當市内の各派寺院住職九十余名を當市議事堂控室に招き、長谷川百太郎氏、同盟会の来歴を報告し、近藤疎賢氏、御遺形奉迎の當時よる我県民の熱心に運動し居る旨を述べ、最後に青山朗氏、慷慨淋漓たる一場の演説を為し、各僧侶の情心を覚破し最も有縁の諸君が充分尽力ありたきを希望し、拍手喝采の裡に散会せしは同十時頃なりき。因に同会は一昨日名古屋通信紙上に、諸般の報告、運動の現況を細記し一万余枚を発行したるが、三千枚は當市内の有力者に、三千枚は県下各郡町村長、各寺院住職に、三千枚は各府県重なる人々に、他の千枚は請願委員其他に送呈し、不日県下各宗派寺院取締住職五百余名を聘し連合運動を

囑托し僧俗一致して大飛躍を試むべしといふ。

仏骨奉安同盟会員の活動（明治35年7月30日）

同会員井筒是寛、長谷川百太郎の両氏は今三十日午前零時十六分発の列車にて東上し、鎌倉建長寺、円覚寺の両管長を訪問し管長会議に対する意見を叩き、更に在京中の日置黙仙師に会見し、浅草別院に大谷派管長を訪ひ奉迎正使の責任を完くせられんことを説き、弘津説三、津田日厚の両委員をも訪問して来名當時の訂約履行を促し、夫れより日置氏を擁して一旦帰名の上更に京都に向ひ、管長会議の開期確定に奔走する予定なりといふ。又会員鍋島大慶、杉本義存の二氏は高田派本山に赴き、該派管長の出席と否とを確め、仮し代理者出席の都合となるも飽くまで愛知説に賛同されんことを要請する筈にて、本日午後発伊勢一身田へ向け出發する由。

御遺形奉安大演説会（明治35年7月31日）

予報の如く廿九日御園座に於ける京都管長会議に対する仏教大演説会は、午後六時より開会々主総代杉本義存氏開会の趣意を述べ、引続き各宗僧侶及び会員有志者交々現時仏教各宗の衰頹を痛論し、今世紀に於ける急務を切言し東洋仏教徒の合同を主唱し、更に愛知県人士は須らく其信念を發揮して覚王殿建設に尽さんことと勸告して聴衆を動し、夫れより客員として来名せし岩本鉄脚氏、印度仏蹟參拝緬甸暹羅等遊歴談より暹羅の風俗及び御遺形奉

迎に就ての關係を陳べ、近藤疎賢師、亦覚王殿建設問題に関する期成同盟会の抱負を縷述し、僧俗一致して大活動をなし京都各宗管長会議に於て是非とも愛知説を通過せしむることに尽力すべしとの意見を繰返し、野村朗氏閉会の辞を述べて閉会せり。時に午後十一時なりき。

期成同盟会と臨濟派（明治35年8月1日）

本日午後六時より愛知臨濟宗幹事十名、當市内寺院十五名を招き、覚王殿奉安地選定委員臨濟派前田誠節氏の名古屋説に反対せるより先づ本県臨濟派の決意を諮る筈なるが、其模様にて大に運動するの覚悟なりといふ。

期成同盟会拡張演説（明治35年8月5日）

予報の如く去る二日午後七時より當市東田町乾徳寺に於て、仏骨奉安地期成同盟会拡張演説会を開きしに、雨中にも拘はらず聴衆堂内に充満し、青山衝天氏の開会の趣意に次で交番僧俗出席し、各京都説を排し県下に御遺形を奉安せざる可からざることを種々例證を挙て説き去り説き来り。何れも喝采を博せしが最後に近藤師仏舎利の功德を述べ、御遺形奉迎以来の経歴を説き県下に奉安地を定むることの適當なる所以を論じ、尚ほ早川師も奉安地を當地に選定せしむると否とは一に県下信者の信念如何にありと論じ、十一時過ぎ散会したり。

同盟会員の運動〔明治35年8月5日〕

御遺形奉安地期成同盟会員松本義存、井筒是寛の二氏は、一昨日午後一時、高田派本山及び越前に在る真宗四派の管長を訪問の爲め出発したり。

稲垣満次郎氏の書翰〔明治35年8月7日〕

在暹羅国盤谷府稲垣公使は、御遺骨奉迎當時より覚王殿建設に関する問題に付熱心に唱道しつゝ、ありしが、奉迎以来二星霜を経過するの今日尚ほ敷地選定問題をさへ決定するに至らざるより、去月十八日附を以て各宗管長に宛て暹羅国皇帝諭旨の次第及び同皇太子殿下御漫遊の期（十月）切迫し居る旨を具して奉安地決定を促し来れるが、尚ほ同十七日附の左の書翰を以て名古屋に於ける奉安主唱に賛成の意を表し遙かに応援する所あるべき旨を言ひ越されたり。

謹啓貴下益御清穆慶賀の至りに奉存候。陳ば前年、當国皇帝陛下より本邦仏教徒へ御分与相成し積尊御遺形奉安の儀に付、爾来已に二星霜を経過致候。今日に至り未だ奉安地の決定すら見ざるは、小生の大に遺憾とする所に御座候。然るに此頃錦地に於て奉安期成同盟会の設立有之。貴下に□種々御尽瘁の由深く小生の鳴謝する所に御座候。就ては此度右決定の速ならんことを希望し、各宗管長へ宛別紙写の通書面差出置候に付、何れ各宗管長に於ても会合協議も可致事に存候。貴下にも此上御尽力相成候様、不堪希望の至り候。勿々敬具。

七月十七日 在暹羅盤谷府 稲垣満次郎

名古屋市長青山朗殿貴下

追伸。大菩提会愛知支部高木、藤井、丹羽三氏へも當状の旨趣御洩し被下度、御願申上候。

三百奉安地を名古屋に決定するを急速ならしむる爲め、小生の尽力にて何等効力の有之候様の儀も御座候はゞ、無御遠慮御申越被下度、乍不及相當相運可申候。

御遺形奉安演説会〔明治35年8月7日〕

再昨四日午後一時より東別院広間に於て、奉安地選定期成同盟会拡張演説会を開き、発起者の開会の趣旨に次で、僧俗交々出演して各自の熱誠を披歴して當地に御遺骨奉安の赤心を吐露し、藍川法学士、北川博士、青山將軍の演説、近藤疎賢師は前項所載の在暹羅本邦公使稲垣満次郎氏の来翰につき、同公使の愛知県説に賛成せる事を付言し、且暹王陛下の御諭旨をも伝へて、我愛知説の既に海外にも波及せしことを述べ、長谷川百太郎氏は、本年三月以来の運動概況及び去月廿七日鎌倉及東西両京等を巡歴せし経過を報告し、更に将来の希望を縷述して閉会を告げたり。然して午後七時より杉の町朝日座に於て再開。弁士は、覚王殿建設問題を決するは日本仏教徒の極力尽すべき急務中の急務にして、加之も愛知説の公正なることを痛論し、何れも盛会を極めたり。因に今七日午後七時より橋詰町笑福座に於て、同様拡張演説を開催する筈。

御遺形奉安演説会〔明治35年8月14日〕

今十四日午後六時より當市本重町新守座に於て、御遺形奉安地期成同盟会の發起にて、京都各宗派管長會議に対する意見公表、仏教大演説会を開く由。出席弁士は服部小十郎、志水直、山田才吉、青山鉞四郎、野村朗、安藤一之介、鈴置倉次郎、大導寺忠七、青山朗、長谷川百太郎、近藤疎賢、光弘祐玄、片岡量海、青山衝天、竹山得界、本多顯赫、本多春紀、平野大仙其他教名なりと。因に管長會議は来る廿七、八の両日に決定したり。

各宗派管長会〔明治35年8月17日〕

愈々来る廿三日各宗派会評議員会を開き、引続き廿六日より本議会議開会に決したるが、右により名古屋御遺形奉安地選定期成同盟会にては、京都下京区下寺町魚ノ棚突當り長講堂内に出張所を設け着々運動中なり。尚ほ本部にては、会員詰切りにて諸般の打合をなしつゝある由。

覚王殿と三府の輿論〔明治35年8月19日〕

當市御遺形奉安地選定期成同盟会に依つて一たび愛知説を唱道せらるや、各地人士の注目は一に同会の行動に集るに至り、殊に妙心寺派議事前田誠節師の一派は、極力之に対抗する決心を以て現に機関雜誌「菩提」を発刊し、大に京都説の爲めに鼓吹しつつあるに係はず、愛知派にては其氣勢頗る揚らず、寧ろ一般に冷淡を気構ひつゝあるの傾を見るは、聊か県下仏徒の信念を疑はざる

べからざる次第なれば、此際大に警醒する所なくんば未来永劫雪ぐべからざるの屈辱を、尾三仏教史上に貽すの結果を見るに至るべし。乃ち県下教徒の注意を喚起せん爲め、敢て覚王殿に対する三府の公職者又は有力者の意見を序する事左の如し。

△東京説　の重なる根拠は、由來京都には各本山を初め其他の大伽藍屹然対峙して固より仏教有縁の地たるは争ふべからざる所なれども、釈尊の御遺形を奉安し一切の宗派心を捨て、巡拝せしむるの靈地としては聊か不適當なるべし。何となれば全国幾百万の信徒が各自に自派の本山を主とし、覚王殿へ対しては寧ろ形式の礼拝を捧ぐるに傾くべきは人情自然の結果にして、御遺形に対し宗門宗派の如何を問はず仏法開基の始祖として尊奉する旨趣に悖るの虞あるを以て、當初奉迎の旨を貫かんには是非とも宗派的觀念を脱却し、宗門の渦中を離れて唯一絶対の靈地を選ぶこそ教徒の本分なれ。則ち今日に於ては、之を東都に拮ぶの外他に恰當の選択を容るるの余地なし、云々といふに在り而して所謂。

△大阪説　を唱ふるものは、道がに京都人士の意思につき最も剽切なる觀察を与へて謂へらく、由來京都人士は他国人士の金力を吸収するの策に長せるを以て我帝国の旧都として將た幾多の名勝旧趾の存在せるに僥倖し、彼の大極殿の如き豊国会の如き或は北野に於ける菅公祭の如き、苟も他国人士の金力を吸収するに足るべき神社仏閣は過去に於て明かに京都人士に利用せられ、又將來に於ても然るべき趨向を示せり。名は仏法有縁の靈地として、御遺形奉安に恰當なる地境たりといふべけんも、詮じ来らば恐くは

最も賤むべき心事に左右せられつゝある事柄たらん。既に愛知説を駁するの口実として自己の意思より他を忖度して、敢て不遜無礼の言辞を弄しつゝあるによるも争ひなき次第にて、自己の臭きを知らずして他の臭きを笑ふの謗は、京都人士が如何に之を弁ぜんも徒爾たらん。殊に覚王殿建設費の如きも既往に於ける京都人士の行動により推断せば、恐くは負担に堪へざるべく、結局大阪の如きは慥かに其犠牲たらんのみ。若し夫れ京都説にして勝を制するあらんか、勢ひ大阪に於ても必分の助力をなさざるべからずして、而も博覧会設備に関する失費多端の今日厘毛の余力を有せざる今日なれば、京都人士の力畢に將た何をかなさん。敢て此無謀の説をなす丈けの自信力あらば、大阪に於ける菩提会支部の如き亦急速に之を引揚げて、毫末も倚頼の念を絶つに如かず云々と而して。

京都説 に於ては是亦二派ありて、徒らに熱衷狂奔するの徒は、唯夫れ他を排して奉安地を奪はんのみの意思を以て幾多苦肉の策をなしつゝあるも心あるものゝ唱道する所に抛れば、京都は現に大極殿建設の大事業に就きながら、工費三十万円の内僅かに二万円を京都にて負担せしのみにて、自余は凡て之を他に仰ぎしのみならず、是が維持に關しても頗る苦心慘憺たる有様にして、此他幾多の神社堂塔に対し殆んど持剩し居れる今日、一千万円の大事業を負荷せんとするが如きは最も無望なりといへり。然も或る一派は、此秩序ある議論をも省みず徒らに狂奔しつゝあれば、其氣焰甚だ熾なりといふ。

大勢既に斯の如きの今日、愛知派に於て緊揮一番大に飛躍を試みんか。仮令中傷誣言の百出するあらんも、其熱心と信念により當初の目的を貫徹せんは固より易々たるべく、同時に一步は一步益々止まざらん決心を要すと。

覚王殿建設地選定会〔明治35年8月20日〕

同盟宗派管長村田大菩提会総理は来る廿七日、建仁寺方丈に於て名譽同盟会即ち各宗派管長会を開き、覚王殿建設地選定の件を議せん為め、左の各管長に対し召集状を発したり。

天台座主梅谷孝成、天台宗真盛派管長石山覚湛、真言宗連合総裁長宥匡、浄土宗西山派管長清水範空、臨濟宗天龍寺派管長高木龍淵、同宗相国寺派管長中原東岳、同宗建仁寺派管長竹田黙雷、同宗南禅寺派管長豊田毒湛、同宗妙心寺派管長小林宗補、同宗建長寺派（鎌倉）管長霄貫道、同宗東福寺派管長濟門敬仲、同宗大徳寺派管長菅広州、同宗円覚寺派（鎌倉）管長釈宗演、同宗永源寺派管長久松棟仙、曹洞宗管長西有穆山、真宗大谷派管長大谷光瑩、真宗高田派管長常盤井堯熙、真宗興正寺派管長華園沢称、真宗仏光寺派管長渋谷微妙定院、真宗出雲路派管長藤善聰、真宗誠照寺派管長二条秀源、真宗門徒派管長平光円、日蓮宗管長浜日運、時宗管長河野覚阿、融通念仏宗事務取扱梅原靈巖、黄檗宗管長吉井虎林、法相宗管長秦行純、華嚴宗管長佐保山晋円、真言律宗管長佐伯泓澄

而して翌廿八日は、各宗派委員会を開きて同伴を議する筈なり。

右に就ては大菩提会は来る廿四日午前十時より評議員会を開きて議案の審議を為す由、因に當日は愛知期成同盟会よりも会員二百余名を出派して大々の運動を試むる筈なり。

期成同盟会檄を飛ばす〔明治35年8月22日〕

管長会議既に切迫しぬ、當地に於ける御遺形奉安地選定期成同盟会は某一派の如く、敢て我意を貫徹せんとするが如き狹量を以て云為すものにあらずして、我国法界の爲め宗派宗門の私情を脱し、仏教開祖に対する信念の軽重を問はん爲め公正なる意思を満天下に表白するの目的にて左の檄文を飛ばせり

檄して満天下の仏教徒に告ぐ

肅颯として秋氣到り天地醒警を発するの時、我同盟会は茲に刻下の急に迫まれる重大問題に付、満天下の仏教徒に向て檄告せざるを得ざるに至れり。

回首すれば已に三年前、暹羅国より釈迦大覚世尊の御遺形を奉迎し来るや其神聖なる宝蓋を瞻仰して、海内万衆歡呼の声を湧かし前古稀に見るの歡迎ありしは、今猶ほ昨の如く歴々として万衆の眼底に存す。其此の如きは何ぞや他なし此盛事に遭遇し、我仏教の爲めに一新紀元を画し、之を外にしては東洋幾億万の同教者が打て一団となし、仏教をして二十世紀文明の上に赫々煌々の光輝を發揚せしむ可く、之を内にしては我仏教各宗派の和協統合を計り積弊を洗刷し衰運を挽回し、以て我光榮ある国史に伴へる仏教の隆興を計るは方きに是時に在ることを確信したればなり。

何ぞ図らん此盛大なる歡迎をなしたりし釈尊の御遺形は今や仮りに京都妙法院の一隅に奉安し、荒天寂地凄雨寥烟行人をして寧ろ落寞の感に堪へざらしめ、荏苒として早く已に三星霜を経過せり。而して之を奉安す可き大覚王殿建立の位置をも猶未だ決定するに至らざるは何ぞや。初め奉迎使の暹国に至るや御遺形永遠の持護に關しては、暹国皇帝の叡慮に背違せず、又在外公使等の誠意を空くせず、必ず完全に之を成就す可しと誓言したるに拘らず、實際各宗派の言動を察するに、徒らに執我非異凌轢争抗を是れ事とし、其間に歲月を徒消するのみにして、曾て大局の成効如何に達観せざるか如きは、奉迎使が暹国に於ける當初の誓言に背くのみならず、東洋仏教国たる我国の体面を汚損すること決して少々ならず。是れ天下識者の齊しく憤痛慨嘆する所なり。

今日に至り大覚王殿建立の位地等に就て、或は漫に我見を張るものなきにあらずと雖ども、已に三年の歲月を徒過して未だ何等の寸績の見る可きなく、唯菩提会々務の大蹉躓の如き宗派間の抗争の如きを以て、徒らに紛擾を滋くするを見るのみ。夫れ三年にして何等見る可きなきもの五年十年亦為すべきや、推して知る可きのみ。

今に及び我能く任じて之に當ると言ふものありとも、天下誰が復之を信ぜん。究竟するに今日の事態に放任せば、神聖なる御遺形は仮奉安の儘となり、大覚王殿の建立も遂に茫々昧々其前途期す可からざるに終らんかな。我同盟会は前述の如き状態に対して慷慨禁ずる能はず、愛國護法の熱誠其抑塞に堪へず、已むを得ずし

て自から起り励声疾呼して天下に唱へ、此際姑息なる論議を排し区々たる情絆を絶ち、至公至正なる奉仏の信念により大局の成效を以て専念となし、大覚王殿建立の位置を愛知県名古屋付近に決定せんことを主張し、自ら任じて此重大なる責務を担当せんことを誓へり。而して今や我同盟会の誠意は幸に社会多数の同感を得、在暹羅国公使も亦此挙を以て其夙志に副へるものとなし、内外の賛成続々至り会員の数已に五十余万と称し、益々其活動を見るは我会の最も榮譽とする所なり。抑愛知県は我帝国の中央に位し、其名古屋市は東西二京の間に居り殷富繁盛直ちに三都に亞ぐ。而して此地方は古來仏教有縁の境にして、三十三派尽く此に存し、各宗寺院の数三万五千に越へ、信徒の數約二百万を下らず。仏教の隆昌なる全国多く其比を見ず。海内稱して仏教の中心となす。是を以て我会の一たび組織するや、愛知県下仏教徒は先づ自から奮起して非常の大担任力あることを表白し、寄付金を申込むもの争先続出し、已に數百万円の多額に上ぼり、其建設敷地を献納せんとするもの亦続々たり。

今や奉安地を決定す可き管長會議は、京都に於て開設せらるる此會議の議決は、各派管長が凌轢抗争の圏外に立ち和協一致して大公至正なる判断を下し、右奉安地は海内に於て最も適當なる愛知県下に選定するに至るべきは我会の信じて疑はざる所なり。然りと雖ども、若し纏綿たる情弊に絆し、偏私なる我執に陥り、至當なる決定に缺くるが如きあらば、是れ自から全局の体計を破り、今後の進路を阻害するものにして、外には暹羅国に対する国交上の体

面を損じ、内には仏教徒の爲めに非常の大恥辱を招くの結果に至らざるを保し難し、然らば則ち此會議の可一否直ちに本問題の死活に係はるは論を待たず。

敢て滿天下の仏教徒各位に告ぐ。各位は其滿身の銳氣を此に発し、其滿腹の熱誠を此に注ぎ、挺勵奮躍して我会の企画を賛し、我会の主張を援け此緊急逼迫の時に臨む猛進邁往以て、我会の目的を遂行するに勉められんことを。

明治三十五年八月廿一日

奉安地選定期成同盟会

仏骨奉安期成同盟会の活動〔明治35年8月22日〕

覚王殿建設地選定会も時日追々切迫せしを以て、期成同盟会より昨夜夜行汽車にて長谷川百太郎、野崎兼行、加藤梅嶺の三氏西京へ向け出発。尚引続き奥田正香、吉田禄在、服部直衡、清水直、服部小十郎、大導寺忠七、鈴置倉次郎等の諸氏を初め、本県下の有力者漸次上京運動上に関し大に尽力するよし。

高田派本山へ遊説の様様〔明治35年8月23日〕

當市御遺形奉安期成同盟会にては此程中村利恭氏を遊説員として、勢州一身田高田派本山に到らしめ、親しく常盤井法主に就き、覚王殿建設の急務なること並びに名古屋説は天下の輿論なる事を凱切に遊説せし結果、常盤井法主は頗る同情を表されたり。尚中村氏は該宗派の委員長岡大仙氏を訪ひ、法主の意を通じて尽

力を請ひ、長岡氏も其意を了し、今廿三日西京に出派し専ら同志を糾合することに尽力することを誓へり。

妙心寺派檀徒の建議〔明治35年8月23日〕

當市臨濟宗妙心寺派の檀徒五十余名より同派管長小林宗補師に建議して、覺王殿を名古屋市に建立するは、海内の公論殆んど帰一せるに係はらず、役僧前田誠節師が京都説を主張し名古屋説に反対するは、大局の成功を破るものなれば、管長に於て宜しく之を戒飭し、方針を誤らしめざる様尽力あらんことを申出でたり。

仏骨奉安地京都説の真相〔明治35年8月23日〕

仏骨奉安地選定に関する管長会議の時日も切迫せる事とて、名古屋に於ける篤信なる仏教信徒は、東奔西走夜を日に継いで奉安地期成同盟会の為めに尽しつゝあること何人も認むる所にして、殊に奉迎使中にも大谷派新門主、日置黙仙、藤島了穩其他の各宗派管長中有力なる諸師は非常に賛成を表せるに係はらず、妙心寺派の議事前田誠節師は頑然反対の態度を執り、嘗て岐阜県にて自己の配下石黒某の発行し居たる雑誌「菩提」を京都に移し、表面大菩提会の機関の如く鼓吹して、僭越にも大菩提会の意見として名古屋説を否認し、温良謙徳の村田会長を慫慂して強て京都説を主張しつゝあるが、其真相につき口善悪なき京童の伝説に拠れば、前田師の俗情に通じ世故に長けたる爛眼は早くも奉安地に関する東京、三方原説は到底成立せざして、至竟京都に決定せらるる

べきを看破し、既に京都紫野辺に於て広大なる地所を見定めあれは、之を覺王殿敷地に充てんとの下心にて、斯くは京都説を主張せるものなりといへり。夫れと是とは固より関係なかるべきも、兎に角中途より名古屋説の湧出して非常の勢力あるに至りしより、同師が躍起の反対を試みつゝあるは其間の消息に多少洩すべからざるの事情なからんやとは。

各宗取締會議〔明治35年8月23日〕

昨日午後より當市會議事堂に於て各宗取締十余名会合し、協議の結果各宗より其管長に向ひ奉安地を名古屋に選定せられたき請願書を提出することに内決せし由。

期成同盟会趣意発表 當市御遺形奉安期成同盟会にて、積尊御遺形奉安の件に就て必死の運動をなしつゝあるは屢次報導せし処なるが、愛知郡千種町御器所村付近の信徒は其気焰殊に高く、加之も建設候補地に接近せしを以て二ヶ町村の有志者より趣旨公表演説会開会を発起し、去る廿日午後六時より千種町の太田久左衛門方に於て、廿一日午後六時より御器所村久松寺にて野村朗、長谷川百太郎、鶴見淵藏、貫沢全隆の諸氏出席各熱誠を濯いて大に輿論を惹起し、同会の為め頗る活気を高めたり。

期成同盟会頗る振ふ〔明治35年8月24日〕

八名の選定委員中七人までを虜にしたる名古屋派の運動は、百尺竿頭に一步を進めて、今や管長等天台座主、真言總裁、浄土西山

派、臨濟宗建長寺派、同円覚寺派、同永源寺派、大谷派、曹洞宗、真宗高田派、同仏光寺派、北陸真宗出雲路派、誠照寺派、三門徒派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、黄檗宗、法相集、華嚴宗、真言律宗廿二宗の賛成を得たれば、今に於て京都説を持するは建長、円覚、永源三派を除ける臨濟の各派及び興正寺派等十宗派管長に過ぎずして、目下上京中の運動委員は更に益々運動の歩を進むべきに付旁々名古屋説は将来益々勢を得るの傾あり。素より京都派に於ても莫大の寄付金の外に市内に一個処郡部に一箇処の地所を選定して窃に名古屋の寄付運動に対抗の姿勢を取り、別に平安同志会なるものを組織して活発に運動し始めつゝあれども、要するに虚勢を張つて徒らに喧囂を極むるのみにて、大勢は名古屋派に帰したるが如し。唯今回の委員に付托せられたるは京都、東京、三形原の三地の内一を選べしと云ふに在りて、名古屋説を取るは権限外に属する観あれば、京都派よりは先づ此点に於て異議を提出すべければ、結局委員再付托となり、然る後愈々名古屋説に決すべき模様なり。

期成同盟会委員上京 御遺形奉安地選定愛知期成同盟会にては、既に数名の運動委員を西京に派して、各宗管長会議に対する運動に着手せるが、尚ほ一昨夜の夜行列車にて近藤疎賢、平野大仙外数氏引続き上京せり。一行は予て曹洞宗々務局より内命を受居る由にて、着京の上は各宗管長を歴訪し愛国護法の赤誠を披歴して、大覚王殿を名古屋付近に建設するの趣旨貫徹を尽瘁すべしとなり。因に石川県に於ける一派の信徒は「我邦仏教の根本的中心

たる京都を擱き名古屋に建設せられんとする変調を現出云々」の不遜非理なる言詞を以て、愛知同志者の行動に嘲笑を加へ敢て中傷を試みつゝあれば、此際緊禪一番以てますゝ彼等の心胆を寒からしむるの覚悟なかるべからずとなり。

三浦將軍の移檄（覚王殿敷地選定問題）〔明治35年8月26日〕

覚王殿建設地選定問題は今や満天下の仏教界に一大問題となり、衆説紛々として殆んど帰着する処なく、將に開かるべき各宗管長会議に於ける決定も未だ容易に予想すべからざれども、大勢は名古屋説に傾きますゝ有力なる賛成を得つゝあるが、更に仏教界に於ける有力なる三浦將軍亦京都人士の性格上より論断して左の如く名古屋説を主張せる檄文を各宗管長へ提出したり。

案するに、我日本の仏教徒が暹羅国より奉迎し来りし仏舍利を奉安すべき覚王殿建設の土地に就ては、衆議紛々として未だ定説あるを聞かず。従つて大菩提会亦其選定に惑ひつゝあるが如し。茲に於てか今や各宗管長会議の開会あるに方りて、余は聊か意見を陳述し以て各宗管長下の勇断を催告する所あらんと欲す。

抑も覚王殿建設の土地に関する衆説中最も天下の視線を引きつゝあるは、京都並に名古屋の両説なりとす。故に右両地に就て其利害得失を対較して、将来永遠の大策を講ずるは尤も今日の急務なるべしと信ず。此れ余が右両地に関して少しく論究する所あらんと欲する所以なり。

蓋し古今を通じ東西に涉りて狎れ安く倦み安きは人情の通弊なりとす。故に苟も新事業を起すに方りては必ず先づ其所依の境を選び、其土地の人情風俗を観察して之れに着手するにあらずんば、遂に其効果を収むること能はざるべし。今之れを我邦の仏教歴史の上に徴するに、奈良京都等の名は仏教初生の地として頗る人口に上りて、既に吾人の耳朵に狎れつゝあるのみにあらず。由来京都の地たるや、人心多くは一時の華美を競ひて永遠の事業を策するの思想に乏しく、諸般の商業一として世界的日進を図るものなく、其他神社仏閣に対する觀念等に至りても所謂大旅客的の計を成すことにのみ孜孜として、絶て永遠の効を将来に期することあるなし。故に其結果の及ぶ所を見るに、近くは彼の豊国会の如き大極殿御造営の如き又は菅公会の如き、何れも皆一時的となり祭祀的となり終りしに非ずや。加之、仏舍利奉迎當時に於ける京都の士民が之れに対する感情並に奉迎事件の如き、何れか其風習に促されたるものにあらずとする乎。果して然らば仮令京都は各宗本山の所在地にして、又由来仏教に因縁ある土地なりとするも、今此地に覺王殿を建設し仏舍利を奉安せんと欲するは抑も所依の境を選び得たるものと称すべきに非ざること、余が言を待たずして明かなるべし。

試みに卑近なる一例を挙げて之を解するに、今幼児に玩弄物を与ふるとせんに、仮令同一玩弄物なりとするも、之れを愛するの情と之れを永遠に保持するの念とは、都会の幼児と村里の幼児とを比較するに、差異果して幾何ぞや。都会の幼児は忽ちにして物を

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

愛し安きと共に忽ちにして倦み安しと雖も、村里の幼児に至りては然らず。一旦人の玩弄物を与ふるあらば深く之れを愛して倦まず、而かも永く愛着して措くことなし。蓋し此の見易き理数は独り幼児の上のみありて存ずるにあらず、所依の境遇によりて人情に変化を与ふること概ね斯くの如しと云はざる可らず。想ふに京都の人心は殆ど都会の幼児の物を愛し安く物を憎み安きに似て、名古屋は全く之に反し一物を愛玩して永遠に持続すること、恰も村里の幼児に均しと謂つべき也。

夫然り然らば、覺王殿建設の土地を選ぶに方りても此見易き道理に照して遺骨を永く保持し、且つ之を珍重する者に与ふるに於ては、即ち暹羅国皇帝陛下より分与せられたる聖旨にも協ふべく、又我日本仏教徒が至誠熱心之を奉迎し来りたる素意をも達することを得、抑も又仏種結縁の萌芽も着々顕揚發育するに至らん。

且つは、京都の地たるや彼の神社仏閣の壯麗人目を驚かすものありと雖、人心之がために先づ狎れ先づ倦み道心日々に薄ふして積弊此に萌す。然るに名古屋は之に反して人心も軽浮ならず信念も京都に比するに純一なりと云ふべし。故に一たび覺王殿を此地に建設して靈骨を安置し奉るあらば、是れを動機として益々比隣の諸念を固結せしむることを得べきは勿論、之を活動の中心として各宗積年の確執を打破するに至るべきや必せり、是れ余が各宗合同の機は京都よりも名古屋を以て円熟せりと予期して、此地に覺王殿を建設せんと欲する所以なり。

更に世人が新事業を策する上に就て尤も困難に感ずる所の經費の

点よりして両地を比較し来るに、之を一時的祭礼的の嗜好に富める京都人心に就て永遠を期する事業の経費を要求せんよりは、寧ろ名古屋の人心に激して事を計るの易きに如かざるべし。殊に況んや名古屋は既に多額の入費を確定して之を提供しつゝありと聞く。

以上の事実に就て既往を以て将来を照し来らば、覚王殿建築の土地をして世人の視線を引きつゝある京都説並に名古屋説の両地の利害得失は、最早余の言を待たずして明瞭なるべし。曩くは各宗管長猥下公平の眼を以て両地の利害得失を対照し、深く将来を鑒みて現下の情弊を打破し、英断を以て名古屋説に決定せられんことを千祈万札の至りは堪ず。謹白

明治三十五年八月廿三日

正三位勳一等子爵
樞密顧問官陸軍中将 三浦梧楼

敷地選定と委員（覚王殿）〔明治35年8月26日〕

前号所報の如く、覚王殿建設敷地選定委員は曩に東京、京都、三形原の内何れへか選定すべしとの趣旨を以て選任されしものにして、其後に於て提出されたる名古屋説に就て採否の権なしとは京都派の唱道する所なるを以て、議事法上或は委員再附托となるべきは固より予想すべき処なるが、京都派に於て之を主張するは大々の魂胆の存する所以にして、予じめ名古屋設の鋭鋒當るべからざるものあるを予知し、名を委員再附托に仮つて敢て其決定を延期せしめ、更に徐ろに劃策する目的の存ずることは行掛上今よ

り想像するに難からざるなし。然も来る十月の交には暹国皇太子殿下の御来朝あるべき筈なれば、今に及んで固より荏苒日を曠うして機宜を誤り畢に我国信徒の信念の薄弱なるを表白して、斯界に一大汚点を貽すが如きは絶対に之を排斥せざるべからざる次第なれば、愛知期成同盟会運動委員に於ては此覚悟をなし仮し委員再附托となるも、飽まで今回の管長会議の開期二三日を延長するも決定せしめん意気込にて、一瀉千里を以て老獪なる一派をして其間に猾策を施すの余地なからしめん筈なりといふ。

●委員の上京 御遺形奉安地選定愛知期成同盟会本部より一昨日、代議士鈴置倉次郎、服部小十郎、大導師忠七の諸氏運動委員として急行西京に出発し、同夜更に早川見龍、宮本熊楠、高岡亮音、玉置法伝の諸氏上京し、昨日は野村朗、片岡量海、西村善平の諸氏引続き出京し、滞京中の運動員と相呼応して大々の飛躍を試むべしといふ。

覚王殿敷地選定問題〔明治35年8月27日〕

▲各宗派管長会 今廿七日開会の覚王殿建設敷地選定の各宗派管長会々々は建仁寺の筈なりしも、都合に依り妙法院内に開くこととなりたり。管長中不参の届出ありたるは本派本願寺、臨済宗南禅寺派にして、大谷派管長は渥美契縁師を代理とし、曹洞宗管長は日置黙仙師を代理として出席せしむる由、然して同会にては、覚王殿建設敷地選定委員の調査報告に引続き、名古屋期成同盟会の建議を議すこととなる。

▲京都説の真相 名古屋派の運動者か続々上洛するにより、漸く昏睡より醒め周章狼狽運動を開始せるが、今京都派の勢力如何、内幕の真相を聞くに、同派の勢力極めて微弱にして、僧侶側にては前田誠節師一味の輩と所謂影弁慶的の平安同志会並に振興会の如き者を煽動し、多くは中流以下の壯士連を使喚し、二三の条件を密約して第一着に演説会を開始せり。其際前田師並に同一派が其黒幕にて周旋せるが如き、その間の消息之を窺知するに難からざるなり。更に京都中流以上の某紳士が頃日某記者に語る所によれば、今や當市各宗派の多くは其本山を維持する能はずして殆んど廃寺に及ぶもの少なからず。然らざれば各寺宝物の展覧料を收め僅かに余喘を保つものなれば、茲に覚王殿を建設すればとて如何でか其維持を全うせんや。則ち大覚王殿も畢に所謂荒天寂地凄雨寥烟行人をして落寞の咸に堪へざらしむるに至らんかな。殊に當地の仏教機関は、殆んど具備せる今日徒らに事を繁くして却つて伝灯の奉旨に悖るは、為めに大に採らざる所なり。寧ろ熱心誠意所依深厚なる愛知仏教徒に托するの万全なるを信ず。誠みに見よ武徳殿、豊国社、北野千年祭等の如きは、愛知の援助を仰ぎしもの之を既往に徴して甚だ尠しとせず。斯の如く望外の望に熱狂して一部少数者の野心を充し、理由なき理由を口実として京都市民の与論を顧みず、徒らに同殿を引受けんとするは吾々の深く迷惑を感じる所にして、更に以て愛知県民の感情を害せんとするが如きは、之を将来に慮りて最も京都市に不得策なりと信ず云云と。又内貴同市長の語る所を聞くに、今や市の事業頗る多端上下

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

水道の改修疏水道の拡張、七条停車場御所間の道路開通（幅十二間）の如き刻下の急務にして、加之も市民多年の宿望なるに係はず夫すら経費支出の上にて未だ之を實行し難き事情の下に在り。然も何を苦しんで多額の費用を要する覚王殿建設に熱狂するものぞ云々と。以て京都派が一部野心家の群にして京都市民の与論を代表せしものにあらざるを知るに足らん。更に之を實際に徴するも、今日に於て専ら京都説を主張するは所謂限々者流（同志会の如き）に過ぎずして、市民の多くは唯京都人士として京都説に反対するは、地方的關係に於て甚だ奇怪なりといふ懸念より、表面賛成を装ふに過ぎず。従つて當初一二回の演説を試みたる新代議士も、今や言を左右にして深く立入らざる有様となり、其聲の大なるは唯々同志会一派に過ぎざれば、若し夫れ万一京都説に決定せんも其曉に及んでは、却つて之を持剩し結局大覚王殿も灯火長へに絶滅せるの悲觀を呈せんは、火を睹るよりも明かなり。

▲愛知期成同盟会の建議 覚王殿建設愛知期成同盟会にては愈々左の建議書を各宗管長に提出したり

覚王殿建設の位置を名古屋市附近に決定するの建議

一 昨年暹羅国より奉迎したる釈尊の御遺形を安置し奉るべき覚王殿建設の位置に付ては、二、三の候補地を申出でたるものなきにあらざると雖も、未だ之を以て全然適當なるものと認る能はず。然るに愛知県名古屋市の興りたる御遺形奉安地選定期成同盟会は、其企劃する処最も確實にして其主張亦最も適切なりと信ず。依て右覚王殿建設の位置を名古屋市附近に決定せられん

ことを望む。

右及建議候也。

而して其理由書に曰く、

(前畧) 上來開陳する所を括言すれば、積尊の御遺形を奉安する覚王殿の建設は宜しく速かに其位置を決定し、着々之が完成を計らざる可からず。而して愛知県は仏教の因縁特に深く其県民奉教上の信仰は他に比類なきを以て能く其負担に堪ゆるは、勿論名古屋地方は東西二京の中間に位し、覚王殿建設の位置としては他の二三地に比して特出の資格を有するが故に、其位置を名古屋市附近に決定するを以て最も適當なりと謂ふに在り。

今日に於て先づ其位置を決定し、而して鋭意其の進行を計るは暹国々王陛下が我が懇請を容れられたる聖意に契合し、又日本仏教各宗派の和協統合を計り、進では東洋文明の開達を促し我仏教の光栄を宇内に宣揚するの宏口を開くものなり。是の如きは天壤無窮の 皇祚を隆にし国家万民の慶福を大にする所以なることを疑はず。而して愛知県民が企劃する所能く此主意に合し、其熱心なる担任心は此大業と相始終するに堪ゆるを信ず。右の理由なるを以て各王殿建設の位置を愛知県名古屋市附近に確定せられんことを切望し、本建議を提出するものなり。更に左の書類を添付せり。

稲垣公使より暹国外相に呈したる書、暹国外相より稲垣公使に送る返書、稲垣公使より我管長へ送りし書、外山領事より菩提会長へ送りし書、奉安地を名古屋市附近に定むる請願書、稲垣

公使外山領事より菩提会名古屋支部へ宛送りし書、稲垣公使より名古屋市長へ送りし書、同公使より我各宗管長へ送りし書、

名古屋市及び愛知以下十六郡寄附金一覽表(合計金百四十二万二千二百八十二円)、覚王殿敷地献納者一覽表、土地寄附の外各郡部より土工人夫其他建築材料等の寄附申込書

因に敷地献納者は左の如し。

東春日井郡小幡村八万二千六百廿六坪野村茂助○愛知郡広路村小出藤十郎外四名十四万四千六百坪○同郡田代村片山竹治郎十坪○同郡広路村加藤鎌次郎一万八千八百六十八坪○同郡田代村清水貞雄十坪○合計四十三万九千四百坪

各宗管長會議

(在京特派員報) (明治35年8月28日)

京 都 電 話 (廿七日)

本日午前七時より京都天台宗妙法院に於て各宗派の管長會議を開き、来会者は相国寺管長中原東嶽師外二十六名にして議案は、

第一 奉安仮殿設置の件

第二 奉安地選定に関する諸般の件は西京以下本部員に於て之れを取扱ふこと

第三 奉安地は京都附近の中に就きて第二条の手續に依り選定し、宗派会を開き決定すべし

第四 奉安地は可成信者の寄捨を乞ふべし

第五 奉安地は区域を凡そ十町歩とす

但選定の都合に依り出張部を二ヶ所又は三ヶ所に設くるも防

げなし

第六 条正案

御遺形奉安地の選定は九名の委員をして調査をなさしめ、九月十三日迄に各部へ報告する事

右の議案を配布し寄り／＼密談を凝らしたるも、議場の形勢は名古屋派十五名、京都派僅かに六名に過ぎざりし為め、前田派より種々の口実を提供して欠席中なる西本願寺管長の意見を問ふこととなり、結局修正案のみを可決して午後六時に至るも尚ほ正式の開議に至らず。

名古屋派は早朝より各管長を其宿所に訪問し、夫れより僧俗袂を連ねて傍聴せんとて同院玄関に至りたるに、受付掛りは種々防害を試みたるも結局許可を得しが前記の事情にて、遂に睨合ひの有様にて六時過ぎ散会の己むなきに至れり。殊に予て渡しある傍聴券には甚だ曖昧なるもの多くして、紛擾一方ならず。中には腕力に訴ふるもあり、形勢不穏なりし。

●大谷派本願寺紛擾事件

▲全国門末は、今回の愛山有志改革派なるものは畢竟石川舜台氏以下前内局役員が自己の失政を蔽はんが為の運動なる事を知り、憤激一方ならず。就中尾張酬恩会より差出せし上申書には、迅に不明瞭の五十万円一条を取調べて事理を明瞭にし、其責任者の罪を問ふ可しとありし由。▲愛山派の委員三名は昨日交渉会派の事務所に赴き、今回の本山紛擾に対する眼目には両派他少異にするも、其の帰着する処は連枝内局組織の必要を感じつゝある事なれ

ば、結局相提携して事を為さんとの旨を申込みたり。▲長浜別院連枝大谷勝縁師は目下の事情愈々入京するの止むを得ざるを感じ、既に其意を洩したりとの報により、事務所并に枳穀邸より電報を以て入京の時日を問合せたるに、未だ何等の返電もなしと。

大覚王殿建設問題（在京特派員報）〔明治35年8月28日〕

▲管長会議 昨日の管長会議に出席すべき各管長は、極めて少数にして多くは代理者を出席せしめ、殊に多少の欠席者もあるを以て、此重大問題に対して最後の断案を下さん事到底難事なれば、多分会期を二三日間延期する事となるべしといふ。一説には更に会期を定め召集地を変更して再議すべしとも伝ふ。

●大谷派新門主と名古屋説 大谷派新門主が名古屋説に対し賛成の調印をなしたりとの事につき、北陸地方の同派信徒が激昂して上京せしなど、伝ふる者あれども、右は必竟京都派が虚勢を張らん為の口実に止まりて何等の痛痒をも名古屋派に与ふる所なく、新門主の意向は到底京都にては勸財の見込みなく限りなき時日を空なく送り、何時迄も建設の出来ざるは明かなる事実にして、若し此儘に放置せんは奉迎正使として心苦しきことなれば、名古屋には篤信なる多数の仏教信徒もあり、充分勸財の感算も出来居る事なれば、之を名古屋に建設すること適當ならんとして意見書を發表せられたしと云ふ。尚ほ本派本願寺にては由来宗教法案と菩提会には反対なるも、御遺形奉安には賛成なるを以て覚王殿建設成るの日は、二万円の寄附をなすべきことを明言し居れる由。即ち

公平なる眼光を以て、敢て地の京都なると名古屋なるを問はず、只管実行の速かならんを望みつゝ、理論よりは寧ろ實際に重きを置いて、陰然名古屋説に左担しつゝありと云ふ。

▲京都派内部の怪聞 覚王殿問題に付き、京都説を主張する一派の裏面に於て頗る怪しむべき風説を伝ふるものあり。其は建設地に付き、荻野某所有の吉田山（神楽ヶ岡）の地所時価六千円を表に付き、岐阜の日吉善識なる妙心寺派の僧侶が二万円にて売得したる如く装ひて、過日既に登記迄すまし、更に改めて此地所を菩提会に寄附し、同会は之を以て将来の建設地と内実確実したり。此間の運動に付ては右荻野を主として服部賢成、船越謙吉、横山某、井出某等関係せる由なるが、斯くと聞たる仏教団の有志者は、総代管龍貫、段証依秀、美濃田覚念三氏の名を以て菩提会に対し一の建議書を提出したり。其要は、右日吉師は前田誠節師とは懇意の間柄にて、其間何等かの利益問題伏在すとの噂あれば、折角京都に建設する程ならば斯る不浄の世評ある場所を避け、他に無垢の靈地を選定せられんことを望むとの趣意にして、京都建設派に對する一大打撃なりしといふ。

▲小栗氏と臨濟各派調査員 臨濟各派の調査員中に、名古屋に果して覚王殿建設に對する費額を募集し得べきやの實地を探らん為め、一応名古屋に出張して取調ぶる所あらんとの説ありしが、名古屋派には各宗管長会議の為め有力にして且つ責任ある仏教信徒諸氏が続々出張して滞京し居る事なれば、今更敢て名古屋に派出して事實の調査を為すにも及ぶまじとの説もありて、結局名古屋

に派出の議を見合せ、一昨廿六日午前十時に調査員より小栗富次郎氏に会談を求めて、右に關する調査に従事したり。固より賛否の意見は発表せざりし由なるが、此の会談は極めて秘密に附しありといふ。（以上廿七日午後五時稿）

大覚王殿建設問題（明治35年8月28日）

本誌が曾つて掲載したる大覚王殿建設問題に關する各宗派の色分（名古屋説廿二派）の記事が、少なからざる打撃を京都派に与へたる事とて、京都派にては更に其色分けなるものを公表し、京都説十四派、中立説五派とし名古屋説は僅かに三派ありと声言しつゝ、あれども、京都派に於て所謂自派に属すてふ十四派の内天台、真言（真盛、寺門兩派を除く）日蓮の各宗及び真宗大谷派、同興正寺派、同高田派、同仏光寺派、同誠照寺派、同出雲寺派、同三門徒派、及び臨濟宗の内建長寺、円覚寺、永平寺の三派は明かに名古屋説に加担せるものにして、彼等が中立派と称するもの、内にも明かに名古屋説を賛成せるもの少なからざるに拘はらず、京都派の勢力日に非なるに苦しんで敢て此虚妄の伝説を以て類勢を挽回せんとするの窮策真に愚の極なり。而して更に局外者をして公平なる判断なりといふを聞くに、理論に於ては京都説勝を占め、實際に於ては名古屋説勝を占め居れり。然れば会議が果して理論派の勝利に皈すべきか實際派の勝利に皈すべきかと云ふに、結局の勝利は前者に在らずして後者に皈すべきが如し。其は何分京都側の弱点は仏骨に對する既往数年間の成績が甚だ面白か

らざりしのみならず、積極的に云へば今日までの不成績は実には一面に於ては折角分贈を辱けなふしたる暹羅国王の好意を空ふし、延ては此間に起て周旋したる稲垣公使の面目を毀損したる事、若千ぞ又一面には世界唯一と称せらるる日本仏教徒の如何にも活地なき事実を表白したる事となりて、国家の体面上より見るも亦幾分の責なしとせず。是等の責任は何人に皈すべきか今更之が詮議立するも無益の沙汰ながら、要するに大菩提会の責任たる事は免がるべくもあらず。而して同会の責任は取りも直さず事務の當局其人の責任と云はざるべからず。試みに見よ、数年を出でずして数百万円の巨資を募集し、宏壯輪奐の覚王殿を建立するてふ當初の計画は如何に、各宗合併の大学校を設立し大に仏教の興隆を計るの策は如何に、慈善事業は如何に、数へ来れば當時会の當局者が予定したる計画は悉く是れ空中樓閣にあらざれば、痴人の夢に同じきのみならず、失態百出醜聞紛起、結局十萬足らずの負債を残したるの外、更に一事の見るべきなきにあらずや。彼の暹羅国王が满腔の熱誠と信仰とを捧げて、遙かに日本仏教徒に分与せられたる一片無垢の仏骨は、今も尚悲風慘雨の裡依然として妙法院の片隅に閉置せられあり。過去の成績此の如し。之を以て推すに、将来に於て能く當初計画通りの成效を京都の地に於て見ん事は、決して為し能はざる所なり。況んや京都は、既に業に各宗本山初め由緒縁故ある数多の靈利名院あり。一覚王殿の建築無きも敢て事を欠くにあらず。経済の上よりするも必ずしも京都に限らず、暹羅国王の趣旨は単に日本仏教徒に与へたるものにて、京都

に与へたるにあらず。然る時は、一概に京都説を固執するは事態に通ぜざるの論なり。之に反して、名古屋説の主張は兎も角も会の負債は一切引受くるのみならず、数十万の資本も立処に募集して、数年を限り必ず殿堂を建立すべしと云へり。若し此の説の如くなる時は、菩提会に取りては、所謂渡りに舟、願ふても無き幸ひにあらずや。抑も何を苦んで此の好機会を自から逸せんとはするか。若し名古屋派の公言する負債引受け等を危ぶむとなれば、其は他に如何様とも確実なる手続によりて、其事の履行を期する手段はあるべし。要するに名古屋にして負債を引受け、覚王殿を建築するに於ては、断然之を譲るを以て得策とするは、事理の最も視易き所なり、云々と。(廿七日午前)

大覚王殿建設問題 (明治35年8月29日)

▲各宗管長会 (廿八日午前特報) 前号京都電話を以て略報せる如く、昨日の同名譽会監会は議案の配布のみにて本議を開くに至らず、単に協議会に止たるが、名古屋説につき最も熱心なる主張者、曹洞宗管長代理日置黙仙、同宗委員弘津説三の二師と、前田派との間に峻酷鎮痛なる論議ありたり。是より先、京都派にては熱心に各派間を遊説し、毎会欠席勝にして這回も無論欠席するならんと認められたる各宗派までも促し来つて、理論も實際も問ふ所にあらず。唯々頭数を以て勝利を占めんとするの策を講じたるも、夫れさへ名古屋説の鋭鋒に當り難き形勢を致せるより、乃ち會議を延期せしむるを得策と感じたりけん。本派本願寺及び欠席せる

他の一二宗派に交渉せんと議に對し異議なく同意を表し、

一、奉迎以前に立戻り各宗派管長會議として非同盟宗派も加へて更に會議を開くべきか

二、此儘同盟会を開設するか

の二点に就て協議し、其結果非同盟宗派に交渉するに決し、委員として左の四名を選定したり

真宗大谷派 井沢勝詮 曹洞宗 日置黙仙 誠照寺派 二条秀源 興正寺派 三原俊栄

右委員は本日中に本派本願寺其他に交渉を了る都合なるが、明廿九日は前号所載の各議案の本議に移る筈なれども、或は延期再開に決するならん、因に昨日は各地より入洛せしものは固より京都市民も今更の如く會議の結果を氣遣ひ、午前七時頃より傍聴の爲め詰掛けたるもの引きも切らず無慮三百名にも及びたるが、菩提會にては一切傍聴を嚴禁し、何人も入門を謝絶したるに、傍聴人は容易に去る模様なく仏骨仮安置所其他院内庭上に充満し、中には是非傍聴せしむべしとて嚴談を持掛くる者もありて、一時頗る騒然たりき。當日參集の各管長及び代理者は左の如し、

相国寺管長 中原東岳、誠照寺管長 二条秀源、大徳寺管長、菅広宗、真言律宗管長 佐伯弘澄、三門派管長 □光円、建仁寺管長代理 瑞岳唯陶、妙心寺管長代理 池田沢照、曹洞宗管長代理 日置黙仙、木辺派管長代理 足利義藏、真言聯合派代理 小川光義、大谷派管長代理 井沢勝詮、仏光寺派代理 奥博愛、黄檗宗代理 鈴木惠眼、興正寺派代理 三原俊栄、永源

寺代理 宗元宗純、南禪寺代理 大沢協宗、天台宗代理 大村觀順、融通派代理 清原賢静、時宗代理 足利灌柔、高田派代理 大西□順、西山派代理 北川舜龍、東福寺代理 林湊順、真盛派代理 橋本□実、華嚴宗代理 筒井寛望

▲京都派愈々窮す 京都派、即ち臨濟宗の前田派に属する一部の限々連は、壯士を使喚し、虚報を伝へ、反間苦肉の策を施して、百方自個の勢力を誇大に吹聴しつゝ、あれども、由来京都説の内容は、一定の成算あつて唱道せらるゝものにあらず。唯々自己の野望に耽々たる群少の主唱せる架空の説に過ぎずして、殊に新進の某代議士が、京都派の爲めに運動するを条件として、三万円の運動費を得たるが如き個中の消息は、蓋し解し難からざるなり。現に建設地寄附に就ても、土地を所有する資力さへなき森田某なるものにして、敢て二十万円（十万坪）を寄附すべしと声言せるが如き、或は将来の利益交換を条件として寄附申込をなすもの、如き、到底誠意誠心を以て仏舎利の奉安を希ふものと認むる能はざるのみか、其首領たる前田誠節師の如きも、大徳寺附近に於て何事かを劃策しつゝ、爰に神聖なる仏舎利を安置せんとして、敢て野望を以て仏徳を汚瀆せんとするの迹歴歴として見るべし。仮し彼輩は是等野望の爲めに動くものにあらずとも、刻下死活の問題を討議するに際して尚ほ僅々十万坪の敷地を京都附近に得る能はざるが如きは、理論に於ては兎も角も、覺王殿の建設を現実ならしむる上に於て、全く無能力なりといはざるべからず。既に建設問題に対する先決条件たる建設費を纏め得ざるの事実を以て

するも、彼等の窮状知るべきなり。斯の如しにして京都派の勢力は遂に益々窮乏され、其極厄鬼的に中傷謔言を放つて僅かに余喘を保つのみ。夫れかあらぬか、仏骨奉安地選定の為め召集せる各宗派管長会議費の内二万円を濫費して、今や將に刑事上の問題をも惹起すべき形勢に類しつゝあり。而して其最も笑ふべきは、目今府下各地に開会せる演説会場に於て、聴衆に対し一人前十錢位の饅頭を施与して、端たなき歡心を買ひつゝあるが如きは、殆んど児戯に等し。あはれ其末路は、寧ろ為めに慙笑するに勝へたりと。

各宗管長會議（今卅日）〔明治35年8月30日〕

京都 電話（八月廿九日）

本日午前九時妙法院に於て会監會議を開きたるが、一昨日の建議案即ち御遺形奉安地の事は、大菩提会のみにて決定すべきものにあらず。御遺形は啻に大菩提会の専有物にあらずして、各宗管長協議の上奉迎したるものなれば、茲に大菩提会の各宗管長並びに同会以外の各宗管長合同し、更らに各宗管長の會議なるものを組織し、明日本格を以て決定すると云ふ。尤も大菩提会に於て選挙したる奉安地選定委員は、大菩提会以外の管長に於ても承諾したる事なれば、今回更らに組織せられたる各宗管長會議は、正式に奉安地を選定する資格ありと云ふ。

大覚王殿建設問題〔明治35年8月30日〕

▲廿七日の管長會議（既報） 去る廿七日を以て大仏妙法院内に開会せし名譽會監會は、既報の如く内交渉を要せし為め本會議に移らず。先づ協議會を開き誠照寺派管長二条秀源師座長席に就き、議事を総理せり。劈頭村田會長の説明演説ありしが、其要旨は御遺形奉迎當時稲垣暹羅公使より同国々王陛下に奏上して、覚王殿を京都に建設するの予定なりと言明したるに係はらず、京都に於て或る事情の下に三ヶ年の日子を空過したるより、突然愛知菩提會支部より稲垣公使に対し京都人士の無能を訴え、覚王殿を名古屋に建設せんことの議を通告し、今や論議百出して容易に決定する能はざるの状態となり、甚だ遺憾とする所なり。愛知菩提會支部か不肖寂順師を措いて、直接に稲垣公使に通告したるは、総理を無視したる行動なる事今更多く謂を要せざるも、稲垣公使にして、中途より名古屋説に賛同せられしは頗る意を得ざる所にして、目下質疑中なり。由來京都の地なる各宗本山の多くを有し、仏教有縁の地なるを位て、覚王殿の位置として最も適當なるは何人も認むる所なれども、直ちに京都に確定せんは聊か壟斷の嫌あるを以て、本年一月の管長會議に於て九名の選定委員を挙げ、東京、京都及び三方ヶ原三ヶ所の内、仮りに京都に奉安するに決したる次第なり。然も今や名古屋説突如として提出せられ、選定委員の七名は之に賛同したり。然も不肖の觀る所を以てせば、委員に於て三候補地あることを忘却して、漫然名古屋説を主張せるは聊か序の正しきを失したるものと認む云々、と述べた

り。茲に於て、曹洞宗、真言宗、時宗、真宗大谷派、浄土宗西山派の各管長代理より左の先決議案を提出し、討議の末六に對する十九の多数にて可決せしより、村田、前田の正副会長は自己の権能を蹂躪せられたりとして、辭職せんとの脅し文句を並べたり。然れども、結局相互の意思疎通して、前報の如く委員四名を選び、交渉する事に決し散会せり。(交渉顛末は四面に掲げたり)

世尊御遺形は日本仏教各宗派へ暹羅国皇帝陛下より御贈与のものなり。然るに各宗派内より、自ら御贈与の列に加はらざる宗派は止むを得ず之を除くも、既に其列に加り居る宗派を除き、単に菩提会内の各宗派而已て御遺形奉安地選定の決議を為すは、不當のものと存す。故に、共同贈与を受けたる各宗派会を開き、奉安地を選定するを至當のものと信ず。依て菩提会々々の下に開設する会、監会及び宗派会を變更し、共同贈与を受けたる宗派会を開き、之を決定せられんことを請求候也。

曹洞宗管長代理 日置黙仙 ㊦
 時宗管長代理 足利灌柔 ㊦
 真宗大谷派管長代理 井沢勝詮 ㊦
 真言宗聯合長者代理 小川光義 ㊦
 浄土宗西山派管長代理 北川舜龍 ㊦
 仏教各宗派管長各幌下

▲廿九日の管長会議 午前九時より開会の予定なる同会議は、延期せんか継続せんかは今尚ほ未定にして、各管長は何れも殆んど氣迷ひの姿なり。然も愛知派の気焰愈々熾んにして、京都派は全

く防禦の地位に立ち、只管任延期を希望するもの、如く、加之のみならず愛知派にせよ京都派にせよ、一方の勝利に帰せんか、將來大菩提会会務の上に少なからざる影響を被むるべきにより、此上は両派の間に調停を試みんとするものさへあるより、多分本議を決する能はずして流会に了らんといへり。因に名古屋派より提出せる建議案は左の如し。(廿九日午前八時特発)

建議案

第一条 積尊御遺形奉安覚王殿建設地は、愛知県名古屋市附近に決定する事

第二条 覚王殿建設の敷地は、十万坪以上十五万坪以下の献納を申出たる三個の候補地に就き、十分の調査を遂げ決定する事

第三条 愛知県より寄附する覚王殿建設経費金額の内、已に申込を了したる一百四十万二千二百八十二円は、本年八月以後満二ヶ年間に完納せしむるの方法を確定する事

第四条 全国の寄附金額は、前条期限内に募集を結了する事

第五条 覚王殿建設は本年十月起工式を執行し、満三ヶ年を最終期限とし竣工する事

第六条 御遺形は覚王殿建設起工式より一週間以前に名古屋市に奉遷して、仮奉安を為す事

第七条 覚王殿建設に関する事業及び前条御遺形奉遷に関する事務は、各宗派会に於て十名の委員を選定し、之に担任せしむる事

第八条 各条の事項中、愛知県に関連する件々は前条十名の委員

に於て、愛知県道俗を代表する責任者に交渉し、正当の手續を履み、其各事項の挙行を確約する事

別 項

一 御遺形奉迎經費及び菩提会にして負債と為るものは、各宗派及び菩提会に属する各宗派の承認したるものに限り、三十日以内に前項愛知県責任者より寄附償却せしむる事

▲奉迎使と名古屋説 仏舍利奉迎使大谷光演、藤島了穩、日置黙仙の三師より昨日各宗派管長に対し左の書面を廻附したが、京都説は為に一大打撃を被れりといふ。

拜啓残暑之候に候処、各位御道体益御清祥之御事と奉賀候陳者拙僧共一昨年各位の御委任を受け暹羅国磐谷府に渡航し、积尊御遺形奉迎の大任を全し候事は偏に仏天加之被力と各位の御奨励に由る事と深く感佩仕候。就夫御遺形奉安地之事は帰朝後已に満二ヶ年を経たる今日尚、何処とも御撰定無之由平素関心罷居候処、今回西京に於て会議開設相成候由伝承候に付ては、右奉安地撰定之事は御会議之一大要件ならんと存候。聊か鄙見を陳述して各位の御決議を御促し申上度候基儀は、一方愛知県名古屋地方に於て適當の地所を撰定し且其建築等に於ても尠からざる負担を辞せざる趣、又一方にては最初京都と御定の事有之爾後京都に於ても夫々建築之方法を講せられつゝある事と存候得共、未だ確たる施設は伝聞不致候然るに本年中には暹羅皇太子殿下は英国より御帰朝の途次米國を経過して本邦にも来朝可相成御事と拝承致居候。果して然らば其際御父王陛下も我日

本仏教徒へ恩惠贈に相成候御遺形之奉安地も一定せざる様にては、我等仏教徒は何の面目を以て之を奉迎する事を得可申哉況んや。一昨年六月十八日磐谷府宮殿中に於て御暇乞を申上候節の暹王陛下の御懇命には、奉安所建築の用材は陛下を如め奉り王族大臣等よりも御寄附可被遊に付、迅速之を成就して衆庶の拝礼に便ならしめよとの思召なりし事は帰朝の上詳細に各位へ報告仕候事に御座候。夫是以て今日迄も御棄置相成候而は右の御懇命をも無視致候様にも相見へ候次第にして、之を思ふ毎に慚汗背を沾す儀に御候。就ては愛知県京都各其得失可有之候得共此際拙僧等の切望する処は区々の情実を顧みず、建築準備の実を全ふせるものを撰び、一日も速に建設の場合に至らして暹王陛下の懇命を空しくせしめざる様致度事に候。拙僧等奉迎使たりし縁故を以て此段奉得貴意候也。

明治三十五年八月二十五日

大谷 光 演 印

藤 島 了 穩 印

日 置 黙 仙 印

各 宗 派 管 長 殿

▲両派の運動益熾 廿五日迄に上洛せる愛知派運動者は小栗寅次郎、吉田祿在、大導寺忠七、鈴置倉次郎、近藤疎賢、早川見龍、盛田久右衛門諸氏を始め僧俗無慮三十余名にて、何も名望有力の人々にて、正義を標榜し表面に裏面に堂々の運動を試み極力奔走しつゝあるが、之に反し京都派は同市無頼の壮士輩を

使嫉し蛮行を是れ事とし徒らに示威的運動を試みつゝ、無主義無意味の裡にお祭的の狂奔をなすのみ。然も大勢は名古屋派に傾き曹洞宗、真宗大谷派は無論にて高田、西山、仏光、天台、真盛、華嚴時宗、真言律法相の各派合して十有四、而して純然たる京都派とは唯り妙心寺派あるのみにて、相国、永源、南禅、東福、大徳、天龍、興正寺等の如き何れも京都説に重き措かざるを以て、同派の勢力は殆んど孤日落城の姿なり。唯建仁寺派の瑞岳惟陶師が旗幟頗る曖昧なるは少しく意想外にして、蓋し前田師の願使の下に道義を没了せしものと見ゆ。

覚王殿建設問題〔明治35年8月30日〕

▲小松宮御戒論の事 殿下の仏教の前途に深憂を抱かせらるゝは今日に始まらず、二十八日の朝京都御出発の砌七条停車場楼上に於て、御見送りの人々に拝調を許されたる内に大菩提会会頭村田寂順師あり。特に会の成行を言上し近時の問題たる覚王殿建築の事に及び殿下の御意を伺ひまつりしに、殿下は以て軽からざることゝなし玉ひ、大乘の妙法は、今や我国に存するのみと平常誇り居れる仏教徒にして教祖積尊の遺形を安んずるに、一方ならざる紛擾を察し加ふるに、醜聞の門外に伝はるあるが如きは、単り教界の恥辱のみならず我国の不面目なり。汝は会の責任者、慎思明察苛くも譏を後世に貽すなかれ、と二法を諦らめたまひし懇々の御戒論に、寂順今更の如く責任の重さを感じ、益々慎重に事を処し御諭旨に副はんことを誓ひ上げしといふ。名利の外より降され

し殿下の御諭旨を畏みて、昨今の紛擾能く解くべきや否や。徒らに仏舍利を安置して、地の繁栄を企図せんとするが如き京都人士少しく反省して可也。

▲交渉委員の交渉 廿七日の協議会の結果、鎌倉円覚寺、建長寺両派、天台宗寺門派、臨済宗天龍寺派、真宗出雲路派、同山元派等に対し電報を以て出席を交渉せしに、鎌倉建長寺、円覚寺両派は先に提携を断ちたるとなれば、今回は出席せざる旨回電し、本派本願寺へは一昨日大谷派の井沢、興正寺派の三原両委員出張し交渉せしに、是迄同様の交渉を受ると四回に及ぶも、本派は覚王殿建設地は何れに決するも異議なし。要するに熱誠以て仏恩奉謝の意を表する地方（暗に名古屋を指す）に奉安せんことを謁望するのみなれば、今日特に出席の要なしと回答せし由。

▲愛山有志会と名古屋説 名古屋の大谷派の賛衆高木義答、本田顕赫の二師は愛山派改革有志会の稲葉了證、雄上了岳、岸鉄城、佐々木呉牛、北方蒙の五師を説き、遂に名古屋派に同意せしめ、名古屋派の請願書に調印を得たれば、名古屋派の氣勢益々熾んなりと。

▲大谷派の向背 大谷派の井沢勝詮師は個人として京都説派に賛同を表し居るも、渥美契縁師は名古屋に縁故深き故と一は京都に於て到底建設の実行を見る能はざるを看破せるとにより、名古屋派に傾く模様あり。

▲選定委員の談話 京都派の間野蘭門師は、一昨日覚王殿地所選定委員某師を訪問し、其意見を叩きたるに、河野師は東京に於て

委員会開会の當時委員は頗る東京説に傾きしも、京都にては二十万円の現金と十万坪の地所を寄附せんと申込み、為めに委員会はもし夫が実行せらるゝならば、京都に設置せる事にせんと決定したり。然るに實際京都の申込の実行が延期したる為め、四月十三日の報告会も従つて延期して、遂に今日に及びたりしなり。左れば全会も亦先決問題として、京都が果して予定の如く実行し得るや否やを決せざるべからざる次第なるが、公平なる眼を以て觀察せば、京都に於て此の大事業を成効し得べしとは到底予期すべからざる処にして、偕こそ委員の多数が名古屋説に傾き居る次第なりといへり。

覚王殿問題と本願寺〔明治35年8月31日〕

京都 電話（八月三十日）

本派本願寺派にては一昨日来の交渉に依り、結局各宗管長会議に提出する明細書を要求し、其の性質の如何に依り出席するや否やの確答をなす事となりたるを以て、今朝書面を大菩提会に発して会議の性質を明記せしものを徴して其決心をなし、斯くて公正なる管長会議を開くべき意向なるが、本日果して其の目的の如く交渉整ひ会議を開くに至るや否や尚ほ不明に属すと云ふ。

覚王殿建設問題〔明治35年8月31日〕

雑報

▲一昨日の会監会議 一昨日の名譽会監会議は、今回新たに出席

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

したる鎌倉建長寺管長及び円覚寺管長代理武田達応、天龍寺派管長代理北条周篤の二師を合せて（前会出席せし誠照寺派管長二条秀源師出ずして代理稲田晃盛師出席し、真言宗聯合長者代理小川光義師出ずして聯合長者宥匡師出席し、相国寺派管長中原東嶽師出ずして代理小堀宗長師出席）人員総て二十七名にて、午前十時より妙法院御座の間に於て協議会を開き、前日曹洞宗管長代理日置黙仙師外四名の建議にかゝる當会監会を仏舎利奉迎の前即ち未だ会監会の在らざりし當時に立戻り、暹羅皇帝より贈与を受けたる宗派会とし毎々出席なき本派本願寺其他二、三宗派に交渉し可成出席を勧誘し、欠席なく会合し円満の局を結び度しとの件につき、再び論議起り一時は紛擾を極め午後三時四十分頃に至るも止まざりしが、斯くては幾日会議するも本会議に移る能はざるを以て前日来管長会議へ出席勧請の件に付、井沢、日置両師は本派本願寺に至り藤島執行に面して種々交渉する処ありしも出席の得ざりしが、尚菩提会の真精神を確実に書面にて差出されたしとの要求に、同会にては其書面を本派本願寺に送り尚昨日の会議を会監会及び管長会議と云ふ名目の下に本派の出席を催促する事として、午後四時半散会交渉委員は夫々の交渉の為め散会后奔走したり。因に昨日は本派の出席如何に係はらず、午前八時より同院に於て臨時各管長会議を開きし筈なり。

▲臨時管長会議 前項協議会の結果交渉委員は昨日早朝重ねて本派に至り、文書を以て会議の性質を明かにして其出席を求め、午前八時より愈よ本会議を開きし筈。而して会監会議と管長会議と

を合併折衷せる意味にて、臨時管長会議と命名せる筈なりと。

(以上昨日午前着信)

▲名古屋、京都両説の色分 刻下に於る名古屋、京都両説に就て各宗派の色分けなりといふを聞くに、左の如しといへり。

名古屋説 真宗大谷派、同本派、同高田派、同木邊派、同仏光寺派、曹洞宗、天台宗、真言宗古義派、同新義派、浄土宗西山派、時宗

此他華嚴、法相、融通念仏、三門派、円覚寺等交渉済のもの
数派あり

京都説 臨済宗妙心派、同相国派、同大徳派、同建仁派、同南禅派、真宗興正派、同誠照派、日蓮宗

此他黄檗宗、臨済宗永源派等に交渉を遂げ居れり。

右につき両説に対する輿論を対較するに、名古屋派に属する各本山の下にある寺院は凡そ九万余にして、京都派各本山の有する末寺は僅かに七千有余に過ぎず。故に若し京都派にして此際非常手段を以て勝を制するにもせよ、是れ唯各本山管長の頭数を以て克つに過ぎずして、輿論においては明かに失敗せるものなり。左れば、仮し京都に選定するも力能く、大覚王殿建設の大事業に堪へ得ざるは火を賭るよりも明かなり。況んや今者各本山の輿論亦既に名古屋説を是認するに於てをや。

▲稲垣公使の書翰 去る七日附を以て、在暹羅国稲垣公使より左の書翰来着せり。

謹啓七月十日の御手状謹で拝見仕候時下、本国に於ては酷熱の

候に御座候処、益々御健勝為宗務御尽力被遊候段、大慶の事に奉存候、借而覚王殿建築地の治定に付非常の御尽力万事好都合に相運申候段奉賀候、実は今明日中に電信を接受可致に付き到着次第材木運送の件に付、御希望の通り相運候様尽力可致候。地面等の寄附に付き暹羅皇帝陛下に上申可致の義は、只今差控へ万事確定致候曉に於て宜敷様取計ひ可申心算に御座候。先般青山市長にも申上候通り各宗管長に於て一致の運動に出で内外打合せて至急奉安地確定相成候様致度折角御尽力の程奉願上候果、又他に御希望も有之候はゞ、無御遠慮御申越に相成度、先は御回答旁々如斯。早々敬具

八月 七日

稲垣 満次郎

青 山 朗殿

藤 井 一郎殿

丹 羽 円殿

二 仲

覚王殿地鎮祭に當国皇太子殿下御臨幸奉請の儀は、万事確定後に於てすべき筈に候得共、本月五日當国新任公使我国へ渡航致候に付、其折同氏に対して名古屋市長青山氏が、覚王殿地鎮祭に貴国皇太子殿下御臨幸の儀を貴使に相談する事と存するに付き、宜敷御周旋あり度旨依頼致置候間同公使に付き、御相談相成度。尚皇太子殿下日本御到着は十二月第二週間と相定り申候。

覚王殿建設問題の 本会議（愈々本日決定）〔明治35年9月2日〕

京都 電話（九月一日）

本日前九時より大仏妙法院御座の間に於て、一昨日に引続き協議会を開き、前田誠節氏会長席に就き、前日村田菩提会長、日置曹洞宗管長代理、真言宗長者長宥匡の三氏が本派本願寺に交渉したる結果を村田、日置の二氏報告し、御遺形の処置に対する法律上の研究員五氏が、大瀧法学士と研究したる結果は、土宜法龍氏報告して曰く、

（一）御遺形を暹羅国より奉迎せし時は、三十三宗派が同意調印して授受したれば、法律上動かす可からざる所有物たる事

（二）若し御遺形奉安に関し事業を企つるも、所有者過半数以上なれば、他は異議を挟む事能はず

（三）大菩提会を財団法人とせば、覚王殿は勝手に建築し得る資格を有す、と公告したるが同会は法人ならざれば研究上に於て全く御遺形を勝手に処分し能はざる事となりしかば、京都派の瑞岳惟陶氏等は続々質問を始めたるに際限なければ結局委員の報告を是認する事となり、暫時休憩の後午後一時より愈々本会議に移る是より先立ち出席者一同は御遺形奉安殿に参拝し、夫れより御座の間に入り村田会長開会の辞を述べ、正副議長の選挙に移りしに、真言宗長者長宥匡氏廿四票の大多数を以て當選し、副議長には日置黙仙氏十三票、瑞岳惟陶氏十二票にて、日置氏當選し、夫れより覚王殿敷地選定委員前田誠節氏調査の結果を報告し、京都は仏教有縁の地にして、御遺形奉迎の當時暹羅国公使より特に此地に指

定せられたる条件もあれば、無論京都に奉安す可き事にして、殊に桜ヶ岡吉田の大学敷地、松ヶ崎妙法山敷地、其他一ヶ所の敷地と寄附金二十万円を森田某より寄附する事なれば、枉げても京都説に賛成ありたしと陳べ、引続き土宜法龍氏は名古屋の調査の景況を報告し、吾々委員は東京、京都、三方ヶ原の三ヶ所のみを調査するの任を囑托せられたるにあらず、全国到る処適當なる敷地あらば、之れが調査を囑托せられ居るは、本年一月の会議録に於て證明せられ居るを以て、吾々始め前田氏を除く七名の委員は名古屋に出張して、同地の吉田禄在外四名と協議し、五十万円と敷地三ヶ所を契約したるなり。而して其實力は京都より遙に上にあれば、吾々は名古屋を以て覚王殿建設の位置を適當なりと推選する旨報告したり。夫れにて本日会議を終り、明日之を議案として議事に上り採決する筈。

大覚王殿建設問題〔明治35年9月2日〕

雑 報

臨時管長会（三十日） 前日来交渉の結果として、三十日午前八時より臨時各宗派管長会を開くことと為りしが、是より先交渉委員は屢本派本願寺に到り出席を促せしに、本派にては大菩提会組織後に成立せる会監会には出席し難し。御遺形奉迎當時即ち大菩提会の未だ組織なき以前に遡り純然たる同盟各宗派管長会を開設すれば出席すべしとのことなれども、今日の情勢会監会を除きて管長会を開くを得ず。依て会監会と管長会を合併して開くことと

し、午前七時より日置黙仙、井沢勝詮の両師より会議の性質を明かにして其出席を求めたるに、本派にては大菩提会は御遺形に付何等容喙するの権能なきものなるべしとの趣意を持し出席せざる旨を答へたる由、斯くて十一時頃には漸く十名計りの管長又は管長代理者の出席あり。午後二時三十分頃左記廿二名に達したり。

真言律宗管長代理佐伯泓澄、真言宗聯合長者長宥匡、曹洞宗管長代日置黙仙、真宗誠照寺派管長代福田晃盛、真宗仏光寺派管長代奥博愛、黄檗宗管長代鈴木恵眼、真宗興正寺派管長代三原俊栄、天台座主代木村観順、真宗高田派管長代大西靈純、浄土宗西山派管長代北川舜龍、東福寺派管長代林泰嶺、天台宗真盛派管長代小泉妙徳、真宗木邊派管長代足利義蔵、大徳寺派管長代小堀宗長、相国寺派管長代上島惟材、天龍寺派管長代北条周篤、華嚴宗法相宗両管長代筒井寛聖、融通念仏宗管長代清原賢静、南禅寺派管長代大沢協州、妙心寺派管長代池田沢洲、大谷派管長代木曾琢磨、三門徒派管長平光円

乃ち三時過ぎに至り奥書院に於て協議会を開き、土宜、前田、弘津の三委員も出席し延期説（京都派）、非延期説（名古屋派）との間に激烈なる論戦ありて、結局三十一日を以て更に本派へ交渉し並に大菩提会を財団法人とする法律問題を調査し、昨一日午前八時より臨時管長会議を開く事とし六時三十分散会したり。因に本派への交渉委員は真言宗聯合長者長宥匡、曹洞宗管長代日置黙仙、大菩提会長村田寂順の三師と定まり、財団法人に関する法律調査委員は五名にて日蓮宗管長代川合日辰、真宗仏光寺管長代奥

博愛、大菩提会委員土宜法龍の三師丈け定まり、其他二名は大菩提会理事中より取る事となりたり。

▲研究会員会 別項の協議会にて撰定せられたる法律上の研究委員は、一昨日午前十時三十分より妙法院に会合し、菩提会本部よりは前田誠節師、委員中より弘津説三、土宜法龍の二師及び別項三師にて法学士大瀧新之助を顧問とし、

一、釈尊御遺形なるものは最初暹羅國に奉迎せんとせる時奉迎の事に同意し以て調印したる三十三宗派の専有物と為すことは法律上動かすべからざる事なるや否

二、其他御遺形奉安地を選定するに大菩提会名譽会監会に於て決議を為すは法律上に於て効力を有するものなるや否

右二項につき前項は法律上動かすべからざるものとし、後項も法律上効力を有すべきものとのことに決議し、猶大菩提会を財団法人として覚王殿を建設せざる可らざることをも議決したり。

▲本派への交渉 昨一日の臨時管長会へ本派本願寺管長の出席交渉として、一昨日午前十時より村田寂順、長宥匡、日置黙仙の三師同時に赴き法主に白書院に於て面会したるが、交渉は藤島皆立、藤島了穂の二師之に當り結局本派は昨朝を以て大菩提会に回答を為すことと為りたるが、出席の諾否につき未だ詳細に接せず。

▲昨日の会議 法会に流会を重ねて名譽会監会も空しく五日間を徒遇し、此間遠地より上洛せし管長又は管長代理中一昨日来帰山の途に就きしものも少なからざれば、昨日の出席者は頗る少数な

りし模様にて、又々延期説起りたるやに伝説す。因に中立を以て目せられたる真宗木邊派、華嚴、法相、真言、真言律宗などは無論名古屋説に傾き居れりとなり。

▲菩提会本部改革の議 北陸三国の有力者は、自今菩提会本部は非常に不整理にて、殊に理事等には山師的の者あり。仔細に観察せば魔窟の如き感なき能はざるを以て従つて役員は世の不信任を買ひ、覚王殿問題の紛糾を惹起すに至りたる次第なれば、本部の大改革を施し適任の理事々務員を挙げ、会計上の取締等は一層嚴重にし世間の信用を回復し、以て淨財を集めざるべからずと主張し居れり。会長副会長の責も此に至つて其輕からざるを見るべし。

▲京都説の不法 前田派に於ては既記の如く決議方法は頭数により決することを主張し居るに係はず、費用負担に就ては各宗派の大小に依り按分的に割賦すべしとの議論を抱ける由なるが、斯くては義務は権利と相伴ふべしとの原理を無視する訳にて、固より不法の論議たり。若し夫れ権利数に抛らば総権利数七十一の内、愛知派四十一、京都派三十の比を得べく、愛知派の勝算歴々たり。故に既記の如く一時頭数により敗を取るも輿論は慥かに愛知説に帰するものにして、苟も輿論の重んずべきを知るものは須く留意すべき事なりと。

▲京都派の猾策 大勢日に非なるより、去る三十日の臨時管長会議を延期して運動の余地を得るため左の書面を捏造し各管長に回附したりと。

忝白

本日本派に対し囁々交渉いたし候処、今一際御協定と申請合に至り兼候ども、円満なる結果を得べき望みは十分に付、再びとくと交渉手続可仕候間、明三十日妙法院へ御出会には不及候。尤も交渉次第必も御報道可仕候。夫迄は無論延期の暁と御承知相成度候也。

八月廿九日

各管長 宛

交渉委員

覚王殿と暹羅国〔明治35年9月5日〕

目下仏界の一問題となり居る仏骨安置覚王殿建設地の未定は、我々と暹羅との交誼上にまで影響を及ぼすべしとは、妙法院に於ける各宗派管長会に於て、曹洞宗の日置、日蓮宗の津田、真言宗の土宜、曹洞宗弘津等の諸師の口を極めて論弁せし所なるが、由来暹羅国王陛下が稲垣公使を介して仏骨を分与せられしより既に三年を経るに、未だ覚王殿の建設を見ず。加ふるに菩提会は、醜態を出して新聞紙上にも現はれ、稲垣駐暹公使の如きは時々 国王陛下より仏骨及び覚王殿建設に就ての御下問に接し、複奏の辞に窮したる事あり。殊に陛下は近年我邦へ国交を温めんとて漫遊の思召あり。先づ皇太子をして本年十二月我国に向ひ出發せしめらるゝやの噂もあり。左れば此御來遊に際し仏骨は矢張り仮殿に奉安し、覚王殿の敷地も定らず、凶案設計さへなきに於ては、自然御不快の感を生ぜしめ、彼我の交誼上にも影響すべし。現に外務

當務局も本年三月頃弘津説三を招きて、暹羅と我国とは将来兄弟の交誼を結ぶべき關係あれば、覚王殿の建設に就ても速かに其実行を挙げて彼国王及び国民の感情を融和すべしと説示せられし事もあり。小村外相も大に仏骨安置に対し配慮し居れりとの説もあり。去れば管長会に於ても宜しく此点に意を用ひざる可からず。

幸ひ名古屋は市民拳つて茲に注意し覚王殿を同地に建設したしとの事は既に稲垣公使にも通じ、公使より国王陛下へ奏上に及び建設用材は何時にても来らるゝ位の運びとなりあり。然るに今日に至り尚ほ彼是紛争に時を移すが如き単り我々宗教家の不面目のみならず、公使の信用にも関し延いて外交上にも影響を及すなきを得ずと云ふものあり。

覚王殿敷地問題の成行〔明治35年9月6日〕

過般来京都大仏妙法院内に於て開会せられたる臨時各宗管長會議にて解決せざりし覚王殿敷地問題は、去る三日の議場に於て三週間延期の上十名の土地選定委員にして名古屋、京都二地の実力を調査することに決したれば、三週間の後には委員の指定により某地に各宗派会を開会し委員の報告により孰れへか採決せられん筈なるが、此延期が名古屋説の爲めに利なるや不利なるやに付聊か論述する所あらんとす。名古屋派の最初より唱導せし所は実に各宗派会に於て仏骨奉安地と処決せんとするにありき。然も大日本菩提会は自から主宰となり、同会の会監会（各管長会）に於て処決せんとしたりき。而して要するに京都派の意思に外ならざるな

り。左れば来る廿五日を以て各宗派会を開く事となりしは、蓋し名古屋派の勝算更に一步を進めしものと云ふべし。

仏骨の所有権は過日法律研究会に於て決せる如く菩提会の占有にあらざり、仏骨奉迎の當時調印同意したる三十三宗派の所有物なり否な我国仏教信徒の所有物なるは明かにして、仏徒の一部有志が組織せる菩提会に於て自由に処断し能はざるは固より法律上の研究を俟たずして明かなり。故に仏骨奉迎に同意調印せし本派本願寺其他諸宗等の菩提会に対し異議を挟むは怪むべきにあらざりて、又菩提会に加盟せざるの故を以て強ちに排斥せんとするは不法の太甚しきものなり。

（未完）

覚王殿建設地問題〔明治35年9月6日〕

▲実力調査委員の予想 覚王殿建設に関する実力調査委員は遅くとも四、五日間に各宗派に於て夫れ夫れ撰定し菩提会本部に届出べき筈なるが、此の委員は如何なる人當撰するかにつき、聞く所によれば曩の土地撰定委員は中村勝契、土宜法龍、弘津説三、津田日厚、河野良心、靈群諦全、前田誠節、渥美契縁の八師なりしが、今回新たに撰出する十名の委員中半数は前委員當選するならんと云へり。即ち其予想なりと云ふは左の如し。

名古屋派 天台宗中村勝契、真言宗土宜法龍、曹洞宗弘津説三、大谷派久米天海、西山派時宗法相華嚴真言宗靈群諦全、日蓮宗津田日厚

京都派 妙心寺派前田誠節、臨濟各派瑞岳惟陶、真宗各派三原

俊栄、

而して本派本願寺は委員を出さざるべしとなり。因に各宗派委員の調査すべき事項は専ら京都、名古屋両派の請願に係る土地及金額に就き精密に比較調査をなすにありて、今後他の地方より土地金円の寄附を申出るものもあるも断して採用せざることに決したりと。

▲京都派の真相（再び） 京都説の魂胆は既記の如くなるが、之を要するに一部の私利が主となり居り。現に吉田山地所の寄附事件の如き其の一例にして、右の地所は平安紡績の荻野芳蔵の所有に係り、時価三千円内外位のものなるに之を二万円にて日吉全識なるものが買得し、公然登記を済し改めて同人より覚王殿建設地として菩提会に寄附したる事になり居れり。此の事實は登記所に付て調査するも明瞭なるが、元来此の日吉は如何なるものかと云ふに、妙心寺派の僧侶にして而も前田誠節氏が日頃極めて信任せる人物なりと云へば、別に説明を要せずして此間の消息を窺ふに難からざるべし。左れば同じ京都派中にも仏教団の人々は大大に憤激し、前記の顛末を詳記したる一篇の建議書を管長會議に提出したる次第なり。然も此激昂せる仏教団も亦何かの意味合により一時非常に激昂せるも其後何たる音沙汰なきに至り、或は早くも荻野等より何分の交渉入りたる結果ならんかとも伝ふるに到れり。而して風聞によれば右寄附の地所に対しては、愈々同殿建立の暁は相當の報酬を菩提会より寄附者に贈与する内約は確かに成立し居る由。

▲名古屋派の事務所 新寺町長講堂内に事務所を設け運動しつつ、ありし名古屋派は、依然同所に設立し滞京委員を置いて運動を継続する事に決したり。

覚王殿建設問題（明治35年9月7日）

▲土地選定委員 覚王殿土地比較選定委員会は明八日を以て建仁寺塔中久昌院に第一回の會議を開くよしにて、同日までに各宗派にて委員選任を了る筈なるが、臨濟宗妙心寺派にて青山宗完師を選任せしのみにて他は未だ確定せざるが、今其予想を聞くに臨濟宗、建仁、東福、南禪、天龍、相国、大徳の六派にては上島恵材師、曹洞宗にては弘津説三師、真言宗にては土宜法龍、小川光義二師の内、日蓮宗にては河合日辰師、津田日厚兩師の内、真宗各派よりは奥博愛、三原俊栄二師の内、西山派、時宗、法相宗、華嚴宗、真言律宗にては河野良心、大谷派にては久米天海師なるべしと。天台宗は不分明なり。

▲愛知同盟会員 総代丹羽円、野村朗氏等僧俗十余名県民を代表すとして、一昨日前京都妙法院に仏骨を拝し、会長、副会長及本部長一同に会見し頓て帰東せり。

▲比較調査 土地比較調査の次第は明八日の第一回委員会に於て協議せらるべきが、多分名古屋を先に為すことと為るべしといふ。

▲名古屋派の運動者帰る 先月廿二、三日頃より上洛して四面楚歌の裡にあり。正義を標榜して臥薪嘗胆の苦を凌ぎ運動に従事し

たりし野村朗、長谷川百太郎、野崎兼行、近藤疎賢、清水機然、丹羽円等の諸氏は昨日、日置黙仙、弘津説三、土宜法龍の三師と共に帰名したり。尚ほ日置、弘津、土宜の三師は何れも栄町山田屋方に投宿せしが、昨夜青山朗、吉田禄在、服部小十郎の諸氏と会見して打合会を開き、今朝日置、弘津両師は東上し土宜師は西行したり。因に在阪中なりし小栗富次郎氏は一昨夜入洛し柵屋に委員と会し、覚王殿問題に就き懐抱する意見を陳べたりと云ふ。

覚王殿敷地問題の成行（承前）〔明治35年9月7日〕

菩提会の会監会は一変して臨時各宗管長会議となれり。之れ菩提会の会監会は菩提会以外の各管長を集めて組織せるものにして、表面は菩提会以外の各管長に対し仏舎利の処置に就き与議せしめたる妥當の措置たる如きも、裏面より之れを見れば大菩提会は決して其以外の管長の与議を好まず。唯々趨向上余儀なく会監会を拡張して各宗管長会議となしたるに過ぎず。然も尚ほ全然会監会の旧套を脱せず、村田会長は屢々容喙し会場も亦菩提会本部の妙法院を以て之に充て、議事の方法に至るも菩提会議事規程によりしが如き前田等の狹量笑ふべし。さればにや突然臨時各宗管長会議の通告に接して臨席したる同会以外の各管長は殆んど度外視され、勢ひ局外の位置に起つ有様なりし偕てこそ、本派本願寺が屢次会議の性質を明かにせんことを迫り、之に對する交渉委員の純然たる各宗管長会議なりとの弁明に對しても容易に信を措かず、頑然として更に応ぜざりしは亦実に其所なり。要するに今回の臨

時管長会議は名実相副はざるものといふも過言に非ず。由来宗教家の会議は重きを徳義に於て組織せらるゝもの多きを以て法律に背馳するの点尠なからざるは免がるべからざる数なれども、今回の会議の如きは殊に其甚だしきものにして、之を法理上より立論して其の欠点を指摘し来らば殆んど論ずる価値なきものなり。若夫れ京都派が仏徒としてあるまじき無根の事実を捏造し、又は俗界に於てすら嫌疑すべき中傷的の巷言を流布し、甚だしきは壯士を使喚して蛮行を企つる等あらゆる手段を以て我名古屋説に妨害を試みたるが如き、當に大に責めざるべからず。斯くの如くにして其決議せし処何等の価値かあらん。唯幸ひにして決議の延期を視るに至り、及ち実力調査の議成立せしは一縷の面目を保ち得たる慶事といはん而已。更に、斯の如く徳義の制裁を没了せる會議の実績に徴し従來の宗教家會議唯一の要素を失ふに至り、遂に已むなく法律の下に會議を開かざる可らざるに至りしは、議事法の上に於ては多少の進歩なりといはんも仏徒の不面目は蓋し尠少ならざるなり。

前陳の如く、我名古屋派が最初に於て仏骨の処置につき宜しく全国各宗派会に於て決すべしと唱導したりし當時は、兩派の間に尚ほ多少の徳義の存在せしも、京都派は遂に全く徳義的觀念を没了し御遺形を以て大菩提会の占有物なりとの觀念を主張したり。見よ彼等は各宗管長会議は宗派の大小に關はず一本山に一名の出席権利あるを奇貨とし、例へば臨濟宗の如き末寺僅かに七千に充たざる一宗に於て十名（十派）の管長を出し、曹洞宗の如き一万

八千の末寺を有する宗派の漸く一名の管長を出すのみなるを利用し、議を頭数に依て決せんとせしが如き妄の甚だしきものなり。

由來覚王殿の設備を議し其經費負担を決する上に於て其負担を末寺の多少に准せんとせば、宗派の大小により議員の数を定むべきは議会の原則なり。殊に況んや一事業を興さんには經費の之に伴ふは必然の数なるをや。覚王殿の事業設計と同時に經費予算を決定し之を各宗に賦課するに當り、斯の如き組織に成れる各宗管長會に於て議決し了らんは抑も妄なり。従來は幸ひに會議靜穩なりし為め管長會議の議決し各宗派會にて之を認定（寧ろ盲從）したるも、今や仮令管長會議に於て決するも宗派會（宗派の大小により委員の数を決す）にて否認し又は大に論議するの權あり。要するに義務と權利の相伴はざるべからざるは、恐らくは何人も否認せざる原則なれば將に來るべき覚王殿建設問題の決定實に斯くの如くならざるべからず。徒らに今回の臨時管長會議の不法を繰返すべけんや。

（完）

仏骨問題と愛知人士（某有力者の談）（明治35年9月9日）

妙法院會議の最終日（去る三日）議席に列したる議員の色分は十四に對する十三にて、即ち名古屋派は一票を彼に輸し居たるも正副議長を出したる為め殆んど對抗の姿となり。殊に妙心派の奸策により京都小本山の管長代理等の動搖常なかりし為め採決の上に於て實に危険にてありき。由來正義は表面持難さるゝも裏面に於ては不粹とし却けらるゝ、刻下社會の趨向に徴するも、さては京都

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

僧侶界に於ては特に正義を排斥し居る事實に視るも、正義を標榜して正々堂々の争ひをなしたる名古屋派の苦戦は允に其所也。然り理論よりするも實力よりするも遙かに京都派を凌駕せる名古屋派の苦戦せしは真に意外にして、其間咄々怪事消息を伝ふべき事實の憑證に非ずや、一步を退いて其成否の問題を離れて觀察するに、我名古屋派の蹶起一番天下に疾呼して奉迎以來妙法院の一遇に安置せられ、殆んど荒寥の裡に葬られたる仏舍利の奉安地問題を捉へ來つて、満天下の仏徒をして少くも同問題に聳目傾聴せしめたる功績は永久没すべからざるものにして、若し夫れ名古屋派にして起たさざれば彼等は幾十年を閲するも畢に其昏睡より醒めざりしならん。之を外にして仏教界に貢獻せる斯くの如し、之を内にしては由來名古屋人士の退嬰主義を執れる其積弊の久しき。未だ嘗て公然對外事件に干与せし事なく、只だ徒らに中京と自称せる三府に亞ぐ都會の民なりとして自から甘んぜしものが、意外にも覚王殿問題に於て殆んど捲土の勢ひを以て京都と拮抗するに至り、中京人士の氣概の未だ全く地に墮ちざる事を表明したり。更に惟ふに愛知県民の長所は理論に於て判定すべからざる熱心なる信仰力を有し、之を京都人士に比するも遙かに一頭地を抜けり。彼の平安帝都時代に於て仏教の中心として我國仏教史上に光彩を放てる京都人士の信仰力固より没すべからざるも、今や信仰の熱冷めて幾多堂塔伽藍は空しく荒天寂地と化し、転た落莫の感あらしむるも京都市民は全く冷眼に看過し、偶々熱心なる信者なきにあらざるも概ね皆真正の情を欠き、寧ろ地の繁栄に利用せ

んとするに傾けり。現に彼等が熱狂して之を其地に奉安せんとする仏舎利の仮奉安殿たる妙法院に賽する市民果して幾何かある。彼等たるもの少しく省みて可なり。然り京都市民と名古屋人士とが仏教に対する信念斯の如きを対較せば、京都市民が覚王殿建設に熱衷する心事亦解し難からず。然も今に及んで愛知人士の活火的信仰心が冷灰に等しき京都市民の信仰心に打勝つこと能はずんば、愛知人士も畢に無能の譏を免れざるべく加之も仏界腐敗の恥辱亦百世雪ぐべからざるに至らん。愛知県人士——特に其主動者たる中京人士たるもの當に大に覚悟する所なくして可ならんや。

(未完)

覚王殿建設問題〔明治35年9月10日〕

▲比較調査委員選定 覚王殿建設地に関し名古屋、京都両地に於ける土地比較調査委員は左の如く選定されたり。但し本派本願寺は予報の如く委員を出さず。

天台宗 木村觀順、真言宗 土宜法龍、曹洞宗 有沢香庵、日蓮宗 豊田真静、臨済宗 各派上村祖宗、妙心寺 派青山宗完、真宗 各派三原俊栄、西山派 時宗、融通念仏宗、真言律宗、華嚴宗、法相宗 河野良心、大谷派 木曾琢磨

以上の諸師にして、今十日寺町四条下る浄教寺に於て再会先づ寄附金等の書類を調査し、引続き京都の实地調査を了へ、其れより名古屋の实地調査を為す筈なり。

▲比較調査委員会 同委員会は一昨八日を以て第一回委員会を建

仁寺中久昌院に開きたるが、午前に来着せしは三名のみにて午後三時頃に漸く九名打揃ひ、同日は比較調査の方法に対しては協議を凝らさず。九名の委員を出せる各管長を推選して土地選定調査の触頭たらんことを請ひ、其承諾を求むることとせり。其の触頭管長は左の如し、

天台座主 梅谷孝成、真言宗 聯合長者 長宥匡、曹洞宗 管長 西有穆山、日蓮宗 管長 浜日蓮、臨済宗 建仁寺 派管長 竹田黙雷、妙心寺 派 管長 小林宗補、真宗 興正寺 派 管長 華園沢称、時宗 管長 河野寛阿、大谷派 管長 大谷光瑩

猶、同委員会に常務委員三名を置くこととし、青山宗完、有沢香庵、木村觀順の三師を推して散会したるが、昨日も引続き開議せし由。

覚王殿建設地調査会〔明治35年9月11日〕

前日に引続き一昨九日覚王殿敷地調査委員会を開き、先づ本派本願寺委員選出を交渉したるに、本派にては重役不在中なるを以て今日確答する能はず。但し本派は委員を出さざる為委員会不成立とありては、各宗派に対し済まさざるを以て本派は委員の多数説に同意する旨を答へしにより、爰に初めて委員会を開き第一に協議して委員十名の管長より委員会の模様を各派に通知するは事煩累の嫌あるを以て委員中総代を五名推挙する事とし、天台、日蓮、大谷派、妙心寺、曹洞宗の五名と定まり、事務所は愈々浄教寺に移す事とし、覚王殿建設地選定調査事務所の名称に決し、

第二回委員会を昨十日午後五時開會する事に定め散會せしが、昨日の委員会に於ては京都、名古屋の調査報告書及び請願書等に就て一応比較的調査を為し、其上にて全委員を抽籤を以て五名宛に二分し名古屋と京都を分担調査せしむる筈なりと。因に本派本願寺は今回は枉げて委員を出すに至るならんかとの伝説もありとなり。

覚王殿建設問題〔明治35年9月12日〕

▲比較調査委員会 土地比較調査委員会は既記の如く、一昨十日午后一時より寺町四条下る浄教寺に於て開會。當日は菩提會本部より土地其他寄附に係る願書類を漏さず取寄せ、願意の異同に依りて類別したるに止まりしが、尚昨日も引続き開會せし筈。

▲管長会と日蓮宗 日蓮宗大本山本圀寺貫主は、来る廿五日即ち臨時管長會開會の當日東京宗務院に於て開票を為し、當選者は直ちに電報にて通知の筈なるが、同宗は覚王殿問題に対し一名の管長代理は名古屋説に他の一名は京都説に調印し、何れも其調印を取消さずあり。然るに貫主にして京都の妙覚寺前住職旭日苗師に定まらば同宗は京都説と為り、名古屋の妙浄寺住職伊藤日清師に定まらば名古屋説と為るべきを以て、此貫主の競争は覚王殿問題に關係ありと云ふ。

▲仏骨と法律問題 御遺形所有権能に付て法律問題起り、研究の結果所有権は奉迎當時信認狀に調印せし三十三宗派管長其者にありて宗又は派にはなし。但し真宗の如き血脉相承の管長は其の権

能を繼ぐも、他宗にありては調印せし管長の死亡せし時は法脈の管長相統するも之れには所有権なしとの解釈を見るに至りしが、此の解釈に対しては様々の評論ありて此解釈に満足を表するものなく、来る廿五日の臨時管長會に於て必ず再研究の提議あるべしと。今異議者の説なりと云ふを聞くに、御遺形所有権能は民法を以て云々すべき者に非ず、果して民法を以て論ずれば御遺形は物と為り何円何銭と価格を定めざるべからず。然れども御遺形は物と見る可らず無形の信敬の対象と見るべし。且つ事實より云ふも暹国王が御遺形を治く日本仏教徒に賜りし事實は動かすべからずして、信認狀調印管長は唯日本仏教徒の代表者に過ぎず去れば代表者のみが之を所有する理なしと云ふに在り。

覚王殿建設地問題〔明治35年9月13日〕

雑報

▲調査委員会 京都に於ける実力比較調査委員会は一昨日午後二時より開會各種請願書等の整理をなしたるが、昨日は更らに比較調査の方針に付協議せし筈なり。

▲調査委員の来名期 各宗派より選出されたる九名の実力調査(名古屋市の実力京都に勝る事は万万なるも仮に京都派の請求に応じたるもの)委員は、明十四日午後來名山田屋に投宿しいよ／＼翌十五日より當市実力の調査に着手する筈なり。

▲北陸地方の形勢 過日當市の期成同盟會より北陸地方に特派せし近藤疎賢、本多顯赫二師は、過日来福井県各方面にて名古屋説

拡張演説をなせしに、賛成者頗る多く北陸地方は漸次名古屋説に化すの形勢なりと云ふ。

▲調印申込み山の如し 當市役所内なる期成同盟会事務所には、日々数百名の仏教信徒寄り来り請願書に調印を申込み為に雑踏を極め居れるが、我名古屋説の有力なる事固より明瞭なる事実なれば今更ら余りに多数の調印は要せざるも、折角遠方より来る門信徒の調印丈は承諾する旨事務員は語り居れり。

覚王殿調査委員会〔明治35年9月14日〕

京都に置ける覚王殿建設土地比較調査委員会は、一昨日休会し昨日午前八時九名の委員上京区吉田町なる天台宗真如堂極楽寺に集会の上、第一に同市吉田山字神楽岡の候補地畑山林合計六町五反四畝十九歩の地を踏査し、夫れより洛北北愛宕郡修学院村字松ヶ崎の候補地山林畑地六町八反歩及び洛東宇治郡山科村字日の岡の候補地山林畑地七町三反歩を踏査せしが、尚ほ同委員は本日來名の筈なりし所明日に延引し、同日委員は一同午前七時五十六分七分条発列車にて當市に來る由。管長会に於て決議せし當地の候補地は三ヶ所なるも猶寄附の申出二ヶ所あり。都合五ヶ所なる故遺漏なきを保ずる為め、五ヶ所とも悉く踏査する筈にて其敷地献納者及び坪数は左の如し。

- 愛知県東春日井郡小幡村八万二千六百三十八坪 野村 茂助
- 同県愛知郡広路村 十万千八百六十八坪 加藤謙次郎
- 同県同郡同村 十四万四千六百坪 小出藤十郎

□□□□□□ □□□□□□
□□□□□□ □□□□□□

同県同郡同村 十万坪 片山□□□□

覚王殿建設地調査員〔明治35年9月16日〕

御遺形奉安地選定に關する実力比較調査委員中

真宗各派三原俊栄、大谷派木曾琢磨、天台宗木村觀順、時宗西山奈良三山河野良心

の諸師は、昨日午前零時廿八分笹島着の列車にて來名。全午後五時五十分着にて

日蓮宗祖田真静、妙心寺派青山宗完、臨濟宗派上島恵材、真言宗土宜法龍、曹洞宗有沢香庵

の諸師來名。出迎ひの服部小十郎、青山朗氏代理田中鏡太郎、長谷川百太郎、野村朗、宮地熊楠、中村利恭、谷口高忠、伊藤彦七、吉村重爵、杉本義存、豊瀬竹三郎、瀧義道、貫沢全隆、石垣伊助外十数氏を共に栄町山田旅館に入れり。而して右の調査委員は本日期成同盟会員の案内にて五箇所の候補地を踏査し、明十七日京都に帰り十九日京都寺町浄教寺に双方の比較調査会を開く筈なるが、京都の候補地中吉田は東北の僻地、松ヶ崎は峻險、縦し其山下に建設すとすも適良なりといふを得ず。広岡も地所高く昇降不便なれば、要するに京都は三候補地共十分とは云ひ難しとなり。

覚王殿敷地問題（調査委員の踏査）〔明治35年9月17日〕

雑報

一昨日来名したる御遺形奉安地比較調査委員土宜、上島、青山、三原、弘津、木村、河野、木曾、豊田の九師は、昨朝旅館山田屋に委員会を開き敷地広袤を三万坪以上と内決し、其他、二、三の秘密打合及び調査を了り、午前八時四十分服部代議士、青山朗、吉田禄在、野村朗、中村利恭並に寄附地主等の案内にて順路愛知郡千種、田代、広路の各候補地を踏査し、正午八事八勝館に入り昼餐を了り、更に同郡弥富村の候補地外二、三ヶ所を調査し御器所村を経て午後六時頃帰路に就きたるが、不便狭隘なる京都の敷地に引換へ広闊なる数ヶ所の敷地を供して委員の選択に任せ、何れにても寄附すべしと申出し為め、調査委員中には其余りに大袈裟なるより或は無責任の提供ならずやと訝りし者さへありしとなれば、実力の京都に比して如何に隔絶せるかを知るに足らん。尤も昨日を以て充分の実査を終り能はざりしにより、本日も引続き実査を遂ぐべしとなり。

覚王殿敷地問題〔明治35年9月18日〕

雑報

▲昨日の実地踏査 実力調査委員の一行九名は、昨日午前中旅館山田屋に於て秘密協議会を開き候補地実地踏査の方針を議し、夫れより一行二手に分れ土宜、上島の両委員は本多顕赫氏外数名の案内にて東春日井郡小幡村の候補地に向ひ、他の委員七名は野村

朗、杉本義存氏外二、三名の案内にて愛知郡田代村新池南方高地及び月見阪の北方にて二ヶ所の候補地を踏査し、何れも午後二時帰館し再び協議会を開き実地踏査の寄附地附帯条件を審議し、同夜七時より委員の一行は吉田禄在、服部小十郎、青山朗外数氏の招待に応じ東魚町御納屋に於て会見の上、寄附金其他の附帯条件を決定し是にて調査終了して本日午前中帰洛の途に上る筈なりと。因に昨日迄に実地踏査を終りし候補地は都合十一ヶ所なりと云ふ。

▲京都派の狼狽 覚王殿建設候補地調査は着々歩を進めつゝあるが、既記の如く京都に於ける候補地たる洛北愛宕松ヶ崎、吉田山神楽岡、洛東山科広岡の三個所は何れも奉安地として不適當なりとの結果に帰したれば京都派の狼狽一方ならず。是非とも他に良好の候補地を選んで愛知派に対抗せんと焦りつゝ、終に無法にも現豊国神社を曩日の大閣垣に移して其跡を奉安地に擬するに至れりと。如何に我意を貫徹せんとするに専念なりとも敢えて此無法の計画をなすに至ては寸毫も仮借すべからざるものにして、京都派たるもの少しく反省して可なり。

覚王殿敷地問題〔明治35年9月19日〕

▲調査委員招待会（会見） 既記の如く一昨十七日午後七時より當市東魚町御納屋に於て御遺形奉安地選定期同盟会を代表し古田禄在、服部小十郎、野村朗の諸氏は来名中の調査委員九名を招待して、精選料理を供し寄附地以外の附帯条件に就き会見を遂げ

たるが、先づ吉田氏より委員諸氏の労を謝し且つ県民一同が御遺形を當地に奉安せんとするは、一に至誠に出でし事は諸師の調査せられたる如くなりとて、其経営の方法並に附帯条件等に就て綿密に懇談し、服部氏亦嚴肅なる態度にて、予は祖先以来の仏教信徒なるが今回當問題の當市に起りて以来夙夜奉安地の速に確定せんことを渴望するものにして、若し本問題に關し些々たる資財を抛つて能く此目的を達し得らるべき限りは之を蕩尽するも聊か遺憾なし。加之も幸に奉安地の當地方に決定せられんか更に全力を注いで仏恩奉謝の意を尽せんことを誓ふべし。況んや県下有力者の熱心なる賛同あるをや。必ずや責任を以て御遺形に對し万代不易の奉仕を捧げんと熱誠さながら面に溢れしかば、満場肅然委員等も其熱心の程に感じ入りとなん。斯くて配膳饗応に移り快談数刻にして散会せしは午後十一時頃なりき。

▲寄附地民の熱誠 調査委員等が実地踏査の爲め各寄附地に出張したるに、孰れの地方にても村民は正装にて之を歓迎し接待の用意頗る周到、殊に田代村民等の如き末森城跡に天幕を張り、又は某氏の別荘を借受け接待所に充てしなど其熱情転た信念の厚さを想はしめしとなり。

▲京都派の内憂 覚王殿建設問題につき京都派の躍起運動も幸ひにして多少世人の注目を惹くに至りしが、偕て仮りに京都派の勝利に帰すべしとせば先づ第一着に寄附金の一条を決定せざるべからざるに拘はらず。今日に於て京都市民は既に其負担の重さを叫び市費は年々膨脹しつゝ目下財源を求むるに汲々たる時に當り、

少なくとも四、五十万金を要する覚王殿の経営に従事せんとするは到底望外の事にして、若し夫れ狂奔者流が大極殿、豊公廟の例に倣ひ資金の十中八九は之を他地方に仰がん方針なりと云ふも、其曉に於て名古屋地方の感情上反対の態度を取りて一鎊半銭の資をも供せざるは勿論、北越地方亦決して十分の補助をなすべしとも思はれず。東京の如き亦然るべく更に九州の縁遠きをや、彼れ是れ思ひ到らば到底建設の予想だもなし得ざるにあらざやとは心あるもの、齊しく認めて問はんとする所にて、一派は之に對ふるに到底責任ある答弁の以てする能はざる次第なれば、京都派の内憂も今更思ひ遣られて氣の毒にこそ。

▲調査委員の帰洛 一昨夜の会見後委員中三名は同夜の急行列車にて帰洛し、自余六名は昨日午前帰洛の途に就きたり。

▲青山朗氏の出張 青山朗氏は奉安地に關する用務を帯び、本日伊勢一身田高田派本山に出張する筈なりと。

覚王殿敷地問題 (明治35年9月20日)

雑 報

▲契約書の交附 一昨日午前帰洛の筈なりし調査委員九名中木曾、弘津、河野の三師は居残り、来る廿五日各宗派会に報告すべき寄附地、寄附金の契約書の交附を終り昨日午前零時三十五分帰洛せり。

▲契約書の内容 別項交附を終りたる契約書の内容は三項に分たれ、第一項には委員の実査せし候補地は何処にても寄附すべき

事、第二項は覚王殿建設を當地に確定せらるれば御遺形奉安以来の負債を負担するは勿論其他に金五十万円を寄附し建築に着手し、若し勸募金額を合するも不足を生ずる時は其責に任ずる事、第三項は前二項の如く各宗派会に決定せられし上は建築委員の指揮に従ふ事の意味にて青山朗、小栗富次郎、古田録在、服部小十郎の四氏代表者として捺印し、宛名は九名の調査委員なりと。

▲契約書署名者の事 御納屋の会見席上に於て委員等より契約書の交附を申出でしに付、吉田氏は其内容及び方式を訊せしに内容は別項の如くにして方式は受人に小栗、服部の二氏、證人に吉田、青山二氏を署名捺印せしめんと云ふに、ありしより吉田、青山両氏は證人として署名すべき必要な旨を主張し且つ予輩は當初より發起請願者なるを以て共に受人として署名せんことを申出で、結極四氏は何れも受人として署名する事となれりと。

覚王殿と本派本願寺（明治35年9月21日）

覚王殿建設問題に関し最も公平なる意見を有するは本派本願寺なるが、今回派執行長藤島了穩師の語る所を聞くに、▲仏骨奉迎已来既に三年にもなつて居るのに未だに奉安すべき所も無いと云ふは日本仏教者の失体である。故に予は本派を代表して暹羅へ行った縁故もあり、旁覚王殿建設の急務なる事を呈議したのである。聞けば外務省からも曹洞宗の日置に対し放つて置てはよく無からふと注意が在つたそふな、固より左もあるべき事だ。▲なに建設の場所は京都でも名古屋でもドチラでもよい。然し名古屋の方は

非常の熱心で尽力して居る事であるから、名古屋へ遣つた方が速く建設が出来て善からふ。それに名古屋には小栗とか青山、吉田、服部とかいふ有力家が資産を投じてやると云ふのだから大丈夫である。然も京都には金の出し手が無いに困る風説に誰か十万円寄附すると云ふそふなが、其十万円の寄附者は三万円の資産すら無き者であるとは滑稽でないか。▲それに第一京都でやつた日にや、菩提会に在る十一万円の借財の如何する事も出来ぬ。然るに名古屋では其菩提会の借財すら済してやると云のぢやそうだから持つて来いの事である。何故一同が名古屋説に賛成せんたらう。▲本派の覚王殿建設に二万円寄附すると云ふは斯うである。

初め菩提会では一千万円の資本を以て十町余歩の地所を求め附帯して慈善病院も建て貧民学校も拵へるなど、非常な事であるが、本派は初よりそんな架空の望は懐かず、覚王殿建設費を十五万円と見積り、各宗僧侶が報恩の為に一ヶ寺平均二円宛出せば、総体で十五万位は出来る。及ち本派は末寺を一万と見なし「二万円」一丈は寄附すると云ふたのである。▲世間往々、仏骨と菩提会と同一事業であるかの様に誤想して居る者もある由で、種々な間違が生ずるのには困る。若し夫れ仏骨を以て、曹洞宗は曹洞宗の為に、臨済宗は臨済宗の為に、妙法院は妙法院の為に利益を計らふなぞと云ふに至つては、根本から誤つた話だ。▲前田誠節の如きは、菩提会へ妙心寺の金を三万円融通したと云ふが、銀行に六、七朱で預けて在つたものを一割二分の利で貸附たと云ふは何事であるか。実に菩提会では三万円の借金の為に隔月一千五百円

づ、出金して居ると云ふではないか。果して然らば前田の主張も知るべしだ。▲既に仏骨と菩提会の無関係なるを知らば、菩提会なる者が決して御遺形に関して容喙する事は出来ぬ。御遺形は暹羅国王よりわれ／＼日本仏教徒へ下されたものであるから、之を代表した各宗管長と雖も勝手に之を左右する事は出来ぬ筈である。況や菩提会は社団法人でもなく、合資会社でも無く、何でも無い者であるから、毛頭御遺形を私有視する事は出来ない。▲そこでマア、藤島一個人では名古屋の方が速成するから賛成ぢやが、我が本派として別に何れの説にも傾ては居らん。今日の模様は我派の賛否によりて、ドチラかへ決する様な姿が在る。何分にもつまらぬ争ひを止めて、勿々覚王殿を建設するのが日本仏教全体の為である。

覚王殿建設問題〔明治35年9月23日〕

▲政務局長と覚王殿 外務省政務局長山座円次郎氏は、去る十六日附を以て覚王殿土地比較調査委員会場なる寺町四条下る浄教寺へ向け、暹羅国皇太子も来る十二月御来朝あるにつき、成るべく早く覚王殿建設問題を決すべしと申来りし由。

▲比較調査会 覚王殿建設地比較調査委員は、去る十九日帰京後同午後二時より調査会を開き管長会及び宗派会に報告する件を議せしが、同日は何の要領をも得ずして散会し翌二十日午後一時より引続き開会したるが、何分九名の委員中名古屋派五名、京都派四名にて到底議纏らざりしと。猶同会は引続き一昨日も開会した

るが到底両派委員より各別の報告を為すの外なき模様なり。

▲会場及期日変更 来る廿五の会日は彼岸中の事とて同廿八日に延期し、去る二十日を以て委員より各管長に通知したり。而して会場は建仁寺方丈の筈なりしも、當日差支ありとて同寺より謝絶せしを以て、大谷派本願寺若くは妙心寺山内龍泉院に移さるべしと云ふ。

▲京都派の狼狽 今回開会すべき各宗派会は、末寺門徒の多寡により出席議員の数を異にし、大宗派は五名までを出す規定なれば、総員約七十余名に上るべく。而して名古屋説に属するものは何れも大宗派のみなれば、既に議員の数に於ては名古屋派多数を占むること勿論なるべきにつき、京都派は此頃に至り始めて気付きたるもる、如く由々敷大事となし、市公職を帯びたる面々は去る十八日京都倶楽部に集会し、翌十九日午前十一時より委員は市議事堂に集会し、平安同志会よりも出席して種々協議の上在京各管長を歴訪して賛成を請ふの手筈を定めたりと。

▲事務所設置 知多郡に於ける覚王殿建設期成同盟委員は、同郡大野町光明寺内に事務所を設け、運動方針の一致を期する事とせり。

覚王殿建設問題〔明治35年9月24日〕

▲選定委員会 同会は一昨二十二日又休会し、昨二十三日午前八時より寺町浄教寺に於て開会したるが、選定委員の比較調査は今日迄未だ何等の決定を見る能はざれども、伝聞する所にては名

古屋の候補地も京都の候補地も先づ譲らざるものとして、只だ覚王殿建設費及び建設以後の維持方法に対し比較調査必要あり、大に其方面の調査を凝し居る由。

▲会場変更に就て 会場変更の真相は別項の如くなるが、調査委員会にては已むなく大谷派本願寺其他に向ひて照会したるも、是れ亦何れも謝絶したるを以て調査委員会に於ては河野良心、豊田心静の二師を交渉委員として更に建仁寺に貸与の交渉しつゝありと云ふ。

▲京都派の卑劣手段 覚王殿建設地比較調査委員が過般来名し候補地踏査の結果、覚王殿建設地は名古屋を適當と確信し居る模様なるより、京都派に於ては又々卑劣手段を講じ建仁寺に於て開会の予定なりし。宗派会は委員一同異議なく、殊に建仁寺も会場として貸与の件を承諾したるに拘らず、委員の意向が爾く一変せしより臨済各派は自派の利益の爲め会場を貸与せざるの決議をなして、卑劣にも開議の妨害を試み以て之を遷延せしむるの奸策を講じつゝあり。加之も日々数百円の運動費を投じて小宗派を買収しつゝあるが如き陋劣極まれりと云ふべし。而して茲に笑止なるは同派の運動員が名古屋派の某宗派に対し買取交渉を試みたる際、吾派は金銭にて意志を変更するが如きことは聞くも忌はしとして、断然之を跳付け買取運動者が手持無沙汰に引下れる事実なりと。

▲京都派の御馳走政略 名古屋説の日に其勢力を拡張し、京都説の形勢次第に否なるより此際有力者を籠絡するの急務なるを悟りしものは、村田、前田の正副会長の主動にて名もなきに漫りに贈

物をなし、又は祇園中村平野屋等の料理店に就て只管御馳走政略を施しつゝある由なるが、口善悪なき京童は畢竟覚王殿の名古屋に建設さるゝ暁には両会長の地位極めて危殆に瀕するが爲めなりと云へり。

覚王殿建設問題〔明治35年9月26日〕

▲宗派会々場 宗派会会場借入に就ては、建仁寺に向て最後の交渉を為したる結果、来月一日以後ならば貸与すべしとの事にて、為に開会期日を来月二日と確定し、再昨二十三日各宗派管長に招集状を發したり。因に同日午後一時より寺町浄教寺に於て土地選定委員会を開き京都、名古屋の比較調査を為したり。

▲宗派会開會遅疑の裏面 過日洛東妙法院管長會議の結果、昨廿五日より覚王殿位置問題を宗派會議に附する筈なりし処、時恰も彼岸会に際するとの口実により廿九日に延期したるが、更に又来月二、三日頃に延会したる由。斯く再三延期して宗派会開會を遅疑するは大に事情のある由にて、名古屋派の運動用意周到なるのみならず實力も確實にして、曩に稲垣暹羅公使よりの書面は同派唯一の口実なるより之を打消すの必要を認め、妙心寺管長會議中菩提会顧問弁護士吉田佐吉氏をして渡清と称し密に暹羅に赴かしめ、恰も在暹富山領事は元妙心寺の僧侶にて前田誠節氏の法弟なりしより、稲垣公使の意志を齟さしむること能はざる迄も、少なくも該領事の斡旋にて好報を齎さんとの見込なるより、京都派の人々は日々吉田氏よりの吉報を待ちつゝあり。尚実地比較調査の

結果も名古屋にては小栗富次郎、服部小十郎、吉田禄在氏等個人にでも、二、三十万円の責任を負ふべき資格ある富豪家の契約書（片務契約）を調査委員と手許に差出したるに、京都派にては森田治平、森田長次郎の両氏二十万円の寄附を保證することとなるも、公職を帯びたる人々も自ら進んで責任を負ふものなき有様にて、殊に京都派を賛成する加、能、越三国の五十三万円を寄附すと声言するも其実間野、日向二師（菩提会特派使）の見込に止まり、是亦進んで責任を負ふものなきより、特派使の専断を憤り内部に異議者を生じ、却つて名古屋派に傾き加之も今回開かるべき宗派会にては既に頭数に於て名古屋派に多数を制せらるゝこと明かなれば、旁々開会を遅疑し京都各寺院は会場を貸与せざることに一致し、双方交渉の上来月ならば建仁寺を貸与することになりたるなりと。

覚王殿問題（明治35年9月28日）

覚王殿位置調査委員会は、引続き京都、名古屋両派の実力比較調査に従事しつゝあるが、再昨日は京都市の森田武平氏を招き其意志を確めたるに、同氏は前田誠節師附添ひにて委員会場に来り、委員の面前にて二十万円寄附のことを誓約したり。依て調査委員は更に同氏の資産を調査する筈なりと。因に宗派会は来月二日開会に決したり。

▲三浦子爵は覚王殿問題につき曩に日置黙仙師の紹介にて意書見を各管長に提出し、名古屋に置くの適當なることを開陳せしが、

今又本派本願寺へも長文の書面を送りたりと。▲名古屋御遺形奉安期成同盟会、在暹羅稻垣公使に建設候補地の図面及び寄附金確定の状況を報告したるに、去る三日附を以て同公使及び外山領事より候補地は地域といひ交通といひ諸般の目的に適當し寄附の淨捨も纏りたる趣きなるが、尚此上とも大菩提会本部と熟議の上、速かに所期の目的を達せられたしとの意味の書面を同会に送り来り。

覚王殿建設問題（明治35年10月1日）

▲京都派の調印取纏 各宗派管長会議は、愈々明日より開会につき平安同志会にては、昨今京都市内外より右管長会へ提出の建議書及び陳情書等の取纏めに着手し居れるが、下京区の如き戸毎に京都建設を希望する旨の陳情書に調印を取り居れり。

▲調査委員会 建設地調査委員会は、本日も午后一時より寺町四条下る浄教寺にて開会する筈なりしも、午后二時頃までは委員の出席少数なりしを以て三時過より開会する筈。

覚王殿問題（明治35年10月1日）

土地選定委員は去る二十八日午前九時より浄教寺に集会し比較調査を開きしが、名古屋より申出に係る寄附金及び建設地に就て責任ある者と会見するの必要あるを以て、當期成同盟会に向け上洛すべき旨の電報を發したるより、服部小十郎、吉田禄在の両氏は同夜入洛したりと。又京都の寄附金申出人たる森田武兵衛氏外

二名に対しては、既に第一回の会見は終りしも尚再会する必要あり。是亦一昨廿九日会見せし筈。▲曩に宗派会に向け福井、石川、富山、岐阜の四県有志総代より四、五管長の賛成を得て覚王殿の京都説に決する暁には、金五十三万円を寄附すべしとの請願書を出したるが、土地選定委員会にては右の請願は採用せざる事に決したる由。而して選定委員の意向は斯の如き請願書を採用して一々調査を為し居りては、到底際限なしと云ふにありと。▲曹洞宗管長及び委員は名古屋説を執つて動かざる由にて、曹洞宗向本山を管理する在東京同派宗務本局より、全国二百四十余の支局並に一万四千箇寺の支配する百二十万戸の信徒、及び檀家総代より、続々名古屋説に決定あり度旨、選定委員会に向け請願書を提出する由。▲京都派に於ける寄附金に関する真相を聞くに、例の森田武兵衛の代人同長次郎が去る廿六日の委員会に出頭し二十万円寄附の事を言明せしにより、委員は証拠書類として此契約書を徴するに決し、翌廿六日休会する事となりたるが、右に關し北国有志総代、九州有志総代二名、森田武兵衛方を訪問して真相を慥めたるに、同人子息亀三郎より二十万円の寄附金をなすなど、は思ひも寄らざる事にして、唯京都に建設する暁には二十万円を募集すべしとの公約に過ぎずして、夫さへ種々入込たる事情あれば是が明言を憚る旨を語りりと。以て裏面に伏在せる曖昧なる事情を推知するに足らんか。▲覚王殿問題につき、京名両派に対する各宗派の色分けなりと云を聞くに、左の如し。

京都派

天龍寺派	二人	相国寺派	二人	建仁寺派	二人
南禅寺派	二人	妙心寺派	四人	東福寺派	二人
大徳寺派	二人	永源寺派	二人	黄檗宗派	二人
興正寺派	二人	仏光寺派	二人	誠照寺派	二人
三門徒派	二人	山元派	二人		
十四派	三十人				
名古屋派					
真言宗派	二人	大谷派	五人	西山派	三人
曹洞宗派	五人	時宗派	二人	建長寺派	二人
円覚寺派	二人	真言律派	二人	法相宗派	二人
華嚴宗派	二人	融通念仏	二人	高田派	二人
十二派	三十三人				
申立派					
真宗本派	五人	天台宗派	四人	寺門派	二人
真盛派	二人	木邊派	二六	出雲寺派	二人
六派	十七人				

因に中立派中真宗本派、木邊派、出雲寺派は欠席するならんと。

覚王殿建設地問題 (明治35年10月2日)

覚王殿建設地の決定に就ては、大谷派多少名古屋説に傾けるを以て京阪地方を始め加能越地方より統続本山へ京都説に賛成ありたき旨の陳情場を差出すと共に、若之を容れざれば自今同寺の一問題なる財政整理に影響を及ぼす可しと忠告する向もあり。旁々本

日は渥美邸に上局会議を開き賛否決定の協議を遂げしが、多分中立を守る事に決すべし。

明日より開会する各宗派会議には、本派本願寺は断然出席せずとの事なり。

明日より開かる可き各宗派管長会へ出席の管長及代表者等の氏名は今尚判明せず、又出席不参等の回答もなきにつき、明日は果して定刻より開会し得るや否や予定し難しといへば、或は流会に至らんとする事なり。

覚王殿建設問題〔明治35年10月2日〕

▲管長会議 弥々今二日午前九時より、京都建仁寺方丈に開くべき管長会議に欠席の届出をなせしは、臨済宗永源寺派管長久松琢宗師一名のみなりと。但し本派本願寺は例の如く出席せざるよし。

▲調査会閉会 去る十七日より、京都寺町四条下る浄教寺に開会せる同会は、一昨三十日も以て調査を了り閉会したるよし。

▲臨済宗各派 京都に於ける臨済宗各派は孰れも京都説なるが、鎌倉建長寺及び円覚寺は最初より名古屋説を主張し居るより、京都の各本山より右両寺に交渉したるも、両寺は飽迄名古屋説を採て動かず。其強固なるは全く仏骨奉迎以来三年を経る今日に至るも建設地の定まらざりし事、及び京都市の不熱心なりと云ふにある由。

▲妙心派の狼狽 比較調査委員会に対し、京都派の寄附金二十万

と声言せる森田武兵衛氏名儀の寄附金受書は去月廿八日に提出の筈なりしに、同人より當日に至るも尚提出せざるより、京都派の張本たる妙心寺派にては非常に狼狽を極め、人を森田方に派して兎も角も提出せよと迫り、遂に或る条件の下に漸く受書を差出すまでに運びたる由なるが為めに、京都派の実力は全く幽霊的のものなる事を暴露して、少なからざる打撃を蒙りたれば、偕てこそ名古屋派の内訌など、無根の事実を捏造して、京坂地方の各新聞に唄はしつゝありと。

▲妙心寺に疑獄起らん 京都派の張本たる某々等が、覚王殿問題につき少なからざる運動費を要したるは今や隠れなき事実なるが為めに、其財源に窮して妙心寺の寺班金積立額の内より臨時繰替払をなし結局同寺の資財に少なからざる不足額を見るに至りたれば、来る十一月の会計評議員会には一問題となりて現はるべき形勢にて、其余波として此私消事件に関して刑事問題を引起すべき模様ありと。

京都派の頹勢〔明治35年10月4日〕

北陸出身にて京都説を首唱せる日向順照、間野蘭明の諸氏が吉本前代議士と共に此程入洛し、北陸十二仏教団体を代表して五十万円を寄附せんととの申込をなせしも、実力比較調査委員会に於ては之を採用せざることに決せしは既記の如くなるが、之より先當地期成同盟会の近藤疎賢、本多顕赫、豊瀬竹次郎の諸氏北陸地方を遊説せし際、北陸の有力仏教徒熊谷宗実、石川某（石川舜台子

息)、前代議士大垣兵次の諸氏並に北陸十二仏教団体を遊説し意見を叩き交渉を遂げたるに、すべて愛知派の実力と熱心とを悉知せる事として賛成の旨を誓ひ、殊に有力なる加賀同志会は即時に六十一名の会員を召集し協議会を開き、菩提会本部に向ひ曩に要求を受けたる事件は、之に応ずる能はず。且つ覚王殿建設に關しては京都説に賛同する能はざる旨を發電し、尚ほ野間師等の不都合を指摘したる上申書に同県会議長村田三八氏外六十余名署名調印の上各宗管長及委員に提出し、更に熊谷、石川、村田の諸氏並に同地方盈進社の黒田某以下数名は、同地方民一万余人連署の愛知派賛成上申書を携へて、去る一日入洛し其他北陸地方より之に類する請願書の続々郵送しつゝあるより、京都派の唯一の後援と恃みし地方も今や全く京都派に背き、偕てこそ愛知派三十八の京都派三十の懸隔を生せしものなりと。

覚王殿建設地問題 (京名両派運動激甚) (明治35年10月5日)

昨日の覚王殿建設地管長会議に於ける土宜委員の報告は我田引水なりとし、京都派は大に激昂し昨夜より建仁寺久昌院に徹夜協議せり。又名古屋派は柵屋別荘を本陣とし密議する処あり。本日は名古屋地方より多数の人人京する由にて、同問題は到底円滑なる終局を見る事難からん。双方共大いに不穩の状ありと云ふ因に記す。本日は管長会議休会せられ明日も果して開かるゝや否や不明なるが、委員会位は開かるゝならんか。

覚王殿建設地問題 (又延期説起る) (明治35年10月7日)

京都電話 (六日)

過般來會議席上に於て、名古屋派の優勢なるより京都派にても對抗の念愈々強く熾んに、今回の各宗派会解散の意見を唱導し、平安同志会及全国交渉事務所より諸方に飛檄する等其勢力侮りがたりものありて、斯くては只粉擾に粉擾を來すのみなれば、兎に角仲裁の為一先会議を延期せしめんとの説起りて、近來或有力者其間に奔走しつゝありと云ふ。

覚王殿建設地問題 (明治35年10月8日)

▲菩提会臨時總會開設建議 菩提会特派使野蘭門外数氏より、今回の各宗派会に於て菩提会を解散するか若しくは名義を改めんとの説あるにつき、之を非として此際菩提会員臨時總會を開設せられん事を村田会長へ昨日建議したりといふ。

▲京都派の會長訪問 覚王殿建設京都派服部頭成外二氏は昨日村田会長に面会して、覚王殿は名古屋に建設せしめ、之れに附随して建立せんとす。各宗合同宗教大学及び慈善院の如きは、京都に設立せんとの交換問題起りしとの説あるに就て會長の意見を問ひたるに、村田会長は覚王殿と之れに附随して設立する大学其他のものとは別問題にて、到底交換問題となる可きものにあらず。故に自分等は素より右様なる問題は意に介せずと答へたれば、服部氏等は其意を諒して引取りたりと。

覚王殿建設問題 [明治35年10月8日]

▲交渉委員の提案（対菩提会） 去る五日の交渉委員秘密会議の結果、一昨日午前十八名の両派委員は妙法院に至り大菩提会本部に出頭し、面会委員として土宜法龍（真言宗）、蕪城賢順（大谷派）、浅井日通（日蓮宗）の三師菩提会長村田寂順、副会長前田誠節の両師に会見し、委員より会長は充分大菩提会の責任を負うて答弁されたしとの前提を置き、大菩提会に対する世評鬼角面白からざるに依り此際会名を何とは改正せられんことを望むといひしに、村田会長は菩提会は御遺形奉迎と、もに生れ出で、今や三年の星霜を閲し、内国のみならず海外に迄其名は知れ渡り内外貴顕縉紳の同会員となりしもの少なからず。是れに對しても会名を変更するは頗る面倒にして其益する処何れにありやを知らず。殊に本派本願寺は大菩提会は覚王殿建設に對し容喙すべき権能なしとの申立さへ有しも、菩提会と云ふ名称には苦情はなしとの事なれば、内容を大に改正し、会則を改正し会長以下の役員を改正して、会名を維持せんとて交渉に應ぜざるより、双方議論紛出し正午過ぐるも各宗派会を見ざりし。

▲交渉委員秘密会議 別項妙法院内大菩提会に於ける交渉の結果、各委員は更に建仁寺に会合し、午後三時より秘密に協議する処ありしが、要は大菩提会を存在し覚王殿建設決定地派に於て同会の負債を負担すべしとて、遂に全纏に至らず。午後六時退散せり。因に昨日引続き同寺にて交渉委員会を開きし筈。

▲法人組織の議（菩提会） 菩提会を解散せずして之を法人組織

として京都に置き、三十三宗派悉く加盟して最初の目的通り諸経面を遂行し、附随事業たる慈善病院、仏教大学校は之を京都に建設し、覚王殿は之を名古屋に建設し、以て円満の終局を告ぐべしとの折衷説を提出する者ありて、委員は既に協議を纏め居る由。伝ふる者あるより、京都派にては大に驚き百方防禦運動に着手せし由なれど、調査委員等は名古屋に出張せし以来覚王殿の建設地として名古屋を以て適當とする者ありと云へば、現今の形勢は名古屋建設に決定するに至るべき見込なりと。

▲名古屋派の態度 名古屋派は此際飽交渉委員会に於て名古屋説の纏りを付け、本会議は儀式的に結了する意志にて、若し本会議に於て名古屋派が多数を以て勝利を制するも、委員会に於て同議の纏りを見ざる以上は大菩提会の負債は負担する能はずとの意を漏し居る由にて、之れが為め前田師は余程の苦境に立ち種々熟考し居れり。若し同師にして名古屋の要求を納るゝに至らば、京都派は無論敗北に帰すべしと。されば京都派は同師を軟化せしめざらん為め躍起運動に余念なしと。

▲前田師の苦境 前田誠節師は大菩提会の負債に對し、債主等が名古屋説に加担し負債償却の方法を立つべしと迫り居るが為め頗る苦悶し居る由なれば、或は何等かの口実の下に今回の会議も又亦延期する事になるべしと云ふものあり。

覚王殿建設地問題 [明治35年10月9日]

▲交渉委員の方針 委員会に於て畧ほ一致したる方針なりといふ

を聞くに、奉安地既に一方に定れば他の一方は感情を害し、其他の問題を決せんとするも出席せずして、何も彼も奉安地派の意見に決すべきを以て、奉安地問題は之を最後に決せんとするもの、如し。而して目下交渉委員は大菩提会名義更改の件、同会負債償却の件、同会帳簿検閲の件等を分担調査中にて、去る六日の同会名義に関する交渉（前号参考）の結果、会長が可成名義の現存を望むとの主意につき、更に委員に於て協議の上翌七日更に同件の交渉をなし、大菩提会の負債に対しては例令大菩提会の名義を變更する事あるも内容は存在し、同会の債務は必ず償却すべしと云ふに在りて、債権者はほゞ其交渉に應ずる模様ありと云ふ。又大菩提会の帳簿は頗る乱雑なるものにて到底手の着けやうなき始末なれど、三十三年四月以来の会計帳簿を取調ぶることに決して、一昨日午後より妙法院別室に於て調査に着手し、昨日も継続調査したる筈なり。左れば交渉委員会の終了するまでは到底本議を見るに至らざるべしと云ふ。

▲村田会長の建議 大菩提会長村田叔順師は、目下京都、名古屋の両派相競うて譲らず。為めに各宗派亦両派に分れて紛争渦中に陥溺せるは我仏徒の体面に関する次第なりとて、此際建設地を京都、名古屋の以外に於て例へは比叡山の如き又は高野山の如き霊地を下して本廟を設け、更に京都及び名古屋には遙拝殿を営まんとの意見を縷述せる一篇の建議書を各宗管長に提出したりと。

▲寄附金仮納の議 名古屋派より五十万円、京都派より廿万円を夫々申込地に決定の上寄附すべしと云ふも、中には疑はしき点あ

りて若し奉安地決定せられたる上納入を怠るの虞もあれば、先両方をして現金を提供せしめ、決定の上一方を返す事とせんとの意見委員中に起れりやに伝ふ。

▲某委員の談話 交渉委員中の某師の語る所によれば、委員は名古屋派共一切眼中に置かず、唯々宗派会と菩提会の關係を明確に決定するに努めつゝあり。若し夫れ両会の關係にして不分明且つ意志の疎通を欠かんか。各宗派会に於て建設地を決定せばとて、菩提会の負債償却につき至難の問題を引起さんも計るべからず。仮し今日の処菩提会の負債は覚王殿建設地に決したる地方に於て負担する所となり居るも、刻下の緊急問題は両会の關係を決するにあるや疑なし。斯の如く委員会は固より両派外に立てるも、若し夫れ両派何れを優勢なりやと言はゞ、局外公平の觀察を以て名古屋派なりといはんか。而して菩提会の帳簿は極めて不整頓のものなるが故に、到底短時日を以て調査するは困難ならん云々と。

覚王殿問題（明治35年10月10日）

一昨日開会の筈なりし各宗派会は、前日迄に大菩提会会計の収支計算表の出来せざりし為め開会の運びに至らず。一昨日も引続き午前十時頃より委員等大菩提会に至りて帳簿の調査をなせしが、同会の会計帳簿は六月以来未整理にて頗る複雑せる為め、容易に収支の計算を明瞭にする能はず。依て同会にては一応収支表を作成し其上面にて負債額償却方法の交渉を纏め各宗派会に報告する手順の由なるが、委員等は一昨日中を以て是非交渉を取纏めんと

意向にて、午後大菩提会より建仁寺に引取り交渉委員会を開きしが、其際昨日の各宗派会の開否を決したる筈なり。▲大菩提会に対し大刷新を加ふることとなり、此程より委員と交渉中なりしが、同会が本派本願寺と最初より衝突しつゝある会則中、第三条第二項教育及慈善事業を起す事の一項を削り、尚役員選任職務分担等に修正を加ふる事に協議整ひたるやに伝説するものあり。▲京都、名古屋両派より申出たる寄附金は、何れも現金にて昨日午前中に差出すこととなりしが、右は寄附申出全額にあらざして、菩提会の負債額十三万円宛なりと。▲前号所記の村田菩提会長の建議は、未だ各管長に提出したる訳にはあらずと云ふ。

覚王殿建設問題〔明治35年10月11日〕

▲大菩提会負債総額 昨日の協議会に於て調査委員より各議員に報告したる六項目中、大菩提会に於て去る三十三年七月以来の負債金額は、総計十三万六千三十九円八十二銭八厘なりと言ふ。

▲宗派会は延期せず 今回の各宗派会に於ても、種種紛擾の爲め又々決議に至らず、延期を爲すならん杯の風説を爲すものあるも、今回は是非とも覚王殿問題は落着せしむる筈なりと言居るものもあり。

▲各宗派管長会議 各宗管長会は午前十一時より開会、長議長着席、協議会として菩提会改正規則の草案を逐条審議し多少の修正あり。正午休憩午前の出席者は五十六名なりしが、午後は六十四名にて再び開会。午前に引続き同規則の二読会を開き、三読会を

省略して確定し、暫時休憩後、日置副議長議長席に着き、片山正中、雨森菊次郎外五十名より提出の京都派請願書及び委員会の報告書につき二、三の質問あり。終て午後四時二十分散会したるが、明日も引続き開会の筈。

覚王殿建設問題〔明治35年10月11日〕

▲交渉委員会 は引続き八日夜に入りて尚ほ建仁寺に開会し、大菩提会の帳簿調査委員の調査報告を得、午後十一時頃まで協議せしも何等の決する所なくして退散し、翌九日午前再開協議する所ありしが、其真相は固より秘密にして、之を知るによしなきも概要左の五項目につき協議する所ありしが如し。

第一、覚王殿建設は大菩提会の事業としてなすべき事

第二、同会の組織を変更する事

第三、覚王殿建築工事を向ふ三ヶ年に終了する事

第四、募金は向ふ二ヶ年になす事

第五、土地選定決定の上は五十日間に大菩提会負債を償却する

事

右の項目中覚王殿建設は大菩提会の事業として竣工する事は既に委員とは認せし所なるが如く、前夜蕪城、浅井、土宜の三委員は村田会長に面して、全然大菩提会の名義を現存し内容のみ改造するの意向を告げしに、村田師も満足を表せし由。尤も同会の内容改造に付ては種々の意見も有る由なれど、要するに従前の会監会を廃して各宗派会及評議会となし、会の組織を分ちて奉仕、勸

奨、庶務、工事、会計、監査の六部を設置する事とし、従前の役員に対しては大淘汰を行ふに在るが如し。又大菩提会の負債は約十三万円なるが、同負債償却の方法に就ては夫々委員より債権者に対し交渉せし結果、一定の期限を約し其期限に於て返済されるべ待つべしとの意向なるが如しと云ふ。

▲管長宗派会 別項一昨九日の交渉委員会を終るや、午後二時三十分より管長宗派会を開けり。出席議員は七十四名の内六十三名（今回は菩提会々則を議すべく、就ては同則は本派本願寺と意志の投合せざる条項もありしかば、同派の議員出席を交渉せしに、今回も亦覚王殿建設地は何れに決するも異存なし、特に出席の必要なき旨回答ありたり）、議長は長宥匡師にて、番外には弘津説三師着席し、議長は書記をして本派が出席せざるの届書を読ましめりて、瑞岳惟陶師は委員総代として議長の進行上今日は直ちに本議に移らずして協議会にせられ度旨を望み、採決の結果協議会と為し、乃ち大菩提会の改正案を配付し書記之を朗読したる後、番外より覚王殿建設に付菩提会々則を改正するの必要を認めたるを以て、十八名の委員に於て改正案を作りたれば、充分討議あり度旨を述べ、前田誠節師は三十三年六月各宗派管長の定められたる現行会則と今日改正の会則を比すれば、大体の目的と為すべき御遺形奉安の覚王殿建設に附帯して、永く宏恩を仰がん為め慈恵院仏教大学を建つるの項を削られしは如何なる次第と質問し、番外と数回の問答ありしが、青山宗完師は、実は会則の改正其他に於ても十八名の委員中に今猶ほ熟議を経るに至らず。就て

は今日は是れにて散会を乞ひ、十八名委員は徹夜しても尚ほ今夜中に埒明んと發議し、採決の結果之れを可決し四時三十分散会したり。

覚王殿建設問題（明治35年10月12日）

▲各宗派協議会 十八名の各宗派委員は、去九日の宗派会閉会后午後五時より会則改正草案に付疎通協議会を開き、明治三十三年四月各宗派管長の定めたる現行会則に就て議したるが、衆議一致せざりし為め同夜は決議に至らずして散会し、一昨日午前九時より又々建仁寺方丈に参集。同十時半頃に至り協議畧纏まりしが、其折は管長以下出席者既に五十六名に及びしを以て同十一時管長会開会。真言宗長者長宥匡師議長席に着き、弘津説三師番外席に着き議長開議を宣告し、番外は前日来委員に於ても未だ充分の疎通を見ざるを以て、此際直ちに本議に移らず此儘協議会となさんと望み、二、三の質問ありて後之を可決し、大菩提会の目的に関する条項につき三原俊栄師より左の修正説を提出し、

第二条 本会は積尊の御遺形を奉安護持する為め覚王殿を建設するを目的とし、仏徳を顕揚し国民の道義を涵養するを以て
目的とす

津田日厚師も亦左の修正案を呈出したり

第二条 本会は積尊の御遺形を奉安護持し、仏徳を顕揚し、道義を涵養するの目的を以て左に列記する事項を実行す
一 覚王殿を建築する事

一 教育及慈善事業を起す事

時に正午なりしを以て議長は休憩を宣告し、午後一時再開。出席六十三名にて第二読会を継続し、三原師の修正案に賛成者続々あり。議長之を採決せしに満場異議なく之を可決し、夫より逐条審議の上第三読会を省略し草案を可決し、午後二時又々休会、三時三十分に至り開議出席六十四名、副議長日置黙仙師議長に、土宜法龍師番外席に着き、京都市片山正中外四十二名より提出せる覚王殿建設地を京都に選定あるべきは至當なり云々の稟議書は、議長大沢協州、北条周篤、香川晃月、青山宗完の四師の紹介にて各議員に配付せられ書記是れを朗読し、引続き去る四日より十八名の委員が交渉作成せし覚王殿建築後の設備草案を書記朗読し、番外土宜師は前日来委員会交渉の始末を報告したるが、大菩提会十三万六千余円の負債を覚王殿建設地決定の日より五十日以内に支払ふ事の予定、及び京都に於ける寄附金二十万円、名古屋に於ける寄附金五十万円に対する契約、并に覚王殿建築費等につき質問あり。中には京都派の寄附金申出者森田武兵衛の資力は到底寄附金負担に堪へざる事実を挙げて、調査委員に説明を求むるものさへありしが、結局三原俊栄師より、猶ほ十八名の委員中に於ても意旨の疎通を欠くものあるを以て、充分の協議を凝し意志を疎通せしめんと述べ、満場之を容れて四時三十分散会したり。

▲交渉委員の報告 各交渉委員の調査交渉結果は、昨紙に其真相を畧記せしが、尚各宗派会に報告したる項目は左の如しと、一覚王殿建築事業は日本大菩提会に於て之を挙行する事を承諾す

但大菩提会は財団法人と為す事

二日本大菩提会の会則を修正し、其組織を改善せしむる事
三御遺形奉安地決定の上は其日より満三ヶ年を期し、覚王殿建築工事を竣成する事

四奉安地決定の上は其日より満二ヶ年に寄附金募集を完むる事

五奉安地決定の上は奉安地比較調査委員に対し契約書をなし、責

任者より大菩提会の負債金額十三万六千〇三十九円八十二銭を

決定の日より五十日以内に仕払ふ事

六御遺形及び大菩提会は決定したる奉安地に奉遷及移転するもの

とす

名古屋派の勝利（覚王殿問題決定す）〔明治35年10月14日〕

曩者、御遺形奉安地に関して、全国仏教徒の間に競争起るや、吾輩は當市名古屋を以て最適當地と認め、爾かく仏教家に告げ、且つ當市有志の奮励を促したりき。爾來名古屋は最も有力なる候補地となり、東京、三方ヶ原説等は全く立ち消へとなりて、京都対名古屋の競争となれり。而して此二候補地の何れに決定す可きやに就き、去る八月以来、京都に管長会議若しくは各宗派管長会議を開くにり至りしと雖も、其の競争の激烈なる、或は人をして円満の局を結ぶ能はざる可きかを疑はしめたり。然るに、一昨日の京都電話は、一快報を齎らして云ふ、久しく紛議を極めたりし覚王殿問題は、同日の各宗派管長会議に於て、三十七名の大多数を以て名古屋説に決したりと。之れ唯り我名古屋の為に喜ぶべきこ

とたるのみならず、実に日本仏教界の為に賀す可きことたり。而して吾輩は、本問題をして此の結果を見るに至らしめたるを以て、一に大谷派、天台宗、真盛派、木邊派、曹洞宗、真言宗、真言律宗、時宗、西山派、建長寺派、円覚寺派、法相宗、華嚴宗、融通念仏宗の功に帰し、其の勞を大なりとせずんばならず。而かも京都派が、議場の形勢の非なるを見て、本問題の円満なる決定を期する為めと称し、自ら議決権を放棄して聯袂退場するに至りたる、亦た其の態度の宜しきを失はざる也。

其れ然り、本問題の競争中に在てや、幾多の蜚語流説は、紛然として放たれたりと雖も、已に問題の決定せる以上は、苟くも仏教家たる者は、其悪感情を一掃し、相携提して益々仏光発場の為に、尽す所なかる可からざる也。

但し名古屋派人士は、爾かく美事に勝利を得たればとて、此儘凱歌を奏して止む可きか。吾輩を以て之れを見る、這般の勝利や、又名古屋派有志の尽力に依ると云と雖も、名古屋派有志は勝利と共に、重大なる責任も負荷するに至りたるもの也。建設地の選定は、覚王殿最後の問題にあらず、今や建設地は名古屋と確定す、名古屋派有志は乃ち之れを建設せざる可からざる也。而かも、其の費用の巨額にして、其の規模の大なる、思ふに容易の業にあらざる可し。世人早くも説をなして曰く覚王殿の位置に就て競争するは不可なし、勝利を博する、又た洵に結構也。然れども、少なくとも数百万円を要する大事業を恙なく成功し得可きや否や。斯くの如く巨額の寄附を募集するの、困難なるのみならず、或は事

業中途にして内訌を生ずるに至る如きことあるなきかと。我輩は名古屋派有志の徒爾にして競争せしにあらざるを知る、已に競争に勝しに於ては、着々其事業の進行に着手す可きを知る。然り之れを知ると雖も、其の事業の容易ならざるは、又た之を認めざるを得ざる也。知らず、名古屋派有志たる者、如何の成算ありや。請ふらくは、其責任の重大なるに顧みて、軽率に事に當る勿れ。

覚王殿問題決定す（十二日午後四時廿分京都發電）（明治35年10月14日）

京都 電話（十二日）

——名古屋派の勝利——

各宗派管長會議は本日午前十時より開會、出席議員五十五名にて、日置黙仙師議長席に就き、前日来協議を重ねたる例の大菩提會々則改正の件を議了し、休憩後午後二時再開（出席者四十七名）、覚王殿建設地問題につき開議せしが、京都派議員は形勢非なるを覚り、袂を聯ねて退席せしもの九名にて議場に列せしは三十八名となり、討議の末三十七名の大多数を以て名古屋説に決したり。

同上後報（十二日午後八時十分京都電話）（明治35年10月14日）

覚王殿建設地問題につき、前日来名京両派間に激烈なる運動ありて形勢頗る危殆に迫りしより、本日の會議には出席者著しく減少し、総数五十五名午前中に菩提會々則改正を議了し午後再開（四

十七名)、敷地選定問題に移りしに、議場の形勢は京都派の勝算到底覚束なく見えしより、京都派の津田日厚師(日蓮宗)緊急動議を提出し、該問題は頃日来粉々擾々として議論百出し頗る難決の問題たるにも拘はらず、京都派委員の欠席者あるに際し之を議決するは各宗派の円満を欠くものなれば、宜しく二三の大宗派に托し交渉の勞を煩はし度と云に、定規の賛成者ありて議題となりしも少数にて消滅したれば、津田師は奮然として席を蹴て退席したり。之を機として京都派九名は袂を聯ねて悉く退場し、結局議員三十八名にて京都派一名に対する三十七名を以て名古屋説に可決したり。其賛成宗派別は左の如し、

天台宗 四名、真盛派 二名、大谷派 五名、木邊派 一名
 (二名欠席)、曹洞宗 五名、真言宗 四名、真言律宗 二名、
 時宗 二名、西山派 三名、建長寺派 二名、円覚寺派 二
 名、法相宗 二名、華嚴宗 二名、融通念仏派 一名、
 因に厳正中立の態度を執しは左の各派なりしと云。

高田派、寺門派、真宗本派、永源寺派、出雲寺派(以上二件号
 外再録)

覚王殿建設地確定の祝詞〔明治35年10月16日〕

今回大覚王殿が當地に建設する事に決したる為め、全国各地より続々祝電文を當市役所内期成同盟会に向け送越せるが、愛知慈恵会よりは左の祝詞を寄せたりと、

仏日の光明赫々として無明の長夜を破し、一切有情を光明界に

導き給ふや毫も偏頗ある事なし。然るに今や大覚世尊の御遺形奉安地は弥々名古屋説大捷利を得て、不日當地に奉迎し、永く當市をして根本法輪の靈地たらしむるの光榮を奏したるや、全期成同盟会諸君の炎々として燃るが如く熱誠なる信仰力と真誠なる大活動力に依るものにて、吾人は双手を挙て奉祝し大地に投じて拝謝する所なり。斯の如き大挙は所謂名古屋市をして世界的大名譽地たらしめたるものなり。茲に蕪辭を陳じて聊か祝意を表す。

明治三十五年十月十四日 愛知県慈恵会

名古屋御遺形奉安期成同盟会 御中

覚王殿問題の其後〔明治35年10月22日〕

爾来日蓮宗の津田日厚、大谷派の木曾琢磨師が各宗派間の交渉調停も其功なく、當市の有志は各宗派間の軋轢は眼中に置かず各宗派会の決議を齎らして仮名せしが、當地方の人心は覚王殿問題決定後一層熾にて予てより経画中の協賛会の成立を期し寄附金を募集し、万一大菩提会と破裂するも協賛会の力にて経営せん覚悟なりと。又同派にては各宗派会議長よりの決定公文によりて進行する覚悟にて、若し各宗派の軋轢によりて事業を妨害さるゝ如き事あれば、宗派の何たるを問はず各宗派会を相手取り契約履行の訴訟を提起すべしと。尚同派有志は是迄種々の契約書に調印し、多くの責任義務を負ひ居るを以て之に伴ふ権利を有するは當然の事にて、宗派の争鬭によりて権利を伸縮さるゝ理由なしと主張し居

れりと。▲村田菩提会会長は病を押して菩提会長の任にありしが、覚王殿問題は愈々面倒と為り其任に堪へざるに至りしより、広島地方に転地保養を為すに決し、一昨日午前広島に向ひて出発し、同会長不在中は副会長前田誠節師事務を代理する事となれり。▲宗派会残務委員九名中青山宗完（妙心寺派）、上島恵村（相国寺派）、豊田心静（日蓮宗）、三原俊栄（真宗興正寺派）の四名は、残務委員たるを承諾せざるより宗派会より交渉中なりしが、四師は遂に交渉に応ぜず断然之を拒絶したる由。▲御遺形奉安地選定期成同盟会にては、當初覚王殿建設地を名古屋市附近に選定せられんことの請願書調印者百余名、並に各宗派取締数十名へ依頼状を発し、本日午後一時より當商業会議所樓上に於て、運動の顛末並に今後の方針に付き協議会を開き、尚ほ明日同時刻より市内各町総代協議会を開く筈にて、同様依頼状を發せり。

覚王殿問題経過報告会〔明治35年10月24日〕

覚王殿問題経過報告会は、予記の如く當商業会議所樓上に於て、昨日午後一時三十分より開会し吉田祿在、服部小十郎の両氏は期成同盟会員総代として、覚王殿敷地選定期問題につき今日まで執り来りたる方針及び運動の模様を報告し、尚ほ将来に於ける計画の一斑を告げ且つ前日の協議会に於ける決議の旨を報告して、期成同盟会を解散し更に協賛会を組織するの趣旨を表明し、大に有志を糾合して活躍する所あらんことの希望を述べ、午後三時過各自退散したり。因に参会の依頼を受けたる各町総代にして参集せし

もの三百余名ありたり。

●協賛会設立委員 一昨日の當商業会議所に於ける御遺形奉安地選定期成同盟会協議会の結果、同会を解散し更に菩提会愛知協賛会を組織することに決定したるが、其創立に関する委員選定方を吉田祿在に一任せしより、氏は白石半助、服部小十郎、加藤重三郎、岡部善之輔、長谷川百太郎、野村朗、吉田祿在の七氏を指名せし由にて、本日午後一時より當市会議事堂控席に於て右創立委員会を開く由。

土竜連の秘密会〔明治35年10月25日〕

覚王殿の敷地に関しては、已に二回まで貴紙上に怪聞を掲げて當事者の注意を促されしは我々の感謝する所なるが、夫の愛知郡田代村蝮ヶ池の上なる松川別荘に会せし面々は、去る二十二日又もや同別荘に会合して種々密議したり。同日席に連なりしは公職者の某、某村長外数名、地主側にては○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○など云へる連中の外、地所口入業某等都合二十余名にて、孰れも此の界限に地所山林を買ひ占め居るより曩に、各宗派会にて選任の上當地に出張せしめたる土地選定期委員に對しても其當時已に運動する所ありしが、彼等は覚王殿建設地のいよ名古屋附近と決定せしを聞き、好機逸す可らずとし、田代村字月見坂の候補地を以て右建設地に充つるの好果を収めんと。斯くは人里離れし山家を探りて鹿ヶ谷の大怪議を催ふせるなり、何はしかれ、土竜連が蝮ヶ池の辺に会す。いづれ怪しかる事たるは

推して知る可きなり穴賢（活眼生投す）。

愛知協賛会創立委員会（明治35年10月26日）

覚王殿問題に関し、一昨日午後一時より當市会議事堂控席に於て、日本大菩提会愛知協賛会創立委員会を開きたるが、出席者白石、加藤、野村、岡部、吉田、服部の六名は、左の仮会則を議定し更に諸般の事務に付協議する処ありたり。而して本日は午後一時より當市会議事堂に於て百四名の請願委員会を開き、創立委員の報告に基き協議を遂げ更に役員選挙、経費の支出、会員募集等に関し協議する由。

第一条 本会は日本大菩提会の主題を賛同し、覚王殿の建設を助成するを以て目的とす

第二条 本会は事務所を名古屋市に置く

第三条 本会の所属は愛知県の管轄区域に拠る

第四条 本会は日本大菩提会に応分の金員を寄附する者を以て会員とす

第五条 本会に左の役員を置く

会長 一名 副会長 一名 幹事長 一名 幹事若干名 賛助員若干名

第六条 本会々長は会員之を推薦し、副会長以下役員は会長之を依嘱す

第七条 本会に顧問若干名を置き、県下の名望家を以て之に充つ

第八条 本会の役員は総て名誉職とす

第九条 本会役員の仕事並に事務細則は別に之を定む

第十条 本会々員の寄附金は指定の銀行に振込むものとす、其手続は別に之を定む

第十一条 本会に事務長一名、事務員若干名を置く

第十二条 本会の経費は日本大菩提会にて之を支弁す

雑報（明治35年10月28日）

愛知協賛会の成立（大菩提会）

予報の如く御遺形奉安地選定期成同盟会にては、前会委員に附托せし協賛会仮会則脱稿せしにより、一昨廿六日午後二時三十分より、當市会議事堂に請願人を召集し協議会を開きたるに、出席者三十余名吉田禄在氏座長席に着き、前号所載の仮会則脱稿迄の次第を報告し、逐条審議すべきやを問ひしに、安藤一之助氏より総体を一括して議決せんと發議あり。満場異議なく可決し、続いて服部小十郎氏より、同会則成立の上は会長推選に関しては投票の勞を煩く為め、且つは会の活動上に於ける将来の利益の為めに、深野一三氏（知事）を推さんとの發議ありて、異議なく之に可決し、加藤重三郎氏より目下知事不在中なれば、其出張先に此旨を通じ且つ本日の顛末を報告し、其承諾迄は吉田禄在氏に事務取扱を一任せんととの發議あり。異議なく可決して午後四時退散したり。

覺王殿彙報〔明治35年10月28日〕

十一月二日頃大菩提会は、名誉会監会議を開き其決議に依つて菩提会本部を當市に移し、御遺形奉迎準備委員を選任し、仏骨を奉迎すべしと。▲宗派会閉会后諸事取纏めの為め在洛中なりし日置禪師、中村勝契師は、一昨廿六日京都発夜行列車にて、又彼我交渉の為め往復中なりし丹羽円師も同列車にて帰名し、協賛会の吉田服部両氏と会見打合の上、日置師は同夜東上せられしも、中村師は當分滞名、仏骨奉遷及来月二三日頃開催の会監会に対する方針につき協議する所あるべしとなり。

大菩提会々監会（覺王殿問題）〔明治35年11月7日〕

一昨日の大菩提会々監会及び各宗派会議にては、前号所載の議案（第一号より第七号）を附議したるが、第一号議案に付ては弘津説三師より、出席三十二名は過半数にして有効なりやに付て質問あり。番外前田師有効なる旨を答へ、書記は村田前田正副会長の辞表を朗読し、引続き二三の押問答ありしが、結局読会省略確定議と為すの發議に続々賛成ありて之に決し、第二号議案に移りて是亦異議なく確定し、次に第三号議案に移り来る十五日名古屋に奉遷するに付て、負債は夫れ迄に整理の始末付くや、万一御遺形は本部と共に名古屋に移転し、後に負債のみ残る如き事ありては迷惑なり云々と質問あり。番外は一切の事務（負債を含む）は十五日の前日、即ち十四日迄に悉皆整頓せしむべしとて同案も同時可決確定し、他の四、五、六、七号議案とも二三の質問ありたる

のみにて、一瀉千里の勢ひを以て悉く読会を省略し、午後四時三十分議了し、夫より休憩中協議会を開きて、村田菩提会長前田副会長以下理事の辞表を承認するに付ては、新会則に依りて、正副会長以下部長理事評議員選挙及び旧会長優遇並に感謝状を呈する等の協議を纏め、午後五時二十分開会し、新菩提会の正副会長の選挙に付、瑞岳惟陶師の動議にて協議会に於て決せし通り、会長に大谷光演師、副会長に日置黙仙師を推選し、部長六名は曹洞宗一人、大谷派一人、日蓮宗一人、妙心寺派一人、真言宗一人、天台宗及真盛派一人を各其の宗派に於て選定し届出づることとし、理事六名の中三名を僧侶とし、三名は俗人より出し、評議員九名は部長を出さざる宗派に於て選出し届出づることとなり、尚ほ昨夜引続き決議事項実行上の擬議を為したり。因に十五日の御遺形奉送には、九州行幸の陛下還幸の御日取の都合に依り、廿日に變更するやも知れずと。

釈尊御遺形奉遷〔明治35年11月15日〕

▲御前立黄金仏 昨日午後一時笹島着にて、伊達委員総代は、御前立黄金仏並に厨子を奉して到着せしにより、長谷川觀石、丹羽円其他諸師の出迎ひにて當市役所内に仮奉安し、今朝万松寺に奉還する筈。右仏像は丈け二尺余（重量十八貫）の純金像なりと云ふ。

▲荷物の到着 昨日奉遷事務所宛にて京都の出張員より到着せし荷物は、百七十余行李にして、笹島駅倉庫内に積在しあるが、

其重なるものは前立黄金仏並に暹羅皇室より下賜せられし貴重品、緞子、縮緬の大幔幕、植込高張提灯、稚児装束等なりと云。

▲御遺形各駅通過の時刻 御遺形奉戴の列車は、本日午前八時四十分の臨時別仕立にて京都七条駅を発する筈なれば、各駅通過の時刻は明記し難きも、大約左の如くなる可し。

大垣駅 午前十一時四十分、岐阜駅 午後零時十分、木曾川駅 午後零時三十分、一宮駅 午後零時五十分、清州駅 午後一時十五分、笹島駅 午後一時三十分着

▲奉安殿の準備 昨夕刻に至り、仮奉安殿と定められたる裏門前町万松寺は、稍や整頓したるが、同寺入口には緑竹の大門を建設し、同門より本堂前迄の間に高張提灯を樹立し、本堂前は棧敷に昇降口を構ひ、堂内には京都より廻送せられし緞子、紫縮緬の大幔幕を廻らし、金欄の柱隠を纏ひ、境内西手の禅堂を修繕し、参列者の休憩所に充つる筈なるが、本日は却々の大混雑なれば、名古屋警察署よりは百余名の巡查を派し警戒すべしと。

▲行列順序の変更 昨紙に報じたる行列順序中にて各宗派講中、仏教各団体、町村長並各町総代は行列後方、新聞記者の次に町村長並各町総代、仏教団体、各宗派講中の順序に変更されたり。

▲仏教団体、講中の順次 別項の仏教各団体、各宗派講中にて総計四十五団体一万五千余人なるが、尚ほ昨夜申込し団体もある模様にて、其順序は左の如く決定せられたり。

(一) 施薬院、(二) 愛知慈恵会、(三) 十善会愛知支部、(四)

積徳会、(五) 愛知吉祥講、(六) 西部仏教青年会、(七) 仏教少年教育会、(八) 日本仏教青年会、(九) 興徳会、(十) 積徳教会、(十一) 教友会、(十二) 親友会、(十三) 仏教慈善会、(十四) 津島菩提会、(十五) 東雲寺青年会、(十六) 愛知訓盲院、(十七) 大師講、(十八) 申下大師講、(十九) 南伏見町大師講、(二十) 大谷派講中、(二十一) 大栄講、(二十二) 法進講、(二十三) 徳栄講、(二十四) 七ツ寺団体、(廿五) 延命院、(二十六) 長久寺、(二十七) 東界寺、(二十八) 関鍛冶町説教所、(二十九) 鳥居忠言講中、(三十) 伊藤平左衛門講中、(三十一) 木栄同盟会、(三十二) 建具組合、(三十三) 重井信講中、其他各講中

▲菩提会奉迎役員囑託 昨日左の諸師を奉迎役員に囑託せり。
(事務所係) 中村勝契、木曾琢磨、丹羽円、吉田尊昭、本多顕赫、清水機然、藤井一郎、片岡量海、加藤梅嶺、住田祐信、吉村重静、貫澤全隆(接待係) 竹由得界、佐藤日嬰、堀江深秀、寺尾恵晁、織田宝山、沢実温、久田俊法、橘成典、小林康任、(庶務係) 近藤疎賢、松葉貞栄、佐藤興応、前田鉄桂、岡本円正、佐々木賢淳、吉永徳成、鍋島大慶、武田諒(行列係) 塚松寿泉、吉田祐山、林祖芳、森西心、織田果昇、武藤舜応、松浦龍英、伴龍舟、野田仏元、源実聴、小澤辨応、永谷魁曜、小桜秀孝、西条啓道、玉垣網宗、中川泰道、加藤日慈、天野顕意(法務係) 横井良琪、高間亮普、桂井越水、関智運、龍桑嶺、古沢全誠、平野大仙、河村道隣、高橋善往、瀧義道、林高

眼、中川泰道、武田秀善、村瀬辨応、木村実繁、尾関亮堂、服部口亮、山田祐山（地方係）三岳融賢、水野万乗、小林康什、杉山寛域、尾関隆堯、横江寛政、水谷得雄、原良瑞、織田智迪、瀧池聴龍、横井宗寛、佐々木恵旭、前田学、小笠原静恬、朝宮教行、奥村勇円、矢雷靈雄、富貴原昇導、鈴木実良、玉垣禅喜、足立聞證、寛慈円、吉川祐研、足立円霊、富田龍肇、加藤法円、堀田端仁、藤波智曜、佐竹法輪、神守空崑、長沢大教、山田俊栄、小倉恵照、丹羽大船、位田岱苗、水野雷幢、小笠原篤実、松原祖英、

▲協賛会の役員 愛知協賛会に於ては昨日奉迎役員として左の諸氏を囑托せり。

（行列係）小林倫祥、中山和助、宮本薫楠、奥村半六、同新兵衛、水野寅吉、鈴木政吉、宮田辰次郎、大沢重右衛門（調度係）榊原栄蔵、熊田喜平治（雑務係）土井勝清、中村利恭、加藤當次郎、谷口高忠、林真平、館野義高（書記）刑部玄雄、鈴木雄蔵（受付）服部兵助、太田鉄吉、永田玉太郎、安藤一之助、堀部勝四郎、中村源蔵、福住静雄、木村桑太郎

▲参列者の注意 御遺形奉遷事務所に於ては、奉迎に就き雑査を予防する為め、奉迎者には参列券を附与し行列者の数を限りたるが、総数五万枚を調製し、一昨日より當市会議事堂内協賛会事務所並に万松寺内奉遷事務所（十三銀行にて附与することは中止となれり）の二ヶ所にて寄附金取扱、参列券附与を開始したるが、同参列者は同券と共に受取りし、赤字にて奉迎の二字を印刷

せし白紙片を各自襟に結着し、奉迎員、賛助員は紫色、各役員は白色の桜形徽章を胸部に附すべしと。

▲各駅の迎送 御遺形の列車が各駅を通過するより、同地方の信者は何れも送迎する由にて、岐阜市にては菩提会岐阜支部役員始め、会員各宗僧侶は盛大に迎送の準備せり。又一宮駅にては同様機織を押立て、煙火を打揚げ奉迎送すべしと。

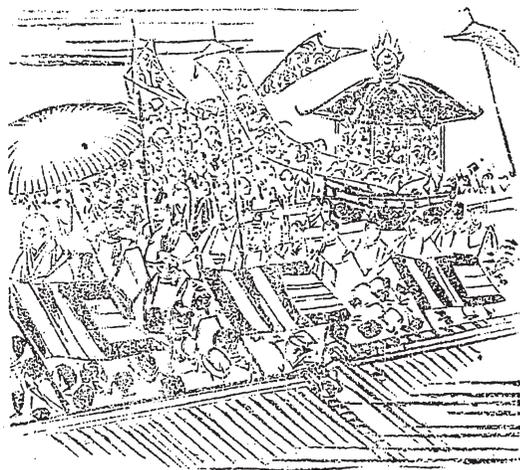
▲大谷新法主と暹羅公使 大谷新法主、暹羅国公使は御遺形奉遷に参列の為、本日午前四時笹島着にて東京より来名の筈なれば、當東別院よりは十数名同駅に出迎ひ、東別院に入り、又暹羅国公使出迎委員として、協賛会より青山顧問、大槻俊造外数十名出迎ふ由にて、公使は同会より差廻しの馬車にて名古屋ホテルに投宿する筈。

▲昨日の上洛者 協賛会より昨日中に上洛せしは、布留川尚、中村源蔵、吉田禄在、谷口高忠の四氏なりし。

▲雅楽の寄附 袋町小林倫祥氏より雅楽（吹奏者十二名）、釣楽器（人夫二名）を寄附する筈にて、楽名は平調慶雲楽なりと。

釈尊御遺形奉迎〔明治35年11月16日〕

▲停車場及沿道の光景 前夜の空模様にて昨日の天気も如何あらんと思ひきや、早天より名残なく晴れ渡りて、夜来の降雨は反つて塵境を浄むる撒水とはなれり。さらでだに数日前より御遺形奉迎に熱狂せし善男善女は、早朝より洛駅として笹島停車場及び、沿道の新柳町、栄町、鉄砲町、末広町、門前町、裏門前町に



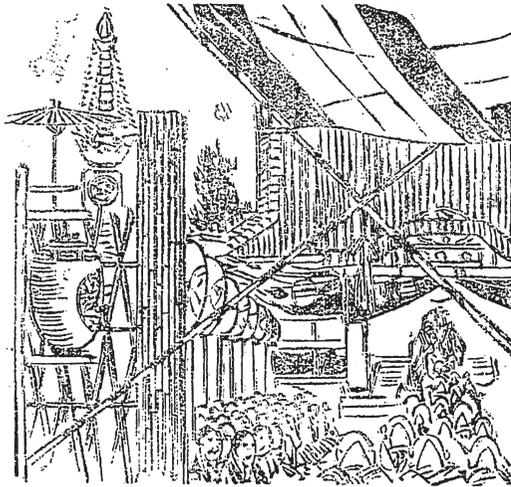
蝟集し来り、其数幾十万なるを知らず。而して沿道各戸には大菩提と記せる球燈を掲げ、六金色旗を翻し、更に枢要の個所には大國旗を交叉し、新柳町通には高張提灯を植込みたり。又笹島停車場構内南手に北面して設けたる、三間に五間の簀張苦苳の仮奉安所は幔幕を張廻らし、万丸旅館には愛知協賛会庶務部、各宗管長休憩所、各宗僧侶集合所、奉迎院事務所等を設け、楼上楼下立錐の余地なきまでに雑沓を極めたり。而して各仏教団体講中は同附近の旅館を借受けて事務員講員の溜所となし、奉迎者は何れも各自の標旗を押立てつゝ、引きも切らず、客設けの位置に就けり。

▲宝輿御安着 午後一時四十分御遺形櫃、六角宝輿、其他附属物を奉戴せる臨時汽車は笹島駅へ安着し、便乗の奉迎委員も同時

に到着したり。之より先暹羅国公使フテャーロジヤーナプヘバンド氏は、米国文学士佐藤毅、青山市長と馬車を駆つて笹島停車場に來り。後藤書記官亦同駅に待受け、大菩提会本部中村勝契、土宜法龍の両師、協賛会の服部幹事長、加藤、白石、谷口の諸氏を始めとし各役員、奉迎員各公職、新聞記者百余名は、プラットホーム東側に整列して出迎ひたり。而して同列車には奉送者なる各宗管長門跡、各管長代理村田前会長、前田前副会長、日置副会長、各宗執事、随行人夫二百余名便乗したり。斯くて宝輿は、各宗僧侶整列の中を白衣の仕丁十数名にて之を昇ぎ、プラットホームを出で一先づ笹島仮奉安所に奉置せられたり。此間始終烟火を放揚し、中天滌々の声ありし。

▲笹島御発興 宝輿は暫時仮奉安所に奉置せられしが、其間に既記の行列の次序により、警官並に各行列員の斡旋にて数万の参拝者を排し、辛うじて伍列を作し、順次に繰り出しつゝ、練り初めぬ。此時大谷新法主は服部小十郎氏と同乗し、馬車にて同所に臨み、暫時休憩の後、十六人の仕丁に昇がれて宝輿の発するや（午後二時）、此序列に加はり、何はさて、此盛大なる行列を参拝せんとて、同所附近に集ひ來れる幾十万の群衆犇きくゝて人波を打たせつゝある事とて、発輿前は行列係、警官等も殆んど術の尽きたらん如く見えぬ。此時恰も東別院より、新法主警衛の爲め人夫数十名を繰出せしにより、漸く列伍の乱れざるを得たり。

▲途上に於ける行列 笹島万松寺間の行列は未曾有の盛観にして、行列に加はりし四十余の仏教団体講中、各宗僧侶、官吏、公



職者、奉迎員等其数無慮二万余人、行列の延長二十余町に亘れり。匠工組合員二百余名揃の菅笠を戴き、礼服用用して先払に立ち、次に空也堂道士異様の法衣に鉦、瓢などを携へ、空也念仏を唱へつゝ練り行き、當日の一異彩を示し、夫より大谷派中学生、仏教各団体夫々一定の装束にて附随し、無帽円頂の徒各宗規定の法衣を纏ひ、次で各宗管長、同代理、村田前菩提会々長腕車にて之に従ひ、暹羅公使は佐藤青山二氏同乗馬車にて之に次ぎ、小林倫祥氏の率ゆる奏楽一隊は慶雲楽を奏しつゝ之に次ぎ、花車一輛、金欄仏旗一旒、唐櫃、四天王旗之に次ぎ、茲に宝輿（御遣形）を奉じ、奉迎旗之に次げり。而して大谷新門主は、柳橋迄徒歩にて列に在り。夫より腕車にて日置菩提会副会長奉迎使各宗本

山僧侶、同重役及地方取締、仏教有志団体奉迎者等を導けり。

▲宝輿（仮奉安殿）に入る 別項所載の順路を経て、午後四時頃漸く行列の先頭は仮奉安殿なる裏門前町万松寺に到着せしが、さしにも多数の行列者を同境内に入場せしめんこと能はざるより、同寺に着したる行列者は逐次門外に退かしめしも、着輿の際には尚ほ境内僧侶を以て充ち、同寺の堂上堂下は殆んど余地を見ざりし。斯くて宝輿は設けられたる同寺本堂正面の仏堂に昇据ゑられ、暹羅公使、大谷新法主、村田前会長、日置師其他一同参拝焼香を了つて、午後五時半頃何れも退場したり。因に同寺の装飾其他の設備は既に屢次報道したるにより之を略す。

▲宝輿随從者 昨日京都より宝輿に随從せし重なる人々は左の如し。

村田妙法院門跡、融通念仏宗管長清涼得善、西山派管長清水範空、日置、前田、藤島の三奉迎使、妙必寺派管長代理池田沢州、同本山代表積等願、同執事青山宗完、日蓮宗管長代理川合日辰、東福寺管長代理、泉宗璋、林泰嶺、黄檗宗管長代理鈴木恵眼、大徳寺管長代理小堀宗長、相国寺管長代理牧野宜厚、建仁寺管長代理後藤文辰、大谷派管長代理堅田勝増、曹洞宗管長代理福山黙童、興正寺管長代理三原俊栄、天台宗管長代理高木習道、木村観順、時宗管長代理加納法順、仏光寺管長代理物部長寛、仏光寺管長代理足利義三、華嚴宗執事筒井寛聖其他菩提会評議員役員等二百余名。

▲新門主と暹羅公使 暹羅公使大谷新門主の一行は、昨日午前

四時十七分名古屋駅に安着したるが、出迎人の主なるは大谷派別院より竹山管事野間輪番、菩提会より丹羽円、加藤梅嶺、本多顯赫、平野大仙、長谷川観石、各宗取締総代高岡亮音、横井良琪、協賛会及び信徒より青山朗、鈴置倉次郎、近藤友右衛門の諸氏以下五十余名、其他興徳会金城支部、積徳教会羽城講中等三百余名にて、尚ほ沿道辻々には二三十人の出迎者あり。別院境内には、出迎者及び大谷派尾張中学々生等両側に整列し、玄関には別院重役及び菩提会役員総代中村勝契師等出迎たり。

▲参列者の宿割 昨日各地より参列の為来名せし各宗管長の宿割を、左の如く指定せられたり。

村田前会長、各宗派委員（山田もと）、各宗派管長、各宗派随行員（三輪）、本部役員（鶴鳴館、万梅支店）、各宗派重役員（美濃兼）。

▲雑観 本県地方民の仏教信仰に熱心なることは、當日の参列者の多かりしに見るも争ひ難し。時恰も秋收多忙の時期、十数里を遠しとせずして来り、随喜の涙にぞ咽びたる。▲此多数の奉迎者を見たるは、奉迎係員は固より我も人も齊しく一驚を喫したり。新柳町通り、殊に停車場附近の地は、巡查の配置不充分なりし為め、行列の殿後は殆んど混乱して、新門主の納屋橋畔に達せし頃、其腕車は転覆せんばかりなりし。▲円道路上に筵を敷き、危座して奉迎したる信者の如きは、宝興、新門主を押しつゝ、流涕殆んど仰ぎ見る能はず。口々に唱名して冥加に泣きぬ。▲鉄砲町より万松寺迄の間は、一時間前より車馬人民の通行を停止した

るにより、幸に稍混乱を免れたり。唯広小路通の不取締は言語に絶したり。殊に甚しきは沿道の混雑を極めたるに、然も電車は依然往復したるが行列に妨げられて已むを得ず運転を中止し、為めに中途に停止せる電車二三輛を見たり、危険！▲本紙の予言の如く、今回の奉迎は頗る突然に出でしを以て準備整頓せず。之を極言せば、拝観者の多かりしを壯観とするの外全く見るべきものなく、笹島より万松寺に宝輿を送込みしと云ふに過ぎず。▲當日最も熱心に奔走して幹旋の勞を執りしは長谷川観石師にして、我々は師の勞を多とす。▲門前署の某巡查は、参拝者の或者が同巡查の命に従はざりしとて乱打乱蹴、遂に一方ならず負傷せしめたり。街路の取締も此に至つて不法を極む。由来市内警察官には往往にして此弊あり。警むべし。

仏に成損ね（明治35年11月18日）

愛知郡熱田外大字東熱田い六十三番戸、平民麻裏製造職、早川丹藏（四十一）は、内縁の妻とく（卅六）と共に、再昨日午後四時ごろ仏骨奉迎を見に来り。門前町の公園入口の雑沓中にて圧倒され氣絶したので、待合八千代へ昇込み治療の上蘇生し、伸にて帰宅せりと。

暹国皇太子御来名に就て（稻垣公使の来翰）（明治35年11月22日）

暹羅国皇太子殿下は目下米国御漫遊中なるが、来月中旬には本邦

へ御来着の予定にて、御滞留中、日本大菩提会覚王殿敷地の地鎮祭に臨場の為め来名あらせらるる筈にて、同殿下歓迎に関する注意として、在暹国稲垣公使より昨日青山市長に向け、左の如く言い越したり。

謹啓 閣下益御清穆為邦家慶賀の至に奉存候。陳は這般暹国皇太子殿下本邦へ御来遊あらせらるゝ事に確定愈来、十二月第二週日御到着の予定に御座候。何れ殿下御着邦の上は、我 皇室始め政府に於て懇篤なる御歓迎可申上は勿論に御座候得共、同殿下には御幼少の頃より専ら英国の教育を受けさせられ候事とて、御氣質等は全く英国貴族の美風を備へさせられ、随て国民の歓迎等に対しては、一層御感得あらせらるゝ事にも可有之、就ては我國民一般に於ても充分歓迎の意を表せられん事不堪希望の至りに候。殊に刻下暹国に於ても、親厚なる盟兵国として本邦に信頼するの傾向を呈し来り。此機に際し我國民の殿下歓迎如何は當国有司の最も注意を怠らざる所にも可有之、延いては此国賓歓迎の一事が、日暹両国間将来の關係に著しき効果あるは、小生の信して疑はざる所に御座候。閣下等に於ても勿論御如才無之事と確信能在候得共、敢て一書を裁し愚見申上候儀、御拝聴被下度候。早々敬具。

十月二十二日 在暹国 稲垣満次郎

名古屋市長青山朗殿

追て御遺形奉安地も愈貴地に決定候由、欣賀の至に奉存候。畢竟閣下等御尽力の結果に外ならず候。此上充分御尽瘁有之度、

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

尚地鎮祭に際し、當国皇太子殿下の御臨幸を仰ぐ件に關しては、在東京暹国公使と逐協議置候に付、万事同公使と御打合有之候はゞ、別に困難には無之事と確信致居候乍、當国に於ては皇族一名 皇帝陛下御名代として、皇太子殿下奉迎の為め、巡洋艦マハチャクリ号にて本邦へ御渡航の儀決定致居候に付、是又御承知有之度申添候也。

覚王殿彙報 (明治35年11月25日)

建設地選定方針其他左の如し

▲建設地選定方針 覚王殿建設地は、左の事項を具備したるもの、内より選定する筈に付、寄附志願者は来る十二月十日迄に大菩提会事務所へ申出づ可しとなり。

一、覚王殿敷地坪数は十萬坪以上にして、各所有者連署したる書面及び番地号並に所有者を記入したる書面を具へたるもの

▲會員募集方法 今回大菩提会にて定めたる會員募集方法は左の如し。

一、名古屋市は僧俗共同して募集するものとす

一、各宗派奨励管理より各宗派僧侶若干名を委員に選出せしめ、本部より之を囑托す

一、協賛会は同会賛助員を以て募集のことを囑托す

一、各宗派委員にして本部より囑托せられたる者は協賛会賛助員を補助し、共に募集に従事す

一、會員募集方法は日本大菩提会々々に拠る

(会 則 摘 要)

- 一名譽会員は金百円以上齎出したるもの
- 一準名譽会員は金五十円以上齎出したるもの
- 一特別会員は金十円以上齎出したるもの
- 一準特別会員は金五円以上齎出したるもの
- 一正会員は金一円以上齎出したるもの

一、会員へは左の區別に依り過去帳に靈名を記載せしめ、覺王殿に於て永遠回向するものとす

- 一正 会 員 一 靈
- 一準特別会員 二 靈
- 一特別 会 員 三 靈
- 一準名譽会員 四 靈
- 一名譽 会 員 五靈以上

一、入会者は会員申込に靈名を記入すべし

一、入会金四分一を納附したるとき会員證票を授与し、全額納附したるとき徽章を授与す

一、入会金本部又は最寄銀行へ納附するものとす

一、会納附は左の如し

- 一入会のとき即納
- 一入会后二ヶ年間に分納するも随意たるべし

▲宝物拝観許可 仮奉安殿にては、今廿五日より来る三十日迄六日間、暹羅皇帝並に同皇后陛下の御寄贈品、金玉織の宝物、並に暹文の經典、其他同国文部大臣の寄贈品等の拝観を許し、且つ宝

前に於て焼香礼拝を許す事となりたるに付、昨日来各町村総代の手を経て右参拝券を篤志の信徒に配布しつゝあり。

▲昨日の仮奉安殿 曹洞宗尼僧百十余名参集し、清涼寺清水機然師管長、代理として大導師となり法要を営みたり。又本日は有名なる梅干和尚の千燈供養もある由なれば、参拝者は非常に多かるべし。

●覺王殿敷地寄附の協議 愛知郡千種村大字月見坂、地主数十名は、覺王殿敷地寄附の件に付、昨夜當市大光院に会合したる由なり。

覺王殿記事 (明治35年11月27日)

▲宝物拝観 昨廿六日より三十日迄に、暹羅皇室より御下賜の宝物を、大菩提会員に拝観せしむる筈。▲会員募集 昨日より大菩提会並に愛知協賛会にては会員申込受付を開始したるが、當日は何分突然なりし為め、五十余名の入会あり。當旭廓新三朝主人川島松三郎は金五百円、東田町加藤林三郎は金百円を寄附し、名譽会員に列せり。尚ほ本日各郡町村に向け入会申込書、入会金払込書三万枚を送致したるが、入会希望者は地方各銀行に付手続を訊し入会すべしと。▲各係の部署 一昨日より協賛会にては庶務、勸募、会計の三係に事務員を配置し、事務を整理しつゝあり。▲仏前蠟燭の寄附 當市蠟燭講中総代奥村半六、同新兵衛より、仏前御供への蠟燭永年寄附の儀を申出でたり。▲千燈供養 當地有名な奇僧梅干和尚、飯田道一師は、一昨廿五日より二晝夜仏前に

ありて千燈供養を行ひつゝあり。

覚王殿記事〔明治35年11月28日〕

▲入会員 大菩提会及び協賛会へ昨日直接入会申込の分は二十五名なるが、地方の各銀行等へ申込みの分も余程ありたる模様なり。▲寄附金 當市小鉢町安福九八より金五十円、南桑名町中野せつ、裏門前町中島房太郎兩人より、各金五円宛寄附の旨昨日申込みたり。▲事務員 庶務勸募、会計の各課に各五名宛を置く事に決定したりしが、尚ほ事務の混雑を免ぬがれざれば、日々増員の都合なるにより、今三四日を経過せば余程整頓するならんと云ふ。

覚王殿記事〔明治35年11月29日〕

▲入会者 昨日直接入会申込の分は十三名なりし、郡部各銀行よりの分も十余名の申込者ありし由。▲参拝者 日々の参拝者引きも切らず却々の雑踏なるが、殊に軍人参拝者非常に多く、昨日如きは雨天なりしに闕はらず絶えず参拝者あり。且つ郡部又は他県下より来りしもの少なからず。為めに本堂の登壇口には笠、桐油、草鞋等の山をなせり。▲明三十日午後六時より、當市南志摩町五十九番戸、東海仏教倶楽部にて大菩提会拡張演説を開催する由。

●新門主と小林康任師 過日大谷派新門主大谷光演師が大菩提会々長として御遺形を當地に奉迎したる際、知多郡大野町光明寺

住職小林康任師が東別院に於て親しく新門主に拝謁せしに、新門主は師に語つて曰く、御遺形奉安地の名古屋に決定せしは頗る満足する所なるが、今後の措置に就ては更に一層慎重の態度を持して、万代の偉業を大成すべく、予亦大菩提会長として飽くまで責任を完うせんことを期す。而して本問題につき種々下問せんとする事あるにより、一度上洛すべし云々と語られし由。新門主の本問題に熱心なるは、今更の事ながら其赤誠言外に溢れたり。

覚王殿記事〔明治35年11月30日〕

▲覚王殿の開帳も愈々本日限りにて、来る十二月より毎月一日、八日、十五日、廿一日の四日間午前九時より午後五時まで開帳する事となり、参拝章宝物拝観券会員標携帯の者には、宝物丈の拝観を毎日許す筈なりと。▲昨日の会員申込者は、協賛会直接のもの六十余名、其他各銀行への申込者数十名なりし由。▲敷地は昨日迄は未だ正式の申込者一ヶ所も無き由なるが、何分十万坪と云ふ莫大の地所故、結局月見坂妙見山の二ヶ所位の競争にて、昨今の分月見坂の方稍々勢力あるが如しといふ。

●奉安地期成同盟会 覚王殿敷地を、愛知郡田代村字月見坂西北の地に選定せんとの希望を以て、過般来着々運動中なりしが、愈々去る廿八日午後五時より、鍋屋町大光寺に同志を会し（来会者三百余名）、発起人小関勝輝氏より今日までの経過を報告し、青山鉞四郎氏を仮会長に推して、御遺形奉安地期成同盟会規則十ヶ条を討議し、満場一致にて之れを可決し、茲に同会成立し、乃

ち左の役員を選任して午後九時散会したり。

会長 中村与右衛門、副会長 柴田半兵衛、評議員 青山鉞四郎、服部兵助、太田久左衛門、熊田喜平治、神谷伝右衛門、安藤一之助、江尻彦左衛門、大喜多寅之助、黒田茂助、水谷又吉、水野平蔵、水谷佐助、松田六右衛門、大竹才雲、渋谷良平、吉田謙作、上杉善左衛門、山本勘左衛門、佐藤喜兵衛、伊藤庄八、幹事 津坂銀治郎、田嶋松兵衛、松川兵七、新見嘉治、夫馬弥十郎、小関勝輝、杉山弥三郎、柴田嘉幸、伊藤藤蔵、黒田実、口沢治兵衛、佐藤則光、鈴木政吉、武市又兵衛、橋本太八

覚王殿記事〔明治35年12月2日〕

▲菩提会重役 同会本部の當地に移転せし以来、会務整理の爲め事務分担を協定し、役員を任命を行ふ等着々進捗中なるが、同会重役は愈々左の如く決定したり。

会長 大谷光演師、副会長 日置黙仙師、奉仕部長 未定（中村会計部長兼務）、勸奨部長 同（同上）、会計部長 中村勝契師、建築部長 福山嘿堂師、庶務部長 津田日厚師、会計監査部長 土宜法龍師

右の外奉仕部出仕として清水機然、稗貫亮鏡両師就任、庶務部長臨時委任として宇都宮師拜命したり。因に中村会計部長は天台宗会議の爲め目下帰山中に付、丹羽円師臨時代理の任を受けたり。

▲同会地方主任 去月廿六日附にて左の如く任命ありたり。

尾張国郡部主任 高木義答師、三河国主任 佐竹法律師、加能越三ヶ国主任 本多顕赫師、伊勢国主任 大野美恵丸師

▲昨日午後五時より副会長日置黙仙師は、別項の如く本部及び地方重役の任命を了り、略ほ事務の緒に就きたるにより、協賛会の重なる者と併せて之を本部に召集し、将来の大方針を指示し、且つは協議会を開き、更らに晚餐の饗応を爲したり。▲地方主任の諸師は、昨日午前十時より本部に於て相談会を開き、将来の方針を協議したり。▲昨日は例月の開帳日の事とて参詣人非常に多く、日蓮宗の信徒数百名の参詣もあり、小坂井鳳勇堀智周二師の説教もありしと。▲来る八日の開帳日には、浄土宗鎮西派の大法会もありとの事なれば、之れ亦非常に盛況なるべしとなり。

▲一昨日の会員申込者は、通常会員八十三名にして、昨日は特別会員五名、準特別会員十名、通常会員三十二名、外に名誉会員の申込者は當市下日置町鈴木美睦氏なり。

覚王殿記事〔明治35年12月3日〕

▲入会員 昨日大菩提会及び協賛会へ直接申込は約四十余名にして、内東州崎町鈴木勝助氏は準特別会員に、尚地方銀行よりの分も続々申込みありたり。▲幹事会 昨日午後六時より旧役員及び新任幹事等を召集し、副会長日置黙仙師より種々将来の方針等に関し協議する所ありたり。▲寄附物 昨日覚王殿に寄附したる金品は、當市門前町武田藤三郎氏より真鍮三ツ具足、同町太田五三郎氏より玄米三俵、白木三宝二膳、鉄砲町岡谷惣助氏より玄米二

表、東新町野田庄兵衛氏より燐寸一噸、宮田同行中より金十円、其他種々有志よりの寄附ありたり。▲新任幹事 大菩提会より新任命せられたる幹事は左の如し、

今井仙三郎、布留川尚、天野景治、堀部勝四郎、堀田清左衛門、榊原栄蔵、谷口高忠、中村利恭、土井勝清、沢田吉兵衛、熊田喜平治、長谷川太兵衛、井上茂兵衛、加藤彦兵衛、太田鉄吉、林市兵衛、伊藤由太郎、渡辺久三郎、野々垣直次郎、平子徳右衛門、永田甚蔵、長谷川武七、加藤虎次郎、加藤勘太郎、石黒磐、長谷川糾七、佐橋健之助、祖父江道雄、安藤清次郎、永田玉太郎、山本九八郎、宮地茂助、森本善七、森本善蔵、鈴木幸右衛門、小塩美之、国島博、上遠野富之助、山内文助、水野良助、蜂須賀武助、水野源助、山田才吉、森栄七、三輪常七、清水太助、八神幸助、川津清兵衛、水谷房次郎、沢市郎右衛門、奥田清兵衛、若山善右衛門、野田庄兵衛、近藤常七、大隅利兵衛、山田治郎三郎、水野与八、大沢重右衛門、守随鐘三郎、沢田利三郎、高木久兵衛、野崎久兵衛、小島彦三郎、馬淵源六、野尻利右衛門、松田六右衛門、沢田源六、村瀬立斎

暹羅に対する活動〔明治35年12月4日〕

日暹の關係が近来著しく親交の度を加へつゝあるは、諸種の事情にも依る事なれど、主たる原因は、外交方面に於て過般來盛んに活動しつゝあるが爲めにして稲垣公使が、名望同国の内廷を圧すと称せらるゝも、近々帰朝を命ぜられ他に交迭すべしと伝へら

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

るゝも、凡てこの間に於ける消息を語るものなりといふ。所謂外交方面に於ける活動は明記する能はざるも、我が単独の活動には非らずして、同盟国たる英国の之れに関連し居る事文は推想して誤なかるべし。

覚王殿記事〔明治35年12月4日〕

▲各宗取締會議 即日大菩提会にては、午後二時より各宗取締會議を開き、日置副会長、土宜部長より会員勸募等の件に關し各宗への打合を爲したり。出席者十三名。▲幹事会 一昨夜の幹事会には出席者二十余名にて、日置副会長土宜部長の演説あり。吉田協賛会副会長の仏骨奉遷運動、及び奉迎に關する詳細なる顛末報告ありて、同夜十一時過散会したり。▲入会者 昨日大菩提会及協賛会へ直接入会を申込みしもの二十余名。▲寄附物 昨日覚王殿へ寄附の金品中、當市皆戸町高彦事高橋彦次郎氏よりの（千円）、現金にて横三蔵町野々垣直次郎氏よりの千円、南武平町松村九助氏よりの米国シカゴ博覽会へ出品したる陶器製蠟燭立一對、及び同人妻よりの金百円は其重なるものにて、其他有志よりも夫々寄附ありし。▲通夜 覚王殿にては先月十五日以来、瀧義道氏の發起にて、大谷派同行十二三名毎夜十二時過ぎより通夜し居れり。

覚王殿記事〔明治35年12月5日〕

▲開帳日 此程大菩提会に於て決定したる開帳日定日に更に十三

日、廿八日の両日を追加したり。因に二百人以上の団体より特に開扉を請求せば、臨時之を許容すべしと。▲法要月番 大菩提会の法要演説教月番は左の如く定めたり。

一月 天台宗、二月 真宗各派、三月 真言宗、四月 浄土宗、五月 日蓮宗、六月 臨濟宗、七月 曹洞宗

暹国皇太子御来航〔明治35年12月6日〕

暹羅国皇太子マハ、ウアジヲウツト殿下には、去二日インプレス、オヴ、チャイナ号に御乗船、晚香坡御出帆相成りたる旨、一昨四日午後其筋に公電ありし由に付き、来十五日頃横浜御着港、夫れより御入京帝室の貴賓として御待遇を受けらるゝ都合なりと。

覚王殿記事〔明治35年12月6日〕

▲暹羅皇太子殿下 来る廿日頃御来名の筈につき、各宗取締会にては各宗を代表し、幹事会にては各寺より夫々献納品を奉呈する事に決し、目下献納品の考案中なり。因に覚王殿にては右御奉迎の爲めの修繕を加へ居れり。▲入会員 大菩提会及び協賛会へ一昨日、昨日の両日中に申込みたる入会者は十三名にて、内名誉会員には當市袋町山田甚助氏なりと。▲寄附物 昨日覚王殿へ寄附したる物品の主なるは、梅干和尚より陶器類一車にて、其他有志者より種々の寄附ありたり。▲敷地寄附 県下東春日井郡小木田村大字大泉地内字城見阪に於て、山林二十四町歩余を覚王殿建設

地に寄附せんとの議ありて、目下同地方の地主間に協議を重ねつゝあるが、不日取纏めの上寄附願を提出する都合にて、既に調印取纏めに着手したる向きもある由。因に同地は陸軍演習地にして中央線高蔵寺駅より二十四丁を距り風景佳絶、土地高燥建設地として恰當の地なりと云ふ。尚ほ同郡神阪村字阪下にては、既に事務所を設置して運動に着手したり。

覚王殿記事〔明治35年12月7日〕

▲所有権確認の訴 釈尊御遺形所有権問題に関し、曩に真言宗僧侶服部賢成氏外一名より各宗の管長及び委員に対し、釈尊御遺形は元来暹国皇帝より我邦仏教信徒に対して分与されたるものなれば、各宗派管長及委員会議に於て、御遺形に関する事項を専断する能はざる性質のものなりとの旨趣を以て同所有権確認の訴訟を提起し、暗に奉安地を名古屋に決定したる決議に反抗しつゝあるが、右訴訟につき来る九日京都地方裁判所に於て口頭弁論を開廷せらるゝ事となりたるより、當該被告たる各宗管長及委員の代理として、當市弁護士加藤重三郎氏は明八日出発京都に向ふ等なり。▲覚王殿建築設計に就て 覚王殿建築は兎に角日本仏教信徒が海外、特に暹国皇室に対し最も注意を重ねて設計すべきは今更の事なるが、建築術に堪能なる昨日、當市下堀川町伊藤平左衛門氏より、日本在来の建築方法に印度支那諸国を初め泰西諸国の寺院堂塔建築法を斟酌して、完全なるも建築を完成せんとの意味を縷述したる意見書を、菩提会本部に提出したる由。▲敷地

寄附願 丹羽郡高木村野村茂助同米輔の両氏は、予ねて覚王殿建築敷地として、東春小幡村に於ける所有地を寄附するの意思にて既に一たび寄附申込をなしたるが、今回改めて同所に於て三十町歩の地域を選定して、該敷地に寄附するの願書を正式を履んで、昨日大菩提会本部に提出したり。尚ほ来る十日同地方有志者を木ヶ崎長母寺に会して、諸般の協議を遂ぐる筈なり。

覚王殿記事〔明治35年12月9日〕

▲大菩提会及び協賛会に於ける昨日の入会者は、特別会員に台所町久米八郎、裏門前町宮田せい、橋詰町岡本長七、安房町加納興三、下日置町福島喜三郎、正木町鈴木愛平の諸氏にして、外正会員に四十余名の入会者ありたり。▲昨日は覚王殿の開扉日且つ月並法要日に付午前十時より當番浄土宗僧侶五十余名参列、伊勢松坂町樹敬寺住職大野法音師導師にて読経を終り、同師の演説北川全隆師の説教等あり。参詣者非常に多かりし。▲曩に時価五百円余の金庫を寄附したる禰宜町の石垣伊助氏は、自今参詣者に甘茶を接待せん為め、大手桶三個及び茶碗若干を寄附したり。▲當市仏教少年会生徒数十名は職員に引率され、桜花に仏の字を染抜きたる大旗数流を押し立て参拝したり。▲前号所載の如く、帝室技芸員伊藤平左衛門氏より覚王殿建築設計意見書を差出したるが、該意見書は普通工匠の設計と余程趣を異にし、日本在来の仏教殿堂の建築法と欧米寺院の建築法とを折衷して、一種新案の殿堂を建立せんとするにありて、同氏は右建築法に関する材料を蒐集し居

る由なれば、有志の質問に対して応答を快諾する由。▲本日午後六時より大菩提会本部に於ては、幹事八十余名の来会を促し、寄附金募集の方法及び其他の諸件を協定する筈。▲大菩提会郡部会員募集の第一着として、明後十一日津島町成信坊及び犬山町瑞泉寺に於て、弁士佐竹法津、大野美恵丸、相羽弁成三師出席、演説会を開き、引続き地方高等官及び有力者を招き、会務上に就き協議を遂げ、事務長佐竹法輪師より特に饗宴を催す由。▲昨日覚王殿に寄附したる重なる金品は、南伊勢町西川兼吉氏（旅館美濃兼事）より槻の大錢箱、堅三ッ蔵町名古屋ホテル高田鉄次郎氏より三百円等にて、此他にも有志より夫々の寄附ありたり。▲愛知郡植田村全久寺住職坂井祖仙師、及び同村総代三田告次郎氏は、一昨日同村民を代表して権現山（東照山）に於て地域三十余町歩の寄附を申出でたり。

覚王殿記事〔明治35年12月10日〕

▲敷地寄附申出 昨日大菩提会へ覚王殿敷地の寄附を申出でたるは、本年六月中敷地寄附を出願したる當市末広町六十七番戸小出藤十郎氏外五十三名より、愛知郡広路村に於て十万二千四百坪寄附の件、及び當市針屋町二十九番戸医師清水貞雄氏より、愛知郡弥富村字裏山六十番御料地十萬坪に対する拝借権寄附の件（同氏が御料局より借受け造林栽培の上、将来患者療養地に充つる目的を以て今日迄経営し来りたる地所にして、平針街道に沿ひ北に入る凡そ七八町許り。通称御林と称し、八事山附近の眺望絶佳高燥

の地所なり)等なりし。▲幹事会 昨夜の幹事会にては寄附金勸募の件の外、敷地寄附申込み期日も切迫し漸々申込者もある模様なれば、敷地の件に関して種々打合せをなしたり。▲入会者 昨日大菩提会及協賛会へ入会を申込みしは、名誉会員に袋町小林倫祥氏、特別会員に同町の宮田重吉、田鍋惣七、味岡由兵衛、同て、石谷正次郎、同しやう、生田太七、水谷文七の諸氏にて、其他正会員三十余名ありたり。尚ほ寄附金は小林倫祥氏より一百円、宮田重吉、田鍋惣七両氏より各二十円其他種々ありたり。▲建白書 愛知郡千種町外六ヶ村、及び名古屋市奥田町外八ヶ町の仏教信徒三千五百名にて組織せる東山共用会員代表者山田慶太郎氏外十三名にて、昨日左の建白書を大菩提会本部へ提出したる由。

(前略) 吾等東山協同会員一同最も 大覚王殿御建設として適當なる事を確認する八事山附近の土地は、位地高燥眺望佳絶にして気宇正大正しく、仏教有縁至大の霊場たらしむるに足るべく、地盤到る所堅固にして最も大建築地たるに適し、地味亦佳良にして樹木の栽培發育に妙なり。然して今日迄此附近一体数十万坪の土地は耕地にあらず、宅地にあらず、一種の丘陵原野に属するが故に租額甚だ低く、且つ五穀菜蔬の收穫を減減して国家の不利益を招くの虞れ之れなく、又道路の如きは第一に名古屋より長野県飯田に達する県道の幅員、既成にして六七間の広きものを利用し、之に多少の改修を加ふるは甚だ易々たる而已ならず、既に馬車鉄道敷設の計画ありて、官允の日近きにあ

らんとす。此県道より 大覚王殿所在地に数条の大道路を開通するには、同じく亦耕地田宅地等有用の土地を廃滅せしむるに及ばずして、大覚王殿御建築地十萬坪献納の外尚数万坪の道路敷地献納者あり。一方に国家永世の不利を避けて是に夥多至良の便宜を有せしむるは、則ち仏意に奉対し国利を重んずる両全の策と申すべく、吾等東山協同会員一同が虚心平氣誠実に思考して、八事山附近を以て最も 大覚王殿御建設地たるに適當と建言せし所以に有之候。(下略)

覚王殿記事 (明治35年12月11日)

▲幹事会 一昨九日午後六時より大菩提会本部に於て幹事会を開き、左の諸件を議したり。

- 一本会則を作成する事
- 一役員の職務規定を作成する事
- 一会員募集の方法を定むる事

右会則、規程の起草委員を副会長の指名にて選定する事に決したり。因に副会長より指定せられし委員は左の如し。

青山鉞四郎、榊原栄造、沢田吉兵衛、長谷川太兵衛、平子口右衛門、土井勝清、小塩美之

尚右委員は今十一日午後六時より、同会本部に集會して起草すべしと。▲寄附物 昨日覚王殿へ寄附したる金員は、當市袋町水谷重兵衛氏より金百円、上長者町歌村さく子より金十円、其他幔幕等十数点ありし▲入会者、大菩提会及び協賛会へ昨日入会したる

は、名誉会員に水谷重兵衛、特別会員に歌村さく子、其他正会員二十余名なりし。▲敷地寄附 昨日大菩提会本部へ覚王殿敷地寄附を申込たるは左の如し。

愛知郡御器所村円満会員、木村諦道、鶴飼文翁、加藤丈右衛門、横井柳蔵、溝口清九郎、伊藤吉三郎、加藤啓十郎の諸氏より、愛知郡御器所村北山前六字耕地外畦畔溜池合計五百七十三筆（此地坪総計十萬坪）を覚王殿護法信徒円満会に於て一時買収の上、更に寄附する事

東春日井郡大森村々長、長谷川吉重、同村々會議員総代、志水鈴九郎、白井作次郎諸氏より東春日井郡大森村大字大森字弁天洞に於て、山林反別三十七町五畝三步（此面積十萬坪余）を敷地に寄附する事

愛知郡鳴尾村西米寺住職敷地寄附発起者、小原意裕、同地所々有者、久野増三郎の両氏より同村民を代表して愛知郡鳴海町字高根の内（十一萬坪余）又は右地所接近の地所につき、大菩提会に於て実地踏査の上適當とする個所を何れにても寄附すべき事

●仏骨共有権及決議無効確認問題 一昨日は彼の積尊遺形共有権、及決議無効確認問題の口頭弁論を、京都地方裁判所民事庭に於て開廷する筈にて、原告服部賢成氏同弁護士並に當該被告たる各宗管長、及び委員の代理者加藤弁護士も例刻より出廷せしが、服部氏は嵯峨法輪寺の住職にて、同寺は東寺の末寺なれば、該宗管長長有匡氏は斯る不徳の僧侶が宗内に在つては宗内の不名誉は

勿論、全国仏教界の恥辱に付、住職を免じ僧籍を剥奪するより外なしとて、法輪寺の世話人宗務局に召集し右の次第を伝達したるより、世話人等は大に驚き、服部師に向ひ同訴訟を取下げべしと再三勧告したるも聴き入れず、同日裁判所に出頭せしが、一方真言宗の土宜法龍大谷派の木曾琢磨両師も裁判所に至り、加藤弁護士と種種熟談したる結果、加藤氏は原告弁護士と協議の上兎に角期日を延期する事となりたり。因に被告代理より提出したる答弁書の要項は左の如しと云ふ。

積尊の御遺形は何人たりとも之を所有することを得ず。

積尊の御遺形を所有する事を得るものと仮定するも、原告等は共有権者にあらず。

積尊の御遺形の頒与を受けたるは、奉迎に干与したる僧侶にして原告等にあらず。

原告に共有権ありとするも、被告等のみに其確認を求むるは不法なり。

被告等が安置の場所を定むるは不法にあらず。

覚王殿記事（明治35年12月12日）

▲入会員 大菩提会へ昨日の入会者は、名誉会員に當市豎三ツ蔵町高田鉄次郎氏、特別会員に袋町山田てる子、其他正会員十五名ありたり。▲寄附物 昨日覚王殿へ寄附したる金品は、高田鉄次郎氏より三百円、山田てる子より十円、水野松次郎氏より記念碑形大提灯二張、其他数十点なりし。▲大菩提会記事 大菩提会に

ては予て附与しある記章を以て会員たるを證すること、なり居れるが、同会本部を當市に移す以前に於ては記章の交付を確實なる台帳面に記さざるもの頗る多く、殊に記章総数と加盟会員数との間に著しく差異を見るに至り、為めに正當の手續を了して加盟せざるものにして、尚且記章を所持する向も往々あるべきやの疑あるのみならず、當時は入会手續甚だ不整理なりし為め、会費の完納未納の区別を判然せざる場合もあるにより、此際當地奉遷前後を以て記章を区別するか、又は記章所有者に就て詳細なる調査を遂ぐるかの二途何れかを勵行し整理の方法を立つる方針にて、同会役員中にて協議を凝らしつゝありと云ふ。因に奉遷後の加盟者は、完全に台帳面に列記しある由なれば、該取調も左までに困難を見ざるべしとなり。▲奉迎打合 暹羅国公使館書記へヤローシヤバリステ氏及び同ラング氏は、一昨夜午後八時二十五分来名、名古屋ホテルに投宿、昨日は大菩提会本部へ出頭し、同国皇太子殿下御来名の準備に關する打合せを為したり。▲敷地寄附 一昨日大菩提会へ敷地寄附を請願せしは、前号所報の外、當市末広町小出藤十郎、前津小林鈴木富峰等の諸氏より、愛知郡広路、田代、弥富の三ヶ村に於て、反別百七十二町六反二畝四歩の内面積十二万二千四百坪の地所を敷地として寄附すべき旨の申込ありたり。又愛知郡田代村敷地期成会長加藤慶二氏よりも同村民総代の名の下に、愛知郡田代村字月見坂以北反別十萬坪を敷地として寄附すべき旨を出願したり。尤も右十萬坪の内八萬坪は土地所有者の寄附にして、不足分二萬坪は敷地期成会員よりの醸金を以て購

求の上寄附するものにして、既に其購入の手續も纏まり居る由なり。因に月見坂候補地を適當とする當市及び東部各村落の有力者より、曩に左の旨趣を開陳せる願書を提出したりと。

(前略) 其建設候補地と擬するもの十数個所に就て、毫末も私心を挟まず公平に市民の与論に訴へ、最も適當最も利便、永遠に我億兆の善男善女をして無量の幸福を得せしむべき淨地なりと信認せるは、乃ち愛知郡田代村字月見坂の西北高燥佳景の一地区なりとす。故に聊か該地の概況を叙述し添ふるに明細なる地図を以てし、更に委員諸君閣下が御選定の資料に供せんと欲するなり。

夫れ愛知郡田代村字月見坂西北の土地たるや、自然の山状を為し平地を抽くこと數百尺、坦々として岡の如く樹木鬱蒼として塵俗を絶ち、側らに淨地あり。蝮ヶ池と稱す。水常に清冽酌まば非常の用に供すべし。加ふるに七本水と稱する靈泉あり。往時帰化の明人張某の地を扞て居を卜したる処にして、爾來湾月薬応尊の靈場たり。又織田氏の古城趾も隣接し、遠近の風光を四顧一望の中に望む。近くは三十萬口を有する金鱗城下の街街より熱田神宮の神苑、遠くは知多半島右畔の海上に汽船風帆の往来織るが如きを見、此隣十州の山嶽は屏列して恰も将来に我覚王殿を護持すべき責任を俟つものゝ如し。且つ其他勢たるや、東海鉄道の名古屋停車場より一直線に市の中央を横貫したる一等道路栄町筋を東端に至り、中央鉄道の停車場たる千種より僅々十二町の短い離にして該地に達すべく。殊に千種より月

見坂を経て瀬戸町に到るの新道路は、既に其工事を起し現に開発中に在り。将来の利便惟ふべし。之に加ふるに文明の利器たる電気鉄道を現設線より延長布設せば、自然参拝者の便益夥大なる言を俟たざる処也。

附言す、我名古屋市は現に東海、中央両鉄道の線路に圍繞せらるゝを以て、今や之を横断して他の線路を敷設するが如きは実に至難の事業と謂はざるべからず。然るに千種町西端部は元來地勢高低参差として処々坂形をなし、鉄道の布設に不便を減じ、中央鉄道の如きは既に或る一地区に於ては十数尺の掘下げ工事をなして鉄道を布設しあり。是の処は幸ひにも今回、我々教徒が覚王殿の敷地候補とせる月見坂と栄町筋の直線中央に該當するを以て、該所を横断するには此の難事もなくして、平坦に普通の陸橋を架設して、電気鉄道の延長布設をなし得べし。斯の如く諸般の都合なるは又他に見ざる処、実に覚王殿の新築をして此地に予期せるものに似たり。

地形は業に既に利便適當斯の如くなるを以て、我我教徒の願意御採納を得るの日に臻らば、覚王殿建設の敷地は予て田代村より十町歩を寄附すべき筈なるに因り、其補足の土地は各地主をして御指定の価格に応じ譲与せしむべきは、我々教徒等一同が鞠躬尽瘁の勞を辞せざる処なり。(下略)

暹国皇太子御来遊彙報 (明治35年12月13日)

来る十六日来着せらるべき暹羅国皇太子殿下は、七、八年前より

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

我国へ来遊の思召ありしなりと。▲天皇皇后両陛下には、殿下御来朝の翌日宮中に御会食遊ばされ、又 天皇陛下は御旅館に御訪問の上勲章を御贈進遊ばさるゝ由。▲御滞京中御慰みに供すべきものは奏樂、相撲、席画、武術、美術展覽、日本料理等にして、奏樂は陸軍楽隊、武術は皇宮警手其他の濟寧館員、日本料理は大膳職、美術展覽は宮内省御用達玉宝堂、飯塚伊兵衛担当する筈にて、席画は人選中なり。▲御望みに依りては觀兵式を行はれ、又横須賀軍港へ案内せらるべきも、此事は未だ決定せず。▲国賓としての御待遇は一週間内外なるべきも、御滞京期は三週間に亘る予定なりと。

覚王殿記事 (明治35年12月13日)

▲入会員及寄附金 昨日の大菩提会へ入会者は、名誉会員に當市東新町野田庄兵衛氏、其他正会員に廿余名ありたり。尚ほ野田庄兵衛氏は百円寄附の旨申込みたりと。▲入会申込所 大菩提会本部にては、会員申込及会金払込の便利を謀り、市内各銀行及支店、出張所等三十八ヶ所へ入会申込所を設置する事となせり。▲拡張演説 大菩提会にては来る十六日午後六時より、當市門前町梅本説教場にて大菩提会々務拡張演説会を開會する筈。▲建築部長 覚王殿建築部長福山黙堂師は此程来帰坊中なりしが、昨日帰部執務に従事し居れり。▲庶務部長 大菩提会庶務部長宇都宮惠鐘師は、暹国皇太子殿下奉迎準備其他種々打合の爲め、本日午前零時二十六分發の列車にて東上せられたり。▲敷地寄附 覚王殿

敷地寄附申込期日（十日）までに大菩提会本部に申込みたる敷地は合計九ヶ所にして、本紙に掲載したる外、當市塩町伊藤彦七氏より愛知郡弥富村字裏山に於て五万三千坪を寄附し、其不足分は附近九十九町歩の地内にて追加すべき旨請願せり。尚其他にも三ヶ所申出し分ありしも、総て無資格なりし為め、受附ざりしとの事なり。▲会則議定 一昨日午後六時より本会事務所に於て、起草委員七名出席の上大菩提会々則を脱稿したり。尚昨日午後六時より幹事総会を開会し、会則起草案を稟議する筈。因に脱稿したる大菩提会愛知協賛会々則、同役員任務規定同事務細則及び会員募集方法等は左の如し。

日本大菩提会愛知協賛会々則

第一条 本会は日本大菩提会の主題に賛同し、覚王殿の建設を助成するを以て目的とす、第二条 本会は事務所を名古屋市中置く、第三条 本会の所屬は愛知県の管轄区域に拠る、第四条 日本大菩提会の会員を以て本会の会員とす、第五条 本会に左の役員を置く、会長一名、副会長一名、幹事長一名、幹事若干名、賛助員若干名、事務員若干名、第六条 本会に顧問若干名を置き、県下の名望家を以て之に充つ、第七条 本会々長副会長は会員之を推選し、幹事以下役員及び顧問は会長之れを依嘱す、第八条 本会役員の仕事並に事務細則は別に之を定む、第九条 本会の経費は日本大菩提会より之れを支弁す

日本大菩提会愛知協賛会役員

任務規定

第一条 会長は会務を総理す、第二条 副会長は会長を補佐し、会長不在若くは欠員の時は会長に代つて会務を総理す、第三条 幹事長は幹事の職務を整理す、第四条 幹事は会務を議定し、其執行に當る幹事長不在の時は会長幹事中より代理者を選任す、第五条 幹事は之を四部に分ち特に任務を分掌す、第一議定部 重大ならざる会務を議定す、第二常務部 会務の常務執行を掌る、第三會計部 會計の事を監査す、第四擴張部 会員募集の事を担当す、第六条 幹事会の決議は出席者の多数に依る、第七条 賛助員は会長の指導依嘱を受け、会務の進行を補助す、第八条 事務員は幹事の指揮に随ひ会中の諸務を掌る

日本大菩提会愛知協賛会事務細則

第一条 本会に左の係を置き事務を分掌す、庶務係、會計係、擴張係、第二条 各係の分掌事務左の如し、庶務係、金銭出納及び会員募集の事務を除くの外本会一切の事務を掌理す、會計係、金銭出納一切の事務を掌理す、擴張係、入会勧誘に関する一切の事務を掌理す、第三条 前項各係に係長一人宛を置き幹事を以て之に充て事務員を以て係員に充つ、但係長は幹事長之を選任す、第四条 當該係員は其担任事務に付ては自ら認印を受くるを要す、第五条 総て事務員は係長の承認を受くるに非ざれば、現金の取扱をなすを得ず、第六条 本則に規定せざる諸件は、総て会長幹事の指揮に依るべし

会員募集方法

一、会員募集は学校通学区域に依る、一、各募集区は事務所を設

郎、上遠野富之助

常務幹事 長谷川百太郎、岡部善之輔、中村利恭、野々垣直次

郎、鈴木政吉、安藤一之助、沢田吉兵衛、土井勝清、野村

朗、谷口高忠、熊田喜平治、近藤偵吉、小林倫祥、水野良

助、長谷川太兵衛

会計幹事 白石半助、宮地茂助、永田甚蔵、服部兵助、榎原栄

蔵、井上茂兵衛、堀内茂右衛門、服部勝四郎、永田玉太

郎、渡辺久三郎

拡張幹事 幹事惣員

(備考) 常務議定会計之三部とも拡張部員を兼務す

覚王殿記事 (明治35年12月16日)

▲入会員及寄附金 昨日大菩提会に入会を申込みたるは、名誉会員に當市南武平町松村九助氏、特別会員に鉄砲町中川小兵衛氏、

其他正会員四十余名にして、寄附金は松村九助氏より百円、中川小兵衛氏より十円、其他正会員より夫々寄附ありたり。▲月並開

帳 昨日は覚王殿の月並開帳日にて供養あり、午後二時より宮本熊楠氏其他二、三名の法話演説等ありて、参詣者も非常に多数なりし。▲募集協議 今十六日午後六時より、園町学校菅原学校兩

連区内幹事及賛成員は大菩提会本部に集会し、会員募集の方法を協議する筈。▲敷地請願及賛同 予て愛知郡田代村字月見坂以北の地十余万坪を覚王殿敷地として寄附の旨。大菩提会本部へ申込みありしが、昨十五日更に寄附地明細書及購入地明細書寄附地契

約書等を差出したる由なるが、尚該地にして敷地に決定の上は、地盤地均し等に要する人夫は有志者の寄附とし、別に人夫寄附申込書に調印せし人夫の数、無慮三万五百六十人なりと。又覚王殿建設寄附地は大菩提会本部へ申込みたるもの已に十ヶ所以上に達し、多くは八事山附近なりしが、昨日熱田町民九百八十有余名の連署にて、八事山附近の地は清浄にして眺望絶佳天然の風致に富む山林なるを以て、覚王殿敷地は是非該地附近に選定せられんことを望む旨の賛同書を、菩提会本部に提出したり。▲奉仕部長大菩提会奉仕部兼会計部長中村勝契師は、昨日津島町に開会の郡部会員募集奨励演説会に出張せり。▲道路修理 當市門前町樞の木より裏門前町角金に至る道路は、泥濘深く從來頗る通行に悩めるが、今回暹羅皇太子御來名の筈なるにより此程來修理に着手し、昨今兩日は通行を禁止して竣工を急ぎつゝあり。

暹羅皇太子殿下の御経歴 (明治35年12月17日)

暹羅皇太子ワジラウツト殿下は、昨日午前横浜港に御安着遊ばされたるが、同殿下は千八百八十一年一月一日の誕生にして、皇兄の薨去に就き千八百九十五年一月十八日皇儲に宣下せられたり。殿下は千八百九十四年より英国に遊ばれ、爾來八年間蜚雪の苦を積まれたり。即ち初めは特別の教師を備はれしも、尋てサンドホルスト兵学校に入られ、更にオツクスフォルド大学に移られ、南阿戦争開始の頃殿下はサンドホルスト兵学校を去り、軍隊の実務を御研究あり。陸軍中尉の職を帯びらる殿下は、尚オツクスフ

オールド在学中歴史を嗜まれ、「波蘭王位継承戦史」の著あり。倫敦チー、フイツシャー、アルウィンより出版して世に行はる殿下は、本春来歐洲各都府を御漫遊あり。到る処歓迎を受けさせられたり。次で本年十月殿下は御帰国の途米國に渡られ、更に本邦に立ち寄らるゝなり。殿下今回の御旅行は凡て御見学の為めなるも、普通外國貴賓の觀光に比して多少異なる所なしとせず。殿下容姿端正英語を操ること最も巧に、且独、仏の語にも通ぜらる。

暹国皇太子殿下御来名期〔明治35年12月17日〕

同殿下の御来名、日取りは未だ確定し居らざるも、多分来る廿四五日頃なるべしとにて、日本大菩提会本部よりは、大谷派新法主に殿下御出迎として来名せられんことを依頼せり。又御来名の際には鈴置、青山両代議士より、英語にて本県民の暹國に対する満腹の好意を述べ、暹国皇帝陛下の万歳を祝し奉る都合なりと。而して御着名時間は多分昼間の予定なれば、東陽館にては慈善売店の設備を為し、御滞名中には覚王殿土地選定式を挙行する筈なりと。尚殿下の御着名あらせらるゝや、直ちに仮奉安殿に参拝あらせられ、次で離宮をも御観覧あらせらるゝ由に聞く。因に昨日御着浜の際は、在京中の本県選出各代議士出迎ひ申上げたりと。

覚王殿記事〔明治35年12月17日〕

▲入会員及寄附物 昨日大菩提会に入会したるは、特別会員に當り市石神堂町佐藤則光氏、正会員に十七名ありたり。又寄附金品は

佐藤則光氏より十円、其他正社会員より覚王殿へ木魚、仏器類の寄附ありし。▲敷地検分 日置副会長中村会計部長は、杉本義存氏を随へ、昨朝協賛会副会長吉田祿在氏を訪問し、同行にて東部敷地検分に赴けり。▲津島の会員募集演説 津島町に於ける郡部会員募集の演説は、一昨十五日午後二時より同町瑞泉寺に於て開会せられたるが、弁士として鷲恵証、早川見龍、高木義答、大野美恵丸、中村勝契の諸師出席し頗る盛況なりし。因に当日会員加盟者は非常に多数にて、寄附金高は五千元以上に達し、開治村鶴見勇氏の如きは千円寄附の申込を為し、開治村字二村の理髮業山岸弥助氏は左して有福ならぬも、尚ほ奇特にも即金五十円の寄附をなして準特別会員となりたり。

暹羅国皇太子殿下御入京〔明治35年12月18日〕

前号記載の如く暹羅国皇太子マハ、ワジラウツド親王殿下には、一昨日午後三時三十分横浜に御入港あらせられたるに付、接伴員戸田式部次長、山内、渡辺両式部官、宇佐川陸軍少将、斉藤海軍大佐の諸氏は横浜に出張し、周布神奈川県知事等と共に御乗船に迎接し、殿下には港務局の小蒸気船にて皇宮附屬邸に御上陸あらせられ、此時内外軍艦一斉に皇礼砲を行ひ、殿下には御料の馬車にて停車場に赴かせられ、四時四十分横浜駅御発車、五時七分新橋停車場に御着あらせられたれば、小松、伏見の両殿下初め花房宮内次官、珍田長官、林憲兵司令官、床次東京府諸器官等數十名、プラットホームに奉迎。殿下にはウロツプ大佐以下の随行人員

並びに各接伴員を従へ、戸田式部次長の先導にて、直ちに宮庭差廻しの馬車に乗御、騎兵二小隊の儀仗にて、御順路を汐先橋より芝離宮に入らせられたり。奉送者は停車場広場に立ち、汐先橋より離宮正門に至る両側には、各宗僧侶信徒総代並びに各宗大中学林生徒各宗信徒整列奉迎し、曹洞宗管長西有穆山師（各宗代表）目下上京中の東本願寺法主大谷光瑩師は横浜に出張し、在京各宗派管長は何れも停車場内に奉迎したり。殿下には陸軍中尉の正服を召させられ、始終笑をたゞへて奉迎者の礼を受けさせられ、最と御満足に見受け奉つる。尚ほ殿下には浜離宮に入り御晩餐を済ませられたる後、余興として一蝶斎の手工品を御覧あらせられたり。因に仏教各宗派にては、暹羅国が仏教国たるの關係もあり、殊に先年仏骨授受の件等もあり盛んに歓迎を為す筈なりと。

暹国皇太子奉迎準備（明治35年12月18日）

暹国皇太子殿下御来名に就き、協賛会より奉迎準備に關し県庁、市役所等に打合をなしたるに、市役所に於ては市相当の奉迎を為すべく、県庁にては其筋より充分の御優待をなし、万々不敬の事なき様充分注意すべく、又當師団に於ても武官の御資格に対し、觀兵式に御招待申上ぐる筈なれば、同会にても会の全力を挙げて充分御奉迎する都合にて、目下準備中なるが不日更に右に關する協議会を開く筈なり。

寛王殿記事（明治35年12月18日）

▲入会員及寄附金 昨日大菩提会の入会者は、特別会員に愛知郡笈瀬村林定次郎氏、及び正会員十六七名なりしが、寄附金は木村定次郎氏より二十五円、其他正会員より夫々金品の寄附ありたり。▲敷地検分 昨日午後一時より、大菩提会副会長日置黙仙、同会計部長中村勝契両師は杉本義存氏を随へ、愛知郡広路村、弥富村、田代村等の候補地検分として赴きたり。▲勸募協議 一昨十六日午後六時より、大菩提会本部に於て園町、菅原両連区の集會を開き、協賛会幹事賛助員等四十余名出席、勸募上の件に就き種々協議する所あり。日置大菩提会副会長、吉田協賛会副会長よりも演説ありて、結局園町、菅原両連区一致の上勸募に尽力する事となり散會したり。▲拡張演説 一昨日午後六時より、当市七ツ寺梅本説教場に於て大菩提会々務拡張演説會を開き、横井英光、貫沢全隆、塩山如柳、片岡量海、宮本熊楠、田島顯成の諸師弁士として出席したり。聴衆非常に多く頗る盛況。同日午後六時よりは愛知郡植田村全久寺に於て、大菩提会会務拡張に就き、佐竹法津師の説教ありたり。

寛王殿記事（明治35年12月19日）

▲日置副会長は一昨日、片岡量海、杉本義存両氏を随へ広路、田代、弥富及び伊藤彦七氏の寄附地踏査として赴きたるが、尚ほ其際清水貞雄氏の寄附地及植田村の寄附地をも高所より展望して、案内者の説明を聴けり。▲今十九日午後六時より、伏見町信道説

教所に於て、日本大菩提会拡張演説を開会の筈なり。▲日本大菩提会本部に於ては、現在の竹門を取り外づして本門を築造する事となり、本日より着手する筈なるが、其入口は三ヶ所に分ち右の袂は板囲となす由。▲明日午後六時より袋町延命院にて、大菩提会拡張演説を開会する由にて、当夜は日置同副会長臨場演説する筈なり。▲覚王殿建設地選定委員は大菩提会役員より三名、愛知協賛会より三名、各宗派より三名を選任する筈なれば、大菩提会にては日置黙仙中村勝契土宜法龍の三師を、協賛会にては吉田禄在長谷川百太郎野村朗の三氏を選定する事に内定せしやにて、此他各宗派より選任する委員は大谷派、曹洞宗より各一名其他各宗より一名を挙ぐる都合なりやに聞く。

●暹国公使の謝電 昨日午後、暹羅公使館より日置日本大菩提会副会長へ宛て、英文にて左の電報ありたり。

暹国皇太子殿下の命により、貴下の深厚なる祝意を表せられたるに對し、茲に謝辞を述べ。

●暹国皇太子奉迎委員 大菩提会にては、暹羅国皇太子殿下奉迎係員として、土宜法龍、中村勝契、福山黙堂、青山朗、吉田禄在、加藤重三郎の諸氏、及び各宗取締、協賛会幹事、地方主任及び各宗組長、各区事務長、協賛会賛助員有力僧侶の諸氏を選定する筈にて、奉迎事務係には丹羽円、宇都宮惠鐘、佐竹法津、長谷川百太郎、野村朗の諸氏及び本部署務役員、協賛会事務役員の諸氏を選任したり。

日暹協会の設立〔明治35年12月20日〕

我と暹羅国とは俱に国を亜洲に建て、俱に同系統の文明に浴し、而して歴史的因縁も亦浅からず。古来頗る頻繁に交通したることもありしが、徳川氏の鎖国政策と共に漸く疎隔するに至り、我國開国進取の方針を採りて以来既に三十余年なるも、尚ほ未だ彼我相識ること冷かならざるものあり。之れ我國の対外勢力益々發展せんとする今日に當りて識者の頗る遺憾とする所なりしが、今回恰も暹国皇太子マハ、ワジラウツド殿下の御来遊あらせられたるを好機とし、大谷光演、大谷嘉兵衛、戸水寛人、朝比奈知泉、江原素六、小栗富次郎、神鞭知常等の諸氏は日暹協会なるものを設立する筈にて、今二十日午後四時より帝国ホテルに於て發起人会を開く由。設立計画の概要左の如しと云ふ。

一日暹協会は両国の通商貿易に従事するものに対し特殊の便宜を図る事

一日暹協会は両国人士の社交を敦睦ならしむる為め各要地に社交俱樂部を設くる事

一日暹協会は両国間に於ける宗教上の連鎖的發達を期する為め春秋二期を以て宗教連合大会を開く事

一日暹協会は暹羅学生の日本來遊者に対し懇切に斡旋の勞を執るべき事

覚王殿記事〔明治35年12月20日〕

▲曩きに真鍮三具足を寄附したる門前町武田藤三郎氏、今回更に

宣徳の金燈籠一对(代価五十余円)を、出来町町民一同より石灰千俵を寄附せり。▲出来町柴田半左衛門氏、金五百円を寄附して名譽會員に、同町柴田嘉兵衛氏は金三十五円を、同町谷口藤太郎、岩田鋏吉両氏は各金三十円を、同町溝口清八、鈴木甚五郎、沼田信立、伊藤金七の四氏は何れも金二十円宛を、同町水野義春、水野要助両氏は各金十七円宛を、同町花井喜市、梶川桑吉、鈴木富太郎三氏は各金十五円を、同町橋本兼藏氏金十三円を寄附して特別會員に、其他出来町一円にて準特別會員、正會員の申込み數十名ありたり。▲一昨十八日午後六時より出来町覚音寺に於て、大菩提会拡張演説を開会せり。杉本義存氏開会の主旨を述べ、貫沢全隆塩山如柳宮本熊楠氏等順次起つて得意の弁を振り、最後に田島顯城師の説教ありたり。聴衆凡そ五百余名と註され、頗る盛況なりき。尚ほ明廿一日午後六時より鍋屋町大光寺に於て演説会開会の筈なり。▲昨十九日七ツ寺各宗会所に各宗取締の集會を開き、日置大菩提会副会長も臨席、暹国皇太子殿下奉迎準備に就き、種々協議する所ありたり。▲大菩提会本部へ向け、出来町有志者より拡張演説会を乞ひ来たりたるにより、本部は之れを容れ、今廿日午後六時より同町安樂寺に開会することせり。

覚王殿記事 (明治35年12月21日)

▲日置菩提会副会長は、刻下釈尊御遺形奉安地選定に關し、熱狂運動するもの甚太少なからざるより爲めに生ずべき弊害を憂慮しつゝ、此程是等關係者に対し、大菩提会は大聖釈尊の御遺形を奉

安すべき覚王殿建設等を大成する爲め組織せしものにして、上は聖世の隆治を翼賛し奉つり、下は國家の進運を期し東洋仏教徒の團結を計り、仏陀の慈光を煥發せんとするの目的を確持するものなれば、随つて之れが奉安地の選定に就ても決して輕々に処決すべきものにあらざれば、諸氏が其狂奔運動に急なるは赤誠外に溢るゝに因るものとして、甚だ喜ぶべき次第なれども、一朝希望の徒爾に歸したる爲め、他日感情に支配されて、遂に全局の目的を阻害するが如きは、却つて仏陀の本旨に背く所以なりとの意味にて、懇々注意する所ありたる由。▲一昨十九日午後五時より大菩提会本部に於て、暹国皇太子殿下奉迎準備に就き集會を開き、仮奉安殿の門前に一の緑門を作る事、日暹両國の国旗を交叉する事、殿下御着発の際煙火を放揚する事、愛知県の物産中にて何か重なるものを買上げ殿下に献上申上ぐる事等の数件を議し、散會せり。▲津島町仏教団員全部、大菩提会會員に加入の件は、佐竹法律師交渉尽力する処ありたる結果挙つて加入する事となり、更に同師は進んで同町の仏教信者が月參講の組織に尽力し、毎月仮奉安殿は日極め參拜をなす事となりたり。▲大菩提会本部に於ては、東春日井郡小牧町玉林寺に於て、来る廿三日拡張演説会、日置菩提会副会長を始め、早川見龍、佐竹法律師兩師臨場演説する筈なり。▲一昨十九日袋町瀧吉太郎氏は、金十円を寄附して特別會員に、同町石原鉄次郎氏は、金五円を寄附して準特別會員に列し、昨廿日八百屋町千賀きやう子は、金五円を寄附して準特別會員に列したり。尚ほ一昨、昨の兩日正會員申込者十数名ありた

り。▲今廿一日は例に依り開帳日にて、法会及び説教ある由。

暹羅国皇太子殿下御来名期〔明治35年12月23日〕

目下東京に御滞在中なる暹羅国皇太子殿下には、明廿四日下野日光御遊覧の途に上られ、翌廿五日御帰京、二三日御滞京の上、来る廿八日頃京都に御遊覧の途次、當市に御立寄の御予定にて、當市暨三ツ蔵町名古屋ホテルに入らせられ、二日間御滞在の筈なりと。右に付宮内省よりは接伴員として侍従武官海軍大佐齋藤実、式部官渡辺直道の両氏来名の筈、又同国公使は殿下に御随行申上ぐべしとなり。因に當市にては奉迎準備として東陽館に慈善売品場を開き、名古屋芸妓の舞踏を御覧に入る、計画ありしも却つて不敬に渡るべしとの議論ありて、其議は尚ほ未定の由。尚ほ沿道には大緑門を数ヶ所に建設する筈なりと。

●内務省の内訓（暹羅国皇太子殿下歓迎） 暹羅国皇太子殿下御来遊に付、内務省より左の内訓を発したり

一 皇太子殿下神戸港及び府県所在地御着発の節は、師団所在地にあつては師団長、旅団所在地にては旅団長又は屯在兵指揮官、地方長官、投錨の艦隊の司令長官、司令官、各艦長等、並に市制地は市長も迎送の事

一 地方御遊覧の節は、地方長官は接伴員と協議の上便宜を謀る事

一 地方御遊覧に際し、文官は総て通常服（フロックコート）とす

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

一 地方御遊覧に鉄道便ある場所は総て別任列車を發し乗用に供する事、但御微行の場合は、通常列車へ借切り車を連続して乗用に供する事

一 地方御遊覧中は接伴員兩名終始随伴する事

覺王殿記事〔明治35年12月23日〕

▲日置日本大菩提会副会長は、御滞京中の暹羅国皇太子殿下御機嫌伺として、去る廿日夜行列車にて東上せり。▲京都建仁寺に於ける宗派会決議の結果に対し、平安同志会員真言宗僧侶服部賢成外一名より、積尊御遺形共有權及決議無効確認件の訴訟を其筋へ提起したるが、右に就き真言宗管長は同人等を召喚し、僧侶の身分として斯かる行為はあるまじき次第、速やかに訴訟を取下ぐべしと諭す処ありたるより、去る二十日原告代理人より取下たる趣にて、真言宗事務所より日本大菩提会監査部長土宜法龍師へ向け通牒ありたり。

法輪寺住職服部賢成外一名より提起せし積尊御遺形共有權及決議無効確認訴訟に対し、本月四日同人を本所へ召喚し、願書撤回可致説諭致置候処、本日該訴訟は取下げ候旨、本派管長へ答申有之候条、此段及通牒候也。

明治三十五年十二月廿日 真言宗々務所

土宜法龍殿

追て菩提会へ該通知取計方は、貴下より相願度候也

訴訟取下証明申請

御庁本年第五二号原告服部賢成外一名、被告真言宗大谷派管長大谷光肇及三十七名間の積尊御遺骨共有権及決議無効確認の訴訟は、本日原告に於て取下たることを御証明被下度此段申請候也

明治三十五年十二月廿日

原告服部賢成外一名訴訟代理人

弁護士 須古織之助

京都地方裁判所民事部御中

右取下げたる事を証す

京都地方裁判所書記 松村恒太郎

▲當市出来町有志者一同より、此程石灰千俵を寄附せし旨を報ぜしも、右は同町梶川伝次郎氏一己の寄附に付訂正す。又一昨日裏門前町宮田せい、板野にと、都築むめ、白木ちえ、日比ひで、本田まつ子より木魚一個(蒲団付)を寄附したり。▲一昨日の開帳日には法会説教ありしが、導師は清水機然師、法要は曹洞宗、説教は安齋院住職野々部遊師なりき。▲去る廿日は東春日井郡六郷村字飯田の弘法大師講中の御詠歌連百余名、同廿一日は木ヶ崎長母寺弘法大師講中の御詠歌連二百余名の参詣ありたり。

暹羅皇太子殿下御来名期〔明治35年12月24日〕

御滞京中の暹羅国皇儲殿下の御機嫌伺ひの爲め上京したる日置大菩提会副会長よりの通報に抛れば、同殿下は愈々来る廿九日午後四時御来名、御旅館名古屋ホテルに入らせらるゝ事は確定したる

由にて、同殿下御来名に關し奉迎其他につき、外務内務等の各省へ打合せの爲め上京したる青山當市長は、昨廿三日帰名の途に就きたり。而して大菩提会本部にては、此程各区事務長及び派出員に對し、此際仏教信徒は滿腔の誠意を以て奉迎すべきは勿論に付、御着名當日は成るべく多数にて盛んに奉迎するの準備に尽力せんことを通告したる由。

因に中村大菩提会々計部長は、会務拡張に關し、東春小牧地方の僧侶及有力者の請ひにより同地方に出張の予定なりしも、暹羅皇太子殿下御来名期日確定の飛電に接し、奉迎準備の爲め一時出張を見合はす事となしたり。

雑報〔明治35年12月25日〕

暹羅皇儲殿下奉迎送準備(日本大菩提会本部)

暹羅皇太子殿下御来名につき、日本大菩提会本部に於て協定したる奉迎送の次第左の如し

一、暹羅国皇太子殿下名古屋停車場御着は廿九日午後四時廿六分にして、名古屋停車場プラットホームへは各宗派管長、日本大菩提会正副会長重役、各宗派取締、及日本大菩提会愛知協賛会正副会長奉迎の事。

一、各宗派僧侶、日本大菩提会奉迎員、及同会員、並に仏教信徒は、名古屋停車場附近予定の場所に於て奉迎の事

一、各宗管長、及び日本大菩提会正副会長、並に重役は、御旅館名古屋ホテルまで随従の事

一、翌三十日午前九時御旅館御出発、釈尊御遺形仮奉安殿へ成らせらるゝ事

一、仮奉安殿への御成りの御途中、広小路及本町通りを門前町に至るまで、各宗僧侶及奉迎員、並に仏教信徒参列、敬意を表する事

一、仮奉安殿へ御着の時は、日本大菩提会々々長御先導、御休息所へ御案内申上ぐべき事

一、御参拜式は左の順序に依るべき事

奏楽、御上殿御着床、僧侶読経の事、奏楽、皇太子殿下御参拝御焼香の事、奏楽中御退殿の事、皇太子殿下御記念式執行の事

一、御記念式は左の順序に依るべき事

奏楽、御上殿御着床、日本大菩提会々々長式辞、皇太子殿下植樹の式を行はせらるゝ事

各宗管長、総代祝詞、日本仏教信徒総代祝詞、日本大菩提会々々長首唱にて暹羅国皇太子殿下万歳を三唱、奏楽御退殿の事、皇太子殿下御帰館の事、皇太子殿下御帰館の御送中は御成の節同様に敬意を表する事

一、皇太子殿下は、翌二十一日午前御旅館御出発笹島より汽車に召させられ、御西下の事

一、奉送は奉迎と同様

一、奉迎送の服装は僧俗共正服用の事

寛王殿敷地内定の風聞〔明治35年12月25日〕

寛王殿敷地選定委員さへ決定を見ざる今日、早くも同敷地は既に内定せるやの風聞を耳にするは聊か奇怪の感なき能はざるも、或る慥かなる筋より洩れ聞く所に抛れば、殆んど疑ひなきもの、如く、加之も之を大菩提会及び協賛会の関係者に質さば当然否定すべきにより、須臾く風聞の儘を報じて後日に徴する所あらんとす。殊に曾て報じたる如く敷地選定委員も既に或る一部有力者間に於て内定し居るとの説もあれば、此事実にして果して信ならば、敷地に就ても多少是等委員に於て自ら予定せる所ありて、偶然にも其の口より洩れたるものと見るも強ち憶測にあらざるべし。即ち所謂内定したる敷地と云ふは愛知郡田代村月見坂の候補地なりと、由来敷地の適当に就ては固より局外者の容喙すべき限りならずして、何れに決定するも痛痒を感じざる所なれども、聞くが如くんば同敷地候補地十有数ヶ所の何れに於ても、目下非常なる熱心を以て運動しつゝある由なれば、既に内定したる曉に於て強て之を秘密に附し以て無効の運動を継続せしむるが如きは甚だ不親切なる措置といふべければ、月見坂にせよ妙見山にせよ將た遠く小幡、鳴海地方にせよ、何れの地にても之を適当と認め敷地に擬する以上は、公然之を発表して徒らに奔命に迷はしめざらんことは当事者の執るべき適當の措置なるべく、更に暹羅皇太子殿下の御来名も近きにあるを以て、傍ら逡巡躊躇日を空うして無益の費用と時日を徒費せしむべからざるは勿論に付、此際速かに選定委員を選任し敷地の確定を期すべしとは、某有力者の語

る所なり。因に選定委員の選任亦大に慎重公平の態度を執るべしとは一般の与論にして、僅々十数ヶ所の候補地に対し其の選択に迷ふが如きは無能の譏ある所以なりと聞く。

暹国皇太子殿下奉迎準備〔明治35年12月27日〕

再昨日を以て我国賓の待遇を辞せられ、日光に赴かれたる同殿下は、既記の如く昨日午後三時廿五分上野着にて御帰京、同午後五時十五分新橋より御乗車、横浜御着、グランドホテルに入らせられ、本日横浜より鎌倉まで御乗車、同所江の島等を御遊覧、即日御帰賓明後、廿九日平沼より御乗車御来名の御予定なるが、右に關し昨廿六日午後二時より日本大菩提会本部に於て各宗取締集會を開き、奉迎準備に就き種種協議する処ありたり。而して石川県同会会員より、同殿下に九谷焼花瓶一对を御献上申上る筈にて、左の如き献納表及び説明書に同花瓶写真を添付して、其旨日本大菩提会本部へ申出でたり。

献納表

日本大菩提会石川県会員清水純雄等外一統、誠惶誠懼頓首百拜
謹て白す

恭く惟るに、今茲に善隣の

嗣皇大暹羅国皇太子殿下

の御来遊に値遇し奉るは空前の慶事にして、純雄等一統の歡呼
し止まざる所なり

綾に畏ぎ

大暹羅国皇太子殿下

文武英明中外に耀ぎ

奉仏の聖徳万邦に

霑へ給ふ事は純雄等の夙に□仰して、威佩に堪えざる所とす

況んや同一宗教の光波に浴し、聖者万与の洪恵ある親交の

嗣皇殿下

に於てをや 純雄等地鄙く身賤し□て海岳の聖愚に報せん為
め、乃ち県下特産の陶器を献上し以て殿下健勝を祝し奉り、謹
んで

国運の無疆を祈り奉る

明治三十五年十二月

九谷焼花瓶説明

此の一对の花生は、日本国陶器界に一頭地を抽てたる九谷焼と
称するものなり。

一は日本徳川封建時代に於ける殿中の遊び、一は同じく郊外の
遊びを書けるものなり。而して二者共に武士の家庭に属するも
のとす。

他の一方に書かれたるは甲乙相接続せしものにして、日本山中
最も秀麗なる山水として知られたる富士を現はせるものとす。

即ち一面は現今にて見るべからざる往時の人容を示し、一面は
日本を代表するに足る自然の仏景を表はせるものなり。

明治三十五年十二月

石川県金沢市元町谷口吉次郎謹製並識

同殿下及び一行の乗用馬車には本県庁、徳川侯爵、小栗富治郎氏所蔵の三台を以て之に充つる都合なりと。又當日名古屋停車場前の緑門には帝國々旗と暹国々旗を交叉し、沿道にも同様各国旗を掲ぐる筈。

雑報 暹国皇太子殿下奉迎準備〔明治35年12月28日〕

日本大菩提会本部にては、暹国皇太子殿下御接待員として、山城宇治深草蓮華院住職（天台宗）稗貫亮算、尾張津島成信坊住職（真宗）佐竹法津の両師を選任したり。▲明廿九日午後四時廿六分を以て御来名あらせらるべき、暹国皇太子殿下御出迎として大谷派新法主の来名を予報したるが、昨日日本大菩提会本部に於て其来否を確めたる処、目下井伯在京中にて大谷派整理問題に関する用向多繁なる為め、今回は一時見合せとなるべしとなり。尤も来春にもならば一度びは御来名の御胸算なるやに聞く。▲殿下御来名の際、吹奏すべき奏樂一切は當市の沢田吉兵衛氏に一任せり。▲頃日来、日本大菩提会本部へ向け、各地方より一個人又は団体の名義を以て暹国皇太子殿下へ諸種の物品御献上を申込むもの少なからざるが、西春日井郡木ヶ崎、長母寺古器物保存会にては、鬼頭道恭氏の筆に成る普賢菩薩乗象の図に、同寺住職撰文の和英文及び目録を添え献上する由。▲因に同殿下には来る三十一日午前八時五十分、名古屋御出発京都へ向かはせらるゝ筈にて、各宗管長及び大菩提会副会長重役等は京都まで扈從し奉る由。

寛王殿敷地撰定の件〔明治35年12月28日〕

寛王殿敷地撰定に付、當事者が兎角に依違決する能はず。所謂秘密の事情の爲めに日を眩うして曾つて京都説に対し確的に保証したる言責も今や殆んど無視されたるの觀ありて、延いては中京人士の態面に関する事甚だ尠なからざらんとするは本紙が屢次警告せし所なるが、今聞く所に抛れば、徒らに多方面より選定委員を挙げて商議せしめんは却つて情実關係を惹起すの端を啓き、益々遷延久しきに亘らしむるの虞ありとの説起り、結局敷地の選定を菩提会に一任する事とし、候補地附近の人士と多少相識の關係を有するものには一切之に干与せしめず。以て聊か公平の選択を見んとするに決したる由にて、斯は固より爾あるべき事なるが、尚ほ某々有力者の語る所を聞くに、由来同敷地選定に關しては一定の方針なるものなく、単に寄附地願書を打眺めつゝ、是や彼やの選択に迷ふこと、恰も幼童に花を持たしむるが如き觀ありて、候補地の多き丈け夫れ丈け選定の遅延を招く事となり、遂に底止する所なからんとす。苟も責任の何たるを解するものは、確定不動の方針を定め、其標準に基いて一刀両断の処置に出づべきに係はらず、當事者に於ては唯一種の政略を弄し、各候補地間の競争を誘唆するに傾き、其策や最も拙劣を極め居れり、若し夫れを聞くが如く敷地の選定を菩提会に一任したりとせば、此機会は實に同会役員の責任を闡明し、其手腕を振ふの時期にして焉んぞ区々情実に纏綿して空しく踟躕すべきの時にあらず云々と、説者の言蓋し目下の状態につき最も肯綮を得たるものにして、要する

に選定の方針を明示し候補地運動者其無能の譏りを雪がんは須く留意すべき所ならんか。

●菩提会記事 ▲予て上京中なりし日本大菩提会建築部長福田献堂師は、再昨廿五日東京出発、豊川自坊妙嚴寺に立寄り、昨日帰部せり。▲日本仏教青年会より、緋塩瀬地に、金糸にて鳳凰と花唐草とを縫ひ取りたる御遺形前机の打敷一枚を、袋町余語藤兵衛氏より、仮奉安殿御拝の幔幕一張、及其の東西に引巡ぐらすべき幔幕二張(天竺本綿)を寄附したり。▲玉垣綱宗師は大菩提会岐阜支部調査の爲め一昨日来出張中なりしが、事務打合の爲め一時帰部し、又々昨日青山同支部長に対し事務打合の爲め、同地に赴きたり。▲昨日、菅原町入谷徳次郎、同町半田若太郎、同町藤田孫六、同町中川茂吉、同町山内勇太郎の數氏は各十円を寄附して特別会員に、又、玉屋町金森太七、菅原町小川捨次郎、同町山内与助、同町浅井やす、同町近藤充治、同町藤田とみ、同町藤田やゑ、同町三輪庄左衛門、同町太田熊次郎、同町宮島とく、同町横井勝次郎、同町服部新助の十數氏は、何れも金五円を寄附して、準特別会員に加盟し、其他同町にて正会員を申込みたるもの十一名ありたり。

大菩提会彙報 (明治36年1月6日)

暹国東宮御機嫌伺として去一日夜神戸に向け出発したる日置大菩提会副会長、丹羽同理事は、翌二日殿下に御随従申上げて京都に引返し、三日大仏妙法院に於て拜謁を仰せ付けられ、翌四日午前

十時大谷大菩提会々長を御訪問申上げ東本願寺奥御殿(黒書院)にて謁見し、菩提会改正会則草案及び覚王殿敷地の寄附願書図面等を差出し、詳細に具申する処ありたり。同会長には目下御繁忙中に渡らせらるゝに係はらず、会務に御熱心なる為め数時間両師を引見遊ばされ御熟談數刻なりしと。▲丹羽大菩提会理事は去る二日午後、兵庫菩提会出張事務調査を遂げたり。▲日置大菩提会副会長は、去三日暹国皇太子殿下の妙法院より出御遊ばされし後、出迎員一同列席の午餐席上に於て、名古屋に於ける大菩提会の現況、経歴及び将来の方針につき長時間痛快なる演説をなしたが、各宗管長以下満堂の人々は何れも満足の意を表したりと云ふ。▲丹羽菩提会理事は、昨五日午後京都を發し加賀富山の菩提会支部巡視の途に上れり。▲中村菩提会々計部長は、過日来、自坊密藏院(野田)に在りたるが、昨五日帰部したり。▲此程来、菩提会へ入会したる人々は左の如し。

名誉会員 下長者町三輪常七、三輪はる、村瀬立斎、後藤清七、森ふさ、森弥七(各金百円宛寄附)

準名誉会員 下長老町村瀬いよ、久保田半十郎、水野良助、吉田倉次郎、伊藤常七(各金五十円宛寄附)

特別会員 下長者町三輪佐嗣、三輪あさ、久保田半市、久保田定三、久保田なみ、久保田やゑ、青木為吉、青木じやう、加藤直吉、福島万次郎、飯田儀兵衛、鬼島銀次郎、春日井豊三郎、花田清兵衛、水野なほ、野沢重助、佐藤久七、水野金次郎、三輪仙次郎、加藤治吉、竹内善七、大野直七、宮地太兵衛、後藤

喜兵衛、諏訪熊次郎、尾崎茂助、後藤ひさ、後藤金太郎、森一義、森よね、大村正三郎、服部卯助、後藤太七、清水銀太郎、古田芳枝、田中伍三郎、松岡末吉、豊原秀次、近藤賢太郎、春日井やゑ、近藤順太郎、青山勝三郎、都築清吉、成田式次郎、宮田はる、江崎重助、御器所村加藤丈右衛門、伊藤孝次郎、木村諦道、横井柳蔵（各金十円宛寄附）

準特別会員 下長者町中村良吉、岡田きぬ、野津しん、杉山利兵衛、中川源蔵、都築とよ、小林のぶ、豊原やす、小林清助、豊原ふさ、春日井真一郎（各金五円宛寄附）

因みに前回上米野村、木村定次郎金十円とせしは廿五円の誤なれば訂正す。

●覚王殿敷地選定に関する建議 本社は曩に覚王殿敷地選定に関する大菩提会及び愛知協賛会の措置に対して多少注意を与ふる所ありし為め、一般信徒間にも少なからざる激動を惹起し、既に与論として有力なる信徒間に唱道さるゝ所となり、従つて該敷地選定に関して多少陰謀を抱けりし某々一派も少なからざる狼狽をなしつゝある由なるが、現に當市白山町中島新右衛門氏は、敷地に関し些かの利害を有せざる身にて、唯々大恩教主の報恩一片の赤誠を以て客臘中左の建白書を大菩提会長に提出せし由なり。

（前略）各候補地は、決して利益問題のみに因て提起されたるものにあらず。苟しくも一度其決定を見んか、大恩教主釈迦牟尼世尊の御遺形を奉安すべき有縁有徳の土地となるべきことなれば、地主としては最も大切なる所有地を抛ち、且つ莫大な

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

る経費と時間を費して他地主の其同を求め、苦心経営の結果願意を申出でたるものにて、其願意や頗る奇特なるものあり。（中略）然らば今日此候補地を檢定するには如何なる方法を以てすべきか。曰く公然候補地の実力を調査するを最も必要なりと信ず。然るに大菩提会の方針は敷地選定を秘密となし、其進行を発表せられざるを以て各候補地は競て種々の運動をなし、日一日其度を高めつゝあるが如し。夫れ秘密方針は若し秘密が厳格に守らるゝに於ては、頗る機宜に適したるものなるも、所謂運動の結果として往々秘密の漏洩することなしとせず。斯の如くんば則ち啻に公平を期し、難きのみならず結局大菩提会に対する感情を害し、将来寄附金募集上にも影響を及ぼし、延て大菩提会及び愛知協賛会の不名誉に終るは論を俟たず。故に目下の急務は候補地実力の調査により而して該調査方法は候補地仮りに十個所ありとせば調査所を十個所に設け、其調査委員として大菩提会より三名、愛知協賛会より三名、各宗より三名、都合九名の調査委員を一個所毎に選定し、十個所同日を以て一斉に調査を了し、然る後ち実力を有する候補地の内より適當なる候補地を選定すべし。斯くの如くんば調査頗る公平にして、将来落選候補地の不平も無く無事完結を告ぐべきも、之に反して専ら秘密の方針に依るときは、却て意外の不結果を生ずべきこと前陳の如し。願くば速に候補地の実力調査を實行せられ、土地選定の公平を期せられんことを。（下略）

大菩提会彙報〔明治36年1月9日〕

京都に御滞在中なりし暹国皇太子殿下には、今九日大坂に赴かせられ同日御帰洛、十日京都を御発途神戸を経て御西下の御予定に付、在京都の日置副会長には殿下御見送りとして神戸まで御随従申上ぐる筈なり。尚一昨日副会長よりの飛電にて京都に赴きたる丹羽円師も副会長に随ひ、殿下を神戸まで御見送り申上ぐる筈なりと云ふ。▲一昨日法務の要を帯味美の日輪寺に赴かれたる中村大菩提会々々計部長は、昨八日帰都せり。▲昨日、定例の如く中村会計部長の導師にて法要あり。鈴木円從師（天台宗）の説教あり。参拝者非常に多かりし。▲西春日井郡清洲町高間やす子は、昨日金百円を寄附（即納）して名誉会員に、塩町伊藤万蔵氏は金百円を寄附して同名誉会員に列したり。

大菩提会彙報〔明治36年1月11日〕

妙法院門跡前菩提会々々長村田寂順師は、此程京都御滞在中なりし暹国皇太子殿下の御旅館京都ホテルに伺候したる由なるが、殿下には直ちに拝謁を賜はり、同門跡より釈尊御遺形に関する事柄に就き、當初京都に於けりし模様、奉遷後の名古屋に於ける模様及び名古屋に御遺形を奉移したるは止むを得ざる次第なりと、當時の有様を委しく陳奏せしに、殿下には同師の正心誠意以て事に當りたるを御満足に思召す旨の御言葉賜はり、且つ御遺形を名古屋に奉遷するは畢竟仏教の拡張を主とする事なれば、決して苦しからず。今後其に日本仏教徒は充分宗教の拡張に従事されたと

の令旨を賜ひ、且つ去る三日妙法院に於て臨時法要を勤め、且つ御下賜の仏像摸形を鑄造せし事等は頗る御満足に思召す旨、懇ろに感謝せられたりと云ふ。▲一昨九日、暹国皇太子殿下御随従の斉藤接伴官より、在京都の日置副会長へ向け、左の如き案内状ありし由にて、日置副会長には丹羽円師を随へ、昨日殿下御旅館に伺候し拝謁を賜ひたる筈なり。

暹羅国皇太子殿下明日京都御出発に付き、御告別の為め拝謁被仰付且御写真御贈与可被成趣に付き、午前九時三十分當ホテルまで御出頭相成度右申進候也。

明治三十六年一月十日

暹羅国皇太子殿下接伴員

海軍大佐 齊藤孝主

▲既報の如く、昨日午後二時暹国皇太子殿下京都御発神戸を経、御西下あらせらるゝ事と相成り、日置副会長、丹羽円師は、神戸まで御随行御見送り申上げたる筈なれば、尚日置副会長は一両日中に帰名の予定なりと。▲過日来、本部詰佐竹法律師、岐阜県下における会務視察として出張中なりしが、昨日視察を了して帰都せり。

大菩提会彙報〔明治36年1月14日〕

暹国皇太子殿下より御召に依り、在京都日置菩提会副会長は丹羽円師を随へ、殿下御旅館に伺候拝謁したるが、殿下には御自筆にて署名せられたる殿下の御写真及び暹国産の金色菓子器一個を副

会長に下賜相成りたり。▲暹国皇太子殿下御見送りとして、日置大菩提会副会長は、神戸まで随従する筈なりしが、尚長崎まで随従御帰国の途に就かるゝを見送り申し上げたる上帰名の途に就く筈なれば、帰部は明日頃ならんと云ふ。▲加納越三ヶ国に於ける大菩提会事務主任本多顕赫師は、会長募集の要件を帯びて、去る十日発途せり。▲當市袋町余吉吉弥氏は、金百円（割納）を寄附し、名誉会員となれり。▲今十四日午後五時より、筒井町情妙寺に於て、同連区内の幹事及び賛助員集会、大菩提会々務拡張につき協議会を開催する筈。又明後十六日午後五時より、鍋屋町教順寺に於ても右同様の集会ある予定なれど、都合に依りこれは延引せらるるやも知れずと。翌十七日には橋詰町慶栄寺に於て、同様開会の筈。▲此程来、京都にありし丹羽円師は、一昨十二日夜帰部せり。

●各宗派委員会　日本大菩提会各宗派委員会は、去九日午後六時より、當時滞洛中なりし日置同会副会長旅舎に於て開会、青山（妙心寺派）、土宜（真言宗）、木曾（大谷派）、上島（相国寺派）、三原（真宗各派）、靈群（西山派）、河野（時宗）及び丹羽の諸師、参集して左の決議をなしたり。

覚王殿敷地に関する件

（決議）覚王殿建設候補地に関し、副会長にて蒐集の上各宗派委員会に提出したる書類中に付、各宗派委員之れを選抜し決定の捺印をなし、大菩提会へ公然通告をなす事

大菩提会会則改正の事

（決議）副会長の提出にかゝる大菩提会々則改正案は、各宗派委員に於て同意を表せしに付、更に各宗派へ通牒し可否の意見を求むる事

●慈善資金下賜　暹羅国皇太子殿下には、名古屋慈善事業に対し金百五十円を、去る十二日附を以て、本県知事の手を経て下賜相成り、昨日県庁より市役所に回附せしに付、市は慈善事業資金として積立て、利殖の途を講ずる筈なりと。

大菩提会の内訌〔明治36年1月16日〕

同会重役間に紛紜を醸し居れるは既に世人一般の知悉せる所なるが、尚確聞する処に依れば、一昨十四日柴田半左衛門、石垣伊助の兩名は菩提会本部に於いて長谷川百太郎氏と大激論を為し、中村勝契、佐竹法津の両師も之に加はり、果ては本部と協賛会とを挙げて大混戦の奇観を現出し、午後六時頃に至りて怒氣満面にて何れも退散したりと。而して議論の要旨は、某氏が月見坂運動員より五千円の支途不明の金額（前号参照）を得たる外、其他の候補地よりも多額の運動費をせしめ居り、現に八幡山運動員よりは車馬賃三十円及運動費五百円を領取し、加之も同地の運動員等と屢々万梅支店等に於て密会を重ねし證跡の顯著となりしものから、某氏の地位の進退問題にて斯くは大激論を見し次第なりと云ふ。是等は昨日日置副会長長婦部次第何とか決定したるならんが、某氏は結局罷免せらるべしとなり。

大菩提会彙報〔明治36年1月20日〕

大菩提会本部にては、本派本願寺法主大谷光尊師遷化の訃に接し、日置副会長同会を代表し左の弔詞に金千疋の香料を添へ、一昨十八日京都へ向け發送したり。

本月十七日、本派法主光尊上人台下遷化の訃に接す。噫悲哉。

茲に本会を代表し、謹んで弔詞を捧ぐ。

▲去る十七日附を以て、鈴木泰定師は伊勢支部特派使を命ぜられたり。▲明後廿二日午後六時より駿河町光蓮寺に於て、同連区内に於ける愛知協賛会幹事及賛助員諸氏集会を開き、会務進行上に就き協議をなす筈にて、當夜は日置大菩提会副会長も臨場さるゝ都合なりと。▲下長者町経具師、岡田莊吉氏は、予て準特別会員に列せるが、昨日更に阿弥陀經百部を寄附せり。又宝町禅芳寺老僧は、此程より日々本堂に詰め切り、参拝者に対し舍利礼文を配与し居れり。▲昨日、愛知郡諸和村字諸和、柘植伊重氏は五十円を寄附し、準名誉会員に列し、他に正会員に加盟せしもの多数あり。

大菩提会彙報〔明治36年1月27日〕

予記の如く、愛知協賛会幹事にて推薦したる創業費支辨方法に関する特別委員は、一昨日廿五日午後六時より、菩提会本部に於て委員会を開き、吉田協賛会副会長、服部幹事長、長谷川〔百〕常務幹事、布留川、加藤、長谷川〔太〕、榊原、沢田、沼波の各委員出席、種々協議の末、此際一写千里の勢を以て拡張の歩武を急

進し、向ふ三ヶ月内に淨財大募集を了する事に一決したり。而して其手段方法等に就ては、更に一回の集会を重ね協商を遂げたる上、其結果を一般幹事に報告して、之に着手すことに決して散会したり。因に第二回委員会は、今廿七日午後六時より開会の筈なり。△予ねて上京中なりし日置大菩提会副会長は、昨夜同地出発婦部の途に就きたるに付、本日中には婦部すべしと。△當市島田町、加藤鉄次郎氏の發起せる御花講は、来月より毎月一日、八日、十五日、廿一日の例会に講員一同御遺形に参拝し、插花を奉供する筈なりと。△金沢市の信徒両三名は、一昨日菩提会本部に出頭し、金沢支部に於ける事務拡張に關し意見を披歴し、尚予ねて出願中の巡瞻会の許可を追願したるが、本部にては追つて詮議の上、何分の沙汰に及ぶべき旨を達したる由。

大菩提会彙報〔明治36年2月6日〕

来る十四、五、六の三日間挙行の涅槃会大法要執行の順序は既報の如くなるが、十四日の臨濟、曹洞、黄檗三宗は午後一時より、十五日の浄土宗、西山派は午前十時より、真宗各派は午後一時より、十六日の天台、真言、日蓮三宗は午後一時より、修行の事に決したり。△小川町に於ける賛助員諸氏は、一昨日午後六時より同町本立寺に集會し、予定の如く全町を一括して入會する事に決せり。△昨五日は、日蓮宗一万篇講信徒一同、釈尊御遺形供奉安殿に参拝し、一万篇を修行せり。△西春日井郡訓原村、仏教青年會有志者の希望を容れ、昨五日丹羽月心師出向、久地野村万溪寺

に於て、会務拡張演説を兼ね、同地方信徒各戸へ配るべき御供米袋を依託せんし筈。又関水明道師は、再昨日御供米袋を持し津島地方へ行き、昨五日、松原恵輪師同用にて、萩野村、杉村、大曾根町等に赴きし由なり。△大菩提会愛知協賛会特別委員会協商の件々を再昨夜の幹事会に於て可としたる末項に基き、昨日吉田副会長は、東、西、南、中の四大区募集委員諸氏を左の如く推選せり。

東部 熊田 喜平次 松田六右衛門 鈴木政吉
西部 堀内幾右衛門 榊原 栄造 沢田 吉兵衛
南部 沼 波 □ 沼田 吉太郎 大澤重右衛門
中央部 長谷川百太郎 布留川 尚 野 村 朗

如上推選されたる募集委員諸氏は募集上更に其方針を協議すべく、明七日午後六時より菩提会本部に募集委員会を開く筈なり。△来る十日午後六時より、東田町円教寺並に橋詰町慶栄寺に於て、何れも同連区内に於ける愛知協賛会幹事及賛助員諸氏集會し、会務拡張諸般の協議をなすべしと云へり。

大菩提会彙報 (明治36年2月7日)

日置大菩提会副会長は、今七日修行の明如上人葬儀会葬の爲め、昨六日午後糸井達巖師を随へ上洛せり。△日本大菩提会々務拡張の爲め、明八日午後六時より新守座に於て拡張大演説開会の筈にて、菩提会愛知協賛会より数名の弁士及英国仏教育家フオンデス氏出席の由。△菩提会本部に於ては、今回妙心寺上局会計部長釈等

顧問に菩提会々計顧問を囑托せり。△過日来、加納越三ヶ国に於ける大菩提会支部事務調査の爲め出向中なりし丹羽円師は、昨夜、間野金沢支部担任特派使と同行帰部せしが、同地方に於ける形成亦頗る好く、現に名誉会員八名、準名誉会員八名、特別会員百五十一名、準特別会員三百名、正会員以下二万八千余名の多き入会者を見るに至れる由。△昨六日、英国仏教育家フオンデス氏は、内田淨戒師と相携へ、釈尊御遺形仮奉安殿に参拝し、臨時開扉を本部に依頼したるより、本部は詮議の結果、特に之れを許諾したり。△予記の如く、釈尊御遺形仮奉安殿に於ける金城社会主義の仏教大演説会は、昨六日午後二時より開會、フオンデス氏仏教の爲め名古屋に来る、及び耶蘇教国民にして仏教を信ずる理由、の二演題の下に、日本語演説を試み、外二三氏の演説あり。盛会なりし。

大菩提会彙報 (明治36年2月15日)

加納越支部主任を解き北陸管理となり、本部の常任特派使に任せられたる本多頭赫師は、来る三月十五日より四月五日まで、加納越地方に於て釈尊金像巡瞻執行に付き、其係長に任せられ、去る十二日夜行汽車にて発途、又片岡量海師、加藤幾氏も右に付き同地方出張を命ぜられ、一両日中発途の筈なりと。△西枇杷島小田井村、宝国寺に於て、去る十二日午後六時より、菩提会拡張会演説開會、聴衆堂に満ち中々の盛会なりしと。△予報の如く、愈々昨十四日より明十六日まで三日間、涅槃会大法要修行。昨十四日

は臨濟、曹洞、黄檗三宗。本日が午前浄土、西山派、午後真宗各派。明十六日が大谷、真言、日蓮三宗、何れも午後一時より動行せらるゝ筈なり。尚右修行中、御供米袋持参の者へは涅槃餅を頒つ由。△大菩提会岐阜支部郡上出張所派出員、西松信了師（岐阜卓安八郡名森村興久住職）は、會員募集に奔走中なるが、既に郡上郡八幡町武藤五三、水野伊兵衛、鷲見甚吉三氏各金御十円宛を寄附して準名譽會員に、同町伊田半四郎、鷲見忠次兵衛、坪井作兵衛、高橋佐一郎、仲上忠平五氏は各金三十円宛、同町岡崎伊兵衛、庄村喜七、齊藤佐平三氏は各金十五円宛を寄附して、何れも特別會員に加盟したる由にて、尚統々入会者あるべき見込みなりと。

大菩提会彙報〔明治36年2月17日〕

御遺形奉安地選定準備として、曩に日置菩提会副会長より吉田愛知協賛会に対し、寄附請願地調査事項を具して照会する所あり。

右結果を去十四日までに報告の事を依頼したるが、更に去十二日附を以て左の如く調査事項を追加したり。

釈尊御遺形奉安地調査の件、去る五日附を以て本月十四日迄に結了の儀、御依頼に及び置き候処、左記の各項に対しては相當の日数を要し候儀と存候。条更に来廿八日迄に詳細御調査相成度候也。

明治三十六年二月十二日

日本大菩提会副会長日置黙仙

日本大菩提会愛知協賛会副会長吉田祿在殿

請願地と名古屋市境界との距離の測量

請願地の測量及製図

隣地其他多数関係者の異議の有無

寄附地約二千筆に対する関係役場の説明を取らしむる事

地上権に関する調査

△去十四日より昨十六日まで修行したる涅槃会大法会に付、仮本殿玄闕際には紫白縮緬の幔幕を廻らし、本殿左右の両側に賛助會員席を設け、玄闕入口に受附、庶務、接待、會員の各係及び僧侶各會員の休憩所を置き、奥殿には供齋所を設け、菩提会役員夫々分掌事に當り、十四日は午後一時より曹洞、臨濟、黄檗三宗の大法要を営み、日置副会長焼香導師にて左の香語あり。夫れより演説、法話、説教並に貧民の賑恤等ありたり。

百鍊遺形嚴在存

紫金光聚照乾坤

莫言憾度三千役

大使植松供世尊

一昨十五日午前は浄土、西山二宗、午後は真宗各派の法要あり。

真宗導師は野間別院輪番、了つて法話説教あり。昨十六日は天台、真言、日蓮の三宗の法要ありて、中村勝契、横井良旗、塚松寿泉、佐藤日要、服部日諦、岡本円正の諸師導師となりて説教演説あり。なか／＼の盛況なりし。△西部仏教青年会の発起にて、去る十四日仏教演説会を兼ねて大菩提会拡張演説会を開けり。△長谷川觀石師は、両三日前事務打合せの爲め京都より来部したるが、要務を了して帰洛せり。

大菩提会彙報〔明治36年2月21日〕

當市白川連区内の大菩提会愛知協賛会幹事及賛助員は、明後廿三日午後六時より、同町西光院内宝珠院に集會し、同連区内の會員募集の件につき協議する筈にて、同夜は大菩提会及び協賛会役員も出席する由。△一昨夜の紙漉町に於ける大菩提会擴張演説会は頗る盛況にて、佐竹師の鎮痛なる演説、大野、杉本、本多三師の快弁は非常に聴衆を動かしたりと。△西枇杷島仏教少年会は、予ねて大菩提会々務擴張に尽瘁する所ありしが、昨夜は更に同会役員二十余名集會し、會員募集に関する打合をなし、爾後益々飛躍を試むべしとなり。△東枇杷島仏教青年会にても将来一層大菩提会々務擴張の爲めに尽す筈にて、此程来菩提会本部と種種打合をなしつゝある由。△當市栄町二丁目の大菩提会愛知協賛会賛助員は、一昨日午後同町秋琴楼に會し、會員募集に関する熟議を遂げたり。△加納越地方に於ける巡瞻会は、既記の如く三月十五日より四月五日まで執行の筈にて目下諸般の準備に着手中なるが、既に菩提会本部より片岡量海加藤茂の両氏出派し、同支部に於ける諸般の事務を監督しつゝあるよし。

大菩提会彙報〔明治36年2月22日〕

大勲位功二級小松宮彰仁親王殿下の御薨去を悼み、大菩提会にては来る廿六日御執行の御葬儀當日、仮覺王殿に於て奉吊大法会を勤行せん筈にて、今廿二日日置副会長より、

県知事、書記官、参事官、警部長、典獄、県會議員、控訴院

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

長、検事長、地方裁判所長、検事正、区裁判所監督判事、警察署長、稅務監督長、郵便電信局長、御料局支庁長、笹島停車場事務所長、駅長、第三師団長、五旅団長、参謀長、歩兵第六連隊長、騎砲各三連隊長、工、輜各第三大隊長、三師団監督部長、同憲兵隊長、各連隊区司令官、三師団副官、同軍医、獸医各部長、兵器支庁長、法官部長、市長、助役、収入役、市参事會員、市會議員、病院長、各新聞記者、師範学校長、中学校長、明倫中学校長、私立商業学校長、地方幼年学校長、工業学校長、女学校長其他在名高等官、名誉職

諸氏へ向け左の書を致す筈なり。

故元帥陸軍大将大勲位功二級小松宮彰仁親王殿下、来る廿六日御葬儀に際し、仮覺王殿に於て尊靈神祇を安置し奉吊の大法会執行致し、聊か国家功勞の恩に酬ひんと欲す。就ては同日午後一時、万障御繰合せ御参拝相成度、此段得貴意候。敬具

日本大菩提会副会長日置黙仙

△大菩提会本部に於ては、来る四月八日修行の御仏生會、當日當市に於ける薄命者一般（凡そ四百名）其住所姓名取調方を市役所に依頼し、一々施米券を配与する都合なりと。△加、納、越に於ける金像巡瞻会執行に就き、昨日本部より鈴木泰定師富山地方へ出張せり。又高木義答師は、明廿三日より開かるべき大谷派議政局會議に臨席の爲め、今廿二日上洛の筈なり。△昨廿一日の仮覺王殿例會は、竹山大谷派教務所幹事導師にて法要修行了つて、二、三師の演説法話あり。参拝者非常に多かりしと。

大菩提会彙報〔明治36年2月24日〕

既記各宗取締及各宗寺院諸師（當市）の大集会は、昨廿三日午後三時より開会本部の提出に係る議案に就き協議したる由にて、過日来上洛中なりし弘津説三師も一昨夕帰名、昨日の大集會に臨席したり。△當市栄町五丁目内の愛知協賛会幹事及び賛助員諸氏は、一昨夜同町岡部氏邸に集會、會員募集の件に就き協議を為したり。當夜は本部より貫沢全隆師臨席挨拶を為したり。尚ほ近日再集會を開く筈なり。又昨夜白川連区内の同諸氏白川町宝珠院に集會、杉本、横井両氏も臨席。会務拡張に付種々協議を遂げたり。△當市小舟町説教所に於て、昨夜菩提会拡張演説開會。大野美恵丸師、堀田定照師、貫沢全隆師の演説ありたり。

大菩提会彙報〔明治36年3月12日〕

加納越各支部に於ける會員募集の形勢は大に好況を示し居れるが、殊に來る十五日よりの金像巡瞻會を機とし、一層会務の拡張に力を極め、各寺院各所に演説開會の都度競ふて即座入會を申込むと云ふが如き勢ひにて、其の信念の厚さ、巡瞻會奉待の切なるやは容易に窺知し得らるべし。▲一昨夜の上宿周泉寺に於ける拡張演説は、中村部長、佐竹、大野、長谷川、高木、杉本等諸弁士の快弁に満堂大に動きし由。又來る十四日午後一時より、稻生村安生寺に同様演説開會。宇都宮惠鐘師、横井英光氏出席の筈。▲一昨十日、会務拡張を期図し、近藤疎賢師、伊勢長島地方へ赴きたる事は予記の如くなるが、師は着島直ちに同地花井院に演説

會を開會せり。▲各會員靈名彼岸會大法要は、引続き修行。昨日は真宗各派にて修行され、例の佐竹法律師が得意の説教あり。會員及参拝者堂に満ち傾聴水を打つたる如くなりし。尚今十二日は日蓮宗各派にて修行さるゝ筈なるが、之れを以て彼岸會予修の結修なり。

大菩提会彙報〔明治36年3月13日〕

今十三日は旧涅槃會と毎例会日とに相當するを以て、當市に於ける日本仏教青年會員は、同會の什物たる涅槃画像の尊幅を积尊御遺形奉安殿内に奉展し法要を修し、御画演説等ある筈。尚本日は真言宗法要を修行し、同宗二三師の説法、法話もある筈なり。

▲一昨十一日午後三時より、各宗取締及各宗に於て推選されたる會員募集委員諸師本部に集會を為し、協商の上、當市に於ける各學校連区に依り、各々其部署を分担して着手せん事に決し散會したり。▲屢々報ずる如く、弥々明後十五日より加納越地方に於て、金像巡瞻會執行の事となりたるに付、明十四日午前八時半発列車にて金像御発興の事に決し、本部詰の諸師笹島停車場迄御見送る筈なりと。▲菩提会神戸出張所特派使中島善心師は、事務打合せの爲め來部中なりしが、昨十二日帰所の途に就きたり。▲練上の各會員靈名彼岸會大法要は、昨日を以て結修されたるが、日蓮宗各派の法要主要後同宗二三師の法話、説教ありて参拝者多かりき。

大菩提会彙報〔明治36年3月14日〕

昨十三日の旧涅槃会及び例会日には、折柄の雨に道路履み悩むばかりなりしも、當市近郷の老若男女朝来陸続として参拝し、堂の内外は終日善男善女の雑踏を見たり。而して奉安殿にては例会當番なる真言宗の法要及法話説教ありたり。又予て仏教青年会の奉展せる御遺形右側の涅槃尊像の法要及画解等もあり。光弘祐言、横井英光諸氏の演説ありて非常に盛況なりし。▲十四日釈尊金像當地御発輿の事は昨紙所報の如くなるが、巡瞻会執行地たる加納越各所御着の予定日割如左。

十五日山城専光寺、十六日大聖寺慶徳寺、十七十八日小松町勝光寺、十九日美川町正寿寺、廿日松住町中川寺、廿一日金沢卯辰西養寺、廿二日同百姓町慶寛寺、廿三日越中国、廿九日能登国、四月四日河水区、五日津幡町

因に今回の金像巡瞻会に付き本部より懇懃なる御待受消息を下附されたる加納越各支部は、夫々配下に特派使をして之れを伝達し、能登国派遣の特派使藤塚智秀、小島祥輝、月野去月師等歓迎準備として各部落の遊説に急きつゝありとの報本部に來りたる由。因に同報に於ける其後の新入覚会員は殆んど一万余名に及びたりと。▲當市前之川説教所に於て一昨夜仏教少年会演説会開例会日を機とし、菩提会本部より丹羽月心、貫沢全隆両師臨場、会務拡張の演説を為したるが、聴衆場に溢ふるゝの盛況なりしと。

大菩提会彙報〔明治36年3月15日〕

釈尊金像は愈々昨零時廿五分発列車にて御発輿の事と相成り。本部詰合の僧俗打揃ひ笹島停車場まで盛んに御見送り申上げ、奉仕部清水機然師、杉本義存氏之れが御守護の任を帯びて汽車を搭じ、加納越地方へ随従し行きたり。▲今回の金像巡瞻会執行に付き、中村会計部長は関本明道師を随へ、昨朝八時二十六分発列車にて加納越地方へ出向したるより、佐竹法律師當分後を承けて事務処理の任に力むる事となれり。▲一昨日の涅槃会の景況は略ぼ前紙に報じたる如くなりしが、當市近郷より出向きたる参拝者は非常に多く夜に入るも尚ほ跡を絶たざるの盛況にて、光弘、横井両弁士の演説、佐竹法律師の説教など両々相俟つて、聴衆をして一入の感に入らしめたり。▲當市米屋町夏目直一氏は、昨日即金百円にて名誉会員に列し、其他特別会員正会員の申込み日に増加の勢ひなりと。

大谷派財政整理問題〔明治36年3月19日〕

目下滞落中の井上伯は、昨今自から大谷派本山に出頭し種々調査中なるが、聞く処に依れば伯の意見は兎に角夫の四十二万円事件より落着せしめ、本山の空氣を一掃し、而して後整理に取掛る可しと云ふに在りて、目下頻りに本山當局者を督励しつゝありと云へば、何れにしても同事件も不日落着するならんとの事なり。而して伯の整理に関する意見なりと云ふを聞くに、矢張り本山維持の目的を以て別に一の財団法人を組織し、本山財政整理に関する

収入は一旦同財団に収入し、而して財団より更に本山に支給する

臨時財務整理特別会計案

事となす筈にて、規則十数ヶ条は都筑氏の手許に於て既に脱稿し

金式百六拾七万八千四百〇六円参銭九厘

居り、一方四十二万円事件落着次第、会計評議員会其他にも諮問

三十五年十二月三十一日一積負債在高

の上確定する者なりと。尚ほ評議員中には別に一の銀行を組織し

金四拾万八千参円四拾六銭四厘

ては如何との意見を抱く者あり。伯も絶対的の反対にはあらざる

初年度利子日歩四銭一厘の割

も本山財政整理に就ては、差當り有力なる銀行の力を籍らざる可

金式拾五万千〇七拾参円四十銭四厘

二年度利子同上

からざるの必要もあれば、寧ろ本山の機関として別に銀行を設立

但初年度に於て百万円を償却し残高百六拾七万八千四百六円参

するより現在の大銀行と連絡を通ずる方得策にあらずやと主張し

参銭〇厘に対する利子

居るよし。尚ほ伯の意見は都筑氏をして本山の財政顧問たらしめ

金拾万壹千五百式拾参円四拾六銭四厘 三年度利子日歩同上

んと云ふに在るも、都筑氏は到底一身を本山の整理に任ずる能は

但初年度に於て百万円を償却し残高六拾七万八千四百六円参

ず。左りとして同本山の整理は中々片手間に出来る事にあらざれ

銭九厘に対する利子

ば、他に相當の人にして之を補佐するあれば自分も一臂の力を添

金拾六万円 六条生命より借入金償却高

るを惜まずと称し居るよし。何れにしても之れ迄の成行上、熱田

金四万式千七百参拾八円五銭四厘

伝三郎、浜岡光哲氏等も多分之に関係する事となるならんとの事

三十五年十二月三十一日現在甲乙特別会計未払高

なり。而して大谷派本願寺に於ては財務整理に関する特別会計方

金参万壹千四百四拾四円拾式銭式厘 初年度整理費

法確定し、再昨朝新法主光演師井上伯を其旅館に訪ひ凝議する処

金式万四千六百参拾壹円五拾銭 二年度同

あり。午後に到りて師は渥美総長、小早川会計部長、平野整理奨

金壹万五千参百式拾参円六拾四銭 三年度同

励局次長、梅原教学部長等と会見し、伯の整理案に就き内議した

金〇万七千七拾四円 初年度奨励費

る由。右により明二十日より会計評議員会を本山内に開会し、又

金七万七千七拾四円 二年度同

来る廿三日より各教務所管事を召集し整理法に対する協議を為

金六万八千百拾式円 三年度同

す由。尚ほ彼岸法会終了の翌廿六日、両法主は今回財務整理発表

金六万円 三ヶ年間一般会計補助金

の親教を大寢殿に於て為す由。因みに臨時議制局会議の議を経た

計金〇百九拾九万式千参百式拾参円七拾四銭七厘

る臨時財務整理特別会計予算は左の如し。

右 収 支

金百九拾九万式千參百式拾參円七拾四錢七厘

相統志及整理寄付

内 訳

金百七拾參万六千〇七拾九円六拾錢

初年度相統志及整理寄付

金百參拾七万式千八百七拾八円九拾六錢四厘

二年度同

金八拾八万參千參百六拾五円拾四錢三厘

三年度同

吊詞を贈る〔明治36年3月19日〕

大菩提会にては去る十六日同会会監臨濟宗妙心寺派管長小林宗補
 禪師遷化の訃に接したるより、日置副会長同会を代表し香料千疋
 に左の吊詞を添へて悼みたり。

本月十六日本会々監臨濟宗妙心寺派管長小林宗補禪師遷化の訃
 に接し、哀悼の情に堪へず茲に本会を代表し謹で吊辭を捧ぐ。

三月十七日 日本大菩提会副会長 日置黙仙

金像巡瞻会の景況〔明治36年3月20日〕

大菩提会の加納越に於ける釈尊金像巡瞻会は、予定の如く去十五
 日山代専光寺より翌十六日大聖寺町慶徳寺に奉送し同時に於て開
 扉したるが、大聖寺附近の信徒は何れも町端に出迎ひ、数十発の
 煙火を打揚げて奉迎し、金像の慶徳寺に入りて午前八時開門した
 る時の如きは数万の参拝者一時は押掛けて其混雑名状すべからざ
 りき。固より當日は町内も非常なる人出にて混雑を極めしが、警

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

官の制止にて幸ひに事なきを得たり。斯くて午前十時先づ開扉式
 を挙げ、引続き真宗僧侶の大法要を修行し、午後四時より更に真
 宗、真言、日蓮、禪宗等連合にて閉会式を挙げ同五時門を閉ぢた
 り。又御宝物は同町鷹匠町大谷派教務所に陳列して汎く縦覧を許
 したり。當日の参拝者は前田子爵以下同地方の官公吏名望家を初
 め会員等併せて二万五千と註されたりと。翌十七日金像を大聖寺
 より能美郡小松町に奉送し、小松停車場にて盛なる歓迎をなし、
 同駅朝井旅館に小休止の上、十五名の稚児先導し、中村拝瞻会長
 及び各宗僧侶数十名随従して東町勝光寺に奉安して、拝瞻大法要
 を修したり。當日も空前の盛況にて何れも満腔の敬意を表したり
 と。因に一昨十八日は引続き同寺にて、昨十九日は平川町正寿寺
 にて、今二十日は金沢日養寺にて修行の予定なりと。因に巡瞻会
 長中村勝契師は一昨十八日一時帰部したるに付、奉仕部種貫亮算
 師代務として同午後出發同地方に向けた。

大菩提会の飛躍〔明治36年3月21日〕

大菩提会にては目下加納越地方にて巡瞻会を執行しつゝ、大に会務
 拡張に力めつゝあるが、更に九州地方にても大々の飛躍を試み、
 現に此程筑前博多小山町東安寺に於て宗派取締会を開き、本部派
 遣の堀田理事補より菩提会の過去及将来につき詳細なる報告と希
 望とを述べて賛同を求め、結局左の各項を議定するに至り。尚ほ
 今廿一日同地共進館にて拡張演説会を開き、巡錫中の日置副会
 長、西有会監臨場何れも一場の演説を試む都合なりと。要するに

同方面に於ても頗る好結果を得つゝある由。

一大覚王殿建設及慈善教育事業の目的を達せんが為め、極力迅速に会員募集をなす事

一各宗派に於て一名以上十名以下の地方委員を選定すること

一地方委員の外在俗護法の者を選び奨励員を依嘱す。但し選出方法は地方の便宜に従ふ

一各宗派取締は適宜の方法を以て其管轄寺院は自ら本会の為めに尽し、又他をして尽さしむる様注意奨励する事

一本部員並に地方委員は同盟宗派寺院の檀信徒に対し、別に宗派取締の紹介を求めずして容易に訪問勸募を妨げざる事

一各宗派寺院に於て法要開延の節は、勤めて支部創立事務所に報道し、特派使を招き大菩提会拡張の演説々教を為さしむ

大菩提会彙報〔明治36年3月24日〕

一昨廿二日は大祭日と彼岸会中日と日曜とが落合ひたる上春雨霽れ春風軽き好天気なりしより、人出は一層にて市中近郷と言はず仮覚王殿に参拝したる善男善女は幾万とも数知れず、殆んど堂に溢ぶるゝ斗り非常の盛況なりし、午後一時法要修行後、高木義答師の説教、丹羽月心師の演説ありたり。△昨廿三日も彼岸会五日目の上にいと長閑けき春霞に相変らずの人出、朝来参拝者引きも切らず中々の混雑を極めたりしが、午後一時少し過ぐる頃徳川侯爵令夫人従者を伴ひ参拝あり。御焼香御拝後奥院にて茶菓を饗しき。因に當日奥院の床面に懸けられたる曹學佺(明)の書幅は

佐竹法律師秘蔵の珍品なりし由。△過日來京都に在りし佐竹法律師昨日帰部せり。△目下福岡支部に在る派遣員堀田定照師は、此程より同地粕屋郡名崎方面へ向け出張。専ら会員募集に力めつゝあり。又一昨廿二日同地中杉共進館にて日置副会長及同地の河野智眼、大塚鳳雛両師同会委員の資格にて各一場の演説を為せし筈なり。

大菩提会彙報〔明治36年3月26日〕

九州地方巡錫中なる日置副会長は今廿六日帰部の筈なる由。▲大菩提会本部に於ては近日菩提会機関の一雑誌を刊行せんの計画あるやに聞けり。▲高木義答、長谷川觀石両師は会務を帯びて両三日前より中島郡地方に向中なりしが昨日帰部せり。▲滋賀県特派使今湊了師は、会務打合せの為め昨日來部せり。▲昨廿五日は彼岸会結願日なりしと春天の麗らゝかなりしとにて人出一層多く、仮覚王殿の如き特に参拝者の雑踏を極めたる由なるが、午後二時より今湊了師の説教、長谷川觀石師、其他二、三師の演説あり。却々の盛況なりしと。

大菩提会彙報〔明治36年4月1日〕

弘津説三師、昨日午後四時東京より來部せり。△菩提会本部に於ては金光明王經中なる長者流水品の条りに因み、仏供米の御下りを海中に投じて幾多魚腹を肥やさしめんの筈あり。早速小形の曲物百数十個を作り之れに詰め込み、昨晩午前四時中西会計係は熱

田に出向し、悉く海中に投じ恵みたりと。△今一日は例会にて例の如く午後一時より法要を修したる後本部詰合の二三師の演説説教ある筈なれば、雨にあれ晴れにあれ花紅柳緑の好時節殊に参拝者は多かるべしといふ。

大菩提会彙報〔明治36年4月2日〕

会務拡張の爲め、中島郡地方へ出向中なりし長谷川觀石師は昨日午前帰部し、同行の高木義答師は一昨日同地より直ちに知多郡大高町に至り、春光院に会務拡張の演説をなしたる筈なりと。△九州地方へ派遣中の堀田定照師は会務打合せの爲め一昨日帰部せしが、何れ一両日中再び同地に出向すべく、而して到着の上は直ちに會員募集の方面に大々運動をなす筈なる由。△降り続きたる春雨も昨朝にいたり心地よく霽たるが上に例会日なりし事とて、仮覚王殿への参拝者実に非常なりしと。

大菩提会彙報〔明治36年4月7日〕

今明の両日午後一時より仮覚王殿に於て修行の積尊御降誕会大法要は、本部全力を挙げて盛んに行ふの計画なるが、本堂前桜樹の辺は最も優美に且莊嚴に意を凝らし、御誕生仏の花御堂も華やかに飾られたり。尚ほ明八日當市に於ける四百の無告薄命者に十俵の施米を爲すに就ては、昨日貧者へ施米券を配与したり。△御降誕会大法要の當日は、當地留錫中の西山派管長清水大僧正参拝あり。三十余名の高僧法要を修営の後説教ある筈。△昨六名午後二

時より愛知協賛会幹事会を本部に開会したり。△日蓮宗委員宇都宮恵鐘師は会務を帯んで昨夜上洛せし由。

大菩提会彙報〔明治36年4月8日〕

仮覚王殿に於ては昨今、両日積尊降誕会を執行せらるゝに付、華かに花御坐を粧ひ數十旋の六金色旗を樹て、来賓各會員等に折詰を饗し、昨日は午後一時より中村部長導師にて莊嚴なる法要を執行し、出席僧侶及び會員の焼香を終り、説教演説等あり頗る盛況なりし。尚本日午後一時より西山派管長清水範空師導師にて大法要を執行し、無告の薄命者へ施米、参拝者へ甘茶施与の筈ある筈なり。△予記の如く加納越巡瞻中なりし積尊金像は、一昨六日を以て全く閉扉となり、昨日午前七時加賀大聖寺発車同午後三時四十二分笹島着にて仮覚王殿に還興、右に付、中村部長、佐竹法津、大野美恵丸、高木義答、丹羽円、堀田定照、貫沢全隆諸師及び吉田協賛会副会長、長谷川(百)幹事、本部詰會員一同出迎へ守護随従せり。△一昨日午後二時より愛知協賛会幹事会を本部に開会し、吉田副会長より覚王殿建設候補地調査の顛末を報告せり。

大菩提会彙報〔明治36年4月9日〕

予記の如く積尊降誕大法会は、昨日も午後一時より仮覚王殿に於て留錫中の西山派管長清水大僧正導師となり、出席僧侶数十名にて嚴肅なる法要修行演説説教等あり。四百名の薄命者へ施米、参

拝者へ甘茶の施与等ありて、随喜の涙に咽ぶ善男善女引きも切らず、頗る混雑を極めたりと。△高木義答、長谷川観石両氏は、今九日より中島郡に向し同郡第七区を中心として事務所を設置し、各字毎に巡回昼夜拡張演説を為す筈にて、該予定の箇所及び時日は、今九日(午前)南高井村淨信寺、同(午後)北高井村阿弥陀堂、明十日(午前)花池村薬師堂、同(午後)南木村説教所なりと。△西春日井郡中小田井村東雲寺にては、去五日拡張演説を開会し本部より大野、宇都宮の諸師出席したるが、恰かも同地仏教青年会例会日にて非常に盛況なりし。△再昨日當市東田町四丁目津田録三郎、堀田久治両氏は各百円を寄附して名誉会員に、同町植松源助氏は金五十円を寄附して準名誉会員に、同町横井政次郎、道家善四郎氏は各三十円にて、同町足立悦次郎、尾崎源七、伊藤小八、佐藤深三郎、吉田柳右衛門、広瀬秀次郎、岡田勝次郎、井上佐十郎諸氏は各十五円、同町早野天随氏は十円にて何れも特別会員に、同町荒川藤助、加藤徳兵衛、五十川賢之助、伊藤喜助、若林喜太郎、中村金次郎、小川清吉諸氏は各五円にて、鈴木鍵次郎、本多市太郎氏は各三元にて何れも準特別会員に、其他同町にて正会員に列したる者数十名ありたりと。

覚王殿敷地決定 (明治36年4月11日)

覚王殿敷地選定に就ては既記の如く、各候補地の競争激甚なる為め其比較調査に就て精細なる取調をなす方針により大菩提会本部にて取調条項を定め、爾後愛知協賛会に於て夫々調査を遂げ、其

結果を具して三四日前菩提会に報告する所ありたる由。就ては此報告に基ひて各宗管長会議を開き、何分の決議をなす筈なれば、其決定も遠きにあらざるべしと。而して協賛会にては愛知郡田代村字月見坂附近の十万余坪を以て適地を認め居る由なり。

大菩提会彙報 (明治36年4月11日)

今十一日午後三時より津島町成信坊に於て海東西両郡内有志僧侶数十名集會を開き、菩提会事務拡張に就き協商する筈なるが、聞く処に依れば覚王殿敷地決定も近きにあるべきに付、此際大飛躍を試みる為ならんと云ふ。右に付本部より佐竹法律師臨席すべしと(別項参看)。△明十二日及十三日の両日蟹江町に於ける有志僧俗数十名同町に集會を開き、会務拡張に就き是亦協商する処ある筈なりし。而して當日も佐竹法律師臨席の由。

特別広告 (明治36年4月18日)

覚王殿敷地愛知郡田代村(月見坂)に決定候条此段廣告す

三十六年
四月十七日 日本大菩提会

覚王殿敷地の決定 (明治36年4月18日)

大菩提会に於ける覚王殿敷地調査委員にて、昨年来調査に調査を重ねたる敷地選定の件も既記の如く諸般の調査事項の詳査を終り、更に此程来京都に於て右選定に関する議を開会せるが、昨報に依れば愈々愛知郡田代村字月見坂を以て同建設地に決定したる

由。乃ち大菩提会の事業漸く多端となり、同会が當に大々の飛躍を試むべき機運に向へり。

覚王殿敷地確定（後報）〔明治36年4月19日〕

既記の如く覚王殿建設地を愛知郡田代村字月見坂に決定したるに付、一昨日日置菩提会副会長より同村敷地寄附出願者惣代加藤慶二氏へ左の書面を發したり。

愛知郡田代村敷地期成会長

加藤慶二殿

明治三十五年十二月十日出願に係る覚王殿建設地寄附願の件採納す。

明治三十六年四月十七日

日本大菩提会副会長 日置黙仙

又他の敷地寄附出願者に対し左の書面を致したり。

拝啓 釈尊御遺形奉安覚王殿建設地寄附之儀、御申出相成候段殊勝の事に有之。然る処、今回各宗派覚王殿建設地選定委員会に於て、愛知郡田代村（月見坂附近）の寄附を受くる事に決定相成候条出願に関する一件、書類返戻致候間、左様御了承被下度此段申進候也。

次て昨十八日各宗派管長及各支部各事務長へ、左の通帳を發したり。

肅啓、本月十二日京都に於て覚王殿敷地選定委員会を開き、弥々該敷地は県下愛知郡田代村加藤慶二等の寄附に係る土地

（字月見坂）十二万七千余坪に決定。本日（十七日）発表候間此段及御通知候也。

因に菩提会にては不日会員大募集、通路地均、地鎮式準備に着手する筈にて、敷地には覚王殿敷地たることを表示し、且つ敷地寄附に関する書類は當市鶴重町公證人加藤浩氏に依託して公正の手續を了したり（氏は篤志にて無手数料にて受諾したり）と。而して地鎮祭に関しては五月中旬頃各宗派管長会議を名古屋に開いて協議するやに噂せり。

仏骨問題と暹羅〔明治36年4月19日〕

目下帰朝、滯洛中の駐暹稻垣公使客に告げて曰く、暹羅皇室より仏骨を日本に寄贈されしは日本に対しては非常の厚意なりしに、然も之に対する日本の処置は非常の不始末にして今尚ほ十分の奉安所すら出来ざるは実に遺憾なり。唯だ幸にして此内部の失体も同国民の間には未だ十分に知れ渡らず、格別感情を害し居る程の事もあらず。殊に同国人の性質として決して何時迄も他人の失敗を攻撃するが如き事あらざれば、今後とても之が為め両国の交際上に関係を及ぼすなど云ふ事あらざる可きも、由来仏骨は必ずしも是に関連して一大規模を画するにも及ばずして、唯奉安所を建設し護持の途だに立たば夫にて十分なり。然るに日本の仏徒は唯だ徒らに前後の思慮もなく大計画をなせし為め、斯の如き失体を演ずるに至れり云々と、時節柄大に鑑むべき警告ならずや。

覚王殿敷地決定後聞（明治36年4月22日）

愛知郡田代村字月見坂敷地寄附者惣代加藤慶二以下地主一同は、同地真宗事務所に覚王殿敷地期成会残務取扱事務所を設置し、敷地に関する諸般の事務取扱を開始したり。而して同事務所にては昨今敷地及敷地以外の寄附地分割の手續に軼掌し居る由。尚ほ近日中に敷地の周囲四十間毎に小杭を樹て、境界を明示する筈なり。因に同敷地確定前後の消息につき頗る曖昧なる点ありたりとの風説は巷間一般に伝ふる所なるが、夫れかあらぬか他方面の候補地に関係を有したりし人々は、昨今當市の某所に密々会合を催し、敷地問題に関する真相を確かめたる上苟も、責むべき行為あらば寸毫も仮借する所なく一大痛棒を加へんと意気込み居る由なれば、或は法廷に於て争ふの結果ともならんかと噂せり。

稲垣暹国公使の来名（明治36年5月23日）

在京中の稲垣満次郎氏は来る廿七日頃来名の予定にて、菩提会本部の請に依り廿八日午後三時より當市役所若くは商業会議所楼上に於て、氏が与つて力ありし釈尊御遺形奉還始末及将来の希望を述ぶる筈なり。尚ほ質業上の談話をもなす趣なり。

稲垣公使の敷地検分（明治36年5月29日）

一昨廿七日午後四時三十分、笹島着列車にて来名、直ちに上園町丸文旅館に入りたる駐暹稲垣公使は、昨日午前九時夫人同伴、仮覚王殿へ参拝し書院にて少憩の上、日置副会長、中村部長、宇都

宮惠鐘師及加藤重三郎、杉本義存氏等の案内にて覚王殿敷地検分として月見坂に赴きたるが、吉田協賛会副会長も同地に赴き居りて一行と落合ひ、先づ検分に先立ち水野別荘にて午餐、同地を踏査し再び柴田別荘に少憩し帰途に就きたるは午後一時半なりし。

稲垣公使の暹羅談（明治36年5月30日）

日本大菩提会にては昨日正午より稲垣公使並に市内の各新聞記者を名古屋ホテルに招待して昼餐会を開きたるが、席上日置副会長の挨拶あり、夫れより稲垣公使は諸氏の質問に対して端なく一場の暹羅談を為に至れり。今其概要を摘記すれば、

暹羅は邦人の想像する如き小国にあらず。我国が台湾を領有せざる前に於ては暹羅は我国より大なると。実に若干方哩、氣候と雖も亦た差して暑からず、室内に在ては八十度より九十度までを較や暑き時とし九十度以上に達すること頗る希に、百度に達することとは絶えてなし。国内は甚だ豊富にして年々輸出超過を見るのみ、輸入超過に至る如きことなく、産物は米を以て第一とし、前途益々有望なり。恐らくは世界有数の米産国たるに至らん。耕作には総て水牛を用ゐ、木材業も大に有望にして殊に船材用のチエークの特産地として名あり。之れが為めに外国商人のコンパニーを組織し居る者多し。幣制に就ては昨年金貨本位制を採用せし以来面目を一新するに至れり。帝室の如き最も富裕にして陛下のお手元金として倫敦銀行に二千万円余の預金ある程なり。美術工芸品に就ては暹羅人は日本品を愛好す。こゝを以て本邦美術工

芸品の暹羅に輸入せらるゝもの少なからず。対暹羅の貿易は将来極めて望有り。就中其需用品は當名古屋地方並に京坂地方の制産品多きが故に、當地方の商業家は注意せられたきものなり。然るに對暹羅貿易に就て非難多く、有望にあらざる如く伝ふる者あるは、之れ彼地に於て失敗せし連中の言なり。而して是迄對暹羅貿易を営みし者の中に失敗せし者少なからざるは、其方法の宜しからざるに因る。暹羅貿易豈に振張策を講せずして可ならんや。亦た暹羅は其国の豊富なるに不拘、人口希少なれば我移民地としても適當なり。幾万人の労働者を送るも差支を生ずるやうのことなし。因て余は今回の賜暇帰朝を幸ひ、其筋とも協議して我労働者を彼地に送らん計画を立てんとしつゝあり。

と、公使の談は又た暹羅の社会上に涉りしが、昼餐は公使が談話の裡に了りて、更らに席を控室に移し、公使は此に亦た御遺形奉安殿に就て一場の談話を試みたり。演説は聴かねば知らず公使の座談をなす明晰にして要領を得たり。(未完)

稲垣公使の暹羅談(承前) (明治36年5月31日)

稲垣公使の暹羅談中には又た下の如きことありき。「暹羅には清水の湧出するものなく、天水を湛へて飲料に供す。食物は米に獸鳥肉を交へたるものにしてカレーを用ゐること多し。国民は上下の二階級に分れて、中等社会なく、上流人士は則ち好んで我國の美術、工芸品等を高価に買ひ入るゝなり。暹羅に於ても近年は象の繁殖少なきを以て、之れを殺すことを禁じ、唯だ三年に一回

づゝ象狩りをなす。其方法は多くの象を山中より狩り出し、之れを予て設けある柵の中に追ひ込み、斯くて其幾部分を生擒して他は元の山中に追ひ返へすなり。又た此に可笑しきは夫の船材用のチークを象の鼻にて山中よりメナン河辺まで運び來ることなり。象狩りの日は国民の見物に出掛くるもの頗る多く甚だ賑やかなり」、公使は転じて御遺形奉安殿に就て語つて曰く、「奉安殿は七宝を以て造ること甚だ妙なりと思ふ。一は美術奨励策となるべく、由來美術の發達は宗教に待つ少なからざるに、本邦に於ては維新の當時、之れを宗教より分離して単に利益の上より打算することとしたるは誤りなり。美術家は利益よりも名誉を重んず、奉安殿に積尊の一代画を七宝を以て描かば、外人等の注目を惹くは勿論美術家とも相談したるが、費用は三十万円もあれば十分なりと信ず。旌表館も美術家、技芸家等にして国家に功勞ある者を後世に伝ふるに於て必要なりと信ず。冀くは諸君の賛成を得たし云々」。席に日置菩提会副会長、吉田愛知協賛会副会長、青山市長あり頻りに公使の談を傾聴したり。

覚王殿建設事業に就て(上) (明治36年6月9日)

稲垣駐暹公使は曩に當地に於て覚王殿建設事業に対する意見を發表したるが、此程京都に於て其新聞記者に対し概要左の如き談話をなしたり。意の在る所其當地に於て語りしものと大同小異なれども左に之を摘載す。

覚王殿の問題は吾輩の直接に關係はない事だが、積尊の遺形を日

本に請ひ受けたのは、吾輩と暹羅皇帝陛下との間で成立つたことだから、昨年のやうな紛紜が出来ると汗顔の至りで迷惑千万です。名古屋でも又此頃土地の選定について紛擾を起して居るさうだが、既に決定した後であるから無益の沙汰だと思ふ。第一彼の土地は売り付けるのではなく寄附するのだ。月見坂四十余町歩、坪にすれば十二三万坪を無代で寄附するのだから、反対派の謂ふやうな収賄の贈賄のといふやうな、消息が此間に潜まれやうとは吾輩は信ぜられない。且つ吾輩の見る所では月見坂派の連中は何れも真面目にやツて居る。或は吾輩が欺くらかされて居るかも知れぬが、唯見た所では、確實だと思ふ。ソコ彼の月見坂だが、愛知県庁を距る凡そ一里計の所にある高地で、池も三ヶ所あり、雲を突くやうな老松が矗々として生ひ繁つて居る。実に覚王殿建設地としては最上の地だと思ふ。のみならず覚王殿が成工した暁は無上の良公園地です。覚王殿の面向ですか、サア吾輩は暹羅の方を向て建てるのが上策だらうと信ずるのです。釈尊遺形奉安所即ち覚王殿建築の方法ですか、コレには吾輩大に意見がある。宜しい一ツお話しませう。先づ覚王殿の建築は一言以て掩へば二十世紀の文明と背馳せぬ方法を得策とするのです。唯徒らに宏麗な殿堂を建てるのは、費用の点からしても到底耐へ得られぬことで、殊に今日の時世にあつては無意味に宏麗な殿堂は真に無用の長物です。

覚王殿建設事業に就て(下)〔明治36年6月10日〕

今時百万や二百万の金でドレ程の殿堂が出来ませう。到底人の目を惹くやうなものは出来る氣遣ひはない。のみならず随分大きな寺院も沢山あるが、今では殆ど其維持にさへ窮して居るのが多い。第一従來の寺院のやうでは不生産的だ。吾輩は二十世紀の文明にも合ひ、同時に生産的で且つ費用もかゝらぬのを考へたです。即ち日本の美術の標本となるべきものを建てるのです。で、現今日本の美術工芸中で、世界に打ち出して誇るに足るべきものは七宝でせう。吾輩は即ち此七宝の塔を建て度いと思ふ、七宝の塔は現今のところ日本には一ツもない。だから日本人の珍らしがるのはいふまでもなく、日本觀光の外国人は日光の廟か名古屋の塔を見なければ日本を見たとは云はれぬといふ位になるだらう。ソ一すれば勿論世界の案内記の一頁を占領するには極つて居る。又一方には我邦の美術工芸に対して非常な奨励となるです。何れの国によらず、古來美術工芸の進歩したのは、宗教と結び付いて居たからなのは、牢乎として抜く可らざる事実です。彼の羅馬のラファエルが羅馬法王宮殿の天井を描いたのもソレだ。日本などでも奈良朝時代のことを深く考へて見ると自ら余師ある次第ではないか。ところが維新の際から以降宗教と美術の間の縁が断たれて了つたので、美術工芸奨励の方法としては、一に金錢に由るのは他は途がなくなつた。随つて美術工芸家が世に媚ぶる傾きを生じて来た。其結果として我が美術工芸は野卑の風に流れ出した。で吾輩は夫を再び往古に返し度い、美術と宗教と結つきたい。金

錢を目的物とせざるやうにしたいと思ふ。吾輩の考案に成る覚王殿が、若し幸ひにして建設せられたならば、コレによつて我邦の美術工芸界に一新紀元を開くことが能るかも知れぬ。兎に角此計画が果して成るとして、偕第二期の事業、即ち覚王殿の附帯事業（招魂祠）ですが、別に宏壮な殿堂を建てる必要はない。一個の旌彰館を設けて、爾後は我が邦有名なる土人の油絵の額を掲げて一々小伝を附するのです。ソ一偉大な人物がムヤミにある理のものぢやない。五年に一人とか十年に一人とかいふ工合だらうから、敢て非常な経費を要することではない。而して覚王殿参拝の爲め来るものは、此旌彰館に参る。従つて各方面に亘つて偉人の生ひ立ちから其一生涯の歴史―尊敬すべき歴史―が分る。コレが即ち大いなる精神教育になると、同時にコレに由つて各部の進歩の権衡が取れるやうになる。言ひ換へれば社会国家に尽した人の一生の判決を仏教家がする義で、法律の判決は政府がする。ソ一なると社会と仏教と離る可らざることになる。維新以来仏教が振はぬのは要するに社会と離れたからです。偕ソコデ此建設費は、吾輩一個としての調査によると約二十万円です。万更空中楼阁でもありますまい云々。

(完)

菩提会の革新〔明治36年6月16日〕

菩提会の革新に就ては過般来稻垣公使より青山市長に向つて屢々懇囑する所あり。爲めに同市長は不日市部撰出県會議員、當市會議員、商業會議所員及び各町総代等を一堂の下に集め協議を凝ら

し、同会の革新と同時に拡張を計る筈なるが、一方に於ては稻垣公使帰朝の際依頼せし向もあり、旁々松方伯を会長に推す事に内決せりと。

覚王殿特別堂宇編入の件〔明治36年6月17日〕

覚王殿建設事業に就ては日本大菩提会に於て着々計画しつゝあるが、先づ以て覚王殿が法令の下如何なる地位にあるべきかの先決問題ありて、同会に於ても種々研究したる結果、是非とも特別堂宇に編入するにあらざれば将来に於て頗る差支を生ずべきにより、過般来稻垣公使の斡旋にて略ぼ主務省の意向を確めしに付、日置同会副会長も此程東上して主務省と交渉し、結局内務省参事官會議を経て内決するに至りたれば、不日本県庁を経由し其認可申請書を提出する都合なりと云ふ。

覚王殿敷地選定に関する親理願〔明治36年6月25日〕

覚王殿敷地選定に関する日本大菩提会並に愛知県協賛会役員の行動に対し、県下中島郡神明津村二十一番戸（菩提会特別会員）黒田八十郎氏は、信徒三千七十八名総代の名の下に當時の顛末を記して、各宗管長に宛て去十八日附を以て長文の親理願なるものを提出せり。左に其要を摘記す。

（前略）大菩提会現役員は副会長初め此知識を行ふべき能任なく、只尊嚴なる会則を冠して徒らに情実を扶植するのみなるを以て、名古屋市及び其地方信徒は他国他地方の信徒に擢んで大

いに報せんこと固より期する所なれども、其職に當る徒の行為恐れ多くも積尊の御遺形奉安護持の業成すべき信任なきを以て励むれども、入会せず偏に其革新を待ちつゝある。當年四月十八日大覚王殿敷地選定の報に接し其実地を視るに、多数ある寄附出願地の中に於ける最優地と認むる能はざるのみならず、予て示せる現場にあらざるを以て其選定の内容を質すに、左の如き不法行為を以て選定せられたるを知り、信念倏ち遮害して頓に入会を断ずる。大勢なるを以て茲に積尊冒瀆の恐れを謹むに忍ず、敢て事犯の実況を具し以て会監（台狓下）に御復牒報願次第に御座候。（中略）

日本菩提会副会長日置黙仙は其職を奉行すべき能任なきを以て大小の事皆少壯職員の無理妄整ずるを、愛知協賛会吉田禄在一派の機として、菩提会の実権を握らん事を務むるを、会計部の中村勝契初め少壯職員知らず識らず其情実に纏められて菩提会の実権を奪はれ、且之を願使せらるゝを曉らざるのみならず、反つて其非行を容易ならしむる事を努むるを以て、日本大菩提会は吉田禄在一派の菩提会觀ある事実枚挙に遑あらず、今其二三を啓して之を證する左の如し。

覚王殿御敷候補地調査を、菩提会副会長は其標準を設けて協賛会副会長に托したり。

協賛会は御敷候補地調査の附托を受け、副会長初め会内役員打揃つて実地調査に実施せり。

敷地選定委員会に対し現菩提会職員の為したる調査報告に、

寄附出願地拾壹個所の多きある中に就き、標準合格地只だ月見坂壹個所あるのみ。其他は皆不合格なりとて、月見坂以外の書類一も出さるを以選定委員は止むを得ず之を受くる事に決したりと聞く。（未完）

覚王殿問題協議会（明治36年6月26日）

日本大菩提会の革新並に寄附金募集上に関し、市長青山朗氏は既記の如く昨日午後三時より支部選出県市會議員協賛会を市會議事堂扣室に於て開会せり。出席者は二十余名にして青山市長は開会の挨拶を述べ、次で菩提会の革新に関し大菩提会の負債十三万六千円は調査委員を挙げて精細に調査せしめ、其結果支払ふべきものは之を支払ひ、支払ふべからざるものは支払はざる事、各宗管長をして全国仏教徒に対し寄附金募集に尽力せしむる事、会計監督として松方伯を推戴する事等を述べ、次に吉田禄在氏は協賛会副会長として同会の来歴より覚王殿敷地選定に関する顛末等を詳述し、夫れより各員より種々の質問起り、吉田、青山両氏より之れが説明を為したるが、同日は出席者少数のことゝて、更に近日再び協議会を開くことに決し午後六時過ぎ散会せり。

覚王殿敷地選定に関する親理願（承前）（明治36年6月26日）

日本大菩提会職員及敷地選定委員の為したる不法行為は、前述の如く単に已々別々の敗徳汚倫にあらずして、何人と雖も其の神聖にして犯すべからざる主権（？）を相共に謀りて濫用したる一大

事犯なり。故に本願菩提会職員の行為に触る、項目は之を菩提会職員に、選定委員の行為に触る、項目は之を選定委員に、各其當目に就き御審問成し降され各其答弁する処を対照せられ候。得は即ち其共に謀りて此一大事犯を為したる事実、自から明瞭仕るべく候。然し事犯過大にして其共に謀りて共に犯したる混行犯なるを以て事々局責し難きに乘じ、或は大地震動的事務荒蕩に紛する答弁を為し、且願人申立事実を曖昧又は私憤に仮犯して反訴の状を具する等、自から其職責に任せず無耻無惡の行動を為し、宗憲宗制宗規等に定らる罰則適条を逸するが如きに際せば、主様濫用(?)の一大事犯を為したる大責に任じて御制裁処分成し降され

度候。最も願人に於ては各其不法行為をなしたる證據保全仕居候間、御前に於て對審仰付られれば速かに徵證申遂ぐべく候。其殊に是の如く事実を具して親しく御履牒奉願本意を徒らに職員等の懲戒処分を望むにあらず。真に釈迦牟尼如来の恩徳を信心歡喜して報じ奉る大衆の至誠通じて報恩する機に合せしめられんことを願ふにあり。(中略)右事犯を覆牒せられ直ちに敷地選定委員会の決議を破却し、以て先づ名古屋市及其地方信徒の大衆挙げて歎び報じ奉る志を受け、真の釈迦牟尼如来の御遺形を奉安護持し其聖徳を顕揚し、国民の道義を涵養すべき光明に照され候様御処理成し降され度云々。(完)

菩提会組織変更の議〔明治36年7月15日〕

暹羅公使稻垣滿次郎氏は不日東京より來名、覺王山日暹寺(仏骨

奉安堂)建設事業の件に付當市有力者と協議する所あるべしと云ふが、同氏の意見は場合に依り現時の日本大菩提会を閉鎖せしめ、更に一団体を組織して法務は各宗派管長交替にて司らしめ、會計其他事業に關する俗務は専ら僧侶以外の手にて取扱はしめんとするにある由にて、此議には東京の有力者松方伯始め大倉喜八郎其他の諸氏賛成し居れば、場合に依りては松方伯を顧問とするに至る可しとなり。

●菩提講の協議会 日本大菩提会愛知協賛会の行動に慚焉たる野村朗、伊藤清助、伊藤万蔵、祖父江重兵衛、村瀬立斎、森栄七其他有力者諸氏の發起に係る菩提講の一派は、昨日午後四時より上長者町大清に集合して、覺王殿建築事業翼賛の件及暹羅公使稻垣滿次郎氏來名に付、打合せ等の件を協議せり。

西蔵探險者の携帶品陳列〔明治36年7月15日〕

日本大菩提会にては、今明両日當市裏門前町の同会本部内に、河口慧海師の西蔵より携帶せし物品を陳列して一般公衆の觀覽に供する由。因に同師の同本部に於ける西蔵談は、明十六日午後二時より開催の筈なり。

日暹寺創立問題〔明治36年9月15日〕

覺王山日暹寺創立につき大菩提会にては其後各宗派に交渉中なるが、今日までに同意の調印したるもの左の如し。

天台座主三津玄深、天台宗寺門派長吏直林寛良、同宗真盛派管

長石川覚湛、真言宗長者長宥匡、浄土宗西山派管長勝川勝善、臨濟宗建長寺派管長釈宗演、同宗円覚寺派管長釈宗演、曹洞宗管長森田悟由、真宗大谷派管長大谷光瑩、同興正寺派管長華園沢称、同仏光寺派管長渋谷微妙定院、同出雲路派管長藤善聰、同誠照寺派管長二条秀源、同三門徒派管長平光円、同山元派管長藤原善住、時宗管長河野寮龍、融通念仏宗管長清涼得善、法相宗管長泰行純、華嚴宗管長佐保田善円、真言律宗管長佐伯泓澄

而して未だ調印せざるは真宗本派、本願寺派、真宗木辺派、同高田派、並に京都臨濟宗七派、近江臨濟宗永源寺派、黄檗宗及び日蓮宗の十宗派なるが、日蓮宗は臨濟各派及び黄檗宗が調印することとなれば速かに調印すべしと云ひ居り。又た真宗木辺派、高田派は本派が調印せば調印すべしと云ひ居る由。又臨濟宗南禅、建仁、東福、天龍、相国、妙心、大徳の七派及び永源寺派、黄檗宗は此程日暹寺創立発企者として調印せざることを決議せしが、其の後再三大菩提会よりの交渉に依り再度協議を為すことなり。明十六日建仁寺に於て協議会を開く筈なるが、三十三派に悉く調印せしむるは到底覚束なからんとなり。而して大菩提会にては日暹寺創立発企者調印を始め寺号公称願勸募願等に調印の揃ひたる上にて、京都に於て各宗派会を開き其議決を以て内務省に出願せん筈なり。尚ほ日暹寺創建予算総額は五十万円にて、是れに對する収入は二十二万五千円愛知県下より二十七万五千円は其他全国各地方より募集する見込の由にて、其期限は三十八年より向ふ三ヶ

年間を期するものなりと云ふ。因に稲垣公使は、再昨日午後京都着列車にて来京し本派本願寺に到り、日暹寺創立発企者連署調印に付、再度協議する処ありたるよしなるも、同派は既報の如く調印する能はざるの答を為したる由。而して同公使は同夜東上せしが、暹国に帰任の際日暹寺創立の内務省許可を握りて、是れを國王への御土産にせん意向にて調印の爲めに奔走し居るなりと。

日暹寺創立問題（明治36年9月26日）

覚王山日暹寺創立発企に關し内務大臣へ差出すべき請願書は、仏骨渡来の當時同盟奉迎したる三十三宗派の管長が悉く調印するに非ざれば、内務省は受理せざるより前日来大菩提会日置副会長は来京、三十三宗派管長を歴訪して調印を求めつゝあるが、三十三宗派中本派本願寺は調印に応じ難き旨回答したる事既報の如し。本派の態度既に然りとせば真宗高田派、木辺派も亦調印せざるべしと云ふ。又臨濟宗の南禅、東福、建仁、天龍、相国、妙心、大徳の七派、近江の永源寺派、黄檗宗、都合九宗派も去月廿八日会議の結果断然調印に応じ難き旨回答せし事既記の如し。然るに日置副会長は再度非調印の一案八派に對し運動する所ありたる結果、去る十五日非調印の一案八派は再度の會議を開きたる末、在来九宗派一致の態度を止め各自適宜の意見にて調印の諾否を決すべき事とし、其回答は昨廿五日限り為すべしと決議せしが、爾来一宗八派各自本山に於て重役会を開き此問題に就て協議しつゝありしに、妙心寺派は他派に先ち調印を為すことを決議したりしか

ば、他の一宗七派の執事は去廿二日南禅寺に会合し種々協議する
 処あり。終に将来仏骨奉安事業に関する大菩提会並に新たに起る
 日暹寺創立の諸経費に就ては、同名連署の各宗派の所為に一任
 し、一宗七派は調印せず一切関係せざることと為すも、仏骨に対
 し崇敬の意を表する為め實力の及ばん限り其経営に対し相當の寄
 附金を為し、又末派の寺院檀信徒にも論達し寄附を奨励すること
 とし、大菩提会の負債も負担すべき事を決議し、出席の一宗七派
 の執事より其旨日置副会長に回答する事に決したり。而して其一
 宗七派の執事より日置副会長への回答書全文は左の如し。

拝展 今般日暹寺御創建に付、該願書に対し弊宗派等管長へ連
 署調印可致旨、数回御請求相成候処、

釈尊御遺形奉遷以来の歴史に徴するに、本件は奉迎當時の如く
 各宗派共同して有終の美を告ぐることは頗る難事かと存候。殊
 に今後の御経営に付ては弊派等は目下派内諸般の宗無多事にし
 て克く其口尾に附し事に當るの余地なきのみならず、却て御經
 営事業の進行上に累を及ぼすやの嫌ひ尠からずと確信致候。依
 て弊派等は乍不法盟左記各項の義を負ふに止め、
 一御遺形に対し崇敬を表する為め弊派等實力の許す限りは相當
 の寄附金を為す事

一今後の御経営に対し弊派等寺院檀信徒へ寄附すべきの旨論達
 を発する事

一今後の御経営に対し弊派等寺院檀信徒間に涉り菩提会又は日
 暹寺の名称を以て寄附勸募相成るは異議なき事

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

今後御遺形奉安事業に係る菩提会又は日暹寺新設等諸般の御經
 営は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、一切関係不申
 事に致度候。間右宜敷御承認相成度此段命に依り及御回答候
 也。 敬具

要するに日暹寺創立発企請願は既に連署調印したるは、

天台宗座主、同寺門派、同真盛派、真言宗長者、浄土派西山
 派、臨濟宗円覚寺派、同建長寺派、曹洞宗、真宗大谷派、同興
 正寺派、同仏光寺派、同出雲路派、同誠照寺派、同三門徒派、
 同山元派、時宗、融通念仏宗、法相宗、華嚴宗、真言律宗、臨
 濟宗、妙心寺派

の二十一宗派にして、未だ調印を為さざるは、

真宗本願寺派、同高田派、同木辺派、黄檗宗、日蓮宗、臨濟宗
 天龍、相国、建仁、南禅、東福、大徳、永源

の十二宗派なり。左れば日置菩提会副会長は近日黄檗宗及び在京
 都臨濟六派（東福、南禅、相国、建仁、天龍、大徳）、近江永源
 寺派の未だ調印せざる各派に対し最終の運動を為す由。尚ほ在京
 都の臨濟六派、黄檗宗をして調印せしむる運動応援として、鎌倉
 円覚寺兼建長寺派管長釈宗演師は本月末入洛する由。尤も非調印
 の一宗七派管長も日暹寺創立請願書には副申なす筈なりと。

日暹寺創立彙報（明治36年9月29日）

日暹寺創立につき各宗派会を京都に開会の予定なりしも、聞く所
 に依れば日暹寺創立に対して賛同調印せしは、昨年八月建仁寺に

於ける管長会にて概して名古屋に賛同せし宗派にして、調印せざる宗派は概して京都にあれば宗派会を京都に開く理由薄弱なりとて、内務省が日暹寺創立を許可するや直ちに名古屋に於て開設することに予定されたる由。而して右は遅くも来月十日までに開会し稲垣公使帰還までに決議を為す見込の由にて其の議案の二三は左の如し。

月見坂土地寄附受納の件、日暹寺制規、評議員会規則、日暹寺創立勸募規程、日暹寺創立設計及予算、顧問、輪番、執事各職制

▲既記日暹寺創立請願書に調印せざる臨濟七派、黄檗宗各管長は左の如く同寺創立承認の書面を差出したるが、大菩提会にては本派本願寺の連署せざるに關しては承認書を求めず同寺よりの回答書を添へて内務省へ差出す由。

日暹寺創立出願に附承認書

一 今般日暹寺創立出願の件は同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、異議なきは勿論一切關係無之候也。

右

明治三十六年九月廿六日

黄檗宗管長	佐伯蓬山 [㊦]
臨濟宗東福寺派管長	濟門敏中 [㊦]
同 建仁寺派管長	竹田黙雷 [㊦]
同 相国派管長	中原東岳 [㊦]
同 南禅寺派管長	藤田毒湛 [㊦]

同 大徳寺派管長 菅 広 州[㊦]
同 永源寺派管長 高木龍潤[㊦]

同盟各宗派管長猊下御中

▲日蓮宗にては臨濟各派調印せば調印を為すべしとのことなりしに、臨濟宗の鎌倉建長、円覚二派京都の妙心寺派調印せしに付、遂に調印することと為りたるよしにて、三十三派中非調印は左の十一派なり。

真宗本派、同高田派、同木辺派、黄檗、臨濟七派

日暹寺制立願〔明治36年10月4日〕

日暹寺創立請願は三十二宗派中、真宗本願寺派、同木辺派、臨濟宗東福、南禅、建仁、相国、天龍、大徳、永源の七派、黄檗宗の十宗派を除き二十三宗派が調印し、愛知県知事を経て内務省へ進達する筈なるが、目下右願書に信徒總代として東京にて渋沢栄一、大倉喜八郎両氏外三名、名古屋に於て小栗富次郎外四名、都合十名の調印を求め居り。

覚王山日暹寺の制規〔明治36年10月13日〕

覚王山日暹寺創立請願去五日其筋へ提出したるが、意外に抄行きて今日の模様にては四五日中に許可の沙汰あるべき模様の由なれば、従つて同寺創立に關し當地に開く同盟各宗派会は意外に早く開会する運びに至るべしと云へり。而して同寺の宗制寺法とも云ふべき制規なるものを聞くに左の如し。

制 規

暹羅国皇帝陛下より釈尊御遺形并に御尊像を本邦仏教徒に頒賜せられたるに付、大聖世尊の洪恩に報じ寄贈。皇帝陛下の勅旨に答へ宗教を宣布し国光を顕揚せんが為め創立せられたる寺院にして天台宗、天台宗寺門派、天台宗真盛派、真言宗、浄土宗四山派、臨済宗妙心寺派、臨済宗建長寺派、臨済宗円覚寺派、曹洞宗、真宗大谷派、真宗高田派、真宗興正寺派、真宗仏光寺派、真宗出雲路派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派、真宗山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華嚴宗、真言律宗に属する者なるを以て関係宗派商議の上左の条々を協定し、之を覚王山日蓮寺の制規とす。

第一条 日蓮寺住職は其任期を一ケ年とし、左の順序に従ひ関係宗派管長順次之を任命するものとす。

天台宗座主	三津玄深
天台宗寺門派管長	直林寛良
天台宗真盛派管長	石川寛湛
真言宗長者	長宥匡
浄土宗西山派管長	勝川相善
臨済宗妙心寺派管長	関実叢
臨済宗建長寺派管長	积宗演
臨済宗円覚寺派管長	积宗演
曹洞宗管長	森田悟由
真宗大谷派管長	大谷光瑩

真宗高田派管長 常盤井堯熙

真宗興正寺派管長 華園沢称

真宗仏光寺派管長 渋谷微妙定院

真宗出雲路派管長 藤善聴

真宗三門徒派管長 二条秀源

真宗誠照寺派管長 平光円

真宗山元派管長 藤原善住

日蓮宗管長 浜日運

時宗管長 河野寮龍

融通念仏宗管長 清涼得善

法相宗管長 泰行純

華嚴宗管長 佐保田善円

真言律宗管長 佐伯泓澄

但任命すべき當番宗派の管長にして欠員又は事故の為に任命すること能はざる時は通次次番を當番とす。

第二条 日蓮寺輪番住職は執事一名理事二名をして庶務を処理せしむ。其任期は一ケ年とす。

但し理事一名は関係宗派の評議員会之を選任し其任期を三ケ年とす。

第三条 日蓮寺信徒の互選により信徒総代十名を置く。

第四条 日蓮寺は関係宗派一千ヶ寺に一名の割合を以て評議員を選出し、評議員会を組織し其任期は三ケ年とす。

評議員会規定は別に之を定む。

会期は毎年三月五日より同月十日迄とす。

評議員会に提出すべき事項

一 寺産管理の方法

二 毎年度の収支予算

第五条 評議員会は顧問三名を関係各宗派管長の中より撰出し、其任期は三ヶ年とす。

第六条 輪番職は毎年四月一日に交代し、新任をして日暹寺を統管すべし。

第七条 日暹寺輪番職は評議員の決議を経て関係管長の許可を得るに非ざれば、負債を起し其他財産上の処分を為す事を得ず。

第八条 日暹寺輪番職は毎月其収支決算書を調製して、関係宗派管長に報告すべし。

第九条 當番宗派管長は輪番職中事務の請願文書の往復等に與書するの義務を有す。

第十条 日暹寺執事は輪番職に依り撰任せられ其旨を承け寺門の内外の事務を執行す。

第十一条 日暹寺理事二名の内一名は輪番職之を任命し関係宗派評議員より撰出す。

第十二条 日暹寺信徒総代は収支決算等財務に参与し寺門外護の□□を有す。

第十三条 日暹寺顧問は寺門の内外と協商して財務二途の円満を計る責任を有す。

第十四条 日暹寺職員は寺産明細帳并に仏具什器の台帳を設備し混乱なく引続を了するの責任を有す。

第十五条 日暹寺輪番職并に職員違規あるに際しては、在籍宗派の規定に拠り當該宗派管長懲戒処分を為すものとす。

第十六条 制規は評議員会三分の二以上の賛成を得て関係各宗派管長の承認を得るに非ざれば変更するを得ず。

日暹寺創立準備会（明治36年10月16日）

別項（第四面）所載の如く十二日附を以て其筋より許可ありたる覚王山日暹寺創立願認可書は、一昨日本県より出願者に交附せし由に付、来る十九日稲垣公使帰任の途次来名を待つて、當市の各寺院住職及愛知協賛会幹事、賛助員等は七ツ寺明治館に於て創立準備に関する協議会を開き同公使にも臨席を請ふ筈なり。

日暹寺創立認可（明治36年10月16日）

既報の如く日置菩提会副会長より本県庁を經由し、内務省宗教局に認可申請中の覚王山日暹寺創立の件は、同局にて願書調査の結果、去十二日附を以て認可の指令を下したり。而して既記同寺の寺法たる制則十六箇条は目下宗教局に於て調査中なれば、是亦遠からず認可せらるべく、従つて関係各宗派は近日當市に宗派会を開き創立事務を進行する筈なり。因に右創立願に添へたる明細帳及び建築予算は左の如し。

明 細 帳

尾張国愛知郡田代村 覺王山 日 暹 寺
 一、本尊 釈迦牟尼仏 一、開創 明治三十六年中聯合各宗派協同開創

一、由緒 明治卅三年中暹国王陛下より、本邦仏徒へ御頒給せられたる印度 波縮領藍毘尼国間の西南五里余の地に於て、英人ベツペ氏の発掘せる八大舎利塔中、第五塔に奉安せる釈尊御遺形の一分と、同王室伝来の降魔形の金製坐像を奉安護持する為め、淨地を下して聯合各宗派の建護するものなり。

一、境内地 一万二千六百坪 一、境外所有地 十万七百七十坪
 一、信徒 十万五千人 一、管轄総距離 三十五町三十二間
 収支予算 ▲菩提門（七間、四間） 一万五千元 ▲外周土塀 六千二百二十五円 ▲西北院（四間） 五万四千元 ▲同周口塀 三千三百円 ▲同唐門（三間、一間） 二千四百円 ▲参拝堂（十一間、八間） 八万八千元 ▲本堂（十五間、十二間） 十八万円 ▲同口（二間、三十五間） 二万五百円 ▲客殿（五間、五十間） 三万三千七百五十円 ▲事務所（十間、二十五間） 四万三千七百五十円 ▲庫裡（八間、十六間） 一万九千二百円 ▲廁（二ヶ所） 四百八十円 ▲物置納屋（四間、十六間） 一千二百八十円 ▲諸雜費及予備金、四万二千百十五円 ▲合計五十万円
 一金五十万円、寄付金総額 内金廿二万五千元、愛知県下現在寄附申込高、明治卅六年六月より卅七年末月迄歳入、金廿七万五千元同卅八年より同三ヶ年間、各府県管附募集高

日暹寺の維持方法（明治36年10月20日）

日暹寺創立は既報の如く内務大臣より許可されたるが、右に付各宗派会の開会期日も不日決定を見る筈なるが、開会は既報の如く當市なるべしとなり。而して日暹寺に関する維持予算なりと云ふを聞くに左の如し。

収入の部

一金二万四千八百七十五円也 經常収入総高

内 訳

一金八千円 賽物其他雜收入

一金一千二百五十円 春秋彼岸仏供米見積高

一金三千六百廿五円 法要回向料雜收入

一金六千円 永代祠堂收入

一金六千円 信徒特別投志收入

支出の部

一金二万四千八百七十五円也 經常支出総高

内 訳

一金四千五百円 仏前用經費

一金二千元 輪番住職以下職員衣資

一金二千七百廿円 交 際 諸費

一金二千五百円 常詰僧侶等見積手當

一金千二百円 顧問員衣資

一金二千五百五十円 諸 雜 費

一金二千四百円 予 備 費

一金六千円

積立金

日暹寺創立許可書〔明治36年10月20日〕

既記覚王山日暹寺創立許可書は、昨十九日日置菩提会副会長代理、同理事佐竹法律師、愛知郡役所に出頭の上之を受領したる由。

寺号認可祝賀会〔明治36年10月25日〕

覚王山日暹寺の創立及寺号は既記の如く去十六日其筋より認可ありたるに付、同寺建設地愛知郡田代村月見坂日暹寺用地にて、今廿五日其祝典を挙行し各種余興の催をなす由。

寺号許可の祝典〔明治36年10月27日〕

既報の如く愛知郡田代村に於ける覚王山日暹寺々々号許可の祝賀会は、一昨廿五日午後一時過ぎ同敷地に於て挙行、高等官、公職者、新聞記者、其他参列員夫々所定の位置に着き、日置菩提会副会長祝詞を朗読し、期成会長加藤慶二氏答詞を朗読して式を終り、附近村落より寄贈の松樹の木曳あり。寺号認可書は唐櫃に蔵め、各宗取締総代稚児百余名にて菩提会より奉送し来り。日置副会長以下之を出迎ひ読経の式あり、午後四時過退散したり。因に當日は各種の余興ありて頗る盛会なりき。

御遺形奉遷記念法会〔明治36年11月11日〕

當市浦門前町覚王山日暹寺にては、明後十三日より十七日まで釈尊御遺形奉遷一週年紀念法要修行の筈にて、修行日割は十三日日蓮宗、十四日曹洞宗、十五日臨濟宗、黄檗宗、十六日天台宗、真言宗、十七日浄土宗、真宗の筈なり。

各宗派会議〔明治36年11月12日〕

日暹寺創立に關する各宗派會議は、弥よ来る十二月一日を以て名古屋大菩提会本部に於て開くこととなりしを以て、日暹寺創立同盟宗派管長并に同盟各本山重役出席あり度旨、日置大菩提会副会長より夫々通知したり。議案の重なるは日暹寺制規細則、日暹寺住職輪番及び執事重役規則、大菩提会事務を日暹寺創立本部へ引続の事等なり。

日暹寺住職の輪番順次〔明治36年11月25日〕

覚王山日暹寺の住職は同盟宗派の管長各任期一ケ年に交番の筈なるが、其交代月は毎年十一月と定めたり。其輪番順次は南都三山を除く外は、立教開宗の順を以てする事となりし為め、既記の如く天台座主吉田源応師始めて就職する事となりしなり。尚明年の輪番は天台宗寺門派三井寺長吏円満院門跡の筈なれど、目下欠員なれば明年迄に就職者なき時は真盛派門跡西教寺住職石山覚湛の順序なり。尚其以下の順序は左の如し、

真言宗長者、浄土宗西山派、臨濟宗妙心寺派、同建長寺派、同

円覚寺派、曹洞宗、真宗大谷派、同高田派、同興正寺派、同仏光寺派、同出雲路派、同誠照寺派、同三門徒派、同山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華嚴宗、真言、律宗

各宗派會議々案〔明治36年12月4日〕

日本大菩提会本部に於て開会すべき各宗派管長會議は予記の如く一昨二日裏門前町万松寺内の本部に開会せしも、當日は単に議長の推選のみにて閉会（妙心寺管長代理前田誠節師議長となる）したるが議案は左の如し、

第一号議案

日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し同寺創立の事業及寄付金募集の事務を担当するものとす。

覚王山日暹寺と日本大菩提会と會計を別途にする事。

第二号議案 日本大菩提会々則改正案

第一条中 名古屋市を「日暹寺内」とす。第三条第一項中の堂宇を削り「由日暹寺」の四字を入れる。第四条中 殿宇を削り「由日暹寺」の四字とし次行「会」の字を「資」に改む。第五条「ス」字を削り「シ総て日暹寺信徒とす」と改む。第八条第一号「会長は日暹寺住職之に當る」と改む。第十一条「一奉仕部」の四字を削る。第十四条「評議員会は日暹寺制規に依り撰出せられたる評議員を経て之を組織す」と改む。

第三号議案 日暹寺制規施行法案

第二条 但書所定理事薦挙の件、第五条 所定顧問薦挙の件、

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

第十条 第十一条に規定する処の住職の選任すべき執事、理事にして若し他宗派より選任したる場合は所属宗派管長の同意を求むべし。

第四号議案 日暹寺制規改正案

第四条 日暹寺評議員は各宗派寺院住職以上の僧侶中に就き、其職員数は宗派末寺数に応じ、左に記載の割合を以て之を定め、関係各宗派管長各別に任命せらるゝものとす。但し評議員の任期は三年とす。

五千ヶ寺以上の末寺を有する宗派二人

五千ヶ寺以上の末寺を有する宗派一人

第五条 評議員会毎年三月之れ開く、評議員会規程は別に之を定む。

第六条 評議員会に提出すべき事項左の如し。

寺産管理の方法△毎年度會計收支予算△其他日暹寺住職に於て必要と認むる事項

第七条 會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす。

現行第五条を第八条とし以下条を順次繰下ぐ。

第五号議案 同上

第三条 日暹寺信徒惣代は當番住職之れを選任し該信徒の所属宗派へ通知すべし。

第八号議案 「月字」を「年字」に改む

第六号議案 日暹寺住職の晋山式に関する經費の予算を決定し

置くこと。

尚ほ當日未着の人々も多かりし由なれば、予記の如く昨日の月見坂見分に続いて今日直ちに会議に移得るや否は未定の由なり。而して一昨日出席の人人は左の十三師なり

曹洞宗管長代理 日置黙仙、妙心寺派管長代理 前田誠節、高田派委員 長岡大仁、安藤蹄微、天台宗委員 木村観山、大久保良俊、曹洞宗委員 大仏輔教、妙心寺派委員 青山宗観、釈等願、西山派委員 長谷川観石、興正寺派委員 三原俊栄、時宗委員 河野良心、大谷派委員 関地良成

尚ほ議案説明の爲め番外として列席なつべきは左の四師なり。

中村勝契、佐竹法津、大野美恵丸、丹羽円

各宗派会議決の要項 (明治36年12月10日)

當市裏門前町日本大菩提会本部 (万松寺) に於て開会したる各宗派会議にては、既記の如く調査委員及び交渉委員の報告並に第二、第六の両議案を審議したるが、会計調査委員の調査結果にては菩提会々計の上に何等不都合の廉なく、唯同会前主計の在任中諸勘定帳簿の不整頓にして諸支払の領取證等同会の経費を證すべき材料なきにより、斯は整理の未了なるものと認むるの外なしと云ふにありき。又交渉委員の調査したる結果によれば積尊奉遷以來、成績に於て何等の見るべきものなきは必竟本問題に関して責任を負荷すべき責任者が最も無責任なる態度に出で、不信を全般に買ひし爲めなりとの事なりき。而して第二号議案は原案の如く

之を可決し、菩提会々則第八条改正案即ち副会長二名を置くの件亦之れを可決し、会則により日暹寺住職吉田源応師会長となり、副会長の一名は前副会長日置黙仙師、他の一名は前田誠節師を選任し、更に、

負債処理の件、菩提会革新の件、日暹寺経営の件其他各宗派会議に於て決定したる事項遂行の件

は委員五名に囑託し、来る明治三十七年六月三十日までを一期として実行する事に決し、其委員長に前田誠節、委員に三原俊栄、長谷川観石、大久保良俊、関地良成の諸師を推し、第六号議案 (日暹寺住職晋山式に関する経費予算) も亦原案に決したり。

日暹寺仮道場問題 (明治36年12月20日)

覚王山日暹寺創立と共に當市裏門前町万松寺の仮奉安殿を日暹寺仮道場に充て、日本大菩提会本部も依然同寺内に置けるが、此頃に至り万松寺住職吉川義直師より吉田日暹寺住職に対し、同寺貸供に關する約款につき二三の要求をなし数回の交渉を経たるも要領を得ざる爲め、吉川師より公定の手続を以て日置菩提会副会長に対し契約不履行に因る契約解除の通知を發するに至り、從て巷間には仏骨は差押へられたりなど無根の妄説を流布するに至りたるに、其茲に至りたる事実の真相を略記せんに積尊奉遷の當時、市内に仮奉安殿を設けんとて愛知協賛会に於て各所に交渉したる際、吉川万松寺住職より同寺が維持費にも差支るほどにて空しく荒廢に帰せん状態なるを憂へて、特に仮奉安殿に貸供せんことを

提言し、菩提会及び協賛会と交渉したるより、協賛会の吉田禄在氏交渉の局に當り、菩提会亦承諾を与へ、更に吉田氏より徳川家の承諾を得て、吉川義直師と吉田禄在氏との間に覺王殿建築迄の期限とし使用料は任意として貸借契約を締結し、菩提会は任意を以て一ヶ年使用料二百円を万松寺檀徒総代に交附する事として、茲に吉川対吉田間の契約なるもの成立し、従つて菩提会は更に吉田禄在氏より転借する事となりたり。(未刊)

日暹寺仮道場問題 (承前) (明治36年12月23日)

大菩提会が万松寺使用料二百円を万松寺檀徒総代の請により住職吉川義道師に交附せざる約を結びたる事は、甚く吉川師の感触を害したるものか、將た又他に事情の存する訳か、兩三月前菩提会に貸供契約締結を迫り、更に先月に至り吉川師は菩提会又は協賛会との關係を離れて直接日暹寺住職吉田源応師と同寺貸供契約を結ばん目的にて、万松寺法類近藤得昇氏を介して先づ万松寺と日暹寺に貸供する事の認可を地方庁に受くる為め、願書を認め其願書中に毎月使用料六十円を受くとの条項を加へ、之れに日暹寺住職の連署を求めたり。然れども日暹寺住職は既に協賛会の吉田禄在氏より転借し居る事として、今更此願書に調印する謂はれなく、殊に當初菩提会より任意に年二百円の使用料を払ふべき承諾あるに係はず、突飛にも月六十円即ち年七百二十円の使用料を払ふべき約款を差附けられたる事として、断然調印を拒絶したり。加之も仮奉安殿設備其他菩提会本部を同寺に置く為めに全く荒廢した

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

る万松寺禪堂に金千有餘円を投じ、即ち間接に同寺の修復に向つて資材を投じたる事実あり、左なくとも六十円の借料は頗る多額に失するものと認めれば、此件に就ては菩提会よりも之が否認をなし、結局協賛会の吉田禄在氏に交渉すべき旨を確答したり。乃ち吉川師より吉田禄在氏に交渉し斯の如きは苟くも仏弟子として僧籍に在る人の徳義上なし得べからざるものならずやとの言下に排斥され、且つ當初徳川家の意向をも確め居る事なれば、先づ徳川家へ交渉の上更に同家の意向を確かむべしと決答したり。茲に於て近藤得昇氏外数名には徳川家々扶服部直衡氏に協議したり。然れども服部氏亦容易く之れに賛せざりしより、終に交渉の要領を得ず。仍て吉川師は法定の手續を以て本月十四日転借人の地位にある日暹寺住職吉田源応師に対して契約不履行に因る契約解除の通知を發するに至れるものにして、事は頗る簡單なる行掛に過ぎずして、加之も其間に種々魂胆の伏在せるものなり。因に菩提会は此任意に基く二百円の使用料は未だ支払ひ居らざる由。加之も吉川師に対して一金を交附せず檀徒総代に之れを交附する都合なりと云ひ居れり。(完)

日暹寺敷地纏まる (明治37年2月3日)

愛知郡田代村字月見坂に於ける覺王山日暹寺敷地は、曩に各宗派委員会にて決定以来地先に種々の紛議ありて、爾来兎角に纏まるに至らず。為めに日暹寺の建設如何をさへ問はるゝに至りしより、同地に敷地を定むる上に於て非常の運動をなしたる同村加藤

慶二、當市柴田半左衛門其他数氏は苦心に苦心を重ねつゝ、十数回交渉の末漸く此程に至り、決定敷地内の地主中に到底右数氏の交渉に応ぜざるものは如何とすべからざる事を確め、乃ち該敷地々域を北寄りに移して重に同郡鍋屋上野村の地内にて取込む事に計画を変更して、既に土工の準備に着手せし由。斯くて此建設事業も漸く其緒に就ける事なれば、此上ヨモヤ既往の如く荏苒日時を空過する事はなかるべしとなり。尤も此敷地の変更は各宗派会の協賛を経たるものにあらずとなれば、早晚多少の異議は起るならんも、今日の場合強ち差したる物議を惹起すに至るまじと云へり。

豊橋通信〔明治37年3月15日〕

三遠農学社東三支社の春期大会を来る十五日渥美郡野田村法華寺に於て開会する筈

▲愛知県□種検査所豊橋出張所に於て東三□種製造同業組合創立總會を開き出席者二百五十余名あり。組合定款及び卅七年度歳入出予算を議し役員を選挙を為したるに左の諸氏當選せり。

組合長藤田方作、副組合長杉江岩吉、評議員岩瀬芳太郎、神谷茂作、外山銀平、石田栄吉、加藤米太郎、野尻充平、小柳津藤治、山崎□吉、三田英保

戦捷紀念〔明治37年3月16日〕

本日愛知郡鳴海町光明寺に於て曹洞宗十余寺連合にて戦捷紀念を

執行する由。又同町瑞泉寺にては、交戦中例月陰曆朔日及び十五日の両夜を以て、組合寺院連合の同祈念並に浅井密成師の法話ありと。

日暹寺住職の更迭〔明治37年8月9日〕

覺王山日暹寺住職天台宗延曆寺住職吉田源応師は、今回満期退任に付去る五日同宗真誓派管長石山覺湛師其後任に就職せる由。

●覺王山日暹寺の地鎮祭 来る十五日午前八時より、愛知郡田代村（月見坂）の敷地に於て地鎮祭を執行し、仮堂の建築に着手する筈なりと云ふ。

愛知婦人国恩会記事〔明治37年8月10日〕

青山市長は同会的美挙を感賞し、玄米二俵を寄附せり。△同会にては会務拡張の爲め、来る十二日午後一時より當市四軒道淨信寺に於て演説会を開く由。△来る十五日午後一時より、裏門前町覺王山日暹寺に於て開く例会、並に戦死者追吊法会は市内の天台宗寺院総出にて修行し、演説其他福引をも行ふ由。

●同窓死没者法要 一昨日覺王山日暹寺に於て秋葉山住職日置黙仙師の導師にて、愛知師範学校同窓死没者の法要を営みたる由。

仏骨香具師の手に渡らんとす〔明治37年9月18日〕

曩に暹羅国皇帝の厚意を以て我が仏教信徒の渴仰を医すべく分与

されたる仏骨即ち御釈迦様の骨の欠片は、京都に覚王殿を建立して安置すべき筈なりしが、如何せん其歡迎の発頭人たる東本願寺は仏の事よりも借金取りの鬼に責めらるゝ地獄の苦しみを遁るゝ方法を講ずるに忙はしく、其他の諸宗門も今は熱心骨よりも冷かに醒め、一般の信徒は亦仏骨よりも戦死の骨を尊ぶ時節なれば覚王殿建立の寄附金茲に全く杜絶して、却つて歡迎其他の費用を立換へし高利貸しの鬼共に機会を与へ、仏骨を売買処分にして香具師の手に渡さんと犇くにぞ、初めて日本に來りたる仏骨は其肉身の時にさへ覚えざりし難に遭ひ、目下當市裏門前町の万松寺に託住居して辱を忍び在はせり。殊に大菩提会の副會長なる前田誠節は、京都妙心寺の基本金費消事件にて今や検事の取調べを受け居る有様なるが、之に就て一つの障りと云ふは、元來此仏骨たる暹羅公使稲垣滿次郎氏が其外交的政略を用ひて日本に於ける仏教の盛なる有様を大袈裟に吹聴し、暹羅皇帝の御機嫌に叶ひて分与の榮を得たるものなれば、今更そんな有様にては暹羅皇帝に対し申訳なく、公使としての信用にも影響する次第と頻りに彼地より外交文書の詰責状を送り來るより、發起人一同痛く恐縮し目下額を鳩めて仏骨の処分法に悩みつゝありと。嗚呼此れ末世末法仏を辱むるの極にあらずや。本願寺の坊主か、稲垣滿次郎氏が將た一般の仏教信徒か冥罰を蒙るべき者は誰ぞ、仏骨の処分法も無いものなり。

前田誠節等の拘引（明治37年9月20日）

京都妙心寺班金十余万円詐取事件にて、同寺議事前田誠節（六十一）、執事兼會計部長積等願（四十二）の二名は、十七日夜十二時頃公私文書偽造行使、私印盗用、詐欺取財の罪名の下に京都司法裁判所へ拘引せられたり。風説に拠れば私文書偽造行使とは管長関実叢の委任状を偽造し、仏骨を種に詐欺取財の目的を遂行したるものなるべく、公文書偽造行使とは妙心寺派議會常置委員が本年の春定期金庫の決算報告書に基き調査せんとせしに、當時前田は同寺の学林を文部省の認可学校とせん為め東上中なりしが、文部省より突然積會計部長に東上を促し來りしより、積は直ちに金庫の鍵を携へし儘東上したり、左れば常置委員会は止むを得ず報告を認め置きしが、今回金庫の検査を為したるに公債證書の紛失を発見したるに思ひ合すれば、今春文部省より積に対する呼出の電報は、全く金庫検査を遷延せしめんとするの窮策に出でし偽電なりといふにあるが如し。猶予審進行の上は種々新しき事件現るべしといふ。

覚王山日蓮寺彙報（明治37年9月22日）

△菩提会の負債　昨今仏骨を公売に附し香具師の手に渡すに至るならん杯との怪説既に新聞紙に掲載せられたるが、右に關し信徒総代某氏の語る処に依れば、仏骨歡迎其他に要せし費用即ち日本菩提会の負債に属する夫の十三万六千円は、其後京都方と十數回交渉談判を重ねたる結果、五万円に逋減することとなり、既に

其中へ三万八千円を交附したるを以て残額は僅かに一万二千円となり、此残額は全国信徒の寄附金を以て返還することに契約したれば、負債を返還せざるを理由として公売に付せらるゝが如きことあるべからず。右は畢竟何者か為にする所ありて、斯る怪説を流布せしものならん云々。△仮奉安殿の建築 我々信徒総代は本年二月全住職吉田源心師より御遺形奉安殿建築に就て相談を受け、同時に奉安殿建築委員を囑託せられたり。依て来る十一月十五日の遷座式挙行迄には必ず竣工せしむる誓約にて既に工事に着手したり。建築に要する一切の費用は一般信徒の寄附を仰がず、我々数名にて負担する覚悟なり。△敷地の登記に就て は総坪数十二万坪の中七万坪は既に本登記の手續を完了し、残り五万坪は仮登記の手續を終へたるのみなるが、未だ本登記を受けずとして既に仮登記を了せし。以上は徳義上決して彼是苦情ケ間しき事は云ひ出られざるべし。又實際今日の場合敷地全部の登記を受け置くの必要を認めざるなり。△菩提講と菩提会 の關係に就ては一身同体なるが如く伝ふる者ある由なるが、菩提講は寛王殿の建築に就て講員各自が出資して其一部分を建築するの目的を以て市内仏教信徒五百名を一問として組織せしものに係り、毫も菩提会には關係を有せず故に菩提会に何程の負債ありとも菩提講は更に關知する所にあらざるなり云々。

當十月十五日**釈尊御遺形奉安殿建設立柱式を執行す**〔明治37

年10月14日〕

十月十三日**覺王山日暹寺**

来る十一月十五日法奉遷執行に付、奉遷紀念会を組織し會員を募集す。会金三拾錢會員には紀念品を呈す。

但し会金は追て紀念品と引換に付ご注意を乞ふ。

名古屋市下長者町三輪常七方

十月十三日 奉遷紀念会事務所

菩提会の帳簿押収〔明治37年10月22日〕

目下公私文書偽造、私印盗用、詐欺取財事件にて拘禁中なる日本菩提会副会長前田誠節外一名の予審進行の結果、京都地方裁判所は名古屋地方裁判所へ向け、日本菩提会本部の諸帳簿押収方を囑託あり。数日前當地方裁判所の判検事は、當市裏門前町の万松寺内なる同会本部へ出張して一切の諸帳簿を押収したりと。風説に抛れば右帳簿取調の結果、新に一疑獄起るに至らんも知れずと云ふ。

釈尊遺形遷座式〔明治37年10月25日〕

覺王山日暹寺の信徒総代加藤重三郎、服部小十郎、柴田半左衛門、野村朗、加藤慶二の諸氏始め三輪常七、森弥七等の諸氏にて、月見坂に仮奉安殿を又日本菩提講員の人々に依りて庫裡を建築することに決し、其工事に着手したる趣きは既記せしが、今其

海軍一等兵曹 丹羽元三郎氏



建築するに至りし顛末を聞くに、積尊の遺形を京都より當市へ遷座してより既に数年の日子を経るも、堂宇を建築する模様なきより、本邦駐劄暹羅国公使は屢次當事者に迫り、万一日本に於て安置すべき堂宇を建立する能はざる事情あらば、其旨を暹羅国皇帝に直奏ありたし。左すれば本国に於ては自費を以て堂宇を建立せんと照会ありたるも、如何せん當事者は種々の事情ありて急速に堂宇を建設するに至らざるのみならず、前田誠節等の一派は再び京都へ遷座せんとの運動に着手したるより、信徒総代等は容易ならざる一大事となし直ちに協議会を開き凝議の末、前記七名にて他より寄附を仰がず仮堂宇を建築し、既報の如く来る十一月十五日を以て遷座することに決したる次第なり。右に付き菩提講にても四千余円を投じて庫裡を始め附属建物を建築することゝなりし由。尚ほ市内仏教信徒有志者は今回積尊御遺形奉遷紀念会を組織し、其事務所を當市下長者町一丁目三輪常七氏方に設置し、目下会員を募集しつゝあり。同会は日本菩提会とは全く無関係に

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

て遷座式の當日は充分の取締を為し、盛んに奉送する計画なり紀念会の規則は左の如し。

積尊御遺形奉遷紀念会々々則

- 第一条 本会は積尊御遺形奉遷紀念会と称す。
- 第二条 本会は事務所を名古屋市下長者町三輪常七宅に置く。
- 第三条 本会は仏教信徒男女の有志者を以て組織す。
- 第四条 本会々員たらんとするの信者は会金として金三十銭を納め、徽章並に紀念品を受取るべし。
- 但し徽章並に紀念品は会金と引換の事。
- 第五条 本会々員は入会の節、紀念として祖先の靈名一体を添へ申込るべし御奉遷後目を卜し本会独立紀念大法会を施行す。

附 則

- 第七条 本会は日蓮寺仮奉安殿建設に対し、会費以上の物品労力の寄附者を同一の会員にして取り扱ふものとす。

海軍三等兵曹 浅井鋭三郎氏



第八条 本会々員参列の心得左の如し、

一 会員は礼服にて徽章佩帯の事、一会員は十一月十五日午前九時迄に万松寺内仮道場へ参集の事、一会員は常日案内者の指揮を受け相當の列に入り供奉する事、一當日は尤も混雑を究むるに付、食事用意不行居各自御要意の事。

特別広告〔明治37年11月8日〕

十一月十五日積尊御遺形遷座式を執行す。

但同日午前九時三十分名古屋市裏門前町万松寺御発輿（雨天順延）

同十五日より二十一日まで各宗法要執行。

明治卅七年
十一月八日 覚王山日暹寺

積尊御遺形奉遷供奉御参列の御方は団体と個人とに拘らず奉遷紀念会へ御入会の上参列を乞ふ。

但会費金三十錢徽章及紀念品を呈す。

菩提会々員は同会の徽章佩帯の上規定の列に入り供奉せらるゝ事。

名古屋市下長者町三輪常七方

奉遷紀念会事務所

積尊遺形遷座式〔明治37年11月15日〕

當市裏門前町万松寺内にある覚王山日暹寺は、昨十四日午後一時より上棟式を執行し、次いで今十五日御遺形奉遷式を施行（雨天

順延）する筈にて、同日午前九時三十分仮道場なる万松寺発輿、

正午月見坂なる日暹寺に着の都合なり。而して其道筋は万松寺を出て門前町、末広町、鉄砲町、玉屋町、本町を東に曲り京町、中市場町、石町、鍋屋町、代官町、筒井町、東矢場町を経て、愛知郡千種町字池の内及び池下より蝮池の西堤を南行して田代村字月見坂に出で、正門に入り本殿に着すべしと。これが行列は先払、天童子、二十五菩薩、六金色旗、空也講、各宗尼僧、各宗学校生徒、奉遷紀念会々員、各宗派寺院（臨濟宗各派、黄檗宗、日蓮宗各派、真言宗各派、天台宗各派、真宗各派、曹洞宗、浄土宗各派、暹羅国公使、薬師、前住職、仏旗、宝輿、旗、現住職、奉迎使、各宗本山住職、各宗取締、官公吏、名誉職員、各新聞記者、菩提会々員、御花講員、御仏講員、菩提講員の順序なり。尚ほ心得として参列の僧侶は其宗派規定の正服を着用し、俗人は礼服を着用、参列者は靴又は草履を用ゐ凡て徒歩とす。但礼帽の外帽並に傘を用ゐることを許さずとの事なり。

◎暹羅公使の来名 本邦駐劄暹羅国公使は本日挙行の積尊遺形奉遷式に参列の爲め、今朝三時十七分笹島着の汽車にて東京より来名。名古屋ホテル投宿の筈に付、旧菩提会役員を始め有志者は同ホテルに於て式後懇親会を開催する筈なり。

暹羅公使の出発〔明治37年11月17日〕

滞名中なりし本邦駐劄暹羅国公使は、昨十六日午後二時四十五分笹島駅発にて京都へ向け出発せり。

成道会〔明治37年12月7日〕

明八日は釈尊出山の日なるを以て、愛知郡田代村月見坂なる日暹寺に於ては、當日各宗寺院の住職其他数十名にて大法要を営むべしと。